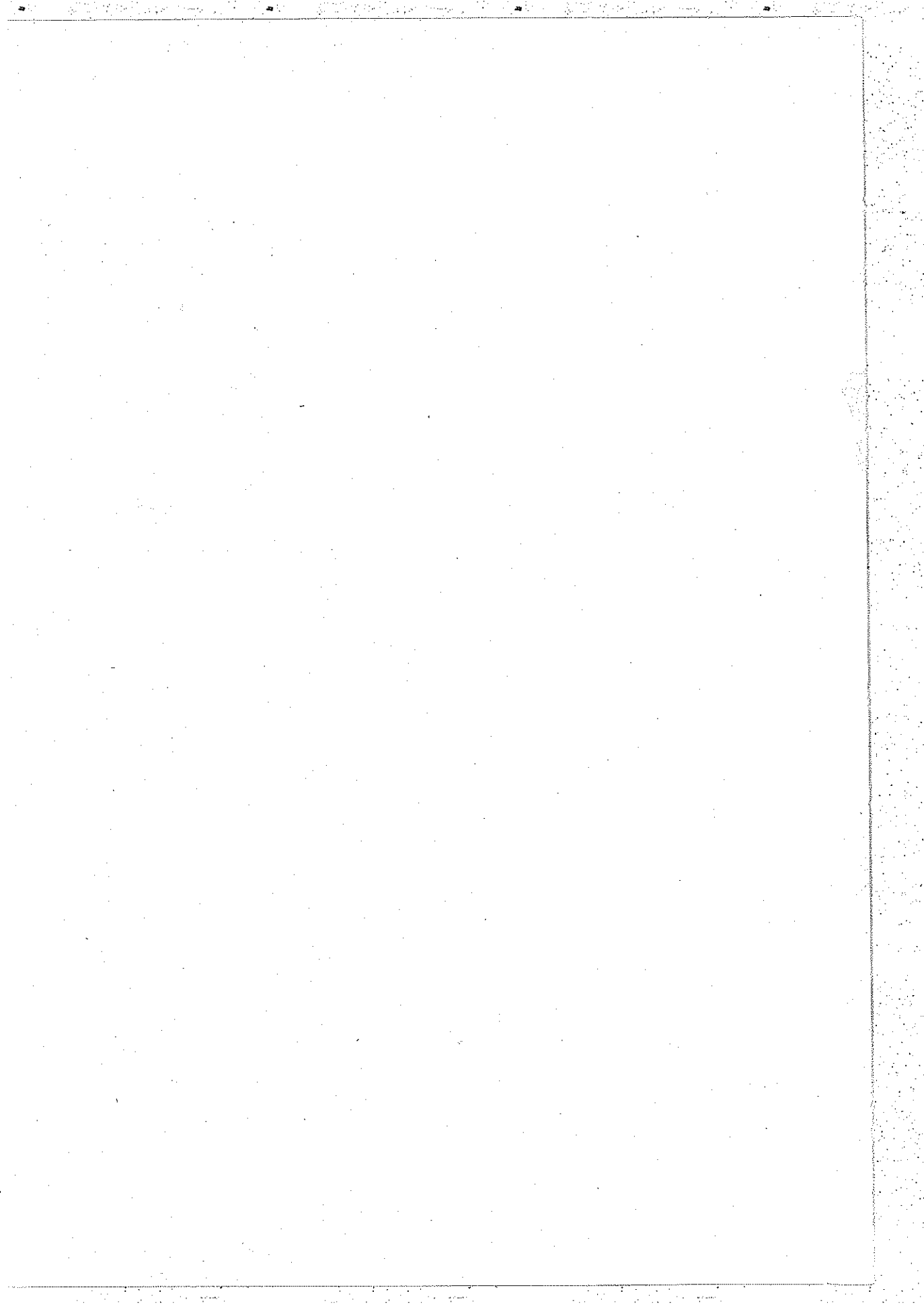


昭和49年3月11日開会  
昭和49年3月29日閉会

# 和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和49年3月11日(月曜日)第1日

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議 事 日 程	4頁
○ 開会宣告(午前10時35分)	5頁
○ 開 会 宣 告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(池辺秀夫君、三井正光君、中塚辰之助君)	5頁
○ 市長開会挨拶	5頁
○ 会期決定(3月11日~3月30日)	6頁
○ 日程第1 青年学級開設について	6頁
○ 日程第2 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	7頁
○ 日程第3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定について	9頁
○ 日程第4 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例制定について	12頁
○ 日程第5 和泉市幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	14頁
○ 日程第6 和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	16頁
○ 日程第7 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	17頁
○ 日程第8 和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	20頁
○ 日程第9 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	22頁
○ 日程第10 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	23頁
○ 日程第11 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例制定について	26頁
○ 日程第12 和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	28頁
○ 日程第13 昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	38頁
○ 日程第14 昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	47頁
○ 日程第15 昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	49頁
○ 日程第16 昭和49年度和泉市水道事業会計予算	50頁
○ 日程第17 昭和49年度和泉市病院事業会計予算	52頁

○ 以上17件一括上程	6~52頁
○ 昭和49年度市長施政方針	54~58頁
○ 日程第1から日程第17まで提案理由説明	59~82頁
○ 散会宣告(午後2時43分)	82頁

昭和49年3月14日(木曜日)第2日

○ 出席議員、欠席議員	85頁
○ 議事説明員、その他	85頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	87頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に、25番 藤原要馬君	88頁
2番に、18番 直村静二君	103頁
3番に、17番 山田清二君	129頁
○ 散会宣告(午後4時55分)	142頁

昭和49年3月15日(金曜日)第3日

○ 出席議員、欠席議員	143頁
○ 議事説明員、その他	143頁
○ 議事日程	146頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	147頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に、7番 田中包治君	147頁
2番に、3番 金沢勝君	158頁
3番に、16番 横田憲治郎君	163頁
○ 予算特別委員会設置並びに委員選任	175頁
日程第1より日程第17まで予算特別委員会に付託	
○ 散会宣告(午後2時45分)	176頁

昭和49年3月18日(月曜日)第4日

○ 出席議員、欠席議員	177頁
○ 議事説明員、その他	177頁



○ 議 事 日 程	180 頁
○ 開会宣告（午前 10 時 44 分）	181 頁
○ 日程第 1 昭和 47 年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について （決算特別委員長報告）	181 頁
○ 日程第 2 例月出納検査の結果報告について（収入役扱 昭和 48 年 11 月分）	193 頁
○ 日程第 3 例月出納検査の結果報告について（水道部企業出納員扱 昭和 48 年 11 月分）	203 頁
○ 日程第 4 例月出納検査の結果報告について（市立病院企業出納員扱 昭和 48 年 11 月分）	213 頁
○ 日程第 5 例月出納検査の結果報告について（収入役扱 昭和 48 年 12 月分）	223 頁
○ 日程第 6 例月出納検査の結果報告について（水道部企業出納員扱 昭和 48 年 12 月分）	233 頁
○ 日程第 7 例月出納検査の結果報告について（市立病院企業出納員扱 昭和 48 年 12 月分）	243 頁
○ 日程第 8 例月出納検査の結果報告について（収入役扱 昭和 49 年 1 月分）	253 頁
○ 日程第 9 例月出納検査の結果報告について（水道部企業出納員扱 昭和 49 年 1 月分）	263 頁
○ 日程第 10 例月出納検査の結果報告について（市立病院企業出納員扱 昭和 49 年 1 月分）	273 頁
○ 以上 9 件一括上程	193~273 頁
○ 日程第 11 財産取得について（市立鶴山台南小学校校舎）	283 頁
○ 日程第 12 教育委員会委員の任命について	284 頁
○ 日程第 13 昭和 48 年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第 6 号）	287 頁
○ 日程第 14 昭和 48 年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	337 頁
○ 日程第 15 昭和 48 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 4 号）	343 頁
○ 日程第 16 昭和 48 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 2 号）	350 頁
○ 散会宣告（午後 3 時 10 分）	378 頁
昭和 49 年 3 月 29 日（金曜日）最終日	
○ 出席議員、欠席議員	379 頁



第 1 日



昭和49年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上國治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

9番 出原武司君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	総務部長	坂口礼之助
助	兼水道部長事務取扱	辻忠夫	市民部長	小林一三
助	役	藤田利	産業衛生部長	宇沢清
収入	役	橋本炳	建設部長	中塚白

病 院 長	岩 崎 峭	推 進 調 整 課 長	淺 井 隆 介
病 院 事 務 局 長	竹 内 潔	"	富 田 宏 之
消 防 長	和 田 増 義	市 民 課 長 楠 佐	北 野 喜 平
總 務 部 理 事 (財 務 担 当)	庄 司 清	福 祉 課 長	山 村 昇
總 務 部 次 長 兼 市 民 稅 課 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	商 工 課 長	岩 井 益 一
同 和 對 策 部 次 長 兼 推 進 調 整 課 長 事 務 取 扱	森 保	農 林 課 參 事	青 木 太 郎
市 民 部 次 長 兼 保 險 年 金 課 長 事 務 取 扱	山 本 武 雄	保 健 衛 生 課 長	大 宅 清 臣
福 祉 事 務 所 長 兼 社 會 兒 童 課 長	内 田 繁	保 健 衛 生 課 參 事 (診 療 所 担 当)	山 本 亮 夫
産 業 衛 生 部 次 長 兼 農 林 課 長 事 務 取 扱	山 本 俊 兼	交 通 公 害 課 長	吉 田 利 秀
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	林 德 次	計 画 課 長	大 浦 行 雄
水 道 部 次 長	田 中 稔	土 木 課 長	中 尾 宏
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 藏	建 築 課 參 事	中 上 好 美
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	区 画 整 理 事 務 所 長	中 西 淳 富
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	開 発 課 長	白 川 保
人 事 課 長	門 林 六 男	地 区 改 良 事 務 所 長	逢 野 一 郎
財 政 課 長	北 野 敦 雄	会 計 課 長	片 桐 武 雄
資 産 稅 課 長	吉 田 日 出 男	營 業 課 長	高 橋 新 平
納 稅 課 長	吉 田 種 義	工 務 課 長	福 本 喬 久
庶 務 課 參 事 (広 報 担 当)	竹 田 明 郎	浄 水 課 長	岸 田 孝 二
隣 保 館 長	萩 本 啓 介	経 理 課 長	守 田 勇
推 進 調 整 課 長	生 田 稔	業 務 課 長	藤 原 光 夫

消防次長兼署長	南口主雄	学校教育課長	坂口雄一
監査委員	堀田徳治	指導課長	吉美豊
監査事務局長	西岡正志	社会教育課長	広岡史郎
選管委員長	味谷日吉	学校教育課参事	角谷泰夫
選管事務局長	青木孝之	農業委員会事務局長	松村吉堯
教育委員長	堀内由延	土地開発公社事務局長兼用地担当理事	西川武雄
教育長	葛城宗一	土地開発公社事務局長兼用地第1課長	吉岡昭男
教育次長	阪東重信	土地開発公社総務課長兼用地担当参事	藤原永一
"	乾武俊	土地開発公社用地第2課長	宮本福秀
総務課長	紀之定藤与茂		

---

本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第13号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	25
9	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
10	議案第15号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	32
11	議案第16号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
12	議案第17号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	40
13	議案第 1号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
14	議案第 2号	昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	〃
15	議案第 3号	昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	〃
16	議案第 4号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算	〃
17	議案第 5号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算	〃



(午前10時35分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆様方には年度末何かとお忙しいところ多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは十九名でございます。欠席並びに遅刻の届け出はございませんので、その他の方につきましては問もなくお見えになるものと思います。現在、十九名でございます。

開 議

- 議長(坂上國治君) ただ今の報告通り、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和49年第1回定例会を開会いたします。

○

会議録署名議員を10番、池辺秀夫君、11番、三井正光君、12番、中塚辰之助君、以上、3名の方をお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名はお手元に印刷配布しておりますのでご了承賜りたいと存じます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

○

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 昭和49年第1回定例会の開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては公私何かと繁忙の折りにもかかわりませずご出席いただきまして、ただ今議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会においてご提案申し上げます議案は、昭和49年度一般会計予算、特別会計予算をはじめ、病院会計予算並びに水道事業会計予算と、これに関係いたします条例制定等、多数の重要議案でございます。議案の内容につきましては別途ご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りましてご議決、ご承認下さいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

○

○ 議長（坂上国治君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月30日までの20日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月30日までの20日間と決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） それではこれより日程審議に入ります。日程第一「青年学級開設について」より日程第17「昭和49年度和泉市病院事業会計予算」については、いずれも昭和49年度予算案に関連する議案でありますので、これを一括議題といたします。各議案について表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは表題のみ局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭 和 4 9 年

和泉市議会第1回定例会議案書

議案第6号

青年学級開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

青年学級

1. 名 称 和泉市立和泉青年学級  
" 北池田青年学級

- 和泉市立南池田青年学級  
“ 横山青年学級
2. 開設者 和泉市
3. 開設期日 昭和49年4月1日
4. 開設期間 自 昭和49年4月1日  
至 昭和50年3月31日
5. 開設場所 和泉市立青少年会館  
“ 北池田小学校  
“ 南池田公民館  
“ 横尾中学校
6. 学習内容 一般教養（一般社会、書道）  
家 事（茶道、花道）
7. 学習時間 各青年学級ともに年間を通じ1人100時間以上

議案第6号参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋

（開設及び実施期間）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第7号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9人」を「10人」に改め、同項第2号ア中「625人」を「690人」に、「16人」を「288人」に改め、同項第3号中「77人」を「112人」に改め、同項第6号中「31人」を「50人」に改め、同項第7号中「147人」を「187人」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

本年4月から開設する保育園及び幼稚園に従事する職員並びに一般行政事務需要の増加に伴う職員の増加を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号参考資料

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 議会の事務局の職員 10人	(1) 議会の事務局の職員 2人
(2) 市長の補助機関たる職員	(2) 市長の補助機関たる職員
ア 一般会計で給与を支弁する職員690人(うち288人は、福祉事務所の職員とする。)	ア 一般会計で給与を支弁する職員625人(うち16人は、福祉事務所の職員とする。)
イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人	イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 22人
ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人	ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員 130人
(3) 水道事業に属する職員 112人	(3) 水道事業に属する職員 77人

新	旧
(4) 選挙管理委員会の職員 6人	(4) 選挙管理委員会の職員 6人
(5) 監査委員の事務局の職員 3人	(5) 監査委員の事務局の職員 3人
(6) 教育委員会の事務局の職員 50人	(6) 教育委員会の事務局の職員 31人
(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 187人	(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員 147人
(8) 公平委員会の事務職員 3人	(8) 公平委員会の事務職員 3人
(9) 農業委員会の職員 4人	(9) 農業委員会の職員 4人
(10) 消防職員 95人	(10) 消防職員 95人
2. 略	2. 略

議案第8号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「掲げる」を「規定する」に、「または」を「又は」に、「月額75,000円をこえない」を「月額95,000円を超えない」に改める。

第3条中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に、「または」を「又は」に改める。

第4条中「条例第25号」を「和泉市条例第25号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月 額 55,000円
教育委員会委員(委員長である委員を除く。)	月 額 47,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月 額 15,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月 額 47,000円
選挙管理委員会委員長	年 額 135,000円
選挙管理委員会委員(委員長である委員を除く。)	年 額 70,000円
公平委員会委員長	年 額 50,000円
公平委員会委員(委員長である委員を除く。)	年 額 40,000円
農業委員会会長	年 額 100,000円
農業委員会委員(会長である委員を除く。)	年 額 60,000円
固定資産評価審査委員会委員	年 額 25,000円
附属機関の委員	日 額 3,000円
社会教育委員	月 額 3,500円
選挙長	1選挙ごとに 6,000円
投票票管理者	日 額 5,000円
投票票立会人	日 額 4,500円
選挙立会人	日 額 4,500円
地方自治法第182条による補充員	日 額 5,000円

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

最近の著しい物価騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等諸般の事情にかんがみ、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新		旧	
別表 特別職の職員で非常勤のものとの報酬額		別表 特別職の職員で非常勤のものとの報酬額	
区 分	報 酬 額	区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月額 55,000円	教育委員会委員長	月額 45,000円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月額 47,000円	教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月額 37,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月額 15,000円	市議会議員の中から選任された監査委員	月額 12,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 47,000円	知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月額 37,000円
選挙管理委員会委員長	年額 135,000円	選挙管理委員会委員長	年額 120,000円
選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。）	年額 70,000円	選挙管理委員会委員	年額 50,000円
公平委員会委員長	年額 50,000円	公平委員会委員長	年額 30,000円
公平委員会委員（委員長である委員を除く。）	年額 40,000円	公平委員会委員	年額 25,000円
農業委員会会長	年額 100,000円	農業委員会会長	年額 75,000円
農業委員会委員（会長である委員を除く。）	年額 60,000円	農業委員会委員	年額 50,000円
固定資産評価審査委員会委員	年額 25,000円	固定資産評価審査委員会委員	年額 20,000円
附属機関の委員	日額 3,000円	公務災害補償認定委員会委員	日額 2,500円
社会教育委員	月額 3,500円	公務災害補償審査会委員	日額 2,500円
選挙長	1選挙ごとに 6,000円	附属機関の委員	日額 2,500円
投開票管理者	日額 5,000円	社会教育委員	月額 2,000円
投開票立会人	日額 4,500円	選挙長	1選挙ごとに 4,500円
選挙立会人	日額 4,500円	投開票管理者	日額 3,500円

地方自治法第182条 による補充員	日額 5,000円	投票票立会人	日額 3,000円
		選挙立会人	日額 3,000円
		地方自治法第182条 による補充員	日額 3,500円

議案第9号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に  
関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)  
の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「40,000円」を「50,000円」に、「25,000円」を「30,000  
円」に、「16,000円」を「20,000円」に、「11,000円」を「15,000円」に、  
「8,000円」を「11,000円」に、「6,500円」を「8,000円」に改め、同条第3項中  
「(昭和38年条例第16号)の例による」を「(昭和38年和泉市条例第16号)の適用を受  
ける職員の例による」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として、その従事1  
回につき450円を支給する。

第13条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例(昭和



31年和泉市条例第25号)の規定を準用する。この場合において、団長は特別職の職員、副団長、分団長及び副分団長は行政職1等級の職員、班長は行政職3等級の職員、団員は行政職5等級の職員であるものとみなす。

第13条第4項中「あわせ」を「併せ」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

最近の著しい物価騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等諸般の事情にかんがみ、消防団員の報酬及び費用弁償の額の改定を行い、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号参考資料

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に  
関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(報酬)	(報酬)
第12条 団員には、次により報酬を支給する。	第12条 団員には、次により報酬を支給する。
団 長 年額 50,000円	団 長 年額 40,000円
副 団 長 年額 30,000円	副 団 長 年額 25,000円
分 団 長 年額 20,000円	分 団 長 年額 16,000円
副分団長 年額 15,000円	副分団長 年額 11,000円
班 長 年額 11,000円	班 長 年額 8,000円
団 員 年額 8,000円	団 員 年額 6,500円
2 略	2 略
3 報酬の支給方法は、前項に定めるもののほか、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の適用を受ける職員の例による。	3 報酬の支給方法は、前項に定めるもののほか、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年条例第16号)の例による。

新	旧
(費用弁償)	(費用弁償)
<p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償としてその従事1回につき450円を支給する。</p>	<p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。</p> <p style="padding-left: 2em;">水火災の場合 1回につき 1800円</p> <p style="padding-left: 2em;">警戒の場合 1回につき 300円</p> <p style="padding-left: 2em;">訓練等の場合 1回につき 300円</p>
2 略	2 略
<p>3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例(昭和31年和泉市条例第25号)の規定を準用する。この場合において、団長は特別職の職員、副団長、分団長及び副分団長は行政職1等級の職員、班長は行政職3等級の職員、団員は行政職5等級の職員であるものとみなす。</p>	<p>3 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法については、和泉市職員旅費条例(昭和31年条例第25号)の規定を準用する。この場合、団長は特別職、副団長、分団長及び副分団長については課長相当職、班長については係長相当職、団員にあってはその他の職員に相当する職とみなす。</p>
4 第1項の費用弁償は、その受けるべき額を前条の報酬と併せ支給することができる。	4 第1項の費用弁償は、その受けるべき額を前条の報酬とあわせ支給することができる。

議案第10号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「和泉市立北松尾幼稚園 和泉市唐国町1042番地 120人」を

和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町1042番地	120人	に改 める。
和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町514番地1	80人	
和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1	120人	
和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町183番地	120人	

第5条（見出しを含む。）中「及び入園料」を削る。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

就学前幼児教育の重要性にかんがみ、一校区一幼稚園の基本計画により、昭和49年4月に3幼稚園を開園する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

新			旧		
（幼稚園の名称等）			（幼稚園の名称等）		
第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。			第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	園児の定員	名 称	位 置	園児の定員
和泉市立国府幼稚園	和泉市府中町 793番地	200人	和泉市立国府幼稚園	和泉市府中町 793番地	200人
和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目 25番3号	200人	和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目 25番3号	200人
和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町 200番地	120人	和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町 200番地	120人
和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町 1042番地	120人	和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町 1042番地	120人
和泉市立南松尾幼稚園	和泉市久井町 514番地の1	80人			

新			旧
名称	位 置	園児の定員	
和泉市立南池田幼稚園	和泉市三林町 1273番地の1	120人	
和泉市立横山幼稚園	和泉市北田中町 183番地	120人	
(保育料の減免)			(保育料及び入園料の減免)
第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、保育料を減免することができる。			第5条 市長は、特別の事情があると認める者については、保育料及び入園料を減免することができる。

議案第11号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立市民会館条例(昭和36年和泉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表の表以外の部分中4を次のように改める。

- 4 夏期(7月から9月まで)又は冬期(11月から3月まで)において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき2,000円以下において市長が定める額を加算する。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市立市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

市民会館講堂に新たに冷暖房装置したことに伴い、その使用料金を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第11号参考資料

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	新
別表 (表) 略 1～3 略 4 夏期(7月から9月まで)又は冬期(11月から3月まで)において冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき2,000円以下において市長が定める額を加算する。	別表 (表) 略 1～3 略 4 冬季(12月～3月)における使用料は暖房する場合に限り、上記料金の5割増とする。

議案第12号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中 「和泉市立国府保育園 和泉市井ノ口町6番42号」 を

「和泉市立国府第一保育園 和泉市井ノ口町6番42号  
和泉市立国府第二保育園 和泉市府中町五丁目6番33号」 に

「和泉市立鶴山台保育園 和泉市鶴山台二丁目2番6号」 を

「和泉市立鶴山台保育園 和泉市鶴山台二丁目2番6号  
和泉市立緑ヶ丘保育園 和泉市緑ヶ丘21番地の2  
和泉市立あさひ保育園 和泉市旭町172番地の2」 に改める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

最近の保育所入所希望者の増加にかんがみ、これら要措置児童対策として、国府、緑ヶ丘、幸各小学校区にそれぞれ1保育所を設置するとともに、これに伴い一部既設保育所の名称を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町212番地	和泉市立芦部保育園	和泉市芦部町212番地
和泉市立北池田保育園	和泉市池田下町1765番地の1	和泉市立北池田保育園	和泉市池田下町1765番地の1
和泉市立南池田第一保育所	和泉市和田町38番地4	和泉市立南池田第一保育園	和泉市和田町38番地の4

新		旧	
名称	位置	名称	位置
和泉市立南池田第二保育園	和泉市黒石町59番地の1	和泉市立南池田第二保育園	和泉市黒石町59番地の1
和泉市立横山第一保育園	和泉市福瀬町188番地	和泉市立横山第一保育園	和泉市福瀬町188番地
和泉市立横山第二保育園	和泉市仏並町1739番地	和泉市立横山第二保育園	和泉市仏並町1739番地
和泉市立南横山保育園	和泉市父鬼町1509番地	和泉市立南横山保育園	和泉市父鬼町1509番地
和泉市立南松尾保育園	和泉市久井町500番地の1	和泉市立南松尾保育園	和泉市久井町500番地の1
和泉市立北松尾保育園	和泉市唐国町827番地	和泉市立北松尾保育園	和泉市唐国町827番地
和泉市立幸保育園	和泉市伯太町五丁目24番11号	和泉市立幸保育園	和泉市伯太町五丁目24番11号
和泉市立信太第一保育園	和泉市王子町986番地の1	和泉市立信太第一保育園	和泉市王子町986番地の1
和泉市立信太第二保育園	和泉市王子町409番地	和泉市立信太第二保育園	和泉市王子町409番地
和泉市立和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号	和泉市立和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号
和泉市立国府第一保育園	和泉市井ノ口町6番42号	和泉市立国府保育園	和泉市井ノ口町6番42号
和泉市立国府第二保育園	和泉市府中町五丁目6番33号	和泉市立ひまわり保育園	和泉市幸町102番地
和泉市立ひまわり保育園	和泉市幸町102番地	和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号
和泉市立鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号		
和泉市立緑ヶ丘保育園	和泉市緑ヶ丘2.1番地の2		
和泉市立あさひ保育園	和泉市旭町172番地の2		

議案第13号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償条例(昭和48年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額240円
- (2) 5歳以上15歳以下の者 年額60円
- (3) 67歳以上の者 年額240円

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に加入の申込みをしたもののうちその保険期間がこの条例の施行後であるものについては、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定を適用する。

理 由

老人の交通事故の多発性にかんがみ、老人の市民交通傷害補償制度への加入促進を図り、もって交通事故被災老人の救済及び老人福祉の向上に資するため、その加入者負担金を軽減し、及び生活保護適用者の負担金軽減額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(加入者負担金)	(加入者負担金)
第8条 略	第8条 略
<p>2 この制度に加入しようとする者が次の各号に該当する者である場合には、市は、その者が納付すべき前項の負担金のうちそれぞれ当該各号に掲げる額(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)を負担するものとする。この場合において、その者が第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号にも該当する者であるときは、第1号の規定のみを適用する。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額 240円</p> <p>(2) 5歳以上15歳以下の者 年額60円</p> <p>(3) 67歳以上の者 年額240円</p>	<p>2 前項の加入者負担金のうち、次の各号に掲げる者に該当する場合は当該各号に定める額を前項に規定する加入者負担金の額から控除し、市がその控除した額に係る額を負担するものとする。</p> <p>(1) 5歳以上16歳未満の者 年額60円 (保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 年額180円(保険期間の中途から加入しようとする者については、加入しようとする日の属する月から月割計算した額)</p>
3~4 略	3~4 略

議案第14号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
2. この条例の施行前に発生した出産に対する助産費については、なお従前の例による。

理 由

過般実施された他の医療保険制度改善の趣旨にかんがみ、市民の保健及び福祉の向上を図るため、国民健康保険給付の一種としての助産費を増額改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(助産費) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として20,000円を支給する。	(助産費) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として10,000円を支給する。

議案第15号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年8月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)

和泉市道路占用料条例(昭和42年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「20円」を「30円」に改める。

第8条中「占用料滞納額100円につき1日4銭」を「占用料滞納額につき年当たり14.6パーセント」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

別表を次のように改める。

別表 道路占用料金表

占用物件の種類				期間	単位	占用料
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線				1年	1本	500円
電線(電柱の占用に伴うものを除く。)				1年	1メートル	100円
電 線	地中管路が1孔のもの			1年	1メートル	100円
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル	地中管路2孔以上1孔ごとに20円の割合で算出した額を100円にかけた額		
地 下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの			1年	1メートル	100円
	口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの			1年	1メートル	120円
	口径15センチメートル以上45センチメートル未満のもの			1年	1メートル	150円
	口径45センチメートル以上のもの			1年	1メートル	190円
仮設日よけ				1月	1平方メートル	30円
地 上 工 事 物	工事用板囲又は足場その他一般仮設物			1月	1平方メートル	180円

占用物件の種類		期間	単位	占用料
架空 工作 物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル	250円
	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル	500円
	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	600円
	その他の工作物、物件又は施設	1年	1平方メートル	600円

### 附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった道路の占用料及びこれに係る督促手数料については、なお従前の例による。

### 理 由

近時の物価騰勢その他の経済情勢、近隣各市の状況等にてらし、4年間据え置いた道路占用料の額の改定及び督促手数料の額の改定を行い、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 議案第15号参考資料

#### 和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新	旧
(督促手数料) 第7条 占用料を納期限内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通に督促手数料30日を徴収する。	(督促手数料) 第7条 占用料を納期限内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通に督促手数料20日を徴収する。
(延滞金) 第8条 占用料の督促をうけた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額につき年当たり14.8パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。	(延滞金) 第8条 占用料の督促をうけた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定日の翌日から納付の日までの日数に応じ、占用料滞納額100円につき1日4銭の割合で計算した延滞金を徴収する。

新

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

別表 道路占用料金表

占有物件の種類	期間	単位	占用料
電柱並びにその支柱 支線柱及び支線	1年	1本	500円
電線（電柱の占有に伴うものを除く。）	1年	1メートル	100円
電 ら ん	地中管路が1孔のもの	1年	1メートル 100円
	地中管路が2孔以上のもの	1年	1メートル 地中管路2孔以上1孔ごとに20円の割合で算出した額を100円に加えた額
地 下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの	1年	1メートル 100円
	口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1年	1メートル 120円
	口径15センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1年	1メートル 150円
	口径45センチメートル以上のもの	1年	1メートル 190円
仮設日よけ	1月	1平方メートル	30円
地上 工作 物	工事用板囲又は足場その他一般仮設物	1月	1平方メートル 180円
架 空 工 作 物	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル 250円
	口径30センチメートル以上のもの	1年	1メートル 500円

旧

別表 道路占用料金表

占有物件の種類	期間	単位	占用料
電柱並びにその支柱 支線柱及び支線	1年	1本	360円以内
電線（電柱の占有に伴うものを除く。）	"	1メートル	45円以内
電 ら ん	地中管路1孔のもの	"	" 60円以内
	地中管路2孔、3孔のもの	"	" 90円以内
	地中管路4孔、5孔、6孔のもの	"	" 120円以内
	地中管路7孔以上のもの	"	" 130円以内
地 下 埋 設 物	口径8センチメートル未満のもの	"	" 60円以内
	口径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの	"	" 70円以内
	口径15センチメートル以上45センチメートル未満のもの	"	" 90円以内
	口径45センチメートル以上のもの	"	" 120円以内
仮設日よけ	1月	1平方メートル	15円以内
地上 工作 物	工事用板囲又は足場その他一般仮設物	"	" 30円以内
	口径30センチメートル未満のもの	1年	1メートル 150円以内

新				旧					
	渡り廊下その他これに類するもの	1年	1平方メートル	600円	架空 工作物	口径30センチメートルを超えるもの	1年	1メートル	300円以内
	その他の工作物、物件又は施設	1年	1平方メートル	600円		渡り廊下その他これに類するもの	"	1平方メートル	360円以内
						その他の工作物、物件又は施設	"	"	360円以内

議案第16号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年和泉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表ふん尿の項手数料の欄中「80円」を「100円」に、「25円」を「32円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和49年4月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

近時の諸物価、特に清掃に必要とする燃料及び設備機材の高騰によるふん尿処理諸経費の増加は市費のみによってはこれを補てんし難い実情にかんがみ、市民負担額たるふん尿処理手数料を

最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号参考資料

和泉市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

新					旧					
別表					別表					
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料	一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単位	手数料	
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	100円	ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	80円	
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額		特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額	
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額			特殊	一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	32円				特殊	雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき
	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	32円		臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの		10リットルにつき	25円
			1回につき	従量手数料に500円を加算した額				1回につき	従量手数料に500円を加算した額	
従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	32円	従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	25円			
(以下略)					(以下略)					

議案第17号

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市手数料条例の一部改正)

第1条 和泉市手数料条例(昭和31年和泉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(総則)」に改め、同条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第2条及び第3条を次のように改める。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付 1枚につき100円
- (2) 住民票に記載された事項の証明 1件につき100円
- (3) 転出に関する証明 1件につき100円
- (4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 1件につき100円
- (5) 埋火葬に関する証明 1件につき100円
- (6) 種とうに関する証明 1件につき100円
- (7) 租税又は公課に関する証明 1件につき100円
- (8) 土地、家屋その他の資産に関する証明 1件につき100円
- (9) 営業又は職業に関する証明 1件につき100円
- (10) 法人又は組合に関する証明 1件につき100円
- (11) 農地又は農業に関する証明 1件につき100円
- (12) 鉱業に関する証明 1件につき100円
- (13) 町名又は地番に関する証明 1件につき100円
- (14) 都市計画に関する証明 1件につき100円



- (15) 在学又は修学に関する証明 1件につき100円
  - (16) 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき100円
  - (17) 火災その他消防に関する証明 1件につき100円
  - (18) 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき100円
  - (19) 前17号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明  
1件につき100円
  - (20) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1枚につき100円
  - (21) 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき100円
  - (22) 道路敷、水道敷その他の市有地と民有地との境界の明示 1件につき500円。ただし  
民有地1筆をもって1件とし、2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに  
100円を加算する。
- 2 前項第7号及び第8号に掲げるものにあつては、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産  
は1個をもって1件とし、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものは、1筆、1む  
ね又は1個を増すごとに20円を加算する。

(件数)

第3条 次の各号に掲げるところにより前条第1項の証明の請求があつたときは、当該各号に定  
める単位ごとに1件とする。

- (1) 数事項を一括して1通の証明書を請求するとき 各事項ごと
  - (2) 同事項の証明書を2通以上請求するとき 各1通ごと
  - (3) 数人を列記してそれぞれの者につき同事項の証明を請求するとき 各1人ごと。ただし  
これらの者が本籍、住所又は居所を同じくしている場合で市長が定めるものについては、  
この限りでない。
- 2 前条第1項第21号の閲覧において、住民票は1世帯、戸籍の附票は1戸籍をもって1件と  
する。

第6条の次に次の1条を加える。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和43年和泉市条例第3号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第17条第1項中「50円」を「100円」に改める。

(和泉市税条例の一部改正)

第3条 和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中「1枚毎に50円」を「1枚ごとに100円」に改め、「(昭和26年法律第185号)」を削る。

第9条中「10円」を「30円」に改める。

(和泉市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「10円」を「30円」に改める。

(和泉市水道事業給水条例の一部改正)

第5条 和泉市水道事業給水条例(昭和35年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第29条第1項中「10円」を「30円」に改め、同条第2項中「滞納金額100円につき1日3銭」を「滞納金額につき年当たり10.95パーセント」に、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「こえる」を「超える」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4. 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

別表第2中 「設計手数料 1件につき 100円」 を削り、

登録手数料	公認業者	1件について	300円
証明手数料		1件につき	50円

を

登録手数料	公認業者	1件につき	5,000円
証明手数料		1件につき	100円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。
- 3 昭和48年度分以前の市税、国民健康保険料及び水道料金に関しこの条例の施行後に発する督促に係る督促手数料についても、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正前の和泉市水道事業給水条例の規定によりこの条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料のうち、公認業者としての登録がこの条例の施行後に行われるものに係る登録手数料については、第2項の規定にかかわらず、第5条の規定による改正後の和泉市水道事業給水条例の規定を適用する。  
(和泉市消防手数料条例の廃止)
- 5 和泉市消防手数料条例(昭和48年和泉市条例第5号)は、廃止する。

理 由

現行の諸手数料がほとんど市発足以来据え置かれていること並びに近時の社会経済諸情勢及び住民への役務提供に係る諸経費等を考慮し、各種証明、閲覧、督促等の手数料の額を改定するとともに、併せて関係規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号参考資料

和泉市手数料条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表

1 和泉市手数料条例

新	旧
(総則)	(条例の目的)
第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条第1項の規定により、特定の者のためにする事務につき手数料を徴収する。	第1条 本市は、地方自治法第227条第1項の規定により、特定の者のためにする事務につき手数料を徴収する。
(種類及び金額)	(種類及び金額)
第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。	第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。
(1) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	(1) 租税または公課に関する証明 1件につ

新	旧
1枚につき100円	き50円。ただし、土地は1筆、建物は1
(2) 住民票に記載された事項の証明 1件につき100円	むねをもって1件とし、2筆または2むね以上の証明を必要とするものは、1筆または1むねを増すことに10円を増徴する。
(3) 転出に関する証明 1件につき100円	(2) 土地、建物その他の物件に関する証明
(4) 禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 1件につき100円	1件につき50円。ただし、土地は1筆、建物は1むね、その物の物件は1個をもって1件とし、2筆または2むね若しくは2個以上の証明を必要とするものは、1筆または1むね若しくは1個を増すごとに10円を増徴する。
(5) 埋火葬に関する証明 1件につき100円	(3) 資産に関する証明 1件につき50円
(6) 種とうに関する証明 1件につき100円	(4) 納税管理人に関する証明 1件につき50円
(7) 租税又は公課に関する証明 1件について100円	(5) ほう資に関する証明 1件につき50円
(8) 土地、家屋その他の資産に関する証明 1件につき100円	(6) 営業または職業に関する証明 1件につき50円
(9) 営業又は職業に関する証明 1件につき100円	(7) 法人または組合に関する証明 1件について50円
(10) 法人又は組合に関する証明 1件につき100円	(8) 経歴に関する証明 1件につき50円
(11) 農地又は農業に関する証明 1件につき100円	(9) 公民権に関する証明 1件につき50円
(12) 鉱業に関する証明 1件につき100円	(10) 諸資格または能力に関する証明 1件につき50円
(13) 町名又は地番に関する証明 1件につき100円	(11) 身分、氏名、年令に関する証明 1件につき50円
(14) 都市計画に関する証明 1件につき100円	(12) 本籍、住所または居所に関する証明 1件につき50円
(15) 在学又は修学に関する証明 1件につき100円	(13) 生存、不在または失そうに関する証明 1件につき50円
(16) 台風、洪水等による被害に関する証明 1件につき100円	(14) 出生、死亡、死産、婚いんまたは相続に
(17) 火災その他消防に関する証明 1件につき100円	
(18) 文書受理その他事務処理に関する証明	

新	旧
<p>1件につき100円</p> <p>(19) 前17号に掲げるもののほか、公簿、公文書、図面その他一般行政事務に関する証明 1件につき100円</p> <p>(20) 公簿、公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき100円</p> <p>(21) 公簿、公文書又は図面の閲覧 1件につき100円</p> <p>(22) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界の明示 1件につき500円。ただし、民有地1筆をもって1件とし、2筆以上の明示を必要とするものは、1筆増すごとに100円を加算する。</p> <p>2 前項第7号及び第8号に掲げるものにおいては、土地は1筆、家屋は1むね、その他の資産は1個をもって1件とし、2筆、2むね又は2個以上の証明を必要とするものは、1筆、1むね又は1個を増すごとに20円を加算する。</p>	<p>関する証明 1件につき50円</p> <p>(15) 親族、親権者または後見人に関する証明 1件につき50円</p> <p>(16) 民刑事処分または懲戒処分に関する証明 1件につき50円</p> <p>(17) 禁治産、準禁治産または破産に関する証明 1件につき50円</p> <p>(18) 埋火葬に関する証明 1件につき50円</p> <p>(19) 削除</p> <p>(20) 削除</p> <p>(21) 風水害による被害に関する証明 1件につき50円。ただし、第2号ただし書の規定は、この場合に準用する。</p> <p>(22) 漂流物または沈没品に関する証明 1件につき50円</p> <p>(23) 里程に関する証明 1件につき50円</p> <p>(24) 地理、地区、町名または地番に関する証明 1件につき50円</p> <p>(25) 諸願届の代書 1件につき50円</p> <p>(26) 鉱業に関する証明 1件につき50円</p> <p>(27) 雇人に関する証明 1件につき50円</p> <p>(28) 面識に関する証明 1件につき50円</p> <p>(29) 財産管理人、破産管財人に関する証明 1件につき50円</p> <p>(30) 種とうに関する証明 1件につき50円</p> <p>(31) 旅行に関する証明 1件につき50円</p> <p>(32) 徴税令書、賦課令書、納額告知書の再交付 1枚につき50円</p> <p>(33) 文書受理その他事務処理に関する証明 1件につき50円</p>

新	旧
	<p>③④ 公簿、公文書または図面に関する証明 1枚につき50円</p> <p>③⑤ 公簿、公文書または図面の謄本または抄本の交付 1枚につき50円</p> <p>③⑥ 公簿、公文書または図面の閲覧 1件につき50円</p> <p>③⑦ 在学または修学に関する証明 1件について50円</p> <p>③⑧ 社寺、宗教に関する証明 1件につき50円</p> <p>③⑨ 住民基本台帳法に基づく住民票の写の交付 1枚につき50円</p> <p>④① 転出入または分籍に関する証明 1件につき50円</p> <p>④② 登録店舗申請手数料 1件につき50円</p> <p>④③ 農地法に関する各種証明書の交付 1件につき50円</p> <p>④④ 農地法その他農地に関する各種認、許可申請書の謄整手数料 1件につき200円</p> <p>④⑤ 各種手続に関する委任代行手数料 1件につき50円</p> <p>④⑥ 道跡、土地または境界の明示 1件につき300円</p>
<p>(件数)</p> <p>第3条 次の各号に掲げるところにより前条第1項の証明の請求があつたときは、当該各号に定める単位ごとに1件とする。</p> <p>(1) 数事項を一括して1通の証明書を請求するとき 各事項ごと</p> <p>(2) 同事項の証明書を2通以上請求するとき</p>	<p>(件数)</p> <p>第3条 前条の証明事項で、数事項を一括して1通の証明を請求する者は各事項毎にこれを1件とし、同事項の証明を2通以上請求する者は各1通毎に1件とし、数人を列記してその者に対する証明を請求する者には1人毎に計算して前条の手数料を徴収する。ただし、</p>

新	旧
<p>各1通ごと</p> <p>(8) 数人を列記してそれぞれの者につき同事項の証明を請求するとき 各1人ごと。ただし、これらの者が本籍、住所又は居所を同じくしている場合で市長が定めるものについては、この限りでない。</p> <p>2 前条第1項第21号の閲覧において、住民票は1世帯、戸籍の附票は1戸籍をもって1件とする。</p> <p>(施行の細目)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>本籍、住所若しくは居所を同じくする者に対して同一事項の証明をなす場合は、この限りでない。</p>

2 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例

新	旧
<p>(印鑑登録証明の手数料)</p> <p>第17条 印鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき100円とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(印鑑登録証明の手数料)</p> <p>第17条 日鑑登録証明の手数料は、証明書1枚につき50円とする。</p> <p>2 略</p>

3 和泉市税条例

新	旧
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚ごとに100円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第8条 法第20条の10第1項の納税証明書の交付手数料は、証明書1枚毎に50円とする。ただし、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p>

新	旧
<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について80円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について10円を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

#### 4 和泉市国民健康保険条例

新	旧
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第23条の2 徴収吏員が督促状を発した場合においては、督促状1通について30円の手数料が徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第23条の2 徴収吏員が督促状を発した場合においては、督促状1通について10円の手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>

#### 5 和泉市水道事業給水条例

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計審査手数料</p> <p>(2) 材料検査手数料</p> <p>(3) しゅん工検査手数料</p> <p>(4) 登録手数料</p> <p>(5) 証明手数料</p> <p>2～4 略</p> <p>(料金等の督促)</p> <p>第29条 料金その他を納期限までに完納しな</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 手数料は、次のとおりとし、請求者の負担とする。</p> <p>(1) 設計手数料</p> <p>(2) 設計審査手数料</p> <p>(3) 材料検査手数料</p> <p>(4) しゅん工検査手数料</p> <p>(5) 登録手数料</p> <p>(6) 証明手数料</p> <p>2～4 略</p>



新	旧																																																			
<p>い場合は、督促状を発する。この場合、督促手数料として督促状1通について30円を徴収する。</p> <p>2 督促状を受けた者が督促状指定の期限までに料金その他を完納しないときは、督促状指定の期限の翌日から完納の日までの日数に依り、滞納金額につき年当たり10.95パーセントの割合で計算した延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金額が10円未満である場合及び災害その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>3 前項の延滞金額は、納入金額の100分の5を超えることができない。</p> <p>4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>別表第2 手数料表</p>	<p>(料金等の督促)</p> <p>第29条 料金その他を納期限までに完納しない場合は、督促状を発する。この場合、督促手数料として督促状1通について10円を徴収する。</p> <p>2 督促状を受けた者が督促状指定の期限までに料金その他を完納しないときは、督促状指定の期限の翌日から完納の日までの日数に依り、滞納金額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金額が10円未満である場合および災害その他市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>3 前項の延滞金額は、納入金額の100分の5をこえることができない。</p> <p>別表第2 手数料表</p>																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>手数</th> <th>料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材料検査手数料</td> <td>各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに</td> <td>20円 10円</td> </tr> <tr> <td>各種水せん類</td> <td>1個につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>各種接手類</td> <td>1個につき</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>しゅん工検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>登録公認者手数料</td> <td>1件につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数	料	設計審査手数料	1件につき	100円	材料検査手数料	各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに	20円 10円	各種水せん類	1個につき	10円	各種接手類	1個につき	5円	しゅん工検査手数料	1件につき	100円	登録公認者手数料	1件につき	5,000円	証明手数料	1件につき	100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>手数</th> <th>料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材料検査手数料</td> <td>各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに</td> <td>20円 10円</td> </tr> <tr> <td>各種水せん類</td> <td>1個につき</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>各種接手類</td> <td>1個につき</td> <td>5円</td> </tr> <tr> <td>しゅん工検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>登録公認者手数料</td> <td>1件につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数	料	設計手数料	1件につき	100円	設計審査手数料	1件につき	100円	材料検査手数料	各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに	20円 10円	各種水せん類	1個につき	10円	各種接手類	1個につき	5円	しゅん工検査手数料	1件につき	100円	登録公認者手数料	1件につき	300円	証明手数料	1件につき	50円
種別	手数	料																																																		
設計審査手数料	1件につき	100円																																																		
材料検査手数料	各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに	20円 10円																																																		
	各種水せん類	1個につき	10円																																																	
	各種接手類	1個につき	5円																																																	
しゅん工検査手数料	1件につき	100円																																																		
登録公認者手数料	1件につき	5,000円																																																		
証明手数料	1件につき	100円																																																		
種別	手数	料																																																		
設計手数料	1件につき	100円																																																		
設計審査手数料	1件につき	100円																																																		
材料検査手数料	各種給水管 延長10メートルまで5メートル増すごとに	20円 10円																																																		
	各種水せん類	1個につき	10円																																																	
	各種接手類	1個につき	5円																																																	
しゅん工検査手数料	1件につき	100円																																																		
登録公認者手数料	1件につき	300円																																																		
証明手数料	1件につき	50円																																																		

議案第1号

昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算

昭和49年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,708,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項期間及限度額は「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料・職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		2,562,928千円
	1 市 民 税	1,194,821
	2 固 定 資 産 税	858,303
	3 軽 自 動 車 税	32,109
	4 市 煙 草 消 費 税	190,611
	5 電 気 ガ ス 税	122,829
	6 特 別 土 地 保 有 税	9,595
	7 都 市 計 画 税	154,660
2 地 方 譲 与 税		25,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	25,500
3 自 動 車 取 得 税 交 付 金		70,950
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,950
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		14,571
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	14,571
5 地 方 交 付 税		1,562,967
	1 地 方 交 付 税	1,562,967
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
7 分 担 金 及 負 担 金		292,528
	1 分 担 金	4,682
	2 負 担 金	287,846
8 使 用 料 及 手 数 料		65,713
	1 使 用 料	42,777
	2 手 数 料	22,936
9 国 庫 支 出 金		1,688,542
	1 国 庫 負 担 金	806,353
	2 国 庫 補 助 金	864,456

款	項	金額
	3 國庫委託金	1,773,300千円
10 府支出金		2,142,152
	1 府負担金	63,506
	2 府補助金	2,037,399
	3 府委託金	40,577
	4 府交付金	670
11 財産収入		7,662
	1 財産運用収入	7,612
	2 財産売却収入	50
12 寄附金		46,020
	1 寄附金	46,020
13 繰入金		100
	1 基金繰入金	100
14 諸収入		636,702
	1 延滞金	2,485
	2 市預金利子	9,868
	3 貸付金元利収入	104,488
	4 受託事業収入	41,405
	5 雑収入	478,461
15 市債		2,580,125
	1 市債	2,580,125
歳入	合計	11,708,460

歳 出

款	項	金額
1 議会費		1,117,222千円
	1 議会費	1,117,222
2 総務費		1,686,149
	1 総務管理費	544,875

款	項	金額
	2 徵 稅 費	198,434千円
	3 戶籍住民基本台帳費	8,4358
	4 選 舉 費	23,774
	5 統 計 調 查 費	7,680
	6 監 査 委 員 費	8,771
	7 同 和 對 策 費	818,257
3 民 生 費		2,492,834
	1 社 會 福 祉 費	640,828
	2 兒 童 福 祉 費	1,272,814
	3 生 活 保 護 費	578,768
	4 災 害 救 助 費	424
4 衛 生 費		561,556
	1 保 健 衛 生 費	173,907
	2 清 掃 費	351,242
	3 墓 地 管 理 費	27,243
	4 上 水 道 費	9,164
5 勞 働 費		56,195
	1 失 業 對 策 費	56,195
6 農 林 水 產 業 費		133,008
	1 農 業 費	117,719
	2 林 業 費	15,289
7 商 工 費		182,829
	1 商 工 費	182,829
8 土 木 費		3,477,046
	1 土 木 管 理 費	132,113
	2 道 路 橋 梁 費	661,685
	3 河 川 及 水 路 費	56,380
	4 都 市 計 画 費	441,773
	5 住 宅 費	2,185,145

款	項	金額
9	消 防 費	267,502千円
	1 消 防 費	267,502
10	教 育 費	1,835,779
	1 教 育 総 務 費	213,260
	2 小 学 校 費	1,154,478
	3 中 学 校 費	248,785
	4 幼 稚 園 費	131,278
	5 社 会 教 育 費	77,127
	6 保 健 体 育 費	10,851
11	公 債 費	790,968
	1 公 債 費	790,968
12	諸 支 出 金	90,900
	1 開 発 公 社 貸 付 金	88,900
	2 建 設 協 会 出 資 金	2,000
13	災 害 復 旧 費	1,972
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,972
14	予 備 費	20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		11,708,460

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
8	5	(仮 称) 和泉第3団地 建 設 事 業	千円 1,284,749	昭和49年度	千円 958,787
				昭和50年度	325,962

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
伯太小学校改築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	千円 136,900
南池田小学校増築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	107,100
横山小学校増改築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	49,612
幸小学校増改築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	397,927
信太小学校増改設事業	昭和49年度 } 昭和50年度	247,551
和氣小学校プール建築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	31,612
和泉中学校給食室改築事業	昭和49年度 } 昭和50年度	28,200
公共下水道甲斐田川幹線築造事業	昭和49年度 } 昭和52年度	255,500
学校用地取得事業	昭和49年度 } 昭和53年度	1,500,000
身体障害者福祉会館用地取得事業	昭和49年度 } 昭和53年度	192,420
旭公園用地取得事業	昭和49年度 } 昭和53年度	460,000
池上遺跡取得事業	昭和49年度 } 昭和52年度	660,000
都市計画街路泉大津阪本線用地取得事業	昭和49年度 } 昭和53年度	340,000
環境改善地区内道路用地取得事業	昭和49年度 } 昭和50年度	262,000

事 項	期 間	限 度 額
和泉市土地開発公社に委託し先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和49年度 ） 昭和53年度	元金 千円 3,414,420 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子（債務保証）	昭和49年度 ） 昭和53年度	元金 2,000,000 及びその利子
和泉市学校建設協会の建設事業資金の元金及びその利子（損失補償）	昭和49年度 ） 昭和68年度	元金 1,000,000 及びその利子
大阪府同和金融公社貸付金損失補償	昭和49年度 ） 昭和58年度	1,700
純 債 務 負 担 分 計		4,668,822
債 務 保 証 及 び 損 失 補 償 分 計		3,601,700



第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				その他
				資金区分	償還期限	借還期間	償還方法	
退職手当	千円 70,000	普通貸又は 証券発行	年% 以内 1.0.0	政 府 其 他	年 以 内 2 0	年 以 内 2	半年賦、年賦元 利均等又は当初 発行額の5%以 上半年賦償還	据置期間及び償還 期限を短縮し、も しくは繰上償還又 は低利に借替える ことができる。
解放センター建設事業	679,800	同上	1.0.0	同上	2.5	2	同上	同上
老人憩の家建設事業	13,200	同上	1.0.0	同上	2.5	2	同上	同上
保育所建設事業	252,230	同上	1.0.0	同上	2.5	2	同上	同上
国民年金保険事業	903	同上	無利子	大 阪 府	無		各年度の償還額 については借入 先大阪府と協議 のうえ決定	同上
泉北水道企業団庁舎建設事業	6,800	同上	1.0.0	同上	2.0	2	半年賦、年賦元 利均等又は当初 発行額の5%以 上半年賦償還	同上
農道整備事業	20,100	同上	1.0.0	同上	2.0	2	同上	同上
大阪府同和金融公社貸付資金	17,000	同上	1.0.0	同上	2.0	2	同上	同上
勤労青少年ホーム建設事業	55,600	同上	1.0.0	同上	2.5	2	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	措置期間	償還方法	その他
土木事業	139,200	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
都市計画事業	85,300	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
唐園団地排水路整備事業	4,500	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
改良住宅建設事業	397,992	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
消防施設整備事業	34,600	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
義務教育整備事業	788,400	同上	10.0	同上	25	2	同上	同上
市民会館整備事業	15,000	同上	10.0	同上	20	2	同上	同上
合 計	2,580,125							

昭和49年度  
大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和49年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,097,164千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は150,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の流用。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		414,012千円
	1 国民健康保険料	414,012
2 一部負担金		10
	1 一部負担金	10
3 使用料及手数料		21
	1 手数料	21

款	項	金額
4 國庫支出金		633,491千円
	1 國庫負擔金	593,215
	2 國庫補助金	40,276
5 府支出金		35,180
	1 府補助金	35,180
6 諸収入		4,450
	1 延滞金及過料	50
	2 預金利子	3,000
	3 雑収入	1,400
7 繰入金		10,000
	1 一般会計繰入金	10,000
歳入	合計	1,097,164

歳出

款	項	金額
1 総務費		60,635千円
	1 総務管理費	17,297
	2 徴収費	42,781
	3 運営協議会費	557
2 保険給付費		1,029,609
	1 療養諸費	1,009,859
	2 助産費	18,000
	3 葬祭費	1,750
3 保険施設費		520
	1 保険施設費	520
4 公債費		2,700
	1 一般公債費	2,700
5 諸支出金		1,700
	1 償還金及還付加算金	1,700

款	項	金額
6 予備費		2,000千円
	1 予備費	2,000
歳入歳出合計		1,097,164

議案第3号

昭和49年度

大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和49年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ211,619千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木 秀夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		100,500千円
	1 国庫支出金	100,500
2 府支支出金		9,1550
	1 府負担金	9,1550
3 繰入金		19,569
	1 繰入金	19,569
歳入合計		211,619

歳 出

款	項	金額
1 土地区画整理費		211,619 千円
	1 土地区画整理費	211,619
歳 出	合 計	211,619

議案第4号

昭和49年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 30,500戸                  |
| (2) 年間総給水量    | 8,586,260 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量   | 23,524 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 | 和泉上水道第3回拡張事業 392,000千円   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	759,207千円
第1項	営業収益	753,207千円
第2項	営業外収益	6,000千円
支 出		
第1款	水道事業費用	762,063千円
第1項	営業費用	644,788千円
第2項	営業外費用	117,175千円

第3項 予 備 費 100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,771千円は過年度分損益勘定留保資金50,771千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	594,500千円
第1項	企業債	390,000千円
第2項	負担金	4,500千円
第3項	工事負担金	200,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	645,271千円
第1項	建設改良費	599,546千円
第2項	企業債償還金	45,725千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和泉上水道 第3回拡張事業費	377,000千円	証書借入 又は 証券発行	10%以内	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は、低利債に借換えることができる。
配水管整備事業費	13,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及浄水費	174,612千円
2. 営業外費用	支払利息及企業債 取扱諸費	117,165千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 職員給与費 | 268,261千円 |
| 2. 交際費   | 500千円     |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、139,493千円と定める。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

議案第5号

昭和49年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和49年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 病床数       | 120床                        |
| (2) 年間患者数     | 入院 45,946人 外来 90,912人       |
| (3) 一日平均患者数   | 入院 120人 外来 306人             |
| (4) 主要な建設改良事業 | 器械備品購入費 7,000千円 調査費 1,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 病院事業収益 | 572,575千円 |
| 第1項 医業収益   | 513,170千円 |



第2項 医業外収益 59,405千円

支 出

第1款 病院事業費用 711,689千円

第1項 医業費用 651,066千円

第2項 医業外費用 60,323千円

第3項 予備費 300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 22,421千円

第1項 出資金 22,421千円

支 出

第1款 資本的支出 22,421千円

第1項 建設改良費 9,233千円

第2項 企業債償還金 13,188千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 医業費用 286,492千円

(2) 医業外費用 60,323千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 363,774千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、52,739千円と定める。

( 棚卸資産購入限度額 )

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、220,462千円と定める。

昭和 4 9 年 3 月 1 1 日 提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- 議長(坂上国治君) それではこの際、市長より昭和49年度の施政方針について披歴願いたいと思います。
- 市長(藤木秀夫君)

### 昭 和 4 9 年 度 施 政 方 針 の 要 旨

ここに第1回定例市議会を開会するに当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

議員の皆様方には平素より市政発展に絶大なる御支援御協力を賜り、ここに改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。私は昭和46年末以来市政を担当し、財政運営の健全化と市政水準の向上に全力を傾注してまいりましたが、新しい年度を迎えるに当たり、その任務のいよいよ重きを痛感いたしております。

今回昭和49年度各会計予算案並びに関連諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の基本的施策につきまして所信を申し述べたいと存じます。

我が国経済は、一昨年来より根強い物価の騰勢を続けてきましたが、さらに昨年後半に発生した石油問題を機に物価が狂騰するという異常事態が発生し、これに対処して物価を鎮静するため総需要を抑制し、公共事業の繰延べと公定歩合の累次にわたる大幅引上げなど、財政金融両面からの引締めが一段と強化されております。

昭和49年度国の予算は、物価の早期安定を最優先の課題として総需要の抑制に努めるため、財政金融諸施策の運営に当たってもその眼目をこの一点に絞って臨むこととして、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、公共事業を中心に抑制基調を堅持した予算の編成となったことは、

各位の既に御承知のとおりでございます。

したがいまして、現下の社会経済情勢と相まって国の方針が近年にない厳しい地方財政対策のため、本市における昭和49年度の市政運営につきましては、住民福祉向上のための生活関連社会資本の整備充実の促進が一日もゆるがせにできない実態にあると認識しながらも、財源の多くを外的要素に依存する本市にとって、特に行政投資については政府の総需要の抑制の強化方針に準拠すべき情勢の中で財源の許す範囲において予算編成を行うこととした次第であります。

昭和49年度予算編成に当たりましては、これらの諸事情をふまえ施策の指針に誤りなきよう対処することはもとより、行政水準の向上と住民福祉の充実に配慮しながら、現在見込み得る最大限の範囲におきまして年間を通ずる予算を編成いたしました次第であります。

以上によりまして編成いたしました一般会計予算は、117億846万円でありまして、昭和48年度当初予算に比較いたしますと37億1808万円の増加で46%の伸びとなっております。特別会計予算につきましては、総額13億878万3000円でありまして、昨年度の当初予算に比較いたしますと、2億4218万2000円の増加で22%の伸びとなっております。

企業会計予算につきましては、21億4144万4000円でありまして、昨年度当初予算に比較いたしますと3億4041万8009円の増加で18%の伸びとなっております。市予算総額は151億5868万7000円と相成っている次第でございます。

以下、昭和49年度予算に意を配しました主要施策につきまして申し述べてまいりたいと存じます。

なにを申しましても市民の幸せを図ることは、まず第一かと存じます。より豊かな市民生活を実現するため、11万市民に等しく健康で文化的な生活を保障し、希望と生きがいをもたらすよう努力しなければならないと信じます。

なかでも社会情勢の変化と核家族化の進展に伴います幼児、保育対策につきましては、要保育児童の措置に対象するため、本年度国府地区に一園開園するよう措置するとともに、新たに民間保育の導入を図るため民間保育所建設助成制度を創設した次第であります。なおまた、昨年度に引き続き保育料をすえ置くよう対処してまいりたいと存じます。

老人福祉につきましては、本年度より市民交通傷害保険制度について67歳以上の保険料の減免制度を設けるとともに、引き続き老人集会所の建設を年次計画的に措置してまいる所存であります。

かねてより懸案となっておりますごみの週2回収集につきましては、本年度内に体制をとるべく検討いたす所存でございます。

つぎに人類普遍の原理であり基本的人権にかかわる重大な問題であります同和対策につきまし

ては、同和対策審議会答申の精神にそい、かつ、同和対策特別措置法の趣旨を体し、完全解放に向けて一段の努力をいたすべく、住みよい環境づくりを目指して、特に本市の事業実施の状況等を考慮し、地区内道路をはじめとする地区改良事業その他各施設の整備充実を強力に推進してまいるとともに、国、府に対する財源確保につきましては、全力を傾注してまいる所存でございます。

消防防災対策につきましては、近年死傷の伴う火災その他の災害の激増する情勢にかんがみ、防災活動効果を高めるため職員、器材、水利の充実を図り、もって市民の安全防護体制を強化してまいる所存でございます。

国民健康保険事業につきましては、適正な執行に配慮しながら健全な運営を行わなければならないと存じますが、助産費を増額改訂いたすほか、昨年度に引き続き保険料率をすえ置き、被保険者負担の増加を来さないよういたしました。

病院事業につきましては、険しい経済情勢のなかで経営は依然困難であります。公的医療機関として機能を高めるべく、診療体制の強化、入院サービスの向上に努力を続けたいと存じます。また、市民の要望にこたえ、市立病院整備の基本構想を速やかに策定し、財政健全化にも十分配慮しつつ、具体化に取り組んでまいる所存でございます。

つぎに教育の振興のためには、次代の和泉市を築く原動力となる若い世代を豊かな人間性と知性と健康を兼ね備えた人材に育てることこそ、明日の繁栄をきずく根幹であると信じるものであります。

学校教育の充実につきましては、昨年度に引き続きクラブ活動用品の整備を行うとともに、本年度より学校図書を年次的に充実を図るよう措置いたしましたほか、特に最近の物価高騰によりまず学校給食経営が困難となっております現状を考慮いたしまして、本年度より新たに給食燃料費の市負担を行うよういたした次第でございます。しばしば御指摘をいただいております父兄負担の解消につきましては、一般管理経費のほか教育環境充実改善のための経費を中心に負担軽減に意を用いるとともに、学童共済制度に対し本年度は異例の措置として特別助成を行うよういたした次第であります。幼児教育につきましては、公私立幼稚園の就園奨励制度の拡充とともに、私立幼稚園保育料の助成費の増額を行い、公立施設との父兄負担の格差是正に意を配した次第でございます。

義務教育施設の整備については、48年度債務負担行為により事業実施を図りながら、あいにく建設資材の暴騰により事業着手に至らなかったものを再度債務負担により事業実施を図るとともに、新たに児童生徒急増対策並びに老朽校舎の増改築事業として5校を併せて措置いたしました次第であります。

社会教育対策につきましては、懸案の市民巡回文庫の実現を図るよう措置いたしました次第であります。また同和教育の振興につきましては、校区同和教育推進協議会の発足と併せて、更に市民の同和教育に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的に行うよう措置いたしました。

文化財の保護につきましては、前年に引き続き池上遺跡の保存のための所要の予算措置をいたしました。

つぎに本市将来のため、都市機能の充実に基盤整備の確立が重要であると考えます。大都市の近郊都市として急速なる都市化の進展と人口増加に対処するため、総合計画基本構想を体して秩序ある人間回復の街づくりを推進してまいり所存でございます。

特に地域の特性と調和を生かした発展を期するよう、市民の幸せと住みよい社会を築くため、市民の生活環境向上の施策を遂行してまいり所存でございます。

汚水の広域的処理を目標とした南大阪湾岸流域下水道事業の着手段階に入るよう措置し、また、和泉府中駅周辺市街地再開発事業の基本調査の継続実施を行うよう措置するとともに、市街化区域の開発指導の強化を図ってまいり所存でございます。都市整備に対処するための主要な事業といたしましては、本年度は特に政府の総需要の抑制策により継続事業を中心としたものとなりましたが、都市計画街路並びに市道整備の促進をはじめとして、黒鳥山公園、肥子池公園の整備並びに東松尾川河川改修に対処してまいり所存のほか、第二阪和国道と関連いたします土地区画整理事業の促進を図るよう、それぞれ措置いたしました次第でございます。

上水道事業につきましては、市民の生活を守るべく浄水場の整備、配水池の新設並びに未給水地域への配管等について措置したものでございます。特に最近の水の汚濁等による公害問題に対処すべく、水質の保全について十分配慮いたすものでございます。

産業基盤の確立につきましては、まず農林業振興対策として本年は農業振興地域制度に係る整備計画実施の初年度に当たりますので、この計画にそい土地基盤整備のための機軸道路事業として松尾山幹線農道工事の早急な完成を目指して促進に努めるものをはじめとして、その他関連諸事業の推進を行うよう措置いたしました。また、生産構造改善対策として園芸団地整備事業等を実施し、対象農家の農業経営の改善を図ってまいり所存でございます。

さらに、林業対策といたしましては、緑地保全の見地から林道開設等の事業に対する受益者負担の軽減を行うため、市負担率の増額並びに畜産近代化のための施設設置事業に対し、本年度より市負担の制度をとり入れるための措置をいたしました次第でございます。

商工振興対策としましては、現下の我が国経済情勢にかんがみ、とりわけ小規模零細企業の比重の高い本市の地場産業は、最近の原材料物資の不足と高騰、金融のひっ迫、国際競争力の低下環境問題の深刻化、賃金の上昇等、また商業面にあっても都市化と流通環境の大規模変化に伴い、

市の商工業構造は厳しい試練と大きな転換期を迎えようとしております。こうした情勢に即応して商工業振興対策を樹立するため、各界の英知を集め、昨年11月商工業振興対策審議会の設置を賜りまして、昭和50年3月答申を目標に目下着々と調査活動を進めております。

また、最近の若年労働力不足と相まって、一層規模の縮少零細化が進行し産地経済を維持するに困難な状況にかんがみまして、雇用促進定着対策と併せて中小企業従業員福祉施策の一環として、勤労青少年ホームを建設するよう措置いたしました。また、府施策に基づく財団法人大阪勤労者信用基金協会への出えんによる生活住宅資金貸付制度利用の便を図るとともに、小規模事業者に対しては、市単独融資制度の貸付限度額の引上げ措置並びに一部保証料の市負担、商業共同施設設置の助成等商工業者へのよりきめ細かい施策を講じてまいる所存であります。同時に最近の異常な物価高騰に伴う消費経済対策としては、校区ごとの消費者モニターの設置並びに消費者啓蒙事業に重点を置くほか、国、府の関係機関と連係を密にしつつ、住民の生活安定策を促進してまいる次第であります。

以上、私の最も意を配しました点につきまして申し上げた次第であります。本市の財政は各位も御承知のとおり極めて弾力性に乏しいものであり、寸分の予断も許さない実情であります。

しかるに、社会情勢は急激に進展しつつあり、街づくりの新しい時代に即応した都市基盤の整備並びに人口増加とともに新しい行政需要に対処していかなければならない重大な時期であると痛感するものであります。前述いたしましたように、本年は特に政府の総需要抑制策、資材不足・物価上昇、とりわけ原油価格の高騰等、一連の我が国経済の動向を熟視しながら、予算執行に当たっては、特に慎重に配慮しなければならないことと存ずる次第でございます。

今後は行財政の一体的運営に特に意を配して、よりよい市民生活と行政水準の維持向上を目指して、各般の施策遂行にまい進いたしたい所存であります。

これら施策の実現は誠に厳しいものがありますが、適時適切に効果を挙げ得るよう配慮しながら、財源の確保にはより積極的に努め、地方自治の本旨を深く認識し、本市に課せられた責任を着実に遂行するよう、私をはじめ職員一同一丸となって予算の効率的執行と経費の節減、行政運営の合理化に十分配慮しつつ、11万市民の福祉向上のために、市政執行の大任を果たすべくご自身の努力をいたしてまいる所存でございます。

なにとぞ今後とも皆様方の深い御理解と格段のお力添えと変わらざる御指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。次第であります。

○

○ 議長（坂上国治君） 昭和49年度施政方針要旨の説明が終わりました。先ほど一括上程いたしました諸議案に対して提案理由の説明を願いたいと思いますが、まず、教育委員会所管の議案から説明を願います。

○ 教育次長（阪東重信君） ただ今ご上程いただきました議案第6号、青年学級開設について議案第10号、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第11号、和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定についての教育委員会所管3議案について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

青年学級開設につきましては、昭和49年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を得なければならぬ法的手続きをお願いするものであります。

内容といたしましては、勤労青少年を対象とする青年学級は、昭和49年度においては和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけて開設期間といたしております。

開設場所は、青少年会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は一般教養と茶道、花道といたしております。

学習時間につきましては、各学級とも年間を通じ1人100時間以上を計画しております。

よろしくご審議を賜り原案通り可決いただきますようお願い申し上げます。

次に議案第10号（議案書15ページ）、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

就学前幼児教育の重要性にかんがみ、一校区一幼稚園の基本計画に基づいて建設を進めて参りましたが、南松尾、南池田、横山の三幼稚園を49年4月より開園するについて、現行条例の改正をお願いしようとするものであります。

改正案の内容は、第2条において、北松尾幼稚園の次に新設三幼稚園を加え、7園とするものであります。和泉市立南松尾幼稚園は、久井町514番地の1に定員80名でございます。

南池田幼稚園は、三林町1273番地の1に定員120人。横山幼稚園は定員120名、3学級をもって北田中町183番地に設置するものであります。

なお保育料及び入園料の減免の件につきまして、現行条例第5条の中で「市長は、特別の事情があると認める者については、保育料及び入園料を減免することができる」とありますが、入園料を徴収いたしておりません実態に即して、見出しを含む第5条の中で「及び入園料」の字句を削除せんとするものであります。よろしくご審議ご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に議案書18ページ、和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

昨年11月、市民会館講堂に新たに冷暖房機が設置され現在、運転いたしておりますが、暖房使用料は、昭和36年8月に制定されました条例第5条別表4の通り徴収いたしておりますが、今回、冷房装置も設置いたしましたのに伴い、規定の整備を行ない、その使用料金を定める必要があります。これがこの条例案を提出した理由でございます。

改正案の内容を申し上げますと議案書20ページでございますように、新たに夏期の7月から9月までの冷房期間を設け、また、冬期の暖房は1カ月繰り上げて11月から3月までとしこれらの冷暖房装置を使用した場合は、一時間につき2千円以下において市長が定める額を加算するとするものであります。

よろしくご審議を賜り、原案通りご可決いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

- 議長（坂上國治君） 次に総務関係についてお願いいたします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、一括ご上程をいただきました議案のうち、総務部関係の議案第7号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、それから議案第17号、和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について、この3件について順次、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、議案書3ページ、議案第7号、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

近年、本市内における大規模な地域開発が急速に進展いたしてございまして、そのため人口の増加が著しくなって参ってございます。これらに直接関連いたしまして、義務教育施設の新増築、社会福祉施設の新設など、各施設の設置によります施設職員を中心として、また、一般事務職員など相当数の職員の増加を図る必要が生じて参りました。

しかしながら、現行職員定数の範囲内ではこれに対応することができなくなって参りましたので、本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、和泉市職員定数条例第2条に職員の定数を定めてございますが、第2条第1項第1号は議会事務局職員の定数でございまして、現行「9人」とございましてのを1人増員し、「10人」に改めようとするものでございます。

第2号につきましては、市長の補助機関たる職員のうち、一般会計で費用を支弁する職員の数現行「625人」とございましてのを65人増員し、「690人」に改めようとするものでご



ざいます。

なお補助機関のうち、福祉事務所の職員といたしまして、保育園等に勤務する保母職員等を福祉事務所職員に含めるものといたしまして、現在の「16人」を「288人」に改めるものでございます。

第3号は水道事業に関する職員でございまして、「77人」とございましてのを35人増加いたしまして、「112人」に改めるものでございます。

第6号は教育委員会事務局の職員でございまして、「31人」とございましてのを19人増員し、「50人」に、第7号は教育委員会の所管に属する教育機関の職員数でございまして、「147人」とございましてのを40人増員し、「187人」にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、この条例は昭和49年4月1日から施行しようとするものでございます。

引き続き議案第8号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。(本冊6ページ)

最近の著しい物価の騰勢、他の特別職の職員及び一般職の職員の給与の改定等、諸般の事情にかんがみまして、各行政委員会委員等、特別職の職員で非常勤のもの報酬額の改定をいたしたく、本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それでは内容についてご説明申し上げます。条例第2条第2項は、一部字句の改正でございまして、第3項は、字句の改正と、非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額の改定でございまして、「月額75,000円を超えない」とございましてのを2万円引き上げ、「月額9万5千円を超えない」範囲と改めようとするものでございます。

第3条及び第4条は、それぞれ字句の一部改正でございまして。

別表は特別職の職員で非常勤のもの報酬額の改定でございまして、まず、教育委員会につきましては、委員長現行月額4万5千円を月額5万5千円に、委員の現行月額3万7千円を4万7千円にそれぞれ改めるものでございます。

監査委員につきましては、市議会議員の中から選任された委員現行月額1万2千円を1万5千円に、知識、経験を有する者の中から選任された委員現行月額3万7千円を4万7千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

選挙管理委員会につきましては、委員長現行年額12万円を年額13万5千円に、委員現行年額5万円を年額7万円にそれぞれ改めようとするものでございます。

公平委員会につきましては、委員長の現行年額3万円を年額5万円に、委員の現行年額2万5千円を年額4万円にそれぞれ改めるものでございます。

農業委員会につきましては、会長の現行年額7万5千円を10万円に、委員現行年額5万円を年額6万円にそれぞれ改めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、現行年額2万円を2万5千円に改めるものでございます。

なお、公務災害補償認定委員会委員及び公務災害補償審査会委員につきましては、附属機関の委員の中に含めることと措置いたしまして、附属機関の委員現行月額2千5百円を3千円に、社会教育委員の現行月額2千円を3千5百円に、選挙長の現行一選挙ごとに4千5百円を6千円に、投開票立会人の現行日額3千円を4千5百円に、選挙立会人の現行日額3千円を4千5百円に、地方自治法第182条による補充員現行日額3千5百円を日額5千円にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、この条例は昭和49年4月1日から施行することといたしてございます。

続きまして本冊40ページ、議案第17号、和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに改正の内容を概要ご説明申し上げます。まことに恐れ入りますが本条例のうち第2条の22号、33号が、それぞれ別にお手元にご配布申し上げました議案書正誤表により一部ご訂正をお願いいたしてございます。本冊42ページの上から13行目に「(22)道路敷、水路敷その他…」とございますが、「(22)各種手続に関する委任代行一件につき百円」とお改め願ひ、(22)を(23)に改めていただき、「(23)道路敷、水路敷その他…」とご訂正をお願いいたしたいと思ひます。ご了解を願ひたいと思ひます。

それでは提案の理由並びに内容を説明申し上げます。

現行市の事務で、特定の者のためにするものにつきまして、その特定の者に提供する役務に対する費用を償うため手数料を徴収しておりますが、そのうち国の法令により手数料額またはその最高限度額が定められているものを除きまして、地方自治法第227条第1項の規定により、徴収すべき手数料の種類及び額を定めております。条例のうち関係いたします規定の分につきまして、ほぼ全面的に改定を行なおうとするものでございます。

今回の関係手数料条例の改正のおもな理由は、現在の各種手数料の金額は、昭和31年の本市が市制を施行いたした当時に定められたものがほとんどございまして、以来、現在まで据え置かれて参りました。しかるに、この間の社会経済事情は急速に発展し、長足の進歩を遂げて参っておりまして、これに伴い貨幣価値等も大きく変動しております。そのため特定の者のためにする役務の提供を償う費用には、現行手数料の額ではほど遠いものとなって参りましたので、この際、適正な額に改定をいたそうとするものでございまして、その他条文の簡素化と所要の規定整備をも合わせて行ないたく、本改正条例案をご提案申し上げたものでございます。

次に関係条例の改正案の内容でございますが、第1条は、和泉市手数料条例の一部改正でございますが、本条例中の第1条は、見出し等の整備を行なうものでございます。

同第2条は、各種証明、閲覧、謄抄本交付、境界明示等の手数料を全面的に改定いたすとともに、従来、別に消防手数料条例として定めていたものを廃止し、必要な事項を本条例へ吸収いたしましたものでございます。

したがって、手数料の種類及び金額を現行条例では一号から45号までの45種類の規定がございましたが、これを一号から23号までの23種類に整備いたすものでございます。

このうち一号から22号までは住民票交付のほか、各種証明、閲覧等でございますが、これらの手数料の額は、現行50円を100円に改定いたすものでございます。

また、23号の市有地と民有地との境界明示は、現行一件300円を、1筆をもって一件500円とするもので、一筆をますごとに100円を加算することといたしております。

第2項は、土地家屋、その他の資産及びこれにかかる証明件数の積算基準及び手数料額について、現行規定では、該当する各号でそれぞれ特例を定めておりますが、これを一括してこの項に規定し、加算額の10円を20円に改定しようとするものでございます。

同じく第3条第1項の各号は、現行規定とほぼ同じであり、件数の考え方を整備したものでございます。また、同条第2項は、住民票等の閲覧件数の算定方式を規定化したものであります。

次に第2条の和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、現行同条例第17条第1項の印鑑登録証明の手数料50円を100円に改定するものでございます。

第3条の和泉市税条例の一部改正は、現行条例第8条に規定しております納税証明書交付手数料50円を100円に、市税督促手数料10円を30円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第4条は、国民健康保険条例の一部改正でございますが、市税条例と同じく、国民健康保険料の督促手数料、現行10円を30円に改定しようとするものでございます。

第5条は、和泉市水道事業給水条例の一部改正でございますが、同条例第29条第1項中、水道料金の督促手数料、現行10円を30円に改定いたしますほか、規定の整備を行なったものでございます。

また、同条例別表第2に規定しております手数料の種類、種別及び額については、そのうち設計手数料は公認業者に行なわせているため、このたび削除するほか、公認業者登録手数料、現行300円を5千円に、証明手数料50円を100円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

なお、その他の手数料は据え置くことといたしました。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を規定したものでございまして、まず、本条例の施行期日は、昭和49年4月1日から施行することといたしてございます。

経過措置につきましては、この条例の施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料並びに昭和48年度分以前の市税、国民健康保険料及び水道料金について、本条例施行後に発する督促手数料についても、なお、従前の例によることといたしてございます。

以上、3議案について提案の理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重ご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次に消防関係についてご説明願います。
- 消防長（和田増義君） ただ今上程いただきました議案第9号、和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

最近における著しい物価の高騰と、他の特別職の給与改定及び一般の職員の給与の改定など諸般の事情にかんがみまして、消防団員の報酬及び費用弁償額の改定を行ない、合わせて若干の規定の整備を行なおうとするものでございます。

改正の内容の第1点は、12ページ、第12条に規定する報酬につきまして、報酬年額を団長の年額4万円を5万円に、副団長の2万5千円を3万円に、分団長の年額1万6千円を2万円に、副分団長の1万1千円を1万5千円に、班長8千円を1万円に、団員の6千500円を8千円に引き上げようとするものでございます。

第2点は、第13条1項に規定しております費用弁償につきまして、団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合、現行の各1回につき300円を450円に引き上げようとするものでございます。

改正の第3点は、第13条の3項に規定しております旅費支給額につきまして、現行規定では、各階級ごとに市の職員の職務で規定してあるのでございますが、市の職員の旅費条例規定では、俸給表によって支給しておりますので、現在の規定に見合う俸給表に当てはめて改正しようとするものでございます。

その他、若干の字句の修正をしたものでございます。

なお、この条例につきましては、49年4月1日から施行したいと思うのでございます。よろしくご審議下さいまして、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 続いて、市民部関係についてお願いいたします。
- 市民部長（小林一三君） それではお許しを得まして、市民部関係議案の内容について、提案理由並びに内容の概要をご説明申し上げます。

議案第12号、和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について(21ページ)、最近の保育所の入所希望者の増加にかんがみまして、これら要措置児童の対策といたしまして今般、国府、緑ヶ丘、幸各小学校区にそれぞれ一保育所を新設するとともに、これに伴いまして、一部既設保育所の名称を変更する必要が生じたので、ご提案させていただきました。

内容といたしましては、従来の国府保育園を国府第1保育園に、その次に新設の国府第2保育園を和泉市府中町5丁目6番33号に新設させていただきたいと思っております。

続きまして、従来の鶴山台保育園の次に緑ヶ丘保育園を和泉市緑ヶ丘21番地の2、及び和泉市立あさひ保育園を和泉市旭町172番地の2の2園を新設いたしたく条例を提案させていただきますのでございます。

なお、お手元にご配布させていただきました附則の訂正でございますが、本条例は昭和49年4月1日から施行いたすべく措置しておりますが、国府第2保育園につきましては、昨年12月議会におきまして、工事請負契約で6月30日までの工期でございますので、開園が7月1日ということでございますので、まことに不手際でございますけれども、正誤表を提出させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第14号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(29ページ)でございますが、過般、実施されました他の医療保険制度改善の趣旨にかんがみまして、市民の保健及び福祉の向上を図るため、国民健康保険の給付の一種としての助産費国庫補助対象額の増加と相待ちまして改正しようとするものでございます。

改正条例の内容といたしましては、31ページでございますように、国民健康保険条例の第6条に助産費の規定がございますが、従来の1万円を2万円に改正いたしたくご提案申し上げます。

なお、実施につきましては、昭和49年4月1日からございますが、附則第2項にございまして、経過措置といたしまして、この条例の施行前に発生した出生に対する助産費につきましては、なお従前の例によることといたしてございます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 次に産業衛生部関係について説明を願います。

○ 産業衛生部長(宇沢 壽君) 産業衛生部所管の議案第13号(25ページ)、和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について、その内容のご説明をさせていただきます。

本条例は、交通事故により傷害を受けた者の救済の一助とするため設けられ、市民生活の安定と福祉の増進に寄与して参りましたが、最近の交通事故の減少傾向の中で、子供と老人の事故のみ依然として増加の減少を示しております。特に老人につきましては、交通事故に遭遇す

る場合が多く、なお本制度の加入者は少なく、加入者負担金を軽減することにより、老人の加入促進を図り、もって交通事故被災者の救済と老人福祉に寄与するため、加入者負担金のうち一定額を市費負担をするのが適当と考え、本条例を提案させていただいたわけでございます。

なお、これに伴いまして、現在生活保護を受けている者の加入者についても、その均衡を図るため、負担金軽減額を引き上げる必要がありますので、老人に対する軽減額と同額に改正いたしたく、この条例案を提案した次第でございます。

次に議案第16号、和泉市廃棄物処理及び清掃に關する条例の一部を改正する条例制定について、(37ページ)の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

清掃行政は、市町村行政の中でも市民に直結する重要な行政で、それだけに市民の関心が高いのは否定できない事実であります。清掃の円滑化、定期処理につきましては、業者に対し指導監督はもとより、許される範囲での業者育成に努めてる次第ですが、今回の提案にかかるし尿くみ取り料については、業者側の従業員の給料引き上げ、燃料費の高騰、その他諸物価の上昇によりまして、経営の苦しい実情が、公共事業の下請けということでも他企業よりも深刻であるとうかがえます。

今まで業者から手数料の引き上げまたは助成金の増額の要求もありましたが、物価政策の中で市民感情や財政面を考える半面、府下各市の状況並びに本市の地域的な立地条件等を考慮し、少額助成措置にとどめることに努めて参りましたが、最近の急激な物価上昇の情勢下では経営が困難であるということで、清掃組合より近年にない大幅な値上げ要望が出され、種々検討いたしました。現状、財政をもって全額市費負担ということが困難な状態であり、くみ取り手数料の一部を市民にご負担をお願いいたすものでございます。

改正をお願い申上げた料金は、し尿、現行1人1カ月市民負担額80円を100円に、市助成金、現行40円を50円に引き上げ、業者収入、1人当たり150円といたしたく、なお、議案参考資料の通り、人頭割の値上げに伴う特殊便所並びに臨時くみ取り従量制料金を10リットル当たり現行25円を32円に改正をお願いするものでございます。

なお、ごみ委託料につきましては、全額市費負担となっておりますので、収集回数の問題について再三、議員さんからのご要望とごみの多様化を考え、体制の違い次第、週2回取りを実施いたしたく存じております。これに伴うし尿くみ取り料金値上げ案同様、ごみ収集委託料がその割合で増額となり、合わせて週2回取りを行なうことによりまして、委託料は昨年度予算額より倍増するものと思っております。

以上の諸事情をご覧願ひまして、何とぞ本案を原案通り可決決定下さいますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 次に建設部関係についてお願いいたします。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは議案第15号、和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について（82ページ）のご説明を申し上げます。

道路占用とは、道路敷の一部、最小使用限度を特定のものに物件等設け、継続的に使用させることを意味します。道路占用料算定の根拠ではありますが、道路等の利用形態が、一般の土地利用形態と何ら異なるものでないなどの理由から、道路の価額とされており。

以上の観点から、最近の経済情勢に見合った額にすべく、昭和44年より据え置いた占用料を引き上げる次第でございます。

それでは改正の内容について申し上げます。第7条の督促手数料20円を30円に改め、第8条については、道路占用料滞納額100円につき1日4銭を、占用料滞納額につき年当たり14.6%に改め、同条2、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする1項目を加えるものでございます。

別表道路占用料金表については、電柱は阪南七市同一金額とし、他の項目の金額についても近隣都市を参考にした額にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、本条例については昭和49年4月1日より施行いたしたい所存でございます。何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○

○ 議長（坂上国治君） お諮りいたします。予算についての説明は残っておりますが、ちょうどお昼でございますので、ここで暫時休憩いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは暫時休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時20分再会）

○ 議長（坂上国治君） 午前に引き続き会議を開きます。

次に、予算案の説明に移ります。

まず、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算並びに土地区画整理事業特別会計予算案について説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただ今ご上程をいただきました議案第1号から第3

号までの昭和49年度一般会計予算並びに特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げたいと存じます。

説明に入りますまでに、予算書の議案は別冊になってございます。そのページ教予1の一般会計予算の一番最初の一行目、「昭和49年度和泉市の一般会計の予算は、次は定めるところによる」は、「…次に定めるところによる」で、「は」と「に」の間違いでございますのでおそれ入りますが、ご訂正願いたいと思います。

それではまず初めに、国家予算の編成方針を見ますと、物資需給の逼迫基調のもとに、根強い物価の高騰を来たし、さらに、アラブ産油国の石油生産制限に伴う石油供給削減の緊急事態が発生し、これが物価高騰に加速度を加え、国民生活に多大の影響を及ぼしました。これがため、国においては、公共投資の抑制をはじめとした総需要抑制を図り、国民生活安定と国民経済の円滑な運営を確保することが最重点の政策とされております。

すでに実施されました公定歩合の引き上げ、金融機関の窓口規制等の、近年にない厳しい金融政策等により、本市はきわめて厳しい財政環境の中に置かれているものでございます。

しかしながら、市は、行政の総合的な実施主体として、市民の意識変化に対応した福祉社会を実現していくことが現下の急務でございます。今年度各会計の予算編成に当たりましては、午前中の市長が申しあげました施政方針に基づきまして、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、節度ある財政運営を行なうことを基本といたしてございます。

このような考え方により編成いたしました一般会計歳入歳出予算は、117億846万円と相なっております。前年当初に比較いたしますと、37億1800万円、46%の増加となっております。

国民健康保険事業特別会計予算は、10億9千716万4千円と相なりまして、前年当初に比較いたしますと、26%、2億2千600万円の増加となっております。

土地区画整理事業特別会計予算につきましては、2億1061万9千円を計上いたしました次第でございます。

これら普通3会計予算を合計いたしますと、130億1724万3千円となりまして、前年当初と比較いたしますと、44%、39億6千万円の増加と相なっております。

次に各会計の予算について順次ご説明をいたしたいと存じます。

初めに議案第1号の一般会計から、予算書に基づきまして、概要のご説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算書の1ページ、第1条第1項にございます通り、歳入歳出予算は117億846万円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分と金額は、第1表の通りでござい



ます。

内容につきましては、後ほど、事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じます。

第2条は継続費でございます、(仮称)和泉第3団地40戸の改良住宅建設事業費を、49、50年度の2カ年の継続費として年割り額を定めさせていただいたものでございます。

次に第3条は、債務負担行為でございます、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、小学校校舎等の建築事業7件、9億9,890万2千円、住宅公園光明池団地関連公共下水道事業費2億5,550万円、学校敷地等用地取得事業費6件、3,4億1,442万円、債務保証等36億1,700万円をそれぞれ計上いたしましたもので、事業明細は第3表の通りでございます。

第4条につきましては、地方債の事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、第4表の通り、総額25億8,012万5千円を計上いたしました。

次に第5条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、財政調整資金として20億円とうたっております。

第6条につきましては、歳出予算の同一款内における各項間の給与費の流用について定めるものでございます。

以上が一般会計の予算でございます。

続きまして、事項別明細書により、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

事項別明細書の33ページ、歳出から参りたいと存じます。

まず、初めに議会費でございますが、議員各位の報酬及び手当等7,525万円、事務局職員の給与費2,265万2千円及び議会運営に要する経費1,382万円で、総額1億1,172万2千円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職はじめ一般行政職員及び嘱託員の給与費として3億8,581万円、渉外関係経費833万6千円を秘書費として計上し、庁舎内外の維持管理、一般庁舎運営経営につきましては、庁舎管理費として3,981万7千円を、人事管理費につきましては、人事及び給与事務に要する経費として3,80万7千円、職員福利厚生費につきましては、職員厚生会の経費等として9,07万8千円を、一般管理費としてそれぞれ計上いたしてございます。

次に文書費につきましては、市例規はじめ、議案作成及び一般文書管理経費として41.8万2千円を計上いたしました。

広報広聴費につきましては、市政と市民を結ぶ広報「いずみ」の発行経費をはじめ、各種広報活動費として1,359万7千円を計上いたしました。なお、盲人の方にも市行政を理解して

いただくため、専用のテープレコーダーを設置いたすべく措置いたしてございます。

次に、財務会計管理費につきましては、予算事務、資金計画事務及び金銭並びに物品の出納事務に要する経費として909万円を計上いたしました。

財産管理費につきましては、市有財産の管理経費はじめ、一般行政施設の敷地賃貸料及び財産評価審査委員会の運営経費等として2,150万4千円を計上いたしました。

次に、50ページの企画費でございますが、これは市の総合計画事務費はじめ、泉大津市との境界適正化のための経費及び事務管理経費等として601万4千円を計上いたしました。

公平委員会費につきましては、委員会の運営経費として62万2千円を計上いたしました。

交通安全対策につきましては、交通モラル向上対策費として342万1千円。

交通傷害補償費につきましては、傷害保険料等として589万円。

交通公園費につきましては、交通児童遊園の管理費として47万8千円。

交通安全施設費につきましては、歩道防護柵等、安全施設を整備いたすべく、1,260万円を計上いたしました。

次に、公害対策費につきましては、公害観測車の運営経費をはじめ、事務経費等として448万8千円を計上致しました。

次に諸費につきましては、防犯活動費はじめ、町会活動費、人権擁護関係費及び市税の過誤納金の還付金等として1,579万4千円を計上いたしました。

59ページの徴税費につきましては、税務総務費につきましては、固定資産税評価審査委員会の運営経費をはじめ、徴税職員の給与費として1億3,058万7千円を計上いたしました。

賦課費につきましては、市税の賦課計算事務に要する経費として3,155万3千円。

徴収費につきましては、納税事務経費として3,629万4千円を計上いたしました。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、職員給与費6,839万3千円をはじめ、戸籍簿住民基本台帳関係費398万7千円並びに住民情報管理について、コンピューターを導入すべく、当初経費1,084万5千円をそれぞれ計上いたしました。

選挙費につきましては、職員の給与費1,151万8千円、管理委員会の運営経費として118万4千円を計上いたしました。なお、本年度夏には参議院議員の通常選挙が執行されますので、これに要する経費1,071万2千円を計上いたしてございます。

次に、統計調査費につきましては、職員の給与費はじめ、各種市勢統計に要する経費を合わせまして768万円を計上いたしました。

次に、督查委員費につきましては、職員の給与費はじめ、監査事務執行に要する経費等、合わせまして877万1千円を計上いたしました。

同和対策費につきましては、職員給与費2,987万1千円、一般対策経費3,557万円、同和対策促進のための審議会の運営経費等として410万1千円、更生資金貸付金の運営費168万2千円、解放センター建設のための用地及び設計に要する経費として6億7,954万4千円をそれぞれ計上いたしてございます。

隣保館費につきましては、職員給与をはじめ、幸、王子両会館の運営経費並びに各種対策活動経費等、合わせて6,748万9千円を計上いたしてございます。

以上が総務費でございまして、総額16億8,614万9千円と相なる次第でございます。

次に、87ページの民生費でございまして、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、関係職員の給与費2,534万3千円はじめ、社会福祉事務一般経費、各種団体への補助金並びに国民健康保険事業特別会計への繰出金等、合わせて4,612万4千円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費等として389万9千円を計上いたしました。

次に、身体障害者福祉費及び精神薄弱者福祉費につきましては、主として扶助費でございまして、この2つを合わせて3,850万9千円を計上いたしてございます。

老人福祉費につきましては、敬老費をはじめ、健康対策、老人ホームの収容者扶助費等として4,663万円を計上いたしました。老人類の家建設事業費につきましては、前年度に引き続き本年度も2カ所建設いたすべく、1,979万円を計上いたしてございます。

老人福祉センター費につきましては、48年度において竣工予定でございまして、この運営管理経費として316万8千円を計上いたしました。

次に、医療助成費につきましては、老人及び身体障害者の医療助成費でありまして、主として扶助費でございまして。

次に、国民年金費につきましては、職員の給与費をはじめ、福祉年金並びに拠出制年金の一般事務経費及び印紙購入費等として2億4,689万9千円を計上いたしました。

共同浴場費につきましては、中央温泉ほか3カ所の管理運営経費として1,036万2千円を計上いたしましたものでございます。

次に、児童福祉費でございまして、児童福祉総務費につきましては、関係職員の給与費をはじめ、児童相談費及び助産施設収容者の扶助費等といたしまして4,248万5千円を計上いたしてございます。

児童措置費につきましては、児童手当でございまして、15才未満児まで適用することとし1億2,601万円を計上いたしました。

次に、保育所費につきましては、職員の給与費として4億7,418万円、運営管理費として1億3,950万円、園舎の補修費として1,382万円を計上いたしましたほか、収容定員120名の(仮称)信太第3保育所を建設をいたすべく、2億9,534万円を計上いたしました。次に(仮称)国府第2保育園建設事業費につきましては、48年度において債務負担行為の議決をいただき施工をいたしているもので、1億6,471万4千円を計上いたしてございます。

母子寮費につきましては、寮母給与費のほか、運営経費として6,68万6千円を計上いたしました。児童遊園費につきましては既設園の維持管理費及び新設費、合わせまして5,02万5千円を計上いたしました。

次に、生活保護費につきましては、職員給与費のほか、扶助費等として5億7,876万8千円を計上いたしてございます。

災害救助費につきましては、前年度と同程度の額、42万4千円といたしまして、一朝有事には、適切なる措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございまして、総額24億9,283万4千円と相なる次第でございます。

次に121ページ、衛生費でございまして、保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、職員給与費のほか、母子健康対策、一般衛生事務経費並びに病院事業の補助金等、合わせまして1億7,390万7千円を計上いたしました。

予防費につきましては、結核、精神病、その他各種予防接種事務経費並びに診療所運営費等といたしまして3,388万6千円を計上いたしました。

環境衛生費につきましては、主として鼠族昆虫駆除費として2,89万9千円を計上いたしました。

次に、清掃費でございまして、清掃総務費につきましては、職員給与費及び泉北環境整備施設組合の負担金等として1億7,701万9千円を計上いたしました。

廃芥処理費につきましては、可燃性、不燃性廃芥の収集処理経費として9,920万円を、し尿処理費につきましては、くみ取り経費として7,502万3千円をそれぞれ計上いたしました。

墓地火葬場費につきましては、和泉霊園並びに市営葬儀運営経費等として2,724万8千円を計上いたしました。

上水道費につきましては、泉北水道企業団の庁舎建設に伴う本市負担金として916万4千円を計上いたしてございます。

以上が衛生費でございまして、総額5億6,155万6千円と相なっております。

次に、137ページの労働費でございまして、職員給与費のほか、一般失業対策経費として5,619万5千円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、事務局職員の給与費のほか、農業委員会の運営経費として1,254万2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農業事務費として3,128万4千円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、園芸団地整備事業補助金はじめ、農業協同組合関係費等、合わせて1,590万2千円を計上いたしてございます。

畜産業費につきましては、家畜診療経費及び畜産近代化施設設置事業補助金等として243万3千円を計上いたしました。

次に、農地費につきましては、農道、水路、ため池事業等の土地改良事業費及び農免事業費、合わせて5,555万8千円を計上いたしました。

林業費につきましては、一般事務費のほか、林道の整備事業費として1,528万9千円を計上いたしました。

以上が農林水産業費でございますが、総額1億3,300万8千円と相なっております。

次に、151ページの商工費でございますが、商工総務費につきましては、職員給与をはじめ、計量器検査、各種技能取得並びに商業地域調査等、合わせて2,843万2千円を計上いたしました。

商工振興費につきましては、中小企業経営指導、小規模事業対策、消費経済対策、観光事業経費等、合わせて2,178万2千円を計上いたしました。

雇用対策費につきましては、事業所の定着率向上をはかるため、勤労青少年ホームの建設をはじめ、中小企業従業員福祉共済制度を新規事業として措置いたしましたもので、合計9,443万6千円を計上いたしました。

金融対策費につきましては、中小企業融資等のための経費として、3,817万9千円を計上いたしました。

以上が商工費でございますが、総額1億8,282万9千円と相なっております。

次に162ページ、土木費でございますが、土木管理費の土木総務費につきましては、職員の給与費はじめ、土木建築及び用地対策関係の一般事務経費、合わせて1億3,211万3千円を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、関係職員の給与費はじめ、市内一円の市道維持補修費、市道掘削による復旧工事費、唐園一池田線整備、環境改善整備事業関連の道路整備事業費等、合わせて道路橋梁費として6億6,165万5千円を計上いたしました。

河川及び水路につきましては、河川一般維持補修費及び東松尾川改修事業費並びに水路改修

費として5,633万円を計上いたしました。

次に、都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員の給与費はじめ、公共下水道基本計画関係費、合わせまして7,130万5千円を計上いたしました。

公園費につきましては、既設公園の管理費はじめ、黒島山公園及び肥子池公園の整備事業費として6,854万7千円を計上いたしました。

街路事業費につきましては、和泉中央線及び和泉府中北通り線の整備を引き続き図るべく、1億5,043万5千円を計上いたしました。

浸水対策費につきましては、池上水路及び幸下水路の整備をいたすべく、1,236万8千円を計上いたしてございます。

観光費につきましては、槇尾山公園に駐車場を整備いたすべく、312万8千円を計上いたしました。

公共下水道整備事業費につきましては、住宅公団光明池団地関連事業費として、債務負担行為と合わせ、3億6,594万9千円で施工するものでございます。

土地区画整理調査指導費につきましては、特別会計への繰出金はじめ、一般的な事務経費として2,073万5千円を計上いたしました。

次に、開発費につきましては、和泉府中駅再開発を進めるべく措置いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理経費として1,744万1千円を計上いたしました。

住宅建設費につきましては、47年度からの継続費120戸分、48年度からの継続費46戸分及び49年度からの継続費としての40戸分、合わせまして21億6,770万4千円を計上いたしました。

以上が土木費でございまして、総額34億7,704万6千円と相なっております。

次に187ページ、消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては、職員の給与費として1億8,855万3千円、本署及び各出張所の活動経費として1,539万6千円合計いたしまして1億9,894万9千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団の活動経費でございまして、団員報酬をはじめ、維持運営経費として1,858万3千円を計上いたしました。

消防施設費につきましては、付帯器具、水利施設、消防団詰所の整備費等といたしまして、4,976万円を計上いたしてございます。

以上、消防費といたしまして、総額2億6,750万2千円を計上いたしましたものでございます。

次に、195ページの教育費でございますが、教育総務費の教育委員会費につきましては、

教育委員各位の報酬をはじめ、委員会の運営経費として392万2千円を計上いたしました。

事務局費として、職員の給与費をはじめ、事務局運営経費として1億714万2千円を計上いたしてございます。

教育指導費につきましては、小中学校のクラブ活動費をはじめ、教職員の研修補助金等といたしまして2,661万6千円を計上いたしました。

同和教育指導費につきましては、同和教育推進関係費をはじめ、就学奨励金等といたしまして7,487万9千円を計上いたしました。

次に、小学校費でございますが、学校管理費につきましては、学校関係職員の給与費をはじめ、管理運営経費及び校舎等補修関係費といたしまして2億5,115万円を計上いたしてございます。

212ページの学校保健費につきましては、児童の健康管理経費並びに給食関係費として6,071万2千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、教材備品の整備費をはじめ、要保護・準要保護児童の就学扶助費等といたしまして2,102万2千円を計上いたしました。

次に学校建設費でございますが、伯太、北池田、南池田、横山及び信太、それぞれの小学校増改築事業費につきましては、本体工事施工に向けての設計委託料等の事務経費を計上いたしましたものでございます。幸小学校事業費につきましては、用地取得費及び本体工事の設計委託料等といたしまして7億8,84万7千円を計上いたしてございます。黒鳥小学校及び鶴山台南小学校につきましては、すでに債務負担行為として執行いたしておりました校舎建設事業費を、歳出予算に計上いたしましたものでございます。鶴山台北小学校につきましては、体育館に遊具を設置いたすべく措置いたしてございます。緑ヶ丘小学校につきましては、給食室を整備いたすべく、1,188万円を計上いたしました。

次に、222ページの中学校費でございますが、本項は、おおむね小学校費と類似する経費をそれぞれその科目に計上いたしてございます。

学校管理費につきましては、関係職員の給与費などと致しまして、1億3,278万1千円。

学校保健費につきましては、校医報酬をはじめ、健康管理費等といたしまして2,840万6千円。

教育振興費につきましては、教材設備費等といたしまして1,337万6千円をそれぞれ計上いたしてございます。

学校建設費につきましては、和泉中学校並びに南松尾中学校に給食室を整備いたすべく、本体工事に向けての設計委託料を計上いたしました。信太中学校につきましては、すでに債務負

担行為で執行いたしておりました校舎について、歳出予算に計上いたしたものでございます。山手中学校費につきましては、用地の取得費でございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員の給与費をはじめ、運営管理経費として1億2,955万1千円を計上いたしました。管理経費が増加いたしておりますのは、新設3園が増加しているためでございます。

幼稚園保健費につきましては、園児の健康管理経費として172万7千円を計上いたしました。

次に237ページ、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、関係職員の給与費1,042万6千円、社会教育委員及び指導員の運営経費として163万2千円、青年学級及び家庭教育学級の運営費及び文化祭、成人式等、各種社会教育行事関係費397万4千円並びに運営事務費195万8千円をそれぞれ計上いたしました。

青少年対策費につきましては、青少年問題協議会、青少年指導員の関係費、水難防止対策、子供会運営経費、留守家庭児童の保護運営費等といたしまして593万7千円を計上いたしました。

次に、青少年会館費、公民会館費及び青年の家費等につきましては、各施設の運営管理経費をそれぞれ計上いたしたものでございます。

同和教育費につきましては、隣保館活動の一環といたしまして、社会同和教育関係費として996万9千円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、市史の増刊並びに南王子村文書編集関係費等として486万1千円を計上いたしました。

次に、自動車文庫費につきましては、本年度新規事業として自動車巡回文庫を開始いたすべく、535万5千円を計上いたしました。

保健体育費につきましては、体育大会の開催経費をはじめ、市民グラウンド整備関係費、同和地区社会体育費等並びにプールの運営経費等として、1,085万1千円を計上いたしました。

次に、262ページの公債費でございますが、これは長期債の元利償還金及び一時借入金の利子並びに公募債借入に伴う手数料でございまして、総額7億9,096万8千円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社に対する貸付金を引き続き8,890万円計上致しましたほか、本年度より新規に学校建設協会を財団法人として発足いたすべく、出資金200万円を計上いたしてございます。

災害復旧費につきましては、過年度発生による農林施設の復旧費でございまして、197万



2千円を計上いたしました。

最後に予備償につきましては、諸般の経済事情を勘案いたしまして、2千万円を計上いたした次第でございます。

以上が歳出の事項でございます、総額117億846万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入の予算についてご説明を申し上げます。事項別明細書の3ページにお戻りいただきたいと存じます。

まず、初めに市税でございますが、前年度決算見込み、調停見込み等のワクを勘案いたしまして、総額25億6,292万8千円を計上いたしました。これは前年度と比較いたしまして33%の伸びでございます、6億3,700万円の増収となっております。

地方譲与税、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税につきましては、前年度の実績及び伸び率等を勘案いたしまして、それぞれ見込み額を計上いたした次第でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、農林施設整備事業等の受益者分担金として468万2千円を計上いたしました。負担金につきましては、保育園措置費と父兄負担金をはじめ、助産施設、老人福祉施設、精神障害者福祉施設の収容者負担金並びに土木・教育関係の負担金等、合わせて2億8,784万6千円を計上いたしました。

次に使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政施設の使用料といたしまして、それぞれ目的別に4,277万7千円を計上いたしました。手数料につきましては別途議案第17号等でご審議をわずらわすところでございまして、各種手数料の増額を見込みまして2,299万6千円を計上いたしました。

次に、国庫支出金16億8,854万2千円及び府支出金21億4,215万2千円、合計いたしまして38億3,069万4千円を計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算の事務事業と相関連する特定財源でございまして、現行制度及び実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入につきましては、基地貸付収入等として766万2千円を計上いたしました。寄附金につきましては、一般寄附金として4,602万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、用品調達基金の収益金を繰り入れるべく、10万円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、市税延滞金248万5千円、預金利子として986万3千円、貸付金の元利収入として1億448万8千円、市道掘削による受託事業収入等といたしまして4,140万5千円、その他、雑入として4億7,846万1千円をそれぞれ計上いたした次第で

ございます。

最後に市債でございますが、総額25億8,012万5千円を計上いたしておりますが、これらはいずれも事業費と関連連致しますので、対象事業費並びに起債充当率等を勘案いたしまして計上致したものでございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額117億846万円と相なってる次第でございます。

以上で一般会計予算の歳入歳出についての説明を終わらさせていただきます。

それでは引き続きまして議案第2号、国民健康保険事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、予算書の16ページでございますが、第1条にございます通り、歳入歳出予算を10億9,716万4千円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分と金額は、第1表の通りでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、1億5千万円といたしてございます。

第3条につきましては、歳出予算の同一款内における各項間の給与費及び保険給付費の流用について定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、まず、歳出予算からご説明を申し上げます。282ページでございます。

初めに総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費をはじめ一般運営経費として1,729万7千円を計上いたしました。徴収費につきましては、保険料の賦課徴収関係職員の給与費をはじめ、保険料徴収についての諸経費として4,278万1千円を計上いたしました。

次に、保険給付費につきましては、診療報酬の市負担金をはじめ、助産費、葬祭費等といたしまして10億2,960万9千円を計上いたしました。

なお、助産費につきましては、別途議案第14号でご審議をわずらわしますように、現行1万円を2万円に増額いたすべく措置致してございます。

次に、保健施設費につきましては、保健衛生普及費として52万円を計上いたしました。

公債費につきましては、一時借入金の利子として270万円を計上いたしてございます。

諸支出金につきましては、保険料の過誤納還付金として170万円を計上いたしました。

最後に、予備費として200万円を計上致しまして、歳出予算の総額は10億9,716万4千円と相なっている次第でございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたします歳入についてご説明申し上げます。279ページでございます。

まず、健康保険料でございますが、自然増等によりまして23%の増収を見込み、4億1千401万2千円を計上いたしました。

国庫支出金6億3,349万1千円及び府支出金3,518万円につきましては、保険給付金並びに事務費の負担金等として合計6億6,867万1千円を計上いたした次第でございます。

諸収入につきましては、預金利子並びに第三者返納金等といたしまして445万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、前年度に引き続き、一般会計から1千万円を繰り入れるべく措置いたしました。歳入総額は10億9,716万4千円と相なる次第でございます。

以上が、国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

それでは引き続きまして議案第3号、土地区画整理事業特別会計予算について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

まず予算書の19ページ、第1条でございますように、歳入歳出予算を2億1,161万9千円と定めるものでございまして、この予算額の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

事項別明細書によりましてご説明を申し上げますが、294ページでございます。

申すまでもなく、この事業は第2阪和国道関連の土地区画整理事業でございまして、公共用地取得費9,080万1千円をはじめ、補償費5,035万2千円、測量、設計、換地計画等の委託料5,650万3千円並びに現場事務所建設のための経費等、合計致しまして2億1,161万9千円を計上いたしました。

これら歳出に充当いたします歳入予算につきましては、国庫支出金1億50万円、府支出金9,155万円、合計いたしまして国・府支出金1億9,205万円並びに一般会計からの繰入金1,956万9千円を計上いたしまして、歳入総額2億1,161万9千円と相なる次第でございます。

以上が土地区画整理事業特別会計予算の内容でございます。

以上、議案第1号から3号まで、予算関係の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次に、水道事業会計予算案について説明を願います。
- 水道部次長（田中 稔君） 昭和49年度和泉市水道事業会計予算について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本予算案は、地方公営企業法第24条の規定に基づき調製提案させていただきましたものであり、内容につきましては、まず第2条において、本年度業務の予定量とし給水戸数8万5千戸と予定し、前年度より1,700戸の増を見込んでおります。年間総給水量としましては、前年度より87万4,260立方メートルの増加を見込み、858万6,260立方メートルと予定いたしております。1日平均給水量といたしますと、年度より2,395立方メートル多い2万3,524立方メートルとなるものであります。

次に、主要な建設改良事業といたしましては、昭和41年度より継続事業として施工してきました和泉上水道第3回拡張事業3億9,200万円で予定いたしておるものであります。そのおもな内容は、和田浄水場汚泥処理設備、松尾寺配水池第1期工事並びに春木川配水池と未給水区域への配水管布設工事等であります。

次に、第3条の収益的収入及び支出であります。これは先の第2条の業務量の事業を行なうために要する費用と、そのサービスの給付として需要家より納入される使用料金等の収益であります。

収入面より申しますと、営業収益7億5,320万7千円と、営業外収益600万円を予定し、水道事業収益7億5,920万7千円と相なる次第であります。

また、支出につきましては、営業費用6億4,478万8千円と、営業外費用1億1,717万5千円及び予備費10万円を予定し、水道事業費用7億6,206万3千円と相なり、収入より支出を差し引きいたしますと、当年度純損失285万6千円が発生するものであります。

これら損失金の要因としましては、大阪府営水道の料金改定によるものと、経済情勢に起因する諸物価高騰によるもの及び職員の増加等であります。

次に第4条でございますが、これは収益を得るためと、サービスのため、施設の新設、増設を行なうのに必要な資金収入及び支出項目であります。

収入より申しますと、企業債3億9千万円を予定いたしており、このうち8億7,700万円を第3回拡張事業費に、残り1,300万円は配水管整備事業費に充当すべく見込んでおります。また、消火栓新設に伴う一般会計負担金450万円と、計画路線外に配水管布設工事を行なう原因者負担の工事負担金2億円を予定し、資本金収入5億9,450万円といたすものであります。

一方、支出につきましては、建設改良費5億9,954万6千円を予定いたしております。これらの内訳は、第3回拡張事業費に3億9,200万円、計画外路線の配水管布設工事費に1億7,920万円、同和事業としての配水管整備事業費1,320万円、また、量水器の購入等、営業設備費の1,514万6千円であります。次に、企業債償還金であります。これは過去の

建設改良のため借り入れた企業債の償還元金であり、この額4,572万5千円を加えますと、資本的支出の予定額6億4,527万1千円と相なり、収支差し引きしますと5,077万1千円の資金不足が生ずるものでございますが、これは過年度分損益勘定留保資金で全額補てんするものであります。

次に、第5条であります。これは本年度において借入を予定しております企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、限度額につきましては、先ほど申し上げました通りの額、すなわち第3回拡張事業債3億7,700万円、配水管整備事業債1,300万円でありまして、利率を除き、従来通りであります。利率につきましては、できるだけ政府債及び公庫債を予定いたしておりますが、最近の金融情勢からして、若干、縁故債を伴うことが予測されますので、これらについて、高金利になるものと見込み、本年度において借り入れする企業債の最高限度の利率を10%以内と予定いたしましたものでございます。

次に、第6条は一時借入金の限度額でございますが、日常の営業活動面ではあまり借入れの必要もないわけでありまして、建設改良の起債前借と一時的な多額の支出に備えて、一応、2億円を予定いたしましたものでございます。

第7条は、経営上、予定外支出が余儀なくなった場合、お互いに流用できるよう、営業費用のうち、原水及び浄水費より職員給与費を除いた金額1億7,461万2千円と、営業外費用のうち、支払い利息及び企業債取扱諸費の全額1億1,716万5千円が互いに流用し合えるよう定めたものであります。

第8条は、議会の議決がなければ他の経費に流用できない流用禁止項目でありまして、職員給与費2億6,826万1千円及び交際費50万円であります。

第9条は、営業用及び建設用資材並びに量水器等を購入し、実際に使用または取り付けなければ予算の執行が伴わない資産の購入限度額を、1億3,949万3千円と定めるものであります。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計予算案の概要でございますが、これらの詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしくご審議下さいまして、原案ご可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 最後に、病院事業会計予算案について説明を願います。
- 病院事務局長（竹内 潔君） 午前中上程されました昭和49年度和泉市病院事業会計予算の提案理由並びにその概要につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、市立病院運営に要する経常的な経営につきましては、予算第3条に示しておりますように、支出におきまして総額7億1,168万9千円でありまして、昨年度の当初予算に比較い

たしますと、1億5,356万8千円、8%の増加となっております。そのうちのおもなるものは、人件費の増加7,160万6千円25%の増。材料費、これは主として薬品購入費であります。5,720万8千円、38%増加であります。

これに対する収入につきましては、2月から行なわれました医療費の引き上げによる増収分並びに外来患者の自然増加等を見みましても総額5億7,257万5千円でありまして、昨年度当初予算に比較いたしますと、7,857万円、約45%の増加と相なっておりますが、依然として、当初予算収支におきまして1億3,911万4千円の不足を生ずる状態でございます。

なお、49年度事業予定量につきましては、予算第2条に示しておりますように入院患者総数につきましては、年間45,946人、日平均120人、外来患者総数につきましては、年間9万112人、1日平均306人と見込んでおります。

次に、第4条の資本的収支予算につきましては、総額2,242万1千円でありまして、うち1,818万8千円は過去の企業債の償還金でありまして、建設改良費には923万8千円を充当することといたしております。

なお、懸案の病院建設関係費につきましては、近く完成を予定いたしております病院建設基本構想に基づきまして、関係方面との財政的な折衝が終わり次第、改めて実施計画並びに補正予算のご審議をわずらわしいと存じております。

次に、49年度中の一時借入金の限度額につきましては、5億5千万円とお願いいたしたく存じます。

次に、法令に基づきますところの相互利用のできる経費については第6条に、議会の議決を得なければならない経費につきましては第7条に、たな卸資産の購入限度額につきましては第9条に、それぞれ示してあります通りお願い申し上げたいと存じます。

なお、平均1.5%に及ぶ医療費改定に伴う増収分を見込みましても、なお多額の収支不足を生じる経営内容でございますので、一般会計からは、経常運営経費につきまして5,273万9千円、資本的予算につきましてはその全額2,242万1千円、合計7,513万円のご援助をお願い申し上げたいと存じまして、本予算案を提案申し上げました次第でございます。

内容の詳細につきましては、5ページ以下に附属書類として添付いたしておりますので、ご検討を賜わりまして、49年度病院関係予算につきましては、原案通りご議決賜わりますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

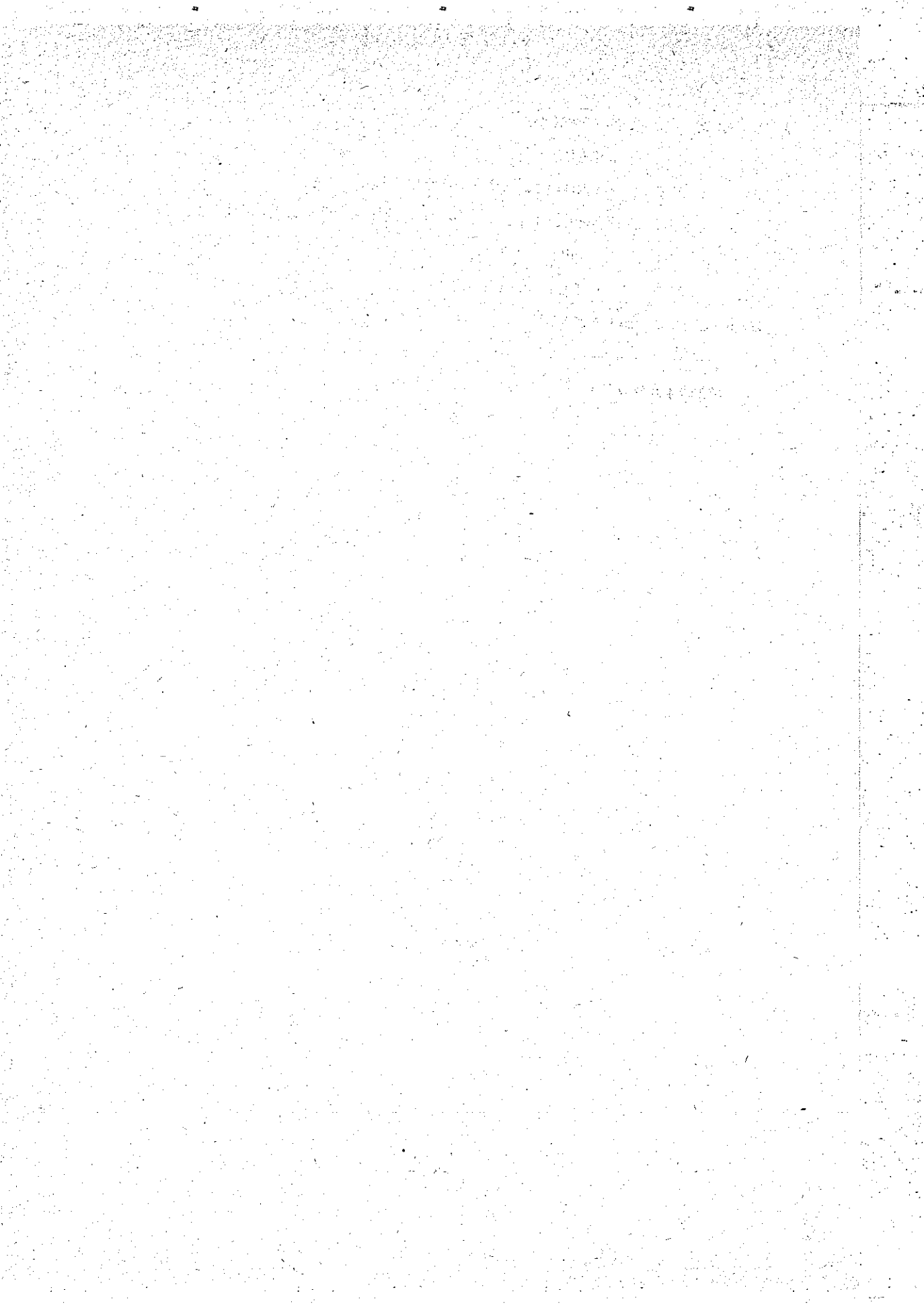
ご異議ないようですので、本日はこれにて散会いたします。

明12日及び13日は休会とし、14日から一般質問並びに総括質問に入りますので、定刻  
ご参集下さいますようお願いを申し上げます。

なお、質問通告期限は13日正午までとなっておりますので、よろしく願い申し上げます。  
長時間まことにありがとうございました。

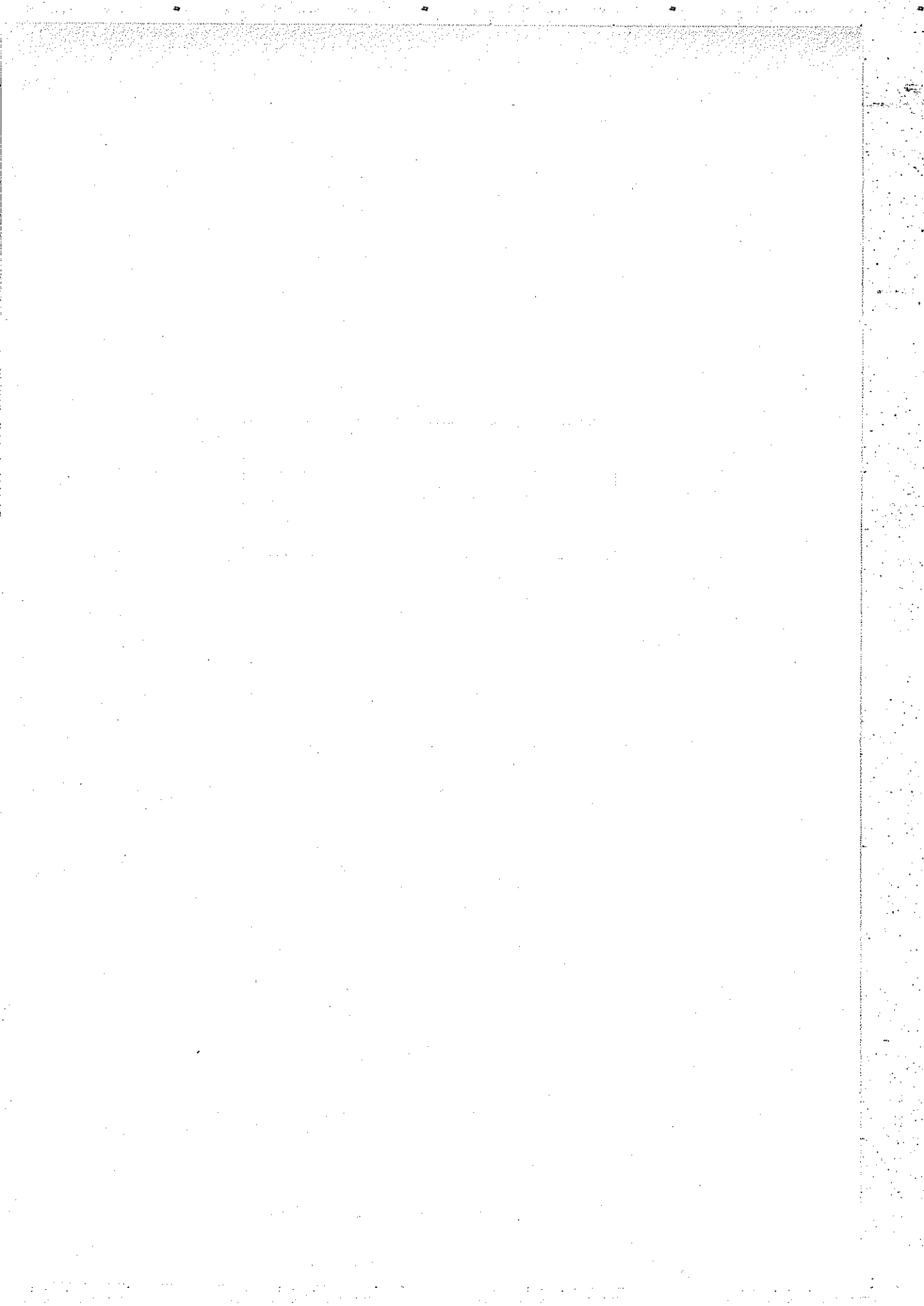
---

(午後2時43分散会)





第 2 日



昭和49年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第2日 出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(3名)

5番	竹下義章君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役 兼水道部長事務取扱	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	病院院長	岩崎嶋
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内深
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清

職 名	氏 名	職 名	氏 名
總務部次長 兼市民稅課長事務取扱	西川喜久	保健衛生課參事 (診療所担当)	山本亮夫
同和对策部次長 兼推進調整課長事務取扱	森保	交通公害課長	吉田利秀
市民部次長 兼保險年金課長事務取扱	山本武雄	計画課長	大浦行雄
福祉事務所長 兼社會兒童課長	内田繁	土木課長	中尾宏
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本俊兼	建築課參事	中上好美
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林徳二	区画整理事務所長	中西淳富
水道部次長	田中稔	開発課長	白川保
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	地区改良事務所長	逢野一郎
庶務課長	杉本弘文	會計課長	片桐武雄
企画課長	橋本昭夫	營業課長	高橋新平
人事課長	門林六男	工務課長	福本喬久
財政課長	北野敦雄	浄水課長	岸田孝二
資産稅課長	吉田日出男	経理課長	守田勇
納稅課長	吉田種義	業務課長	藤原光夫
庶務課參事 (広報担当)	竹田明郎	消防次長兼所長	南口主雄
隣保館長	萩本啓介	監査委員	堀田徳治
推進調整課長	生田稔	監査事務所長	西岡正志
"	浅井隆介	選管委員長	味谷日吉
"	富田宏之	選管事務所長	青木孝之
市民課長補佐	北野喜平	教育委員長	堀内由延
福祉課長	山村昇	教育長	葛城宗一
商工課長	岩井益一	教育次長	阪東重信
農林課參事	青木太郎	"	乾武俊
保健衛生課長	大宅清臣	總務課長	紀之定 藤与茂

職名	氏名	職名	氏名
学校教育課長	坂口雄一	土地開発公社事務局長 兼用地担当理事	西川武雄
指導課長	吉美豊	土地開発公社事務局長 兼用地第1課長	吉岡昭男
社会教育課長	広岡史郎	土地開発公社総務課長 兼用地担当参事	藤原永一
学校教育課参事	角谷泰夫	土地開発公社 用地第2課長	宮本福秀
農業委員会事務局長	松村吉堯		

○

本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
事務局次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和49年3月14日

### 和泉市議会第1回定例会会議録（第2日）

（午前10時30分開議）

- 議長（坂上国治君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、多数ご出席を賜りましてありがとうございます。それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。ただ今ご出席の議員さんは14名でございます。欠席届けのある議員さんは竹下議員さんお1人でございます。その他の方につきましては聞もなくお見えになるものと思っております。

現在、14名でございます。

開 議

○ 議長（坂上国治君） ただ今の報告通り、出席議員14名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

これより一般並びに総括質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に理事者に一言、注意をお願いしておきたいと思います。

一般質問につきましては、去る12月の第4回定例会におきまして、議員各位のご協力によりまして、テストケースとして時間を制限していただくことになったわけでありますが、去る5日の議運におきまして、種々ご協議を賜りました結果、制限時間を30分とすることに決定なりました。

なお、前回の答弁を聞いておきますと、その趣旨がわかってもらえないのか、全く無視せられたように感じたわけですが、これはきわめて遺憾なことであります。その理由として考えられることは、質問内容が十分理解されないために、質問の要点がつかめていないことが第一点。事前に勉強して答弁を用意しておくことはよいことでありますけれども、そればかりにこだわり過ぎているようにも思われます。たとえば、質問の角度が変わると連繋の答弁ができないために、前と同じことを繰り返しているという有様であり、これは不勉強にもよるが、少なくとも、誠意のある答弁とは考えられない。

また、質問の要点を簡潔に答えれば事足りるものを、余分なことまで平気で長々としゃべっているという無神経さ、さらに言えば、制限時間を何とかつくりおけばよいという横着な考え、このようなことでは、せつかく協力してあげようとしておられる議員さんに対し申し訳ないばかりでなく、経費節減の見地からも好ましいものではなく、円滑な議会運営と時間制限の趣旨に逆行すると考えます。

以上のことは、再三再四にわたり繰り返し注意されておりますが、いまだに守られていないということは、再三の注意を無視し、反省と研究心に欠けている証拠だと思えます。ひとつ今回からは、再度、かような注意を受けることのないよう肝に銘じ、うそ偽りのない、誠意ある的確なる答弁をされるよう注意申し上げておきたいと思えます。

それでは質問に入ります。25番、藤原要馬君。

○ 25番（藤原要馬君） それではただ今から一般質問をさせていただきます。一般質問に入るまでに、理事者をお願いしておきたいと思えます。いま、議長さんからこんこんとご注

意があったわけでありますが、私はこのたび、原稿をつくらないでやる、ということは、すでに何回も各議員がやられ、皆さん方も繰り返し答弁されておるわけでございますので、完全なる答弁はできる、やらなければならないということでございます。やらないということは、姿勢を正さず、熱意を持たずに、すべての業務にやろうという意思はなしということだろうと思います。命をかけて、体を張ってやるなれば、いかにむずかしいことでも解決はできていくと思いますが、その点に欠けておるだろうと私は常々考えております。

それがために、各議員から同じ問題についての質問に対しても変わった答弁が出てくる。市長、助役あたりは、部課長に答弁させておいて、自分らはのうのうとしておるということも見受けられます。最終の断は市長が下さなければすべての事業はできない。だから、市長が陣頭指揮して自分の姿勢を明らかにし、そして、それを助役に命じ、助役から部長に命じ、それから下部いく、という命令系統がはっきりしていくなれば、もっと簡単にすむんじゃないかと思えます。そうじゃないから、いつの一般質問でも長くなり、それがために議員も時間制限ということでやってるわけでございますが、理事者を助けるためじゃなく、これをやったなれば、もっと理事者が反省して、忠実にあらゆる事業、市民サービスについてやっていこうというところからやったんですが、前の12月議会で、一番バッターで五月会代表で2時間あったのを40分ですましたのですが、その反応はないということは非常に遺憾だと思います。今日の答弁については、簡単明瞭にひとつお答えを願いたいと思います。

それでは一般質問に入ります。

同和対策事業全般についてということでございますが、その中で特にやらなければならないということは地区指定だと思えます。なぜかと言いますと、地区指定で地区内の道路等のために家屋を撤去し、それらの人々が改良住宅へ入っていくわけでございます。これは再三、言うてますが、現在は地区外にその住宅が建っている。やはり、それを早急に解決しようとするなれば、地区指定を全体にわたってやらなければならないことははっきりしてると思う。だから、法的根拠からいっても、当然やらなければ、大きな問題を生ずることははっきりしている。それを知りながらいまだにやっておらないのはなぜか、これは市長に特にお答えを願いたいと思います。

次に、その地区指定と同時に持ち家の問題、それらの人々の行く先、その確保というものは、3年も4年も前から言うるところですが、いまだに確保ができておらない、これもやろうとしないだろうと思うんです。やろうとするなれば簡単にできます。

この前の一般質問でも私は申し上げましたように、大阪府が高校を建てるといつたら、2ヵ月足らずで1万坪の土地が格安で直ちに買えておる。そういう買えたということは、どう

いう形で買えておるのか、市長は研究したことがあるのか。それも全然やっておらないと思います。要求団体から言われると、直ちにやります、買います、予算も組んでおります、と言っておりますけれども、債務負担を議会が承認してる事ですが、できておらないということですね、この点について。

それからもう一つは、絶対に解放になくちゃならない解放センターですが、総合センターですか、そういうものをいつ、どこに建てるんだ、どういう方法をもってやるんだということですね。それもひとつはつきりしたご答弁を願いたいと思います。

同和対策事業はこれで終わります。

次に衛生問題については、このたび、公共料金値上げの抑制をしなければならない時代において、塵芥、し尿と値上げするわけですが、これについては、いままで上げるたびにし尿は月2回、それからごみは週2回取るんだということでやっておりますが、いまだに実施されておらない。大津は値上げと同時に2回やるとる。高石は3回やるとる。和泉市は1回しかやらない。和泉市の業者の人はそれだけ熱意がないのか、また、衛生の指導、育成が足りないのか知りませんが、いまだにやっておらないのはどういうわけか。値段はすぐ上げるが、実施はなかなかやってもらえないということは、どういうわけでやれないのか。

それとまた、それだけ値段を上げておるにもかかわらず、各所にごみを放かして糞やしておることも見受けられるのですか、その取り締りはどうしているのか。

次に墓地の問題ですが、観音寺の火葬場が撤去されて墓地ができたわけですが、この墓地についての募集要綱では、何かお寺にこつを預けてあるとか、遠い故郷にあるとかを優先するとかいうことですが、どうも私は納得いかない。それも結構、どうしてもやらなければいけないと思います。しかし、あれは旧和泉町時代につくったところであるので、やはり、旧和泉町の既存の住民にも十分配慮してやらなければいけない。というのはなぜか、そういうこそくなことを言うのはなぜかと言うと、横山の下ノ宮におきましては市の予算でやる。また、管理者の24万円というのが今度の予算で計上してありますが、そういう一般会計の費用でやっておるが、あの墓地を改良したときに募集したのか、そういうところに疑点があると思いますので、ひとつ詳しくご説明を願いたいと思います。

これで私の一般質問は終わりますが、あと総括質問は自席でやりたいと思いますので、お許し願いたいと思います。

- 議長（坂上国治君） 総括質問は自席からということでありますので、まず、ただ今の一般質問について登弁願います。市長。
- 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのただ今のご指摘に対しまして、私からご答弁申し上げ



げます。

第1番に同和地区の地区指定についてでございますが、ご指摘はもつともでございます。もとより、地域全体の地区指定は一番に必要なと存じます。ましてや、時限立法の問題でございますので、この時限中にやらなければならないことは、よくわきまえております。

しかしながら、この地区指定は市の都計審にかけ、そしてなお府の都計審を通して初めて成立するわけでございます。現在、市としてなしておりますのは、4月の半ばに市の都計審にご審議を願うことになっておるわけでございますが、過目の対市交渉におきまして、この範囲については、支部との協議のうえということになっておりますので、支部のほうからどこまでということについてセクションに返事が参つておるかどうかわかりませんが、時期としては、4月半ばに都計審にかけるつもりでございます。

それから土地を早く買えという、これは昨年もでしたか、議員さんから指摘があったことは事実でございますが、それからいろいろ大阪市の土地あるいは国有地等につきまして配慮いたしておりますが、いまだ獲得できないのは遺憾に思います。しかし、私どもといたしましては、大阪市長にも話をし、あるいは総務部長にも話しておりますけれども、個人持ちではありません以上、なかなかいろんなむずかしい面がありまして、その後、助役のほうも折衝しておりますので、助役からもご答弁申し上げたいと存じます。

3番目の解放センターにつきましては、私はこの間、堺なり大阪なりに見学に参りまして、非常に便利のええ、幼児なり、また年寄りなりが利用しやすいように設けられてあると認めて参りました。とりあえず、この土地を早く探さなければならないということに心を寄せておるものでございます。

以上、同和事業全般にわたってのご答弁を申し上げます。

- 2.5番(藤原要馬君) 市長ね、地区指定は4月の上旬にやると言うてるわけですが、なぜ、それまでにできなかったか聞いてる。できるはずだと思うんです。そして、うちのほうの都計審に諮らずして、国、府に行つてるといふことはおかしいと思う。必ず和泉市の都計審にかけて承認を得たものは、国、府も承認してくれるはずで。これは皆さん、市長もご承知だと思いますけれども、その地区で起きて、その都計審で通つたものは、必ず府の都計審では異議がない。直ちにその都市に聞いて、賛成だ、やつてもらいたいということになれば、府の都計審は通すことになっているはずで。これは初めてやつたとき、私の議長の時ですが、一応発言したら、発言と決定権が、われわれは委員でないということでやつたらそこで一もめしまして、やる都市の市長さん、議長さんは発言でき、決定の意見も出せるということですね。それに対して他市の者が皆賛成する、応援するということになっているは

ずです。だから、府は通るはずですよ。しかし、なぜ市のほうで先にやらないのか。また、議員の中から7名の人が出てくれるわけですから、その事情をその議員さんにも先に説明して、そして、府の都計審にお願いしていけば、これはすぐ通るはずだ。それをあなた方がやろうとしない。議会から出てる7人の方々に一ぺんお寄り願って、お話しをお聞き願うということはやりましたか。やってないでしょう、一ぺんも、それを言うてるわけですね。

あなた方は口では言うてるんだが本当に熱意をもって、命にかけてやるんだという意思は絶対ないと、私ははっきりとここで公言しておきます。

それを1回や2回行つて、どんなことでも解決付くものと違います。すべてが日参、日参して向こうに同情を買うとともに、熱意を買ってもらって初めて事は成り立つと思うんです。これをやっておらないから、こういう結果になるんだと思います。これは4月には必ずかけるというんですから、私はこのうえ申し上げません。

そして、宅地、持ち家、それらの行く先の土地は買おうとしてるんだけどまだない。大阪市へ折衝したと言ってますが、そんなものはなかなか簡単にできない。しようすれば、本当に熱意を持ってやらなければいけないと思う。一ぺん行ってきたら、あとはいつ行くんやらわかれへんという、そんなもんで誰がやってくれますか。私が言うたように、向こうでアパートでも借って日参する形をとれと再三、言うたはずですが、そういうことをやらない、やろうとしない。その点について、これは一ぺん、助役からでもはっきりとした説明をしてもらわないかんと思います。

解放センターについても、解放をやろうとするならば、やはり一番重要なものだと思うんですよ。地元の青少年教育、指導の場、また老人憩いの場、すべての集会の場はどうしてもやらなければならない問題なんです。早く住宅よりも先にやって、住民の皆さん方にすべての教育、指導の場にすとか、研究するとかの場所がなければいけないわけです。それをいまだにつくろうとしない。ここではちよつと言いかねるから何ですが、大きなものを作っておけば損はないと思います。そういうことを先見の明を持ってやるべきだと思います。しかし、そういうことをやっておらない。ひとつこの二点について、担当助役、どうですか。

○ 助役(藤田 利君) 私より持ち家と総合センターの回答を申し上げます。

マイホームを望むのは誰しも同じことですが、用地は確保しておりますが、非常に値段が高いということもござります。さらに、進んで安いところと、国有地並びにその周辺の用地の買収に現在、交渉をかさねております。これはご承知のように、若干の日時を要するものでござりますが、一日も早く手に入るように、払い下げを受けられるように努力中ござい

す。可能性の検討が終わっております。これからは1日も速かに手に入る方法を見出すことに努力をしていきたいと思っております。

それから解放センターのことでございますが、これは候補地とされているところをただ今、検討中でございます。

なお、今度の地区改良事業の遅れを取り戻すために、発想を転換して事業を進めなければいけないということで、今度、われわれの着目している土地に対して新市街地を新たに建設いたしまして、そして、地区改良と抱き合わせのようなかっこうでどんどん事業を進めたいという構想を持っております。こういう新市街地開発によりまして、よりベターな土地が見付ければ、これはよく地域の住民と相談いたしまして、あるいは建設用地が変わりうる可能性もあるんじゃないか、かように考えております。

以上でございます。

- 25番(藤原要馬君) 非常にわかりいいお話を願ったのですが、大阪市の所有地、国の所有地の可能性があるようになってきたような形の答弁ですけど、それが一体、いつできるんだ。なかなか、自衛隊の演習場にしても、そう簡単に半年や1年で書類だけでもできないと思う。大阪市にしても、そう簡単においそれとは言ってくれないと思っておりますが、あなた方らが非常に先走りした安心感を持ち過ぎると思うんです。もっとむずかしい、できにくいもんだ。そのできにくいものを、どういう方法でやればいいのかということを一つもやっておらない。それがために、この土地の予算にしても46年度から組み、債務負担行為も40億も60億もしたわけですね。90億くらい、追加したんじゃないですか。それを買わずにおつたから土地が上がった、演習場も高いものについてきますよ。これは単に演習場をただでもらうんじゃないでしょう。谷間にある民有地を購入して換地する。その民有地が、3千円か4千円だったものが、いま、何万円となってる。それも何万円ですべて売ってくれるか、くれないか、はっきりしない、してるんですか。私はしておらないと思う。明確に答弁できるのかね。できないでしょう。そんなことでこの問題は解決できないですよ。だから、もっとあなた方らが冬でも裸で走るくらい活動しなければダメ。そうせんだらできません。絶対できません。あなた方らがそういうかっこうのええことばかり言わんと、こういう問題でぶち当たってできないんだとはっきりしたほうがええんじゃないですか。そうしたら、その対策はどこからでも講じられると思いますが、あなた方らのお話を聞いていると、誤まかしの形でやるようです。

先ほど助役が言うたけれども、対市交渉というのはあり得ない。要求団体の要求したものを忠実に守り、忠実に実行していけば、そういう影は出てこない。何ぼ言うたって、要求し

たつてしないから、そこで対市交渉というものを持たなければならない、持たされるということ。これが1月29日に持って、2月10日に持ち、また、3月10日に持った。17日に持つやつを延ばしている。なぜ、そんな対市交渉をやらなければいけない形をつくるか、あんた方じゃないですか。もつと姿勢を正さんからそういうことになる。

だから、要求されたものは必ずやっていくんだ。先ほど助役が言うたように、時限立法に基づいてやらなければいけない。市長も言ってたが、それをやっておらんということです。だから、もう一步進んで、答弁は結構ですから、ぶち当たってることはプライドを持たず、正直に、こういうぐあいになってダメなんだということを訴え、協力をしてもらうんだという形をつくりなさい。でなければ、できませんよ。土地の確保ができるんだと言っても、そんなこと真に受けられないですよ。議長、これは終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えします。

第一点の2回取りはできないかということでございますが、市長が施政方針で述べられたように、49年度中に2回取り実施に向かっていきたい、かように考えております。

二点目の業者の指導をやっているのかということにつきましては、現在のところ、会議あるたびに業者の指導をやっておりますが、至らんとところがたくさんあると思っております。今後、業者に対して指導監督をやりたい、かように考えております。

三点目の各所でごみを取り締っていないのかということにつきましては、うちは1台のパトロールがあって、指導員が1人おります。毎日のように不法投棄等、あらゆるものに出しておりますが、その中でも、まだ各所にごみがたくさん積まれております。それについても、今後、衛生課といたしまして強力に指導していきたい、かように考えておる次第でございます。

四点目の墓の募集につきましては、われわれは全般的に考え、あらゆる人に対して募集をやろうと思っておりましたが、墓が少ないために一応、条件を付けさせてもらいまして、第1次募集のときには、204えい地しか申し込みがありません。現在、204えい地を売り、残り104えい地の募集をやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 必ず君の答弁はいつもそれだよ。し尿にしても月2回、ごみは週2回やらせませうという、この前値上げしたときも同じことを言うた。今度は市長が施政方針で言ったからやるんだ、衛生課はいらん。市長が言わなければできないのか。そんなバカなことはないじゃないか。一応、やるということを議会で表明したんだらう、答弁したんだらう。せやから、値上げをやってくれということで値上げしたはずだ。それをなぜやらないの

か。

あんたら、業者に恐れをなしてるのと違うか。そんなことでは指導監督はできない。業者は市の仕事をさせてもらってるんだから、やはり、市民のために十分なサービスをしなければならぬ義務を負わされてる。それを十分2回取りをしないから、方々にごみを放かすという形が出てくる。当然ですよ。それをここで皆が質問したら、「次はやらせませう」と、いつも延ばしておる。今度でも値上げて、いや、車がない、車を買う資金がないんだとかで、また延ばされ、そのままになるんやと思う。今日は、それで私はすまさん。一応、課長が絶対にやらすんだと確約してもらわなきゃ、49年度のいつからやらすんか、来週からやらすんか、その点はつきりして下さい。当初予算で値上げたものについて、予算の支払いの執行については、同時に2回取りさせるのか、先にやらすんか、それを答弁しなさい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君）

現在の予算では、まだ1回取りの予算でございます。2回取りの予算はまだ組んでおりません。2回取りは、私の考えでは、雨期を中心にやっていきたいと考えております。これも業者と相談してやっていきたいと思っております。

○ 25番（藤原要馬君） 予算にはあげておらない。この前にもやらすと言っただろう。し尿についても、これは値を上げるだけか。これはやらすんかどうか。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 現在のところ、し尿については、おおむね20日に1回というところでやっていきたいと思っております。

○ 25番（藤原要馬君） それではなぜ値を上げるんだ。20日やったら一緒や。値段を上げるなれば、十分なことをしてやれ。そして、市民に十分なサービスができる方策をとれということです。これは10月にたしか、ごみが上げたと思う。まだ5カ月ぐらいしかならん。また、これを20円上げる。そんなちびちび上げず、2回取りして収支が伴うような形でやりなさい。あのね、古い大きい家なれば便槽も大きい。ところが、新規のアパートなんかやったら小さいから、20日に1回やったら非常に困るところが余計あると思う。それを各議員から再三、申し上げてると思うんですが、いまだに20日そのままいくとは何事だと言いたい。なぜ値を上げるんだ。それやったら、2回取りで収支が伴うように値を上げてやれ。何と思ってる。いつも「2回取りさせませう」と言うてるはずやないか。君は課長になってから何年になるんだ、いまだにやらそうとしない。全然姿勢が改まっていないじゃないか。市長。こんな課長で勤まると思うんか。衛生課は生活環境の一番大事な課なんだ。この衛生をおろそかにするようなことで課長が勤まると思うてるんか、一ぺん、答弁して下さい。

○ 市長（藤木秀夫君） ご指摘はごもっともですが、前の値上げの際、2回取りしてもら

ということを断言しております。その通りやらしておるものと私は思っております。

○ 25番(藤原要馬君) 議長ね、市長からああいう答弁があったのですが、部長から一べん、答えてもらうとか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 藤原議員さんのご指摘の点、課長の答弁が不徹底でまことに申し訳ございません。実は、本議会にご提案させていただきましたし尿、ごみの値上げにつきまして、ごみにつきましては週2回取りを、現在の議会の議決を得たのちに業者との話し合いを持ちまして2回取りの実施をやりたいということで、車の配置転換等の問題もごいますので、3カ月ほどご猶予願いたいということで、週日、産衛委員会の席上においてもご了解をいただいでるわけでございます。だから、実施につきましては、7月ということまで私、申し上げたと思います。7月から実施させていただきたいと思っておる次第でございます。

し尿につきましては再三再四、議員さんからご指摘を受けてる通りでございます。前回の値上げのときにも、小さい便槽については月2回やってやれという確約もいただいております。値上げに伴う協定事項について、十分業者に対して私自身、指導監督させていただき、小さい便槽については15日に1回、大きい便槽は20日に1回、なおかつ、話し合いの中に月に2回取るような話し合いも今後、続けていきたいと思っております。ひとつこの点ご了解願いまして、今後、業者と値上げにつきまして、まだ十分話し合いはしておりませんが、協定条項につきまして、市のほうでも十分指導、監督したいと思っておりますので、悪しからず、ご了解願いたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) そういうことは別として、市長が命じてあるのをやらないという、その姿勢を部長がどう思ってるんだと聞いている。だから、冒頭に申し上げましたように、市長命令は必ず実行しなければならない。市長がやれというのにやらないのは何事だということ。それを聞いたわけです。

それと、墓地問題にしても非常に不親切だ。十何回残っている。だから部長に聞いたら、話をしておくという。それで課長に聞いたら部長と違う。だから、いまの市長の答弁のようなことが出てきて、徹底して内部の調整ができておらないことがはっきりしてる。

墓地にしても、部長に聞いたら、まだ空いたところがあるという。ところが、課長からこうこういう条件があるんだと言われたので、やむをえませんとやめた。しかし、何回か余ってるから募集するんだという。それからは何の回答もない。議員にすらそんなことやから、市民には絶対に親切なサービスはしておらないと思う。

○ 市長(藤木秀夫君) 先ほどの発言の訂正でございますが、し尿については20日に1回、

2カ月に3回ということにはつきりしております。しかし、ごみについては、季節的に何と  
か考えるということになっておりますので、その点ご了承いただきたいと思ひます。

- 25番(藤原要馬君) 議事録を見たらはつきりわかると思うが、この問題については再  
度、質問させてもらうかも知れませんが、ご了承願ひたいと思ひます。部長の意見即課  
長の意見も同一でなければならぬことははつきりしている。それが違ってきているとは何  
事だということだ。だから、産衛部としては、部長がおるんだから、小さいことはわから  
んこともあるだろうが、大きいことは、部長に聞けばすべてわかるようにしなければならぬ  
い。すべて1つ1つ部長が決済をし、相談を受けなければならぬのに、衛生課長が独自の  
立場でやっているとしか受け取れない。部長、今後、こういうことのないように十分注意し  
てやってもらわないかん。課長には十分注意し、もっと市民にサービスし、親切にするのが  
行政のあり方、職員のあり方である。特にその基本を示すのが部長、課長である。その部課  
長が、そのような市民に対する不親切はもつてのほかだと思ひます。これは議員さんは誰も  
がそう思つてるだろうと思ひます。だから、この問題については、部長は今後、十分注意し  
てやっていくように、衛生は一番大事なことですよ。注射とか、市民の生命、日常生活の環  
境を守る一番重要な拠点の課であるから、もっと注意してやらすようにしなければいけない  
と思ひます。これは終わります。議長、一般質問を終わらせていただき、予算総括をちよつ  
とやりたいと思ひます。

収入のほうからちよつとお尋ねいたします。市民税は25億6200万円、そして人件費  
が20億余、これに人割を入れると不足してくるんじゃないかと思ひます。それが第一点。

それから、滞納の処分はとうとうぐあいになるのか。

それと、地方交付税は、これは48年度の予算でもらつたものを参考にして予算を組んで  
あると思うのですが、同和対策事業をするについては、この特別交付税はなぜ各款別にあ  
がないのかどうか。これは前にも議長は行つてくれておりますけれども、国有地の助成交付金  
は非常に少ないように思うんですが、和泉市は臨海もなく、-ギャンブルもない。だから、国  
のほうから名目の付くもので金をもらへる方法をしなければいけないと思うんですが、その  
点について。

それと、手数料の値上げ、この公共料金の値上げ抑制をしておる中で、なぜ、これを上げ  
なければいけないのか、市民の負担が非常に重くなる形ですが、その点。

それから債務負担行為について、債務負担として議決を得るということは、翌年度に助成、  
起債ができるものでなければいけないと思うが、長期にわたるもの、49年度から53年度  
が1番長いと思うが、一応、公社のほうにするような逃げ道をつくつてますが、どうもおか

しいと思う。こういうことをやらないほうがええんじゃないか。もう少し議会を重視する形でやってもらったほうがええんじゃないかと思うが、合わせてご答弁願いたい。

○ 総務部理事（庄司 清君） 市税と人件費の関係からお答えさせていただきます。

今回、市税として計上させていただいておりますのは、25億6290万8千円でございます。歳出の大件費関係として計上いたしておりますのは、25億4千万円でございまして、この中に退職金が1億円ほど臨時経費として組まれてございまして、その1億円を差し引きいたしますと、通常の人件費ということになるわけでございます。この人件費の中には、49年度に出されるであろう人勧の分については計上いたしてございません。その分は、さらにこの上加わるということでご理解を賜りたいと思います。

それから、地方交付税の問題でございまして、これは基準財政収入額、基準財政需要額の国の総伸び率というものを勘案して計上いたしたわけでございます。もちろん、48年度を基礎として算出しております。ただ、ご質問の同和対策事業についての交付税の算定につきましては、普通地方交付税については、10条規定の適用される元利償還金については算入されてございますが、その他のものにつきましては、特別交付税にゆだねられておりますので、ご了承いただきたいと思っております。そういうことで、特別交付税については、48年度で1億3千万円ほどもらっております。

それから手数料の引き上げでございまして、われわれ財政当局といたしまして、この引き上げを早くからお願いしておたわけでございます。諸種の経済情勢、それから、これに対する役務の提供等の関係から、早く引き上げをお願いしたいという希望を持っておりました。今回、実施するわけでございますが、この手数料の引き上げによって、より住民に対するサービス部門の充実を図っていきたいと考えてやらせていただいたわけでございます。

それから、債務負担の関係でございまして、債務負担行為関係は予算の内容とされてございまして、これは88年の法改正までは、予算外義務負担ということで単行の議決事項とされておりましたが、現行法では、予算の中に組み入れる方式をとっております。その関係から予算事項としてご提案申し上げておりますが、この債務負担の計上についての様式が、地方自治法の施行規則14条で示されてございまして、事業名、限度額、期間という3点を指定されてございまして、そのただし書きに、年度毎の区分が明確にできんものについては、総額をもって記載せよ、あるいは期間については、何年から何年までという表示をするようにという事項がございまして、そのようなことで、例年、債務負担の計上につきましては、年度毎に財源を明示し、限度額を明示して計上するのが一番望ましいこととございまして、一応、国あるいは府の補助財源等の年次割りが示されておらないという事情もございまして、



このような総括的計上というような表になっておるわけでございますので、ひとつご了解をお願いしたい、このように思うわけでございます。

以上、私のほうの関係につきましてお答えさせていただきます。

- 総務部次長（西川喜久君） まず、滞納処分について、私のほうからお答えいたします。

滞納処分につきましては、一連の税法に基づきまして、滞納処分をいたして参っております。しかし、生活を脅かすような方法は、私どもとしてはとっておりません。内容を十分調査いたしましてやっております。

2点目の国有提供施設の交付金及び納付金でございますが、これも前回の議会で私からご説明申し上げましたが、東京に参るたびに防衛庁あるいは大蔵省、自治省にも陳情もしております、前回、議長さんも交えて陳情に参っております。非常に低いことは事実でございます、これらの点について、防衛庁あるいは自治省の方々もある程度の理解はしていただいております。現在、事務的に財務局との話し合いをしております、これらの話し合いが煮詰り次第、本年8月、自治省のほうからも、その実態を細かく調査したうえで陳情にこいという約束を取り付けて今日に至っております。できうる限り、交付税の増額を努力して参りたい、かように考えております。

- 25番（藤原要馬君） 和泉市の人件費は、税収からいっても非常に高く付いてるわけです。高石は税収が32億、そして、臨海からは44%、その中で14億2千万円ある。人件費は14億4千万円しかいらぬ。半分以上の税金が余り、それが市民に対する税金の還元ができるわけです。しかし、和泉市は税収と人件費がトントンとすれば、市民に対する還元はほとんどできないという形になる。こういうことについて、市長さんはどういうお考えを持ってやっていくか、やられるのかということです。

ただ単に、うちはギャンブルがない、臨海がないんだと国や府へ行ったらつくそにもならぬと思うんです。その代償ということを強力で打ち出し、そして、市民に対して十分なサービスができる形をつくらなければいけないと思うんですが、そういうことはしておらないと思います。議長さん、これは予算委員会で十分やってくれると思いますので、参考的な意見として出してみたいと思います。

滞納にしても、交付税にしても、先ほど言うたように、高石とこれだけ違いがあるんですから、高石にしても岸和田、隣りの大津にしても、ひとつも交付税は変わらない、算定方法は変わらない。ところが、ギャンブルとか、大きな収益がある。そこらを市長、十分考えないかん。これは予算委員会の方々をお願いしておきます。

収入は終わります。

それから歳出のほうですが、福祉に聞きたい。老人センターですが、今年は建てるのか、建てないのか聞きたい。

それから、児童育成保育事業助成金（110ページ）というのは何か、ちょっと聞きたい。

それから、南横山診療所委託料120万円、これは横山病院に委託してあるんですか。他のほうは、こういう制度はとれないかどうか。

中央線の問題ですが、先ほど債務負担行為の中で一応、財政理事から話があったわけですが、中央の問題にしても、これは適用できると思うんですよ。ああいう形の債務負担行為でこの道路も完成できるようなものになっておると思うのですが、それがなぜできないのか。これを利用するなれば財源が出てくるはずですよ。国、府の補助とか起債を待たなくてもできるんじゃないかと感じてるわけですが、これだけで結構です。

○ 市民部長（小林一三君） それでは市民部関係についてお答え申し上げます。

予算書の97ページの件かと思いますが、老人福祉センターの建設事業費は、いわゆる前年度の欄でございますが、ご承知の通り、48年度予算で執行させていただいております。

今回、計上して老人福祉センター費といいますのは、いわゆる管理運営費でございます。昭和49年度に限られる必要経費で当初予算で計上させていただいたわけでございます。

2点目の負担金の中で児童育成保育事業助成金は、大阪府と市におきまして、いわゆる共同保育センターに対する助成金でございます。ここに見込んでおりますのは、大阪府2千円、市千5百円、合わせて3千5百円の予算計上をさせていただいております。

○ 25番（藤原要馬君） 老人センターは、今年は建設しないということですね。なぜ、今年予算を組んでおられないのか。昨年は2カ所やったんですが、今年は1カ所もない。そうすると、国府地区全体にはないのですな、まだ。ほかの地区は毎年2カ所、ここには老人がないのかということです。

○ 市民部長（小林一三君） 議員さんがおっしゃいますのは、議案書97ページの老人憩の家建設費でございます。これは過般来、議員さんにもお願いしておりますように、昭和48年度を初年度として毎年2カ所ずつということで、49年度につきましても、48年度に続いて2カ所建設すべく計上させていただいております。そのようにご理解願います。

○ 25番（藤原要馬君） どこへ建てる。

○ 市民部長（小林一三君） 49年度は、現在の計画では、横山校区と信太校区ということでございます。

○ 25番（藤原要馬君） 府中はないんか。

○ 市民部長（小林一三君） これは当初、ご説明させていただきましたように、1校区1カ

所を原則として、現在、市内に106の老人クラブがありますが、各地区の会長さんの意思表示をお願いし、山間部と沿線とで総合調査して、希望の年次を割り振りさせていただき、48年度は南松尾と伯太ということでやらせていただき、過般、竣工いたしました。したがって、引き続き49、50年度というふうに、役員さんを中心といたしまして、もちろん、地元の町会長さんのご協議もいただきまして、年次計画でやらせていただいております。

○ 25番(藤原要馬君) 国府地区は老人がいないのかどうか。それやったら、なぜもう少し予算的な問題として、重点的に早くできる方法を講じないのかということです。どういう抽選になったんかしらんが、今年もやらんという不公平でなぜ差別を受けないかんのか。国府は学区が2つもあるんですよ。それにもかかわらず、憩いの場もつくってくれないということはおかしいと思うんです。特に私がここで申し上げることは、追加予算でもしてやる意思があるか、ないか、市長さんにお尋ねしたい。

○ 市長(藤木秀夫君) この老人憩いの家は48年度から始まりましたが、1年に2カ所というように限定しておりますので、その点ご了解賜りたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) どこに限定してるね。

○ 市民部長(小林一三君) ご承知のように、予算書を見ていただいてもおわかりと思いますが、本事業は、大阪府の老人集会所補助要綱に基づきまして、最低規模130平方メートル(40坪)でして、大阪府の補助なり、起債を抑ぐ関係上、その要綱でやっております。したがって、大阪府にしても、聞きますと、府下約4千クラブほどあるそうでございますが、府としても、総予算として毎年、府下50カ所ほどの予算計上しかないということでして、和泉市といたしましては、遅ればせながら、人口とかの比率から、遅れているということもあって、最低2カ所は配分してもらいたいということで、昭和50年までの3カ年計画をあげ、最低2カ所ということでございます。したがって、府の総ワクの中で、また、和泉市にどうしても緊急度が高く3カ所ということになれば、府下全般の配分計画が3カ年計画で先、先に配置されるわけでございます。市単独事業でないのが非常に微妙な点でございますので、絶対とは言い切れなげでございます。本市があげた計画は2カ所ということでございますので、ご了解願いたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) 府が全額補助してくれるんですか。

○ 市民部長(小林一三君) 違います。府は48年度においては、1カ所補助金2百万円、残りは一部起債等でやっております。

○ 25番(藤原要馬君) そうすると、債務負担行為が生きてくると思う。債務負担行為でやれんことはないと思う。やるべきものなんです。だから、債務負担行為でいろいろ項目を

あげてますが、保育所とか、学校用地とか全部あがってる。そういうものはやっていけるなれば、これにも債務負担行為は適用できないことはないと思うんです。それをやらずにおいとくのはおかしい。これも予算委員会でやってくれる、国府地区の人らも出ておりますので、やってもらえると思いますので、私はこれでおきます。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 南横山の診療所委託費でございますが、実は、南横山診療所は、合併当初から4、5年前に医師不足等によって廃止し、今回、発足したのでございますが、無医村僻地対策の一環として、幸い横山病院からの医師が応援をいただきましたので、今回、120万円の委託料を組ませていただいたわけでございます。

○ 25番（藤原要馬君） それは結構です。別にどうこう言うんじゃないが、私が言いたいことは、不公平な差別的な問題だということです。まだ他にもそういう僻地があるし、そこらには診療所もない。和泉病院まできてると思う。南松尾にしても、やはり、そういう山間僻地があるわけですね。それらに対して何もやっておらないという不公平がある。合併当時から云々というが、それやったら問題が出てくると思う。合併当時の問題はそういうものではない。いろんな問題が合併とともに適用せられてるかどうかです。私も当時は合併委員でしたから記憶はある。そんな合併条件とかいうことじゃなく、山間僻地だからやるというならば、他にも補助をしてやるという形でやるべきだと申し上げてる。これはひとつ意見として申し上げておきます。結構です。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） 中央線につきましては、資金的な問題やなく、多分に用地の問題がございました。債務負担行為云々じゃなく、債務負担行為でやるのが工事を促進するんじゃないかということですが、用地問題で遅れてるのが現状でございます。私の答弁申し上げましたのは、藤原議員さんのご質問の内容と食い違うかと存じますが、ひとつよろしくご了承いただきたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 私、建設委員長ですので、早くやりたいから言うてる。あんたに質問してるんじゃない。予算書を見たら、債務負担行為でできるんじゃないかということです。伯太の学校とか、南池田小学校とか、たくさん出てます。公共下水道も出てますね。だから、そういう用地とか、何とかいうからみがないと思う。適用しようと思えば、できる問題だと思ったんです。一応、これは予算委員会で十分ご検討したら結構かと思っておりますので、私はここで2、3点の問題については賛成しかねますので、十分ご審議をお願いしておきたいと思っております。議長、終わります。えらいすみませんでした。

○ 議長（坂上国治君） ちょうどお昼でございますので、暫時休憩をいたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時5分再開）

○ 議長（坂上国治君） 午前に引き続き一般質問を行ないます。

18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問並びに総括質問を行ないます。日本共産党議員団を代表しての質問ということで、すでに通告してある通りの順序に従って行ないますので、各理事者、部課長は十分メモされてご答弁を願いたい、このことを申し上げておきます。

最初に市の基本政策についてということで質問するわけでございますが、過日の市長の施策方針によりますと、政府の49年度予算案が衆議院を通過しましたが、これに対する評価が、手放しの容認をしてあります。つまり、物価の早期安定を最優先とか、また国民生活安定と福祉の充実に配慮しているなど、さらに公共事業を中心に抑制基調を堅持した予算などと容認されておりますが、共産党議員団といたしましては、このような市当局の政府予算に対する評価については、異なった見解を持っております。また、そのような認識は誤っていると指摘いたします。やはり、49年度政府予算は、依然として、大企業優先の保護政策であり、インフレ予算である。さらに、不要不急の防衛予算を増額している。さらに、総需要抑制で国民に節約を強いている。そのために金融引き締め、公定歩合の引き上げなど、すでに材料高、その他によって中小企業、零細企業は倒産しているという状況が出ております。

さらにいま、政府は一時的に米の消費者価格、国鉄運賃、郵便料金は凍結しておりますが、いずれ、これらは公共料金の値上げとして、政府主導型の物価値上げは必至と見ますが、こういう点からいくと、やはり、市長が市民生活防衛の立場に立つならば、この施策方針における政府予算に対する評価は早急に改めてもらいたいと指摘します。これについての答弁はおりません。強く認識を改めるよう要望するものであります。

次に、施政方針の中で、財源の多くは、わが和泉市は外的な要素に依存していると指摘しておりますが、これは当たっていると言わざるをえません。では、和泉市財政は外的依存が大きいですが、具体的には、財源の確保の具体策が全然出しておらない、この点について明快なお答えを願いたい。

今日、全国の自治体は、超過負担の問題で国に迫っておりますが、この超過負担の財政圧迫の内容についても、一言も触れてないのは一体どうしたのか、この点について、ひとつ

財源確保の具体策を市長からお答え願いたいと思います。

次は、基本政策の1つに、本年、保育園は国府地区に1園開園とありますが、同時に民間保育の導入として、建設助成制度を謳っておりますが、基本的には、すべてのお子さんを公立の保育所に入れるのが原則でございます。その点では、十分な手当を民間保育所にすること、これも是認いたしますが、すでにある無認可の保育所に対しても、やはり、もっと父母負担軽減の観点から助成金を出すべきであると思います。私はこの点については、ひとつ民間保育建設助成なるものについて明快なお答えを願いたいと思います。

次は、市民生活の防衛という点で入って参ります。福祉、民生、教育関係でございますが、時間の関係で簡単に申し上げます。

生活防衛対策本部を和泉市の中につくる必要があるのではないか。昨年末に共産党議員団が市の窓口として、インフレ、モノ不足、便乗値上げ等の点で市民が苦しんでいる。まして、生活保護世帯の方々には暖かい手を差し伸べるという点で窓口をつくれと要望書を出しておりましたが、今日の情勢でも、さらに石油値上げが考えられますので、生活防衛対策本部はぜひともつくる必要があるのではないかと申し上げ、これに対してお答えを願いたいと思います。

次は、現在、和泉市は依然として生活保護基準は2級地でございます。和泉市に隣接する7市町は、1級地としての生活保護基準でございます。共産党の荒木国会議員を通じて国会で取り上げたということも聞いておりますし、また参院議員の杏脱タケ子さんもやられたという連絡があります。しかし、私がお尋ねしたいのは、和泉市長も1級地の厚生省に対する強い要請をしていただきたいが、この決意があるかどうか、お答え願いたい。和泉市と泉大津の格差だけでも、単身者で年間1万8千円、夫婦者の場合は3万円の差が出ます。今日、11万5千人の人口といずれみ広報で出ておりますが、ますます都市化の形勢がきびしい中、この生活保護の一級地格上げは、市民に対するいままでの福祉の遅れを取り返す最低の義務ではないか。市長は直ちに厚生省、関係機関に対し強力な要請をしていただくことをかさねて要望し、これについてのお答えを願いたいと思います。

次は、学校給食、その他でございますが、昨年来、学校給食関係は、非常に給食の質と量が低下していると聞いておりますが、さらに一定の段階では、父母負担を強めて3百円から6百円の負担を強いておりますが、内容は昨年10月以前と比べて依然として低下しておる事態でございますので、これに対する大幅な助成金あるいは市負担において、父母負担を軽くするという点をひとつ大胆にやうていただきたいという声がたくさんありますので、この点について、関係者から明快にお答えを願いたいと思います。

次は、老人対策の一環として、交通傷害保険の67歳からという問題ですが、これはなぜ67歳にしたのか。午前中にも老人憩いの家、その他で答弁がございましたが、老人は何歳で規定するのか。少なくとも現在、法的には65歳以上というのが一般的な通念でございます。そのために税務申告におきましても、67歳ということで老年者控除を行なっており、これまでに比べて一定の前進でございますが、やはり65歳をぜひともやるべきではないか、老人対策の一環として筋が通るのではないかと。私どもは60歳と言っておりますが、今度初めて67歳、やはり直ちに65歳までについて行なうような施策、考えがあるかどうか、これに対してお答えを願いたいと存じております。

さらに学校給食と同様、保育所の給食内容についても、ひとつ合わせてお答え願いたいと思います。

次は公害関係でございますが、過日の公害対策委員会で市民からの要望として、臨海工業地帯の大変濃度のきつい汚染状態が部分的に発生したということで、すでに市当局、公害課としては一定のデータを持つてるといってございまして、私どもは少なくとも、和泉市の場合、公害発生源はございませんが、臨海からのもらい公害ということが言われますが、これに対するきちんとしたデータを早急に発表すべきである。少なくとも、三月、九月さらに年四回、定期的に発表する決意があるかどうか、この点については、公害課のほうからお答え願いたいと思います。

なお、公害関係では小さい問題でございますが、和泉市は農耕地、また緑がございまして、空き地の中にセイタカアワダチソウの被害が若干起こっておりますので、これはひとつ改めて公害除去という観点から条例化して、市民に迷惑のかからないようにする用意があるかどうか、この点についてお答え願いたい。

3番目は、和泉市は広大な面積を有しますので、企業が何とかして和泉市に産業廃棄物を捨てたいということですでに参つてるわけですが、これについてどのように措置し、どのように予防し、将来どのように公害をなくしていこうとするのか、ひとつ概略お答え願いたいと思います。

さらに4番目は、公選制の公害審議会の制度をつくる用意があるかどうか、これは毎度聞いたが、一定の市長の諮問機関としての審議会をつくるそうですが、ひとつ公選制も考えてはどうか、ぜひともそうすべきではないかと申し上げたい。というのは、公選制の公害審議会は、一定の告発、告訴の権限を与えたものができるという観点に立ち、また、市民全体がそれに参加し、市民の生活を守るという基本線が貫けるという観点からのことを申し上げます。

以上は、公害関係の具体的な質問でございます。

3番目の自衛隊基地払い下げでございますが、これは毎度申し上げますが、市長答弁がその都度変わってきたという点で、この際、改めて確認をしておきたい点がございます。和泉市の都市計画の中で和泉市の発展を阻害するという観点から、私どもは自衛隊の基地撤去、払い下げを要望したわけでございますが、市長は一面では払い下げのことを考えているという答弁もございました。しかしまた、別の議会におきましては、自衛力の強化、代りがあったらとかいう発言でございますので、改めてご確認をしておきたい。

私の申し上げたいのは、和泉市の都市計画の障害物としての自衛隊基地は、当然払い下げを受けるよう要求すべきであるという観点に立つべきである。すでにこの自衛隊基地は、和泉市の都市政策の足かせでございます。ところが、自衛力増強という市長の基本方針からすれば、今度は返してくれとは言えない、口かせをはめていく。右せんか、左せんかのあいまいな表現でわれわれは失望するわけでございますので、この際、住宅地のど真中にある演習場は、全国でも非常にまれなこういう事態を一刻も早くなくし、和泉市の町づくりのために、改めて市長が大きな決意をして自衛隊基地の撤去並びに払い下げの観点に立つべきではないか、再度、ご答弁していただきたいと思っております。

さらに、この問題の2番目としては、民有地の買い上げと、そして防衛庁との土地交換ということで今期も答弁がございましたが、これについては、具体性を1つ持ったということでお答えを願いたい。いかほどの金額を予定し、市費負担はどれぐらいか、わかればお答えを願いたい。

次は、4の開発規制と都市計画と文化財、こういう並べ方で質問要旨に載せてございますが、実は、和泉市の開発規制の中身といたしましては、現在の町づくりの構想、過日の議会を通過しておりますが、いっこうに具体性の乏しいものである。ところが、外環状線、その他の外的要因において和泉市内を通る道路、施設、その他が非常に多くなってくる場合、和泉市としての独自の都市計画の立場からこれを考えていくべきではないか。和泉市民のための町づくりを組み合わせるべきではないかという点が必要だと思っております。

その点で、和泉市の都市計画と同時に現在行なわれている民間の会社における3百坪以下については無制限で開発を行なう、住宅を建てるという問題についても、市条例なり、市の要綱で開発規制を行ない、一定の分担金並びに都市計画に沿った政策を出すべきではないか、こういう点をひとつお聞きしたいわけでございます。

お答えは、外的要因による町づくりでなく、和泉市民の立場に立った町づくりの具体化、これを早急につくり上げ、いつやるかをお答え願いたいし、さらに、3百坪以下の無秩序、無制限の開発を規制すること、この要綱をいつ出すか、その考え方をお答え願いたい。



その中で文化財ということでございますが、やはり、貝吹山古墳は完全に保存すべきであると考えておりますが、これをいかようにお考えか。さらに、都市計画の一環として文化財の検証並びに現在、山荘地区からも出ております風致地区の問題もござりますが、緑の保存も必要かと思っておりますので、明快なお答えを願いたいと思います。

次は池上遺跡について。これもお答えを願いたい点は、国の史跡指定という条件がござりますが、文化財保存につきましては、市の都市計画の中の位置付けということで、市の開発規制の中では、早急に市民の協力を得るという体制をつくるべきであると申し上げておきます。細かいことは、いずれ予算委員会で明確にされると思っておりますので、アウトラインだけで結構でございます。

次は、細かいことを申し上げて恐縮ですが、ちびっこ広場のことについてですが、府中の商店街の「和泉開発」という看板で、ちようど「アルサロ花星」ですか、その横に空地がありますが、ここなどもいっこうに何ら動きがない。地価が高いという点もありましょうが、店会街、その他における子供さんが遊び場がない、遠いところへ行くわけで交通問題が出てくる。それで近いところで商売人さんの子供さんの遊び場所という観点からもこの際必要ではないかと思っておりますので、ひとつ子供さんの空き地利用ということで市が動いて思い切つて買収し、都市計画の一環として使う気があるかどうか、この点をお答え願いたいと思います。

次は、農業行政と書いてますが、これは農業の保護政策についてでございます。農業行政のうち、みかん農家に対する施策は、本年度、どのように抜本的な計画があるのか、その点についてお答え願いたい。

2番目は、市街化区域内における宅地並み課税の問題ですが、これは先般来、20アール以上については一定の農業保護の助成金を出して差し引きするという考え方で規則が仕上がりに、非常に喜んでるわけでございますが、私の申し上げたいのは、さらにそれを進めて、現在、日本の食糧の自給率が非常に低下をし、食糧難だという問題が出て参りましたので、質問したいと思っております。

5畝持っている飯米農家が、今後もやはり米をつくっていきたいとすると、48年度から宅地並み課税で2割、今後は7割、2、4、7、それから10割、4年間で必ずこれを手放さないかんという問題が起こってきた。何とかならないかというご要望でございましたので、この固定資産税につきましては、2分の1減免、また49年度は8割減免という同和施策の一環としても行なわれている要業もござります。20アール以上の方については、農地であれば助成されて負担がなくなる。しかし、この5畝という方については、米をつくっていきたいが、税金が高くなればやっていけない。今年の税務署の申告も1アール4800円ぐら

い、それを上回る税金がくれば手放さざるをえない。何とかならないか、減免措置はないかという切実な願いでございましたので、これはひとつ農業保護政策、また、飯米農家の確保という点で抜本的なお答えを願いたい。できれば2分の1の補助ということで、やはり、その方に応えるような考え方をお示し願いたいと思います。

次に、地場産業の保護ということですが、和泉市の地場産業は中小零細企業で資力、規模、その他非常に小さくて1人歩きができないという弱点がございます。先ほど申し上げた政府予算案でも、金融引き締め、倒産の憂き目ということでございますので、市としては、どうしてもこれらの人たちが力を合わせて守っていくという観点から、和泉市自身が商工対策として十分な資料、情報収集の点での体制と資料室、これをぜひともつくる必要があると思うので、この点のお答えを願いたい。

2番目は、市単融資のワクの引き上げということで施政方針に出ておりますが、これは非常に結構だと思えます。そこでもうひとつ突っこんで、実際に市単融資を申し込んでも、日数がかかる。1カ月以上の場合もあります。ところが、大阪府の一般事業融資資金については、案外早いということもございますので、この際、もっともっと簡素化してすぐに貸し出せる体制をつくり、零細企業を守るために市単融資の活用を図るべきではないか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

次は、同和行政と同和事業でございますが、今日の同和行政については、共産党はもともと地方自治体における同和行政は、公正で民主的に行ない、そして国民的課題である以上は、住民全体の支持を得て行なうという観点に立っております。

そこで本年1月、部落解放同盟和泉支部は、市の公用車を活用して羽曳野市へ動員し、羽曳野市の民主的で公正な同和行政ということで入居問題について動員をかけておる。このことについて私ども、追及しましたら、この公用車の運転手、燃料代などは、本来、市が出すべきであったが、出してませんという同対部長の答弁がございましたので、あえて、それ以上は言いませんでした。これは他市の市政に介入するために和泉市の公用車を借りるということは、非常に違法的な行為であると考えます。しかも、共産党攻撃のキャンペーンに参加するという具体的事実がある場合、当然、解放支部に対する補助金は大幅に削減すべきであると思っております。

解放同盟和泉支部は公共団体でも何でもありません。選挙になれば、解放同盟の委員長として社会党公認で選挙運動を行なう、こういう任意の団体です。こういう団体に大幅な、不明瞭な補助金を出すことは即刻、削除すべきであるという観点に立って質問いたしますので、明快なお答えを願いたい。

2番目に、本年度は解放同盟に対して約2千万円の助成金が出ておりますが、これについては、人件費は幾ら含まれているか、お答え願いたい。過日の決算委員会においても、この問題に対しては非常に不明瞭な答弁で、委員の皆さんも非常にあいまいだとのご指摘をされたわけですが、予算案を提出した以上は、明快にお答えができると思っております。

非常勤の嘱託員という人々については、この前の答弁では、解放同盟の事務費の中に、事務局費はあっても事務員にならないのでこれを活用しているということでありましたが、こういう非常勤嘱託員については、現在も活用することになっているのか、明快にお答え願いたい。

3番目は、2月15日、大阪府同和对策促進、府同促の会議に収入役が出席し、そのときに、地方公共団体としては、不偏不党の立場で住民に対処するという観点をはずれて、こういう抗議文に賛成をして帰っております。内容につきましても、「日本共産党の誤れる理論」といっており、この文書にハンコを押して帰ってくるという行政は到底、納得できません。不偏不党を原則とする地方公共団体が、日本共産党の誤れる理論という、どこを批判し、どの理論が間違っているか、明快にお答え願いたい。そういうことを堂々と本会議でやるのかどうか。この点、誤り、不十分であれば強く反省してもらいたいと思っておりますので、お答え願いたい。

次は、解放センター、解放会館ということでございますが、これについては、今度の予算案に地方債であがっております。お答え願いたいのは、土地の坪数、建物は何階で規模はどのぐらいか、また、場所は何処にするのか、また、予算の総額についてお答え願いたい。さらに解放センターに対する解放同盟和泉支部の権限はいかなる権限か、この点についてお答え願いたい。今は和泉市でございますが、昔は八坂町、その昔は南王子村でございました。その中で隣保館というものがございまして、自由に、空いておりさえすれば、申請すれば使えるということでおったわけですが、1昨年ですか、これが解放運動の拠点だという位置付けで、市の隣保館条例の一部改正ができました。私はこのときに問い質したところ、解放同盟和泉支部の承認があるかのごときご答弁でございました。この隣保館できても、こういう窓口1本化からくる団体の私物化行政になる。今度建つ解放会館について、私は解同支部の権限はどのようになるか、大変恐れるわけでございます。おそらくや、この解放センターは、国、府、市の公金で建設されるであろうことは間違いありません。しからば、十万市民が納得のいく、地区住民全体が使える、また、市の公共的な管理規則に基づく扱い方ができるか、明快にお答え願いたい。

同和事業については予算の関係でございますので、市財政についてということで取り上げ

るので、これは終わります。

次は衛生行政。これについては、午前中も答弁がありました。くみ取りの2回制はいつからやるのか。これは20日に1回が原則、便槽の小さいところは15日に1回という振り分けというご答弁がございましたが、これはなかなか確定しておらない。

そこで私が申し上げたいのは、同じ和泉市民でありながら、このくみ取りについては2回制をやっているところがあるんです。これは同和地区でございます。大いに結構だと賛成いたしました。しかし同時に、和泉市民全体に1日も早くこれをやらないかん。この観点が抜けるならば、せつかくの同和施策が住民に十分理解できず、住民の離間策となってくるという恐れを私は抱いておりました。直ちに2回制をやるべきである。そして、住民生活全体を引き上げていくことが市の基本政策ではなからうか。私はそのことを強く要望し、早急に2回制に踏み切るべきである。その決意のほどをご答弁願いたい。

不燃物の処理につきましては、市の責任で確保するということですが、私の住んでおる北部落でもなかなか管理不足、住民に責任を持つてくと住民は拒否するというところで困難な問題がございますが、これについてはどういう解決策があるか、お答え願いたいと思います。

次は、市財政でございますが、これは項目別にお尋ねいたします。同和関連予算については、49年度一般会計117億円のうち、いかにどのなるか、この点をお答えを願いたい。私が項目別に拾い上げて総括いたしますと、約47億5千万円という数字が出ましたが、私は理事者ではございませんので、そんな数字を発表しても信用がありません。それで理事者から明快に49年度の117億中、何ぼの同和関連予算があるのか、明快にお答え願いたい。

さらに、国、府、市の負担を明快にしてもらいたい。

次は、起債問題でございますが、本年度の起債は約25億組まれておりますが、48年末で地方債の残額約61億円、そのうえに今度は25億で合計86億という膨大な起債が残る。これの償還金として、今度の予算で7億9千万円の公債費が組まれております。また、午前中の答弁では、市税収入25億、人件費が25億、うち1億円は退職金だという。そうすると、地方交付税の15億何ぼで仕事ができるか。非常に財政困難な問題が起こってくるのではないかと苦慮するわけでございますので、この際、改めてお尋ねいたします。

48年度の現計予算が3月末で締め切るわけでございますが、48年度決算見込みで赤字がどのくらい出るのか、この点をひとつお答え願いたい。

さらに、この地方債の残額61億並びに起債25億足して86億のうち、同和関係分は何ぼあるか、この点も改めてお答え願いたい。

ここで改めて申し上げます。私どもは同和事業を進めなさいと言っております。また、同

和行政を公正にやりなさいと言ってます。その点で、まず第1に予算関係につきましては、つり合いのとれた予算を組むこと、また、住民全体の利益になること、さらに、和泉市に財政負担をさせず、軽くすること、これを原則として、国に大幅な予算獲得をしないと言ってきております。そういう立場から、私は前々から、同和予算については特別会計で組んでどうかというご意見も申し上げたのですが、その点で明快なお答えを願いたいと思います。

次は、債務負担について。会社関係については、公社の土地所有の現有面積、金額、さらに、48年度中の購入額、市の売り渡し並びに48年度中の人件費総額をお答え願いたいと思っております。

次は、債務負担の学校事業の継続事業、これが非常に行なわれているが、個別に取り上げると、幸小学校の増改築3億9千万円、伯太小学校1億3千6百万円、約3分の1の金額でございますが、この幸小学校の面積、規模、単価、さらに、伯太小学校の規模、単価、これもひとつ明快にお答え願いたい。そうしないと、私どもは面積的に3倍いるのか、建物的に3倍いるのか、こういう点がわかりにくいので、この学校用地、さらに、幸小、伯太小について1つの例を挙げて、3億9千万円の中身、1億3千6百万円の中身を明らかに答え願いたい。

さらに、私は勉強不足で申し訳ございませんが、債務負担行為の中の純債務負担分、その金額と、また、債務保証及び損失補償分36億と書かれておりますが、純債務負担行為の46億ですか、それと債務保証36億、私たちのほうは合わせて計算して80億になるんじゃないかという考えもあるので、そうではなかったら、そうではない、準債務負担はこれだけ、債務保証はこうだ、金利はこうだというふうにお答えを願えればありがたいと思います。

次は、財源確保でございますが、先ほども私がピックアップして申し上げました117億中の47億5千万円が同和関連予算といたしますと、本年度のこの組み方、さらに、それを引きますと約70億の実態ということになりますので、やはり債務負担行為の先食いをどうしても財源確保に努力しなければならないという点で、財源について、若干の質問をしたいと思います。

午前中にも問題になりましたが、自衛隊の基地交付金、これはひとつ全力をあげて取り組むべきではないか。そのために私は申し上げたい。ただ、上に対して要請するだけでなく、いかほどいるんだ、現在の都市計画等からどうしてもこれだけはいらんだということの基礎計算を明快にすべきではないかと思っておりますので、その点ひとつ、すでに市当局としても仕上がりつつあると思いますので、自衛隊基地交付金増額要求の金額を明らかに答え願いたいと思います。

次は、財源確保の中からお尋ねしたいが、手数料の倍額値上げが今度、議案書にも出ておりますので、あえて強く申し上げませんが、こういう財源確保のための手数料倍額などは到底考えられない。今日の和泉市の圧迫された財政、膨大な出費という点で問題にならないと思います。しかし、これは聞いておきます。手数料の倍額値上げによって、いかほど市の財源に組み入れられてくるのか、ひとつお聞きしたい。

また、現在の段階で超過負担は幾らになるか。すでに前々回からも申し上げておりますので、一定の金額は出ていると思いますので、その点のお答えを願いたい。

それから同和事業の国の負担、先ほども同和予算で取り上げましたので重複いたしますが、同和事業の国の負担金額をひとつ出してもらいたい。非常に少ないのではないかと思いますので、もっともっと多くせないかんといい観点からお答え願いたい。

10番目、議会費について。これは議会議員でありますので、あえて言うべきではないというご意見の方もございますが、私はやはり本会議で一般質問して聞いたほうがよからうということなので質問いたします。

予算管では議員旅費548万7千円と出ておりますが、単純計算で26人で割ると1人21万円、いままでこういうことがなかったので、これは何を基礎にして1人21万円を使おうとされているか、明快に基礎計算をお答え願いたいと思います。

それから各議員の皆さんに対して、議会費に関連して私どもの意見を申し上げ、議長さんに取り計らいをしてもらいたい問題がございますので申し上げたいのですが、議会運営委員会について、これはご承知のように、和泉市の議会運営規則では、2名をもって会派とするということで、会派から1名を出して議会運営委員会を構成し、当然、26名全体の運営のために必要だと考えます。

そこでたまたま、重要な議会運営委員会に私自身、私用でございましたが、出席できなかったということで大変申し訳ないわけですが、事前に電話を入れて寺田議員を出してもらいたいと申し入れた。もちろん、議会運営委員は選任でございますので、代理……。

○ 議長（坂上國治君） 直村議員、ちよつと待つて下さい。ただ今議会運営委員会に関する質問が出されておりますが、これは通告外の質問と思いますし、また、委員会のことでありますので、委員会でご協議願えれば結構かと思っておりますので、控えてほしいと思います。

○ 18番（直村静二君） 議長さんから、議会運営委員会のことですので、委員会のほうでご協議申し上げたほうがいいのではないかといいことですので、ひとつ私の意のあるところを含んでいただきまして、よろしくお願い申し上げます。

特別会計については、時間の関係もありますので、簡単に申し上げますが、水道の未給水

地域はなくなったのかどうか。さらに値上げ問題。これは8立方メートルで440円ですが、やはり、もっと低所得者に対するサービスで、5立方メートルへの引き下げの考えはないか、この点についてご答弁願いたい。

それから国民健康保険、本年度は1千万円の繰入金と考えておりますが、過日の質問で「値上げしないか」と聞いたのに対し、「明日の水を飲んだ者は誰もいない。わからん」というご答弁でしたが、今度の予算では料率の引き上げはしないということで結構でございますが、さらに、その中で赤字が出たとしても、一般会計から繰り入れて値上げをしないということになるのかどうか、明快にお答えを願いたい。

病院については、緊急対策として、市民全体が助かるという観点から、産科、婦人科設置は長年の要求でございまして、小児科については、無理にでもプレハブをつくったという経過があり、大変市民に好評でございます。今日の段階では、まだ委員会、その他で膨大な計画を立ててるということですが、それはいいとしても、緊急対策として、産科、婦人科を早急に考えるべきではないかと申し上げたいので、これについてのお答えを願いたいと思います。

次は、土地区画整理の問題でございますが、いよいよ区画整理が進むということですが、この際、改めてお聞きしたいのは、用地買収地域は何平方メートルで全長何メートル、また、区画整理でいくのは面積は何メートルで延長は何メートルか、この点についてひとつお答えを願いたいと思います。

以上、非常に多岐にわたって質問申し上げましたが、施政方針並びに一般予算という問題がございます。また、お答えの中で納得のいかない点は再度、質問申し上げますが、明快なお答えを願いたいと思いますし、また、予算委員会もございますので、そこはスムーズにいくよう要望して、私の質問要旨をこれで終わります。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 直村議員にご答弁申し上げます。

最初の市の基本政策についてということでございますが、それにつきましては、現在の政府は非常に大企業を援助するような政策であるにもかかわらず、市の施政方針ではそれを改めようとしていないが…という意味のお尋ねかと思えます。

○ 18番（直村静二君） これについては、答えはいらんと言うておつたのです。国民生活、物価安定と蓄いてあるが、なかなかそういう認識ではない。強くその点の反省を求め、意見として申し上げたので、答弁はいらんということでございます。

○ 市長（藤木秀夫君） それは非常にむずかしい考え方で、今回の施政方針で申し上げたの

ですが、議員さんの質問が多岐にわたってございましたので、答弁した次第です。

○ 18番(直村静二君) 市長に答弁を願いたいのは、財源獲得の具体策がないのではないか。そういう認識やけど、和泉市は財源を外的に依存する割合が高いことは認める。しかし、ここには頑張らないかんというだけで具体策がない。その点でお答えを願いたいということです。

○ 市長(藤木秀夫君) それに向かって、われわれはしよつちゆう何とか、この線では助成金の1つも多くならんのかという調子で、その方向に向かってやっておるのが常でございますが、それがいちいち皆さんの前に結果として現われないだけが申し訳ない点でございます。

○ 議長(坂上国治君) はい、次。

○ 市民部長(小林一三君) それでは市民部関係の質問についてお答えさせていただきます。

まず第1点は、民間保育所助成制度を今回、49年度から予算計上させていただきます。その根拠ですが、和泉市民間保育所整備費補助金交付要綱を策定してございます。その中で、49年度予算で計上させていただいてる金額1155万9千円につきましては、大阪府における基準120名の保育所1カ所についての助成でございます。したがって、60名なら2カ所ということになるわけでございます。これについては、工事費並びに諸度調度品ということで補助基本額の2分の1は府から補助され、残り2分の1の2分の1、補助基本額の4分の1を本市で持とうということでございます。

なお、算出の根拠は、昭和48年度の補助基準単価を使っておりますので、49年度以降アップになれば、それに伴って改正する予定でございます。

第2点の生活保護の二級地を一級地に引き上げにつきましては、直ちに厚生省に要望せよというご質問かと思いますが、この件につきましては、過般来、お答え申し上げております通り、所管の大阪府の民生総務課並びに社会課長に直接陳情もし、なおかつ、地元出身の府会議員等にも関係資料を提供して、強く知事並びに民生部長に訴えております。過般の大阪府議会においても、府会議員さんのほうから総括、一般質問で知事並びに民生部長になされておりましたが、知事並びに民生部長も全くその不合理を認めておりました、強く厚生省等に対して対策を構じておるということでございます。すべて、そういった国に対する要望は、府と相対して取り組んでおる実態でございます。情報が入れれば直ちに提供するというところで、社会課長とも固い約束をしておる実情でございます。

第3点の保育所の給食費関係でございますが、現在行なっておりますのは、1日当たりの乳児が134円、幼児は110円20銭でございます。そのうち父兄負担等については、一般来の牛乳値上げ等についてはすべて公費でまかなうということで現在、取り組んでおりま



す。なおかつ、49年度でも質の低下等を来たさないよう、関係業者等とも十分協議して49年度以降も取り組んで参りたい所存でございます。

それから第11番目の特別会計の国保会計でございますが、一般会計から1千万円の繰り入れで、赤字が出て途中で値上げしないかということでございますが、当初予算のことでございますので、現時点におきましては、値上げの考えはないということで確定しておるわけでございますが、いろんな社会情勢あるいは新制度の改正等がありますれば、所管の委員会なり、あるいは付属機関である運営協議会等に諮問いたしまして、慎重な手続きを踏んで対策を構じて参りたい所存でございます。ご了解を賜りたいと思います。

○ 18番(直村静二君) この件については、新しく保育所については建設助成という制度になったという点でちよつと聞いた。市としては要望してるということ、ご奇特な方があれば結構だという立場だと思います。そうしないと、これが膨大になると、公立保育所の建設を止めて、あるいはずらして、何か逃げ道に使っていくという危惧があったのでね。それじゃなかったら結構です。具体的に市民の要望の中で解決してほしいと思います。

○ 市民部長(小林一三君) 議員さんのお考えの中で、ちよつと基本的な考え方が違っておりますので申し上げますが、あくまでも、認可された保育所でございますので、運営費とか、措置児の保育費の徴集等もすべて市が責任を持って行ないますので、公立とそう変わった点はないということでございます。

○ 18番(直村静二君) そうすると、120名を定員とするという立場での民間の保育所、あなたの答弁では、60名やったら2カ所できるという、その点もう少し明快にしてもらいたい。

○ 市民部長(小林一三君) たまたま、昭和49年度当初予算に計上した額の算定根拠は、120名定員1カ所を想定したということでございます。したがって、これは30名以上でございますので、30名なり、60名の保育所になれば、それ相応の金額に算定替えされるわけです。したがって、算定の基礎は、平方メートル当たりの単価とか、諸度調度品は1人何ほど決まっておりますので、たまたま、49年度計上した予算額の算定の根拠は、120名定員だということでございます。

○ 18番(直村静二君) 私の考えたのと若干違つたけれども、私は最終的には、そういうご奇特な方があれば大いに結構だと市は待つことになる。そう理解してもよろしいな。

○ 市民部長(小林一三君) それは先ほど答弁した通り、いかに民間保育所でありましても、運営あるいは保育料の徴集は市がやるわけです。

○ 18番(直村静二君) 民間でも待ってる、要望があればいくわけでしょう。

- 市民部長（小林一三君） 希望者がありましたら。
- 18番（直村静二君） 生活保護の1級は認めるところ、和泉市の2級地は大変誤りであると思っておりますので、これはひとつ市長名で直接、厚生大臣に対して要請なり、要望を再度出すべきではないかと思つて質問したんです。先ほどの小林部長の答弁にもありました通り、前々から府なり、府会議員を通じてということは聞いております。しかし、いよいよ国の予算も通過いたしましたし、この際、改めて和泉市が4月1日から実施できるというぐらゐの強い要請をすべきではないか、こういう意向がわれわれの關係のほうからも市長に申し入れてほしいということもありましたので、ひとつ市長、どうですか、あなたの名前でこの際、厚生大臣に対して、府ばかり經由するのも結構やけど。

○ 市長（藤木秀夫君） 要請します。

○ 18番（直村静二君） 要請していただくということで了解いたします。

次は、給食の内容については、万全の対策をとってもらふということで、細かい点は予算委員会でやっていただくということで終わります。

国保の件ですが、それも一応、了承しておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育次長（飯東重信君） 教育關係の問題について、3点ほどまとめてお答え申し上げたいと思います。

第1点の学校給食の値上げ相当分の市の助成は、現状考えておりません。施政方針の中に、最近の物価高騰により学校給食經營が困難となつておる現状を考慮して、昭和49年度に新たに給食燃料費の市費負担を行なうよう措置した次第でございます。そのへんでご賢察いただきたいと思ひます。471万4千円でござひます。

第2点の文化財關係でございますが、貝吹山の保存対策については、現在、国としての指定もない中でどれだけの助成が得られるか、所有者の立場に場つて、現在、府を通じて検討事項といたしたいと思つてひます。

池上遺跡の保存対策は、第2阪和国道の建設が計画されて以来、周辺地区の開発が急速に進んでおり、遺跡の保存対策が急を要することなので、府と協議のうえ、早く遺跡の指定を受けて買収に入りたいと思ひますが、本年度も予算措置を構ひながら、その対策に乗り出したいと考えております。

学校の同対地区事業の關係で債務負担の問題も合わせてお答えしますが、学校の増改築事業予算は、事業量あるいは内容によつて積算されるものであつて、幸小学校と伯太小学校等との比較は、その内容をご理解願つたうえでのご質問をいただいたという感じを受けました。

が、いずれも予算委員会では詳細申し上げませんが、現在、教育委員会の考え方の中では、幸小学校の事業内容は、鉄筋3階建、12教室、特別教室を合わせて2134平方メートル、屋内運動場等を考えて3億9795万円の予算措置をしております。伯太小学校は例年事業化しており、最後の事業として1083平方メートルの計画で、1億3690万円の債務負担の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○ 18番（直村静二君） 教育委員会のことについては、これもいずれ予算委員会でやっていただくわけですので、このへんで止めておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 産業衛生部所管の問題について、私からお答え申し上げます。

第1点の67歳以上の交通傷害保険の減免措置でございますが、本年度は当初の関係もございましたし、国の70歳の老人医療費の要綱等を勘案いたしまして、67歳ということで決定させていただいた次第でございます。

第2点の公害対策についての臨海工業地帯に発生する大気汚染データの市民に対する発表でございますが、本年5月ぐらいの予定で移動観測車が導入される予定でございます。これらに関連いたしまして、各所の移動観測を行ない、できるだけ住民に大気汚染の状況等を発表する事務手続きをとっておるような状態でございます。

次のセイタカキリンソウの処理でございますが、最近まで米の生産調整等にかんがみまして休耕地が非常に多い関係上、ご指摘の通り、セイタカキリンソウが各所に大変多くなっております。この指導については、各市ともいろいろ雑草除草剤を配布し、あるいは機械等を貸し付けている市もございますが、本市としては、まだ抜本的にどのように処理するかという具体策は持っておりません。

次の廃棄物処理方法と予防策でございますが、現在、和泉市が確保しておる廃棄物の処理地は2カ所でございますが、今後、廃棄物が増大する中において、十分措置できるような場所を確保したいという考えを持っております。すでに堺のほうでも第7区埋め立て地での確保も見通しが付き、それらを勘案して今後、廃棄物の処理地確保に努めたいと思っておる次第でございます。

交通公害対策審議会の公選制につきましては、共産党のほうからの要望事項も私のほうに参っております。是非、これにつきましては、私の方では和泉市公害対策審議会規則によりまして、各界の学識経験者、議会の正副議長さん、産衛委員長さんを交えまして、市長に和泉市の公害の現況を諮問していただくことになっておりまして、1昨年来、これを発足させたわけでご

ございます。今後、いろいろと公害のモニター等についても、十分住民の声を反映してこの委員会でも審議していただくわけで、いま、資料も収集中でございます。

次の農業行政でみかん対策について、本年度わずかでございますが、10万円のみかん対策施策として組んでおります。近年にないみかんの暴落等にかんがみまして、すでに納花町等に農免道路等の施策もやっております。今後、十分取り組みたいと思っておる次第でございます。

次の地場産業の保護につきましての資料収集等につきましては、地場産業の従業員が約20名の会社というか事業所が約93%を占めている実態の中に、基本的に昨年11月、各界のえい智を集め発足したわけでございます。和泉市商工対策審議会においても、昭和50年3月の答申を目途に目下、調査活動中でございます。その大体の柱といたしましては、地場産業の現状とその方向付け、第2は、地域商業の現状とその方向付け、第3は、豊かな町づくりと調和する産業のあり方、を重点施策として、ただ今審議会で資料収集中でございまして、その答申を待っておるということでございます。

次に市単融資でございますが、大阪府の融資と違って市単融資は非常に遅いというご指摘でございますが、市単融資といいながら大阪府の保証協会等を通ずる関係上、どうしても遅くなるということでございます。今後、その点については、保証協会等と十分協議いたしまして、1日も早く貸し付けできるようにいたします。

○ 18番(直村静二君) ワクは。

○ 議長(坂上国治君) 部長、要点だけ、ごく簡単に答弁して下さい。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) ワクは200万円です。

くみ取りの2回制は、朝から藤原議員さんにお答え申し上げた通りでございます。

不燃物の処理の空き地確保、直村議員さんのおっしゃったのは。

○ 18番(直村静二君) 市の不燃物の処理が実際にできているかどうか。北部落の場合は放かさず場所がないのです。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 一時的な保管場所ですね。

○ 議長(坂上国治君) たびたび申し上げますが1問1答のようなかつこうにならんように質問者も答弁者もしてもらわんと、時間がどんどん経過するばかりで能率が上がりませんので、その点注意して下さい。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 空き地問題はいろいろ苦情がございまして、現状の通り、市の公共的な施設がございませんで、町会のご協力なくして空き地の確保ができない現状でございます。

以上、産業衛生部関係のご質問にお答え申し上げます。

- 18番(直村静二君) あなたの答弁の中で、67歳は当初予算だからそうしたという答  
えですね。私は65歳はいかがなものか。いま1点、まして、老人集会所をこしらえたとき、  
老人は65歳以上とすべきではないか、わしはいける、あんたはいけんとなつたらいかん  
で、この際、65歳に統一したらどうか。やる気があるかどうか、この点のお答えがほしか  
つた。あんたは67歳の答弁、もう一度65歳にできるかどうか、再度、お答え願いたい。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 本年度については、67歳ということまで参りたいと思つて  
おります。
- 18番(直村静二君) 全然変える気はないか。老人集会所が完成したら行きはるんでし  
よう。しませんとなれば、厳しく今後とも追及したいと思ひます。  
それから資料室をこしらえるかどうか、お答えがなかつた。答申を得てとか、資料室、情  
報交換等の確保はどうかということです。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) この点につきましては、商工業振興対策審議会の答申を得  
てから、われわれの方針を定めたいということです。
- 18番(直村静二君) そういうふうに乗っておきます。  
それからみかん対策は10万円ということですが、この際、10万円ではあかん。  
それと、みかん対策の10万円は農協とかへ渡すように聞こえますので、昨年末も市が動い  
たということで、この点市長からお答え願いたいのは、答弁は民生関係からなかつたが、生  
活防衛本部的なものを市としてつくるのかどうか、このお答えがなかつた。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 生活防衛対策の質問でございますが、1昨年、建築資材等  
の高騰で石油危機に端を發して、生活関連物資の不足等の問題がございまして、和泉市内部  
で物資需給対策本部を設置しておりますが、そういう民間の防衛対策の施策は持つておりま  
せん。庁内ではできております。
- 18番(直村静二君) 市民はその物資需給本部へ行けばいいということですか。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 商工課が窓口になっております。
- 18番(直村静二君) それも確認しておきます。  
衛生関係ですが、セイタカアワダチソウの処理については、他の市で条例なり、規則なり  
ができてるとかがついているが、産衛部長はそういうことは知っておらんわけですか。あな  
たは研究してとか言つてますが、他市はできてるんじゃないですか。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 各市の状況でございますが、大阪府下で1市だけが条例を  
制定してありますが、今後、十分検討いたしまして、われわれとしても、やはりそのまま放置す

ることはできませんので、何らかの対策を立てたいと思います。

○ 18番(直村静二君) そういうことの確約を得て終わります。

自衛隊基地払い下げについて市長、答弁願います。

○ 助役(藤田 利君) 答弁いたします。

私どもは、演習場の払い下げが当然の権利だというふうには解釈いたしておりません。なるほど、和泉市民にとっては、演習場は、“猫に鯉節”のようなものでございます。しかし、直ちにこれに襲いかかるといふわけには参りません。条理を尽し、筋道を立てて市の状況を訴え、相手方に納得していただいて払い下げを受けたい、かように思っております。民有地を買収して交換するか、あるいはそれが賢明か、あるいは直ちに国に払い下げを要求するのがいいか、私どもは最も賢明な、しかも理解をいただける方法でもってやりたい、かように思っております。

なお、引き続き同和問題のご質問について、基本的な考え方ということもございまして、私から答弁申し上げます。

羽曳野市への干渉ということで、解同支部の動きに対して厳しい批判がありました。しかし、私どもは解同側の運動に対しては干渉いたしません。

それから不要な補助金は減らせというご指摘もございましたが、私どもは詳細に調べて補助金を出しておりますので、減らす意思は全然ございません。

さらに、干渉問題で先般、収入役さんが府の同促へ私どもの代りで行っていただきました。その際、府同促の羽曳野市に対する勧告について、それに同意を与えたということでご不満なようでございますけれども、私どもは同和行政を行なうに当たって、窓口1本という線を堅持しております。大阪府知事の決定に基づいて、窓口一本化という事を私どもは堅持しております。

ところが、羽曳野市におきましては、住宅要求組合の要求を退けて、市長が困窮度を基準にして住宅の割当をやっておるということで、これは私どもから解釈いたしましたならば、何というか、福祉施策的な、あるいは融和主義的な考えであろうかと思えます。こういう点において、窓口1本を堅持してやっている当市としては、非常に考え方に根本的に違いがあるのでございます。

したがって、そういう府同促を通じて、いわゆる窓口1本をやっている各市は、羽曳野市の混乱している状態を見て、対岸の火事視とは思えないということで、これに対して窓口1本の線を堅持してやってもらったらどうか、いままでそうやってたんだから、それを続けてやってもらったらどうかという勧告に対して同意をしたのでございまして、その点、ひとつ悪しからずご解釈願いたいと思います。

なお、解放会館についてもご質問がございましたが、解放会館は、地元住民の意向を十分に反映したいということでございまして、その規模、地積等を急いで決定したいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) 自衛隊の件につきましては、市長の答弁については、基本的なことで確認をしておきたいと思つたが、市長答弁ではなく、藤田助役の答弁を聞いておりますと、筋道を通して納得してもらい、そして、払い下げを受けるか、控地がいいか考えたい、こういうことでございます。これはまあ、私どもの立場ははっきりしておりますが、市長答弁などで右に行ったり、左に行ったりすることのないように、10万市民の立場から、あなたの答弁通り、筋を通して納得してもらって返してもらう、それはそれなりに了解しておきます。私どもはもつとはっきりしております。

それから同和問題につきましては、私は不明瞭な補助金は、そういう他市への介入、共産党への攻撃というかつこうで公用車等を使って動員している、そんなことに補助金が出ておりますが、そんなものは削除しなさいと申し上げた。あなたは詳細な面できっちりするので削除する考えはないということでございますので、今後とも厳しく追求していきたいと思つています。

あなたの今の答弁で問題になりますのは、羽曳野市の問題について私にご了解賜りたいと言いましたが、私はそんなことは言つてない。ここで「日本共産党の誤れる理論」として政治論文が出てゐる。不偏不党の地方公共団体が賛成してはいけぬ。運動団体が善くなればかまわぬ。しかし、市が認めるというなければいけん。共産党の内容、考えの理論を全部知つたうえで、それは間違つるとなつて市自身がやるのかどうか、この点を言つとる。あなたは窓口1本をやつとる和泉市は羽曳野市と違ふから、それはそれなりにご了承をと言つたが、日本共産党の政治活動を否定するような文書はあかん。今後、それは反省してもらいたいと言つたんです。場合によつたら、社会党になつたり、公明党になつたり、他の政党になつたりするからいけんと言いました。私はこの前も言いましたな。こういう文書には強く反省してもらわんと問題があるということですね。強く撤回を要求します。

そして、まだ私の質問に対して答えてくれない点がありますので申し上げます。非常勤嘱託を事務員として活用してゐるとこの前の答弁があつたのと、解放同盟に対する1600何ぼですか、それには人件費はありません、事務局費はあるということで、この次ははっきりすると言つたので、再度、答えてもらいたい。

- 助役(藤田 利君) その中には、人件費は入つておりません。
- 18番(直村静二君) 2千万円の中に人件費は入つてない。

- 助役（藤田 利君） はい。
- 18番（直村静二君） 事務費はどないしますね。補助金に人件費は入ってませんと言うが、事務員の人件費はどこから出てるんですか、答弁できるようになってもらわんと困る。
- 同和対策部次長（森 保君） 同和行政推進のための事務員というご指摘でございますが、地域の実情に精通かつ部落解放に見識ある人を選び、市が行なう同和行政の広く地域の住民に…。
- 議長（坂上国治君） そんなことを言うてるのと違う。あんたら、不勉強や。最初に私から言うたでしょう。十分質問の要旨をつかんで答えなさいとね。そんな、どういう目的でどうこうとか質問してない。もっと勉強しなさい、勉強を。
- 助役（藤田 利君） 非常勤嘱託員の給料はその中から出ます。
- 18番（直村静二君） 2千万円の助成金には人件費はないんだというから、人件費はどこから出てるんかと聞いている。非常勤嘱託ということですか、そうですね。
- 助役（藤田 利君） 非常勤嘱託員は間違いでした。各セクションから出ております。
- 18番（直村静二君） ちょっと答弁になっていないな。
- 助役（藤田 利君） ご質問の意味を取り違えておりました。もちろん、これは支部の相談員、そういったことで支部の事務をやってもらってます。
- 議長（坂上国治君） 朝、冒頭に申し上げたように、うそ偽りのない答弁をしなさいと言うたでしょう。あんたら、何聞いてるんや。はっきりと答弁したらいいんですよ。包み隠ししようとするから答弁に困る。はっきりしたらいいんですよ。
- 18番（直村静二君） 議長、この前も決算委員会的时候に、今度は答えを用意しとけと言った。支部へ行行って聞いてから答弁しなさい、そのほうが早いわ、こういうやつは大体、支部でどなせ、こないせと決めてる。いまの答弁では、確としたものを持ってないと受け取りますので、はっきりして下さい。非常勤嘱託員を事務員として使ってますとね。かめへん。それでは非常勤嘱託員は廃止し、事務局費として組みなさいと言いたいんです。16名中の非常勤嘱託員の中には見識ある方もございますが、未成年者で経歴の浅い人もおりますので、事務員なのか、相談員なのか、はっきりせよと言ってる。2千万円の中には人件費がない。人件費がなければどこから出てるんかとなる。その予算編成上の問題がはっきりしてもらわんと扱にくい。この点に窓口1本化の私物化の誤りが出てくるんじゃないですか。
- 同和対策部次長（森 保君） お答えいたします。  
事務員については、市として周知しておりません。非常勤嘱託は、市の趣旨といたしましては、同和行政…。（発言者多个聴取不能）



同和行政は、広く地域住民に行き渡るよう、非常勤嘱託として周知しております。

○ 18番(直村静二君) 改めてはつきりしましょう。事務員としては周知しておりません。解放同盟に対する和泉市の補助金2千万円のうちには人件費はない。しかし、事務員はいてはる。事務費については周知していない。ただし、一方では非常勤嘱託員、相談員がいてはって、それに対して金を払ってますという答弁ですね。非常勤嘱託員は解放同盟の団体の事務員をしてはいけないのか、してもええということなのか。

○ 同和对策部次長(森保君) してもええと思っています。

○ 18番(直村静二君) そうすると、非常勤嘱託、相談員は見識ある人、男女16名ということですね。それで事務はしてもよろしいという見解ですね。非常勤嘱託員に対して市民の税金7万幾ら、女性に対して4万5千円から5万、市の共済費の一定の補助、そういうことで、これは当然、市に対する報告があると思う。先日、他市を回って参りましたが、生活相談員心得という規則をこしらえて相談員をつくっているところもあります。しかし、和泉市は非常勤嘱託員、学識経験深い人とある。しかし、団体事務員をしてもよろしいとなれば、拘束時間何時間まで、事務費は何ほど、明確な職分を明らかにしないと、これはだまですよ。非常勤嘱託という事務員を拘えることになる。しかも、これは選挙運動のときには、特定政党の腕章を付けて走り回る団体なんですよ。対市交渉にはそれが出てくる団体なんですよ。相談員が対市交渉に出てくる。執行委員でしょう、どうしますか。これが窓口1本で、公正で市民に対して納得のいく行政と言えるかどうか。答弁になってません。私は前回も言うたが、特定の団体ならば事務費で結構だと。しかし、あくまでも、事務費は出していないと突っ張るから、じゃ、どこから出すんだ、市から委嘱してるんなら、市に報告してもらわないかん。市民に対して、非常勤嘱託とはこういうことをしているとね。それに市民のお金が出ている。事務費は組んだるが、人件費はない。

これは庄司理事、総務部長、そういう団体の事務費はどう扱うんですか、ちよつと教えて下さいよ。活用してもええのか。半日は相談員、半日は事務員でもええが、そういう職分の明確化という問題も出てきますからね。人事問題も含めて予算委員会にいくんだが、各議員に対しても不明瞭だと思うのではつきりしていただきたい。議長、私はそう思います。

○ 議長(坂上国治君) 直村議員、実は、いろいろと答弁が非常に勉強不足であると思いますのでしばらく猶予をいただき、その間にもうひとつ勉強するように私から申し付けます。現在、一般質問で時間制限している中で、この状態であれば、直村議員の納得する答弁をしようとするとは何日かかるかわからん状態になりますので、議事進行上、非常に困りますので、できるだけ簡単にしていただき、後日、十分勉強した時点で納得のいく答弁をするようにし

ていただきたいと思います。

- 18番(直村静二君) 決算委員会でも、予算のときにはちゃんと答えを持ってきなさいよと言うてあった。それがまたあいまいです。あいまいだけでなく、予算編成で変えていかなければならぬのではないか。団体補助金を共産党攻撃に使った。しかも、市が共産党攻撃文書にハンコを押してくるといふ、これも反省しなければならない。窓口1本は、同和行政の私物化ではないかと私は申し上げたい。その点を言っとる。しかも、答えは、事務員はおる、非常勤嘱託員を使ってもよい。それが特定政党の腕章を付けて選挙運動をする、対市交渉にも出てくる。市が市民の金を出してる、7万数千円ね。十分生活できますがな。市が委嘱して、市のためにやってもらおうでしょう。それを明確にしなさい。それがいやなら事務費で出しなさいと言ってる。各セクションから同和行政に行かさなげな。衛生関係も出てるが、事務してもよろしい。それ以外の年齢の若いご婦人の方はどうなんですか。相談員として、現実に事務員としてやってるのだから、事務費がいる。事務費として出さなくても、2千万円の中から何程か事務費でもかまわない。私は申し上げますが、千数百万円のうち、90%以上が市の公金が勤いとる団体じゃないですか。勧告も指導もできますがな。それを明確に答弁できんというのは、市の条例を守ってないことになる。一民間団体の解放同盟の支部に振り回されているわけでしょう。これは1日も早く明快な答弁を出してもらわないと困る。同和行政は公正で民主的にやってもらわないかん。誰が聞いても納得できるね。国民的課題として皆が支持してきた。私は批判するばかりじゃない。部落解放をせないかんという立場ですよ。しかし、法令、条例、規則の運営ははつきりしてもらわないかん。

以上のことを申し上げて、予算委員会では明快にしてもらわないかんと思います。

それから答えが漏れてます。たとえば解放センターの予算が出てますが、面積、規模、場所についてのお答えがなかったが、言ってくれますか。いずれ、と言いますが、予算書に金額が出てますよ。

- 助役(藤田 利君) 先ほど申し上げましたが、地域住民と支部の意向をよくくみまして、規模、地積、その他を急いで決定いたしたいと思っております。
- 18番(直村静二君) 6億7930万円組んだるが、これは何平方メートルか。全体の計画があつて、初めて予算を組んだのでしよう。私は予算の総括質問してるんですからね。
- 助役(藤田 利君) センターの建設を計画したのですが、その地積、用地の予算、さらにまだほかのどこかの要望もございまして、それがわかり次第申し上げたいと思います。
- 同和对策部次長(森 保君) お答え申し上げます。

予算に組んでございまして、設計委託料と公有財産購入費でございまして。

- 18番(直村静二君) そうすると、用地代ということでしょう。
- 同和対策部次長(森 保君) そうでございます。建設費等については現在、まだ…。
- 18番(直村静二君) 起債をもらうためには坪数もわかってるでしょう。これから買うから言えないということですか。
- 同和対策部次長(森 保君) ある程度単価の未確定分が入っておりますので、その点ご了承願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) 総体のわかってる分だけお答え願います。推定で結構ですが、何ぼですか。
- 同和対策部次長(森 保君) 推定総額は、現在のところ、まだ決定してございません。十分煮つめる段階でございますので、いまのところお答えできません。
- 18番(直村静二君) そうすると、これは用地代ということで確認しておきます。坪数、建て坪については、これから相談していくというお答えでございますので、了といたします。時間もまだあるわけですが、議長、こういうやりとりをしていると考えることを忘れてしまいますよ。理事者が時間を尊重はしますと言うけどね。  
農林行政については答えがないんですよ。20アール以上については補助を出すというところが、5畝の人は、3年後には税金を払うために、米を1反つくっても4万8千円しかないから、田を売らなくてはいかん。これについては減免できないのか。同和分については3分の2の減免、49年度は8割と聞いている。困った人には、地方税法28条の規定で、市長が必要と認めれば減免できると誓っている。2反持つて人はいいが、5畝の人は、米つくって税金払えばつぶさないかん。この減免ができるか、できないか、市長、ひとつ見解を聞きたい。
- 総務部次長(西川喜久君) 市街化区域の農地の宅地並み課税につきましては、固定資産税の減免の考えはございません。
- 18番(直村静二君) 困ってる人はどうするんですか、市長、どうするんですか。次長の考えはそうだが、市長、考えてもらいたい。するとか、せんとかじゃなく。
- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。  
ご承知の通り、税の減免関係につきましては、一定のルールがございます。ただ今ご指摘のいわゆるA農地だろうと存じますが、A農地に対しましては、ご存知の俗にいう宅地並み課税を48年度から行なっております。そのこと自身、いわゆる税を納めるべき租税力がないとか、特別な事情があるとかの場合については、税の減免措置が考えられる余地がございます。しかし、宅地並み課税されたら納めにくい、納めることはできないんだ、軽減して下

さいということについては、これは減免する措置はございません。その点、ひとつご了解願いたいと思います。直村議員さんのおっしゃるご趣旨は、税の減免ではなく、農地助成金との兼ね合わせで5畝とか、2反とかの話ではないかと思いますが、担当の産衛部の農林課のほうからそういう角度でお答えさせていただきます。税の減免での該当はできません。

○ 18番(直村静二君) むずかしい問題なので、減免の該当はできんというが、助成金のほうではおられないから、税の減免でいくしかないという考え方が発生する。しかし、発生するけれども、地方税関係ではないんだという。逆に、収益を上回る税がくれば払えない、担税力はないという複雑な兼ね合いがあるので、いま直ちにというんでなく、そういう2反以下の人たちが本当に払えず困った場合はどうするか、その場合減免を考えてもらいたいという強い要望があった。私どもは2反でええなと賛成しておりますが、それ以下の方で農業を続けたい、飯米農家でやっていきたいといつても、収益を上回る税金がきた場合どうするかということ。農業の面で救うんか、税の面で救うんか考えてもらいたいということで、いま直ちにお答えせよということじゃない。困ってる人をどうするかということで市長、お答え願えれば結構です。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) お答えいたします。ただ今の直村議員さんからのご要望につきましては、われわれも意味そのものはわかりませんが、一応、本市の農業の実態等を考え合わせますとき、やはり20アール以上の経営規模の方につきましては、農家という1つの線を引きまして、現在、登録農地の制度を適用しておるものでございます。したがって、いまのところ、この問題についてどうこうするというお答えにつきましては、保留させていただきますと思います。

○ 18番(直村静二君) 時間も迫ってきてるんですが、市財政についてお答え願いますか。これは数字的に言うてもらえば、あと予算委員会が何かで詰めていきたいと思うので、簡単に起債の分、答えて下さい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 財政課長(北野敦雄君) 財政関係につきましてお答えいたします。

手数料の改正の点でございますが、これによって増収となる金額は約9百万円でございます。

超過負担の関係でございますが、現在、47年度決算に基づく計数しか出てございませんが、工事ベースでの超過負担額は約4億9700万円でございます。これは単価差、面積差、数量差を総合したものでございます。

それと、48年度の赤字という点でございますが、現在、起債、補助金等の確定が遅うございまして、不確定な要素が多分でございます。現段階では、数字的に明確に申し上げる段

階ではございませんので、ご了承願いたいと思います。

それと、49年度末で当初予算案でいきますと、起債の現在額が約80億でございますが、その中で同和对策事業債が幾らになるかというお尋ねかと思いますが、現在、私のほうでは、同和对策債として区分してございませんので、計数は申し上げられません。

- 18番(直村静二君) 私は予算についてのパーセンテージ、117億中、私の計算した数字では47億5千万円だが、私の勝手な判断です。
- 財政課長(北野敦雄君) 債務負担関係ですが、純債務負担分、計46億円、これは将来、市の財政負担を伴うものでございます。ただ、この46億円の中には、公共用地の先行取得に伴う債務保証が34億か、含まれてるのでございます。それから債務保証の36億円は、元金、利子の債務保証でございます。
- 18番(直村静二君) 46億だけの債務負担行為なのか、36億足すのか。足す場合もあり、減る場合もあるということですか。
- 財政課長(北野敦雄君) 全然別個のものでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、純然たる債務負担分は46億円ということでええのか。間違いありませんか。
- 財政課長(北野敦雄君) それ以外にフリーハンドで公社が借れる分もあるからね。一応、あとで聞きます。

同和予算は117億中何ぼ。

- 同和对策部次長(森 保君) この予算についての的確な数字は、いまのところ、数字的につかんでございません。
- 18番(直村静二君) 対市交渉で言うんでしょ、ほぼ何ぼとね。市民に対しては言うて、議員に言われへんという、そんなバカ気なことはないでしょう。予算を審議して下さいと議会に上程してるのにね。ぼつぼつ終わりたいと思ってるのに、答弁をはっきりしてもらわんとね。議会に力を借りて、同和の金取ってこいと言っても、同和予算が何%かもわからんようではね。
- 議長(坂上国治君) これもひとつ予算委員会のほうで…。
- 18番(直村静二君) あかんね。議会は本会議が中心でございますから、私も数字を挙げたんです。私が捨っただけでは47億5千万円だが、それではあかんので、直村議員の数字が割りに近いなら近いと、それぐらいは答弁していただくかと、市民が関心持ってる予算ですよ。私の数字が間違ってるなら間違ってる、それで結構です。あとは詳しく予算委員会で聞くことにしましょうや。

- 議長（坂上国治君） この数字は出せんのか。
  - 18番（直村静二君） 私が数字を言うたんで、それが違うなら違うで結構何です。いますぐできんなら、あとで正式にこれだけと誓いたもんでくれるんなら、それでええんですがね。
  - 議長（坂上国治君） 時限制限してあるんやから答えてもらわんと、こんな状態やってたら議事進行せんやないか。包み隠しし、議員の目をくらまそうとするからこないなってくる。
  - 17番（山田清二君） 議事進行。予算書にあげてるんや。ちやんとあげてるもの集計がでけへんのか。いまの質問者自身でも47億何ぼと言うてる。考え方の差もあるが、僕とこの計算では49億3千余ある。それが何ぼかわからんという、それでこの予算、どないして組んだんや。いま出てるやつだけで、関連のものまで言えと言えんと違う。予算書に出てる中で、同和関係は何ぼかと質問してるんやから、こんなもん、答弁ができないということあるか。そつちは本職や。素人でも計算できるんや。
  - 議長（坂上国治君） 答弁でけへんのか。
  - 同和对策部次長（森 保君） いま、ここではっきりお答えの数字はつかんでございませんので、財政と十分協議し、後刻、お答えしたいと思います。
  - 18番（直村静二君） そんな予算やったら撤回しなさいよ。私のほうでつかんでいない、財政と協議してと、おかしいやないか。同和施策については、最重要施策と施政方針で出てる。財源獲得せないかんと書いてる。
  - 同和对策部次長（森 保君） 数字としては、大体近い線でございます。
  - 18番（直村静二君） 47億5千万円に近いというが、その上か下か。先ほど49億、私は47億、ほぼ近い。47億以上か以下か、お答え願ったら結構です。あとは予算委員会で明確に答えてもらうということだね。
  - 同和对策部次長（森 保君） 同和对策予算となりますれば、今後、積み上げ分もございませうし、ここではっきり幾らというお答えにつきましては予算委員会のほうで…。
- （「いまのやつを言うたらええやないか」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂上国治君） 予算書で公表してある分について、こうですと説明したらええのと違うんか。
  - 18番（直村静二君） 意見だけ言うときます。
- 47億5千万円という数字は拾っただけなんです、各議員さんが市民に聞かれた場合、はっきり言えないと思う。上積みのやつもありますのでというが、いま出してる分に加えて、次の補正をもう考えてるんですか。そういうことで、47億5千万はほぼ近いということ、これは再度、明快な数字を予算委員会に報告していただくということを確認できますか。

- 同和対策部次長（森 保君） いたします。
- 18番（直村静二君） それなら結構です。非常に時間がかかりまして、これで終わりたいと思いますが、各議員さんご承知の通り、まだまだ答弁漏れもあり、聞きたい点もありますが、議長が議会運営委員会の決定で30分と言われましたが、私はそれは了知しておりませんが、参加しておりません。しかし、議長さんのほうで今後、協議会、その他で踏ってもらおうということで意見だけ申し上げておきますが、今日の答弁を通して、和泉市の困難な状態が一そうはつきりしている。財源の獲得も具体性がない。特に同和予算は不明確な答弁が多い。また、団体補助にしても、不明瞭であいまいな点が多く、疑惑を招く恐れがあるので今後とも糾明していく。明るい、公正で民主的な同和行政を今後とも一そう推進していき、また、和泉市の財政を圧迫しないよう、明快な市政を続けてほしいという点から、わが党の議員団は、今後とも予算委員会で追及するというので、不満ですが、一般質問をこれで終わります。

- 
- 議長（坂上国治君） それでは暫時休憩いたします。

（午後3時12分休憩）

（午後3時45分再開）

- 
- 議長（坂上国治君） それでは休憩前に引き続き一般質問を行ないます。

17番、山田清二君。

- 17番（山田清二君） 通告の順に質問を展開して参ります。まず、質問に対する答弁ということですが、このことについては、会議の都度、議長からも注意があり、また、質問者側からも、質問の冒頭にいつも要請しているんですが、質問に対する答弁は、至極簡単明瞭にやっていただきたい。このことをはつきりしていただきたいと同時に、1回答弁したことは、少なくとも、当初予算のときに答弁したことは、その1年間は覚えていてもらいたい。それと、答弁については、状況説明で終わるもの、あるいは申し訳をして終わるもの、これはできるとか、できないとかはつきりするもの、そういうものを質問の中から判断し、それに従った答弁をしていただきたい。でなければ、時間が空費するだけで何の役にも立たないし、また、質問を繰り返してやらなければならないこととなりますので、この点特に注意をしていただきたい。

次に予算書でございますが、一般会計11.7億余の予算を提示されたのですが、今朝からの中では、予算書に明らかにされておるのに、答弁できないことが幾つかあったわけです。

これは完全な勉強不足だと思います。少なくとも予算書は、いま、ここに座っておる人たちが寄ってつくったはずだ。自分でつくった予算の説明ができない。質問するほうは、予算書が提示されて1週間かの間に予算書を見て、それでわからんところ、あるいは合点のいかんところを聞き質していく、これが質問なんだ。にもかかわらず、答弁ができないのはおかしいと思う。予算というものは、一体、どうしてでき上がっていくのかと聞きたくなるわけです。果せるかな、今度の予算書を見ると、到底、辻つまの合わない金額が出てある。たとえば、旅費の5円という端数が付けてある。これは答弁の途中で結構ですから、旅費の5円の端数についてご説明をしていただきたい。この間からいろいろ国鉄へ行つて聞いたんですが、5円というのは、大人ではないということでしたし、旅費規定の中においても。にもかかわらず、予算書に5円という端数がちやんとあげてある。数字を細かく列記することは、そう予算が正確であると思えるかも知れませんが、計算の方法がないような端数を付けておくということは、これは予算書をつくったということに対して真剣でなかったということを意味する。にもかかわらず、施政方針を読ませてもらうと、「私をはじめ職員一同一丸となって」なんて書いてあるが、一丸となってええ加減につくったんかと聞きたくなる。この点について、予算編成をどのようにやってきたのか、1ぺん説明をしていただきたい。

3番目は、施政方針と49年度予算及びその関連ということでございますが、予算の細部については、予算委員会でいろいろ審議されると思いますので、まず、施政方針に従つて幾つかの質問をいたします。

いまの社会情勢あるいは国の施政方針等が一応、全般に列記されておりますが、このことは、国会と違いますので、いま、ここで論議する必要はあまりないと思います。まず、「何を申し上げても、市民の幸せを図ることが第一であろうと存じます。より豊かな市民生活を実現するため、11万市民に対して健康で文化的な生活を保障し、希望と生き甲斐をもたらすよう努力をしなければならぬと信じます。」これが施政方針の市長の考え方の基本になっておると思うんです。47、48年度のときには、4つの柱を打ち出されておりますが、今年、こういう1つの文章として出されておりますが、これも大別すれば、3つか、4つには分けられると思います。

これに基づいて予算書を拝見いたしますと、どう考えてもこれに合っているなと思えるところがほとんど見当たらない。ここで市長にお聞きすることは、この予算を執行することによってどれだけ市民が幸せになると考えておるのか。また、どれだけ市民の生活を保障できると考えておるのか。また、このことによつて、市民がどれだけ生き甲斐を感じると予測さ



れておるのか。この3点について市長の考え方を披歴していただきたい。

次に、ごみの収集を月2回にいたしますということが謳われているのですが、2回あるいは3回にすることは非常に結構なことです。しかし、これは回数の問題であって、その内容に1つも触れていない。しかも、この内容については、数年来というか、市民が困っていることについては、この議会で何回も申し上げてあるわけです。にもかかわらず、内容には全然触れず、週2回にすると自慢されておるわけですが、この点、たとえば朝6時あるいは昼の食事中に収集にくる。そうすると、車の音を聞いて百メートル、場合によっては2百メートルもごみを抱えて走っていかなければ収集されないということが次から次へふえてきている。市が省力化とか、車の大型化だとして認めるならば、集積所をつくるべきだ。車のくる前の人はたちまち困る。たとい、十分間でもそこへ置いとくわけにはいかない。車の音を聞いて飛んでいく。年寄りとかでのそのそしていると車が行ってしまい、また、すごすごと持って帰らなければならない。こういう実情を知って週2回収集をやるんだと言われようとしているのか。また、こういう問題にどう対処されようとするのかについて答弁をしていただきたい。

また、ごみと同様に論じなければならないし尿収集の問題については、この施政方針の中では全然触れてない。しかも、予算書あるいはその関連議案を見れば、市民負担で20円の値上げが提起されておる。にもかかわらず、ここで一言も触れていないのはなぜか、お聞きしたい。このことについては、予算総額117億何がしの中で、全額市負担としても2千万円は出ないと思う。2千万円という額は、11万7千の市民が、約200円負担するのと同じことで、これがどうしても出せないというのは一体、どういうわけなのか。

と同時に、もう一ぺんごみのほうに戻りますが、ごみの不法投棄が最近、非常にふえてきているが、これにどう対処しようとするのか、このことについても相当前ですが、市民の有志の方をお願いしてモニターとか、あるいはそういう不法投棄の監視とかの体制をつくってはどうかと提起したことがあるんですが、考えておくとか、何とかいうことで今日まできたわけですが、1つの事例を申し上げます。

高石の人だそうですが、ダンプにごみを積んできて、住宅街を通り抜けて池へごみを捨てておる。たまたま、その住宅街の役員さんがそれを見付けて、「こんなところへごみを放つてはいかんではないか」と言ったら、「君は何の権限を持って止めるんだ。止める権限があるんか。その権限を立証するものを見せなさい」と言われ、すごすごと帰ってきたという例がございます。そういう面からも合わせて、役所だけで監視するとか、パトロールするなんてことでは到底間に合わんことですから、市民にそういう権限というか、そういうものを委嘱

してはどうかと思うんですが、この点についての考え方を披歴していただきたい。

次は、市立病院でございますが47年度の施政方針の中で「47年度会計発足と同時に長期計画を策定いたします」と謳われております。次の48年度では、「市民の医療機関として、その使命を果たすべく積極的に取り組んでいく」、今年は「市民病院整備の基本構想を速かに策定する」と書いてあるんですが、この2つの関連性について説明をしていただきたい。何にもやらなかったのか。もしやったとするならば、どういうことをやったか。さらに、その内容については、委員会を通じていろいろ横田議員のほうから意見を出させていただけますので、この点だけのご答弁をしていただきたい。

次に、その他と言うか、開発とか、いろんな面で同じく47年度の施政方針では「泉北高速鉄道の和泉市への延伸」、「第2阪和国道については曙光が見えた、本年度に完成を期したい」、「槇尾山の総合開発計画を立てます」と謳ってあるが、これらはどのように進行しているのか。2年たつてどうなっているのか。第2阪和は現在、こうなってますということ結構です。これは知ってますから…。だけど、初めごろは、本年度完成という考え方はどこから出たのかということで、第2阪和はいいですが、高速鉄道と槇尾山総合開発計画についてはどうなっているか、どれだけ努力をしてきたか、披歴をしていただきたい。と同時に、今度は、48年度には住宅供給公社の団地計画、黒石山の開発計画、足洗公園の設置という、3つの計画が施政方針で謳われておりましたが、今年、この3つとも消え去っておるんですが、これは全部どうなったのか、できたのか。そうでなければ、これからどうしようとするのか、教えていただきたい。

さらに、最終のページで将来の展望を書いております。「財源の確保にはより積極的に努め、地方自治の本旨を深く認識する」という書き出して、行政運営の合理化、市民福祉の向上、財源の確保について適時適切に効果をあげるというふうに結んであるのですが、予算書を見ると、そのようには感じられない。もし、財源の確保に努力していくと考えられるとするならば、料金を約倍に値上げしようとしている一面だけは考えられますが、それ以外に財源確保への努力というものは、予算の範囲においては何ら見当たらない。ところがもし、これを財源確保の一手段と考えるならば、市民福祉の向上にはまさしく逆行しておる。ここで1、2お聞きしたいことは、料金とか、市民から取り上げるとか言うと言語があるかも知れませんが、市民から吸い上げる金をふやそうと考えておるのか。それ以外に市民の幸せに通ずる収入を図ろうとするのか、この点をはっきりしていただきたい。

行政運営の合理化とは、縄張りを強化することなのか。ハンコの行列を依然として続けていくことが行政運営の合理化であるのかどうか。窓口を多様化して、市民をそれこそ運動会

ほど走り回らせなければ用事ができないようにしていくのが行政運営の合理化なのか、この3点について答弁をしていただきたい。

また、市民福祉の向上、市民はいま、非常な物価の騰貴、物価問題で非常に忙しい。日曜もゆっくり休んでおられないんだから、せめて市役所へ用事のある日ぐらいは一日休んでいただこうということで、時間外の受け付けは全部拒否しているのかどうか。と考えなければ、市長、ここに結んだ4つの項目は1つも実現されてないし、また、1つもこの予算書を見たら、議案書を見ても合致するものはないと言わざるをえない。

さらに、「適時適切に効果をあげる」とか、「大任を果たすために揮身の努力をする」と書いておられますが、47年・48年は「市民の信託にこたえる」とあったが、今年は信託に応えられなかったかを認めたかどうか知りませんが、今年は「市政執行の大任を果たすべく揮身の努力をする」と結んであるが、この点についても考え方が変わったかどうか、変わらないとするならば、どうしてこんな予算を組んだのか、説明していただきたい。

4番目、血液型の登録でございますが、昨年来、衛生課には言ってるんですが、最近、交通事故が非常に多発している事態の中で、血液型の輸血問題が大きな社会問題となっております。ここで1つ考えていただきたいことは、市民の皆さんの希望をまず聞いて、病院あるいは病院等でいろんな診察を受ける方、また、そうでなくても結構ですが、そういう人たちの血液型を登録しておく。そのことによって本人が輸血を必要とする場合、あるいは誰かが輸血を必要とする場合、同じ血液型の人たちの協力を得て輸血をやっていこうというようなことを考えられないかどうか。たまたま、市立病院もあることでございますので、まず、市立病院を1つの拠点として、医師会等の協力を得てやっていく。そういう形をとればそうむずかしいことではないと思う。登録したからといって、必ず輸血をしなければならないわけでもないのだから、そういう制度をひとつ考えていただきたいが、一こうにこうしようという答えがないので、ここでもう1回お聞きします。

もう1つは、公園墓地は、墓地火葬場特別委員会という委員会でやってきて、まず、火葬場を先につくろうということでやってきた。それが終わると一応、火葬場をつくる委員会は必要がなくなったということで、次は、早急に公園墓地をつくるということで公園墓地設置特別委員会というのができたわけです。47年か、去年かにね。しかし、去年1年間、1回の委員会も開いてないわけです。ということは、審議すべきものがなかったということです。去年10月の役員改選で必要ないんじゃないかということで、この委員会を解消しようという意見が出たときに、「いや、これは必ずやるんだからそのまま存置をしていただきたい」ということで、今日まで開店休業というか、委員会という会だけで何の動きもない、何の諮

問もないままになっておる。これについて市長、公園墓地をつくる気があるのか、ないのか、あるとするならば、いつごろつくろうとするのか。まず、その2点について答えていただきたい。

これで私の質問は一応、全部終わります。答弁の結果についての再質問は必ずいたします。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 財政課長（北野敏雄君） 予算書の専項別明細書の欄で千単位と円単位のものといろいろございますが、ご指摘いただきました旅費の5円の端数につきましては、予算編成の積算の過程では、何というか、できるだけ経常的経費につきましては、たとえば旅費でしたら、前年の実績が月平均幾らであるとなると、どうしても切り上げになりますので、わずかではございますが、経費節減を考慮して、円の単位が出ておれば、積算の根拠の数字はそのまま使いますので、どうしても中には円までいくわけでございます。そういったものがたまたま出ているわけでございます。

ただ、この中でもほとんどが千円単位まで端数は整理されておるわけでございますが、たまたま、円単位まで出ておる個所が何十かあるわけでございます。事務上の問題でもございますが、一見して不統一な面もございますので、今後は改善していきたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。施政方針について。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご質問に対しご答弁申し上げたいと存じます。

市民の幸せを守ろうとするのに、いろいろ施政方針にええことばかり書いてあるが、予算書に一こう出てこない。それでやれるのかというお叱りのように思います。事実でございませぬ。いままでに何をするとっても、今日までできてないものが大多数でございませぬ。実は、限られた財源でもってより多くの成果をあげるのがねらいでございませぬ。しかしながら現在、政府の抑制政策もあって、皆さんに満足のいただけるような成果があがっておりませぬ。この49年度予算につきましても、67歳以上の保険料の軽減あるいは老人憩いの会場とか、微々たるものにはしか結果が出ておりませぬ。また、巡回図書館とか、学校に図書室を設けるとかの面でいろいろと苦心いたしておるわけでございませぬ。先ほど申し上げますように、限られた財源でもってより多くの成果をあげようと努力しておると申し上げても、結局、でき上がらなかつたならば皆さんに満足していただけないことについては、私としても反省しております。

いろいろお話はありますが、公園墓地の問題につきましても、委員会をつくっていなながら進んでいないじゃないかということは事実でございませぬ。これも一応、前の火葬場の跡を区分し、幾らかの資金を投じてつくり、市民の要望に応えたい。公園墓地をゆるがせにするわ

けには参りませんが、先ほどもお話ありましたように、ある場所を何とかして獲得したいと、その筋へ向かって折衝はしておりますものの、まだ、それとても、1つの成果もあがりません。

かようなことで、ここでもう少し抑制の緩和もできて参りましたならば、また、やりよい場面も出てくるんじゃないか。しかし、これには議員の皆様方にも一役買っていただき、ご協力を賜りたいという気持でおるわけですが、長い目で見ていただかないと、何をやらうとしてもなかなか困難な時代でございますので、どうぞその点悪しからずご了承をお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 続いて順序よく、第2阪和、榎尾山、高速鉄道、財源確保、行政運営等について答弁して下さい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは私から所管事項についてご説明申し上げたいと思います。

まず、泉北高速の延伸の関係、供給公社の問題、47年度、48年度に連続の開発諸計画についての施政方針が出されておったが、今回の施政方針には記載されていない。その後の経過はいかがかということでございますので、簡単に説明いたします。

まず、泉北高速鉄道の和泉市内への延伸につきましては、47年度並びに48年度を通じて、積極的に府企業局との間の折衝をかさね、一応のめどというか、和泉市内への延伸のめどは取り付けておるわけなんでございます。しかし、前提条件といたしまして、鉄道の延伸は非常に巨額の投資を必要とし、その採算性等も非常に重要な事項となって参っており、それに伴う和泉市内の一定の区域内の総合的な開発計画とも合わせて、そのタイミング、時期を検討するということから、現在、それらの開発が促進できるような用地取得の面で現在、交渉を持ちつつあるという状況でございます。

供給公社の関係につきましては、現時点では、和泉市内の4つの個所に供給公社が土地の取得をしております、最終的に寺門第2団地と仮りに称せられております、和氣小学校の北東の区域一帯の土地取得に鋭意努力されておりました、これもほほ用地の取得はできたようでございます。あと、本市との間の開発に伴う諸条件の協議が49年度に行なわれるという段階になって参っておりまして、従来通り、この開発が促進されるという段階にきておるわけなんでございます。

黒石山の開発につきましては、ご承知かと存じますが、最大の目標を産業医科大学の誘致の予定地といたしまして、議長さんをはじめ議会の方々のご協力を得て努力して参ったのですが、残念ながら、北九州のほうに場所が決定し、現在、この土地につきましては、確定的な

開発要綱は持っていません。次の段階に備え、いろいろ府当局あたりとも内々の話し合いを進めておる段階でございます。

榎尾山の開発につきましては、地元で榎尾山保勝会というのが結成されておまして、過去2年間、開発計画策定についての助成措置をやって参っておりまして、本年度もその助成措置は予算の中で考えておりますが、総合的な開発の段階までには、まだまだ年月がかかるものというふうに存じます。

それから、財源の確保と、一連のいろんなご批判でございますが、ご批判につきましては、まことに痛み入る点多々あります。決して山田議員さんのご指摘のように、財源の確保を市民負担の増加にのみ求めていくんだという考え方は毛頭持っておらないわけです。たまたま、手数料あるいはし尿くみ取り料金の引き上げを本議会でお願しておりますので、それとの結び付きからのご批判と存じますけれども、午前中の答弁にもございましたように、手数料の引き上げにつきましては、総額9百万円内外の財源でございます。ここに謳っております財源の確保につきましては、さらに高度な立場における財源の確保策を積極的に進めて参りたいというふうに存しておるわけなんです。

まず、1番問題になりますのは、現在の国、府等における補助制度の内容等の改善でございます。俗に言う超過負担の解消策、これは昨年来、本市も単独で関係省庁等にも陳情申し上げて参っておりますが、これは非常に重要な本市財政運営の面のキーポイントとなっておりますので、今後とも積極的に、この問題については取り組んでいかなければならない。また、議会の皆さん万のご協力もいただきまして、挙げて総力をあげて取り組んで参りたいと考えておるわけなんです。

それから、細かい点になりますけれども、たとえば、地方交付税の積算の基礎につきまして、いろいろ我々として、疑問に思う点がございます。これは、非常に大きな問題でございますけれども、たとえば競輪、競馬等の不特定財源収入を持っておる都市についても、地方交付税の算定は何にも影響しない。これなんか事実上、大きな財政上の問題点だろうと存じます。

それに国の受け持ち分野と、われわれ市町村の受け持ち分野、事務の配分と適合が行なわれていないんじゃないか。いたずらに、市町村に仕事を押し付け、それに伴う財源措置もなのままに今日まできていると思われる面が多分にございます。たとえば幼稚園の就園奨励措置をとるんだと、文部省は太鼓を叩くように大声で宣伝しておりますが、その実は3分の1の助成金しかなく、あとは市町村持ちだと、こういうことが随所にあるわけです。統計等の委託事務についても、この予算書を見てもおわかりのように、支出に関しては7百数十万円、歳入では4百万円に満たないという、言い換えれば、倍近い金額を負担しながら委託事務を受け持っていかなければならない、このような矛盾が多々ありますので、これらを1つずつ

つぶしながら、積極的に財源確保に取り組んでいきたいという意図を持っております。よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それから行政運営の合理化で縄張りを強化したり、あるいは窓口の多様化を図ることが即行政運営の合理化かという厳しいお叱りでございますが、そのような考え方も持っておりません。できる限り、本年4月をめぐりに、1番問題になっております窓口の総合化を図っていく、これはぜひ実施に持っていきたいと考えております。そのために役所内の事務室のレイアウト等も再配分し、窓口業務についても再検討して、できる限りの便宜を市民の方々に提供できるような方式を考えて参りたい、このように存じておるわけなんです。

仰せの通り、その中では、現行制度上、たしかに縄張りとお申しますが、そのような意識の上に立っておるかどうかは別として、横の連絡のまずさは再三のご指摘もあり、われわれも感じておるところでございます。それらの点についても、積極的に解消を図るために今議会にできましたら、これは議会運営委員会にもお願いをしておりますが、事務分掌条例の一部を改正させていただき、根本的な事務処理の方策を探求して参りたい。かように存じておる次第でございます。

以上、大まかなことでございますが、私の関係する部門についての1通りの説明を終わらせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 助役（辻 忠夫君） 私から病院並びに墓地公園についてご回答申し上げたいと存じます。

昭和47、8、9の3カ年度の施政方針という面から、病院についてご批判をいただいたのでございますが、市立病院ができてからは、前の分院の姿ではいけない。これを拡充強化して市民に本当に喜んでもらえるような医療施設をつくらなければならないという、これは前市長からそういうお考えであったらうと思いますし、現市長もそのあとを引き継ぎまして、そういう気持でおることはおるわけでございますが、現在まで大きな進捗が表面に出しておらないことは、その点、まことに遺憾に存じます。

前にも申し上げたと思いますが、できるだけ現在の形を丸つきり変えるわけじゃありませんが、市民の要望に応じて、1つでも2つでも課をふやし、市民の健康管理ができるようにやっていきたい。市民病院ならと、安心してきていただける形にしていかなければならないと考えております。

したがって、病院の新築について現在陳情もし、また、次の段階として、この面の専門家であるところのグリハラ教授にお願いし、近く詳細な設計ができてくると思いますから、それができ次第特別委員会にお示しをいたしまして十分ご相談申し上げ、それに基づきまして

強い要望をいたしたい、かように考えております。

前にも申し上げました産婦人科のことにつきましては、できるだけ早い時期に実現できるように、現在の病院でも院長とよく相談して、できるなら、せめて産婦人科だけでもなるべく早く新設ができますように最大の努力を払い、少しでも病院の拡充に力を入れたい、かように考えております。

それから公園墓地のことでございますが、かねがねご指摘をいただいておりますことで、先ほどの市長答弁にもありましたように、一部、観音寺へつくりましたが、市民の大部分の方がもっと広々とした公園らしい土地を期待しておるであろう、かように存じまして、これもできたら演習場の一角をお譲りいただき、最初、火葬場と隣接して墓地をつくる計画であったかのようにお聞きしておりますが、演習場の一角のいい場所に公園を兼ねて設置したい、そういう計画を持っておりますので、その計画が進展いたしましたら委員会で十分ご相談をいたしたい、かように存じますので、よろしく願いをいたします。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) 市長の施政方針の中に、ごみの収集週2回とあるが、その内容について、あまり具体的な問題に触れてないというご指摘もとてもでございます。ごみの収集週2回につきましては、本年度7月を目標に実施したい考えでございます。収集の場合のいろんな諸問題について毎回、ご指摘、ご批判を被っておるわけでございますが、まず、業者の体制の整備というか、まだ、本年度につきましては、いろんな市の管理監督の協定も結んでおりませんし、議長さんのご指摘の通り、われわれも監督強化をやるつもりでおります。

それからし尿収集の市民負担の20円ということになってございますが、おっしゃる通り、年間約2千万円の市民負担をお願いするわけです。これについてはいろいろ問題がございまして、ただ、し尿だけではなく、いわゆるごみを7月から実施するのですが、2回取りをする場合には、約倍増される予定をしております。その金額は、予算書には1回分しか計上されてませんが、いずれ、この6月補正で議員さん方をお願いしなければいけないということなんですが、大体、年間6500万ぐらいの増額が予想されております。それと市の負担を合わせると、8500万円ほどの増加になるんじゃないかということから、20円の市民負担を何とかお願いしたい、市の財政状況を考えて何とかお願いしたいというのが理事者の考え方でございますので、よろしく願いしたいと思います。

それから不法投棄のモニター制については、前回もご指摘がありました。本年度、一応、市民の通告があった場合には、報償費として、わずかですが、1万円を組んでおります。権限の委嘱という形はまだ出しておりません。これらについても、今後、各町会、また、校区



単位のモニター制度については十分検討したい。かように思っている次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 建設部長（中塚 白君） それでは 公園問題につきまして私からお答え申し上げます。結論から申し上げますと、これは完全に整備されたものではございません。ご存知のように、一部買収した程度です。卒直に申し上げて、現在の計画そのものを遂行することは非常に至難であろうと存じております。これにつきましては、所管の委員会なりを通じてご検討をわずらわしたうえで、事務局といたしましては、計画変更もありうるということだけお答え申し上げます。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 次。

○ 市民部長（小林一三君） それでは第5点目の血液型登録制度の創設についてお答え申し上げます。

貴重な議員さんのご意見を拝聴し、その趣旨を体しまして、医師会の代表である会長等を通じて、あるいは市民病院とタイアップしてその趣旨を市民にPRし、何とか実施できるように鋭意努力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 17番（山田清二君） まず予算ですが、前年度の実績に基づいてやったら半端が出てきた、これは一応わかりますよ。けども、1人幾らとか、あるいは1回幾らというもの、何%か掛けて、実際に使えんような金額を出したって生がない。10円玉10個あつて10人で割れば1人1個ずつあるが、9人になったらどないする。あと1円玉1つを10円で割れというたらどないして割るか。そんな予算が出とるわけです。予算はこんだけほしいというてへつられても生がない。そのままバツと計算して5%とか、10%へつるからと言われたら、「さよか」となる。少なくとも、へつるんならへつるでもええでしょうが、一応は、それに対して裏付けになるだけのものはつくっておくべきである。だから、質問されても、何にも答えられへん。金額的な質問をして、さつと答えが出たものは1つもなし。計算せなわかりまへんとか、当初予算の答弁で、計算せなわかりまへんなんてとんでもない、もつてのほかや。あとの綱張りのほうにも通じますが、このほうが綱張り根性の最たるものなんですよ。自分のところだけやればよろしいという考え方、市長、1ぺん、ここにおる人に聞いて、この一般会計、特別会計の予算書を全部一通り目を通してある人が何人おるか、知つときなはれ。市長も目を通してないかもわかりまへんな。施政方針さえ前に読まんと間違うて読むで。これが「真剣に努力してる」とか、「揮身の力を振つて」とか言つても、一体、何の

ために書いたんやと言いたくなる。施政方針はこっちを向き、予算はあっち向いとる。少なくとも、施政方針に基づいて予算編成をするか、予算を総括した施政方針でなければならぬはずなんです。予算はそっちで作り、施政方針はこっちでと、それで財源を確保するとか、何とか言うたってできる道理がない。だから、施政方針の言葉を変えていかなければならない。足洗公園にしても、買収するときから公園にできないことはつきりわかっただけなのに、施政方針で公園と書いてある。買収のときにいろいろ問題があった。議会にかかったとき、「そんな池どこにあるんや」と言われて説明もできなかった。すでに池じゃなかった。それで今度は「公園にします」なんて施政方針に書いて、今になったらやはりできない、計画を変更しなければならないという、当然ですよ。最初からわかっどる。それが何とか議会さえ通ればいいんだということで作った予算であり、施政方針であると言われても仕方がない。本当に市民のことを考え、1人でも多くの市民に喜んでもらえる政治をやっているという考え方で書いたんやったらこんなことにはならん。また、こんな変な予算もできんはずだ。

一般会計117億と言うが、先ほど、計算はできんとか、発表はできんとか言ったが、いづれにしても、表面に出てきたもので、60億以下ということはあり得ない。特定の予算を含んで117億、しかも、仕事は去年中にやっせしもうて、今年、金だけ払う債務負担分が約3億あるから、大体、60億しかない。11万市民のためにと市長は言うが、特別会計を別にすれば、一般会計では約60億、泉大津は何ぼか知ってますか。人口がはるかに少ないところで何ぼの一般会計予算を組んだか。よく引き合いに出てくる泉大津ですわ。和泉の市民は本当に可哀そうですよ。泉大津へ引っ越しとうなりますよ。高石へもね。

総務部長も財源確保、超過負担解消、交付税算定基準の改正とか、国の事業と市の事業のアンバランス、皆あなた任せの財源で、あかんといったらスポッととまるやつや。去年の施政方針には、景気を抑制しなければいかん。48年度は景気後退の機運、このままだと金を幾らでも使わないかんから抑制する。今年は金ないからどうにもならんやと。今年は景気はよくなるとも書いてある。景気というのは変動するからそれでよろしい。だが、その景気よかった48年度ですら何にもできてない。むしろ、景気がよくて抑制しなければならぬと書いた48年度の施政方針の中でも、こういうことをやるんだと言って予算を組み、それがほとんどできないままに今年へ繰り越されたもの、あるいは一応、今年になって消滅したもの等、いろんな形が出ている。先ほど聞かされたが水道なんかにしたって毎年、翌年度で事業は終わりだと言うてる。47年には48年度で事業を完成する、48年になると、49年度で完成する。今年はまだ書いてないわ。見直しはつかんかしてね。水道の予算書で

見ると、大体、5・1年までかかるようですね。そういうことで予算を組むときから、本当に自分の持ち場だけ守ればええ。自分の仕事さえスムーズにいけばええんだという考え方でやっつたと言われても仕方がないと思う。

それから時間がないから急いで言いますが、結論的に言いますと、くみ取り料金値上げについては、業者が経営がやっていけないとするならば、当然、値上げは認めるべきだ。また、従業員の給料も上げなければならないんですから、その分も上げるべきだ。しかし、このうち市民負担に転嫁することはやめていただきたい。施政方針に書いてある市民の福祉向上等に全然合わない。財源確保にすらならないので、この値上げは考え直していただきたい。

それから手数料の値上げについても、絶対に上げるべきでない。市民が生活の不安にさらされながら、当然、役所へきていろんな証明とかをもらうのはふえてくるんです。いまの役所の仕事は、何でも証明、何でもハンコですよ。皆百円ずつ取られる。火事があって類焼しました、そのために会社では見舞い金を出してくれる、だから、類焼の証明をもらってこいということでもらいに行く。消防署ではいままで50円、今度は百円となる。消防署もこんなふうな料金を取るのはどう考えても不合理だと言いつつ金を取る。そうでしたな。現場の人は、こんな人から料金を取るなんてもつてのほかだと思いつつながら、規則で決まってるから仕方ないから取らないかん。それをまだ値上げしようとする。

窓口もそうです。市民が役所へこよと思つたら1日仕事を休まないかん。過去何十回言い読めてきている。市長はよう聞いといてや。48年度の市民税の第4期分を2月10日までに納めないところは全部差し押え警告を出してる。よそと違います。和泉市ですよ。48年度の4期というたら、1月から3月31日までの分だと思つてた。ところが差し押えの警告を出した。何月何日までに持つてこなければ差し押えますよと書いたやつや。たとい、日曜の1日でも受け付けをすとか、1週間のうち1回でもせめて7時まで受け付けをする。それで持つてこない者というんなら話がわかる。1日仕事を休まな持つてこられへん。それも何万円というのと違う。はなはだしいのは240円、1べん、そんなんで差し押えしてみてください。後学のために240円の差し押えを見たいと思う。それで市民サービスの向上というが、そんなことで市民が納得できる道理があるか。市民が休まんでもちゃんと役所の用事ができる体制を整えてのちに料金の値上げをするんなら、これは1べん考えましよう。しかし、そうでない限りは認められない。したがって、結論的に予算委員会より先に言わな生がないが、施政方針を書き直すか、そうでない限りは予算の編成替えをしていただきたい。でなければ、絶対に次の議会の最終日までには、予算を否決するようにこれから全力をあげていきますから、それが困るというのならもう1回考え直してもらいたい。市民が、なるほ

ど市長はこれだけ市民のことを一生懸命考えてくれるんだなと納得できる状態まできて値上げをするんなら別だが、現状のままで値上げするなんてもつてのほかだ。これだけ申し上げて終わります。

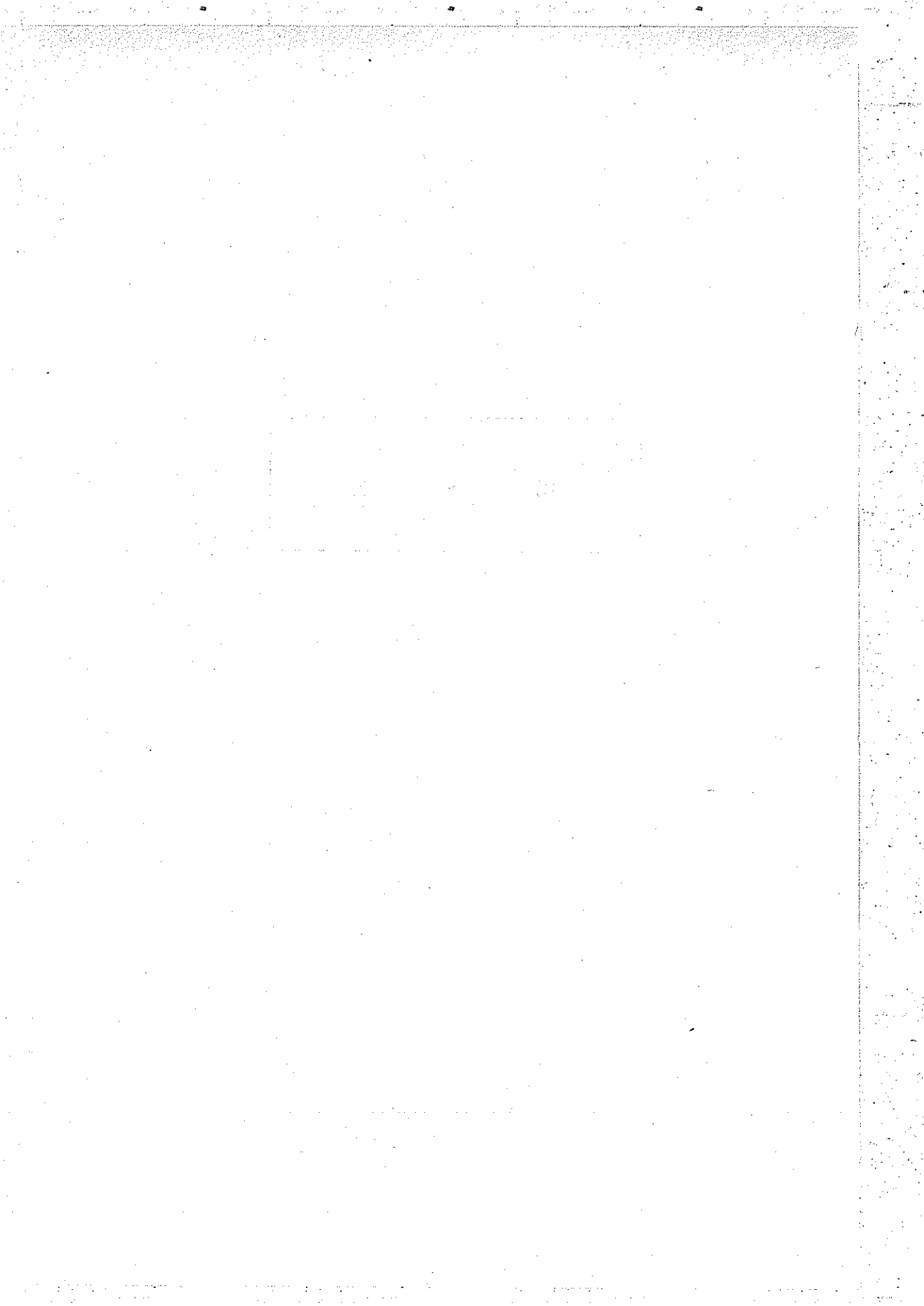
○ 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本日はこれもちまして終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決めます。長時間まことにご苦勞ありがとうございました。明日5日は引き続いて一般質問を行ないますので、定刻参集されますようお願い申し上げます。

(午後4時55分散会)

第 3 日



昭和49年3月15日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上國治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

9番	出原武司君	21番	柳瀬美樹君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役兼 水道部長事務取扱	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清

総務部次長兼市 民税課長事務取扱	西川喜久	推進調整課長	富田宏之
同和对策部次長 兼推進調整課長 事務取扱	森保	市民課長補佐	北野喜平
市民部次長 兼保険年金課長 事務取扱	山本武雄	福祉課長	山村昇
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田繁	商工課長	岩井益一
産業衛生部次長兼 農林課長事務取扱	山本俊兼	農林課参事	青木太郎
建設部次長兼 建築課長事務取扱	林徳次	保健衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	交通公害課長	吉田利秀
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橘本昭夫	土木課長	中尾宏
人事課長	門林六男	建築課参事	中上好美
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	中西淳富
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川保
納税課長	吉田種義	地区改良事務所長	逢野一郎
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	会計課長	片桐武雄
隣保館長	萩本啓介	営業課長	高橋新平
推進調整課長	生田稔	工務課長	福本喬久
〃	浅井隆介	浄水課長	岸田孝二



經理課長	守田 勇	総務課長	紀之定 藤与茂
業務課長	藤原 光夫	学校教育課長	坂口 雄一
消防次長兼署長	南口 主雄	指導課長	吉美 豊
監査委員	堀田 徳志	社会教育課長	広岡 史郎
監査事務局長	西岡 正治	学校教育課参事	角谷 泰夫
選管委員長	味谷 日吉	農業委員会 事務局長	松村 吉堯
選管事務局長	青木 孝之	土地開発公社 事務局長 兼用地担当理事	西川 武雄
教育委員長	堀内 由延	土地開発公社 事務局次長 兼用地第1課長	吉岡 昭男
教育長	葛城 宗一	土地開発公社 総務課長 兼用地担当参事	藤原 永一
教育次長	阪東 重信	土地開発公社 用地第2課長	宮本 福秀
〃	乾 武俊		

○  
 本会の議事を速記法により速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
事務局次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程（3月15日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第13号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	25
9	議案第14号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	29
10	議案第15号	和泉市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について	32
11	議案第16号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
12	議案第17号	和泉市手数料条例等の一部を改正する条例制定について	40
13	議案第 1号	昭和49年度大阪府和泉市一般会計予算	別冊
14	議案第 2号	昭和49年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	〃

日程	種別及び番号	件名	摘要
15	議案第 3号	昭和49年度大阪府和泉市土地区画整理事業 特別会計予算	別冊
16	議案第 4号	昭和49年度和泉市水道事業会計予算	〃
17	議案第 5号	昭和49年度和泉市病院事業会計予算	〃

(午前10時30分開議)

- 議長(坂上國治君) 長らくお待ちいたしました。議員の皆さん方には連日お疲れのところ、ご出席賜りましてありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を次長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは17名でございます。欠席届けある議員さんはございません。遅刻の届け出ある議員さんは山田議員さん。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。ただ今1名ご出席ですので、18名でございます。

開 議

- 議長(坂上國治君) ただ今の報告通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。7番田中包治君。

- 7番(田中包治君) まず1番の農業・畜産政策と公害について質問いたします。

2、3年前から、農業政策として、米が余っておるからということで休耕制度がとられて参りました。その中で、雑草なり、セイタカアワダチソウという、俗称キリンソウなどが相当はえております。今年、よしんば奨励金制度がなくなると仮定いたしましても、おそらくこの土地に米を植えることは不可能ではなからうかと考えます。

ここで問題になってくるのは、アワダチソウなり雑草のために、近くのたんぼが農耕できない。野ネズミが出る、ということが必然的に起こってくると思います。もう一つは、開発業者

が多数の土地を購入しております。私が住んでおる町内でも、6万坪あるいは7万坪の土地が宅地業者によって購入されております。こういう土地がすべて休耕され、そのまま野放しになれば、農業は一体どうなるのか、こういう問題について、公害を守るということと、農業を守るという立場から、市として緊急にどういう方法を考えようとしているのか。条例による方策なりを考えるのかどうか。この点について質問をいたしたいと思います。

畜産政策と公害については、去年3月の定例会にも質問いたしました。内田町にある堺養鶏団地の公害を一体どうしようとするのか。これは重要な、何年来の問題だと思っております。

特に問題になるのは、ため池の上に養鶏場をつくった。河川管理法上、ため池には鶏のふんなどは流せない。それをみすみす見逃がしておるのが現実だと思います。また、昨年、ハエに対して、町内審って予防等やってみたが、どうにもならなかった。

それと、私たちが不思議に思うのは、わずかの金でできる内田・中村線を開通しない。これは、開通すれば公害が岸和田市に及ぶという考えから、業者と理事者が結託してやっているのではないかと思います。この点についても質問をいたしたい。

次に、2番の物品管理と管理運営事項ですけれども、はっきり言いましたならば、管理体制の考え方を理事者がどう考えておるかということです。これについて、まず私の意見を述べ、問題をお互いに確認し合った時点で、発言をいたしたいと思っております。

まず、第一に私が考えますのは、地方自治体におきましても、工場等におきましても、管理職一体の原則がございます。市長が公選された以上、市長を中心として、理事者が一体となって市長の命令通り邁進しなくてはならないのですけれども、現実には、各管理者が市長の足を引っ張っておる感がしてならない。これが第一点です。

第二点は、会社と違いまして、各法令条例を守るのが公務員なり、地方自治体の任務だと思います。もちろん、法律を全部守るとなれば、和泉市がいかにも予算があるうともできないけれども、やはり施行令と条例を完全に守り、そのうえに立って市長の権限で規則等が制定されて、これを守っていくというのが原則だと思います。

また、政治的には、地方公務員法その他の関係上、市役所は政争の場となつてはいけないと思っております。

もう一つは、市役所はガラス張りではなくてはならない。特に公金を使っているんだから、ガラス張りではなくてはならないわけですが、これが行なわれておらない。

以上4点について、私の考え方と一致しておるといふならよろしいし、一致していないならば、再質問もやむをえない。この管理体制の問題について、市長なり、助役から基本的な考え

方を答弁していただいて、それに関連する質問をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

ただ今ご質問いただきました第1点の休耕田に伴う雑草等の問題からご答弁申し上げます。

この問題につきましては、かねがね各地で市民からの苦情等がかなり参っております。もちろん、休耕田に草をはやしておいていいわけではございません。われわれ担当者としていたしましては、過去、各農業団体の会合があるごとに、草っ原で放置することのないようご協力願いたいということで、農家の方々にお願いなし、指導なりしてきたわけでございます。

民間開発業者の手持ち分につきましては、各セクションと協調のうえ、早期に解決を図っていきたいと考えております。

第2点目の堺養鶏の公害問題ですが、議員さんもご承知かと思いますが、40年ごろに養鶏場が設置され、われわれ農林課では、実は、本年度で廃止されます大阪府競馬協会の収益金を大阪府畜産振興会が受け入れまして、公害を出さない畜産行政をということで、公害防止対策に重点的に取り組まれておるわけでございます。それに則りまして、本市におきましても、昭和45年度より、鶏ふん乾燥・発酵機、48年度はトーコール、浄化槽といったようなことで、相手側に対しても強く行政指導を致しております。

われわれがいつも考えておることは、あれの経過を見ますと、大阪府の主産地経営事業ということで設置されたそうでした、他の場所へ移転願うということまでは行政指導で申し上げにくい状況でございます。しかしながら、下流には泉州上水源という、市民にとって重要な施設を持ってあります関係上、われわれは常に、公害を出さない畜産経営ということで指導もいたしております。ただ今の議員さんからのご指摘も十分反映さしまして、これまで以上に公害を出さない畜産経営を行なうよう、指導の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご了解願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君） 最初の農業政策と公害の問題は、はっきりいいますと、農業政策と開発事業との関連ですね。うちらで大体6万坪が東洋ハウジングに買われ、ここのブローカーが約1万坪で、合計7万坪。それと、休耕しているところはかなりある。こういう中で、実際、米がつかれるか、つかれないかですよ。開発課では開発の指導をやっている。こういう中で、今年の農業政策をどう考え、買っぱなしで置いておる土地をどうするのか、はっきりして下さい。

○ 企画課長（橋本昭夫君） お答えいたします。

民間業者が開発を予定して所有しております、具体的には積水ハウスでございますが、これは当然、調整区域の開発行為でございますから、市としては、周辺の住民の方々にプラスになる方向で指導しなければいけません。それにも増して、所有しておる土地の管理が良好でないために、特に農業に大きな影響を与えるということにつきましては、はなはだ監督不行き届きでございますので、実は本日、積水ハウスに対して、公害発生源は全面的に除去するよう、重ねて警告を出したわけでございます。特に水利補償も含めて、一体的な管理がなされなければいけないと考えるので、その対策につきましては、市長から嚴重に申し上げて、付近の農業経営に悪い影響を与えないよう、全力を注いでいきたいと考えております。

○ 7番(田中包治君) 調整区域というのは、農業が中心の区域でずねね。その農業を中心とした地域で、勝手に買い、その結果周辺の農地で農業ができなくなった場合に、補償する制度がないでしょう。これをどう考えてますの。

○ 企画課長(橋本昭夫君) 重ねてお答えいたします。

おっしゃるように、私権の土地所有の移転でございますから、それに伴う法律的な補償制度はございません。しかし、周辺の住民の方々に歓迎されるような地域開発をする良心的な民間業者であれば、当然、農業経営に対しても、いま以上に悪い影響を及ぼすような対策はしてはいけない。そういう面からの協力を要求していくということに尽きると思います。

○ 7番(田中包治君) はっきりして下さい。これ、登記しておりませんよ。移転登記はしてない。仮登記ですよ。農地をほかの用に使用する場合は、農業委員会の承認がいるわけですね。この承認をごまかしておるから問題になってくるんですよ。農業委員会はこれをどう考えているんですか。

○ 農業委員会事務局長(松村吉堯君) この件につきましては、現在、農業委員会には何の申請も出ておりません。従いまして、農業委員会でも何ら審議しておりません。

○ 7番(田中包治君) そうすると、農地として考えなくちゃならんでしょう。これを一体どう考えてますの。

○ 産業衛生部次長(山本俊兼君) お説の通り、当然、農地でございます。従いまして、先ほど企画課長も直接相手側に警告等申し上げると言いましたが、それと相待ちまして、われわれのサイドからも、そういうことを行なわれないよう、ひとつ十分指導していきたいと考えております。

○ 7番(田中包治君) 論議しておっても仕方ないから、最後に、市長なり、助役に開きたいんですが、制約する条例をつくる意思があるのか、ないのか、この点だけはっきりしていただきたい。

- 市長（藤木秀夫君） 田中議員さんのご意見ごもっともでございます。これに対する条例は、今後検討いたしまして、そのうえで何とか善処していきたいと思っております。
- 7番（田中包治君） 次に、畜産政策と堺養鶏の問題ですが、ため池の上にあれを許可した。水は当然、上から下へ流れる。悪臭とバエで村中が困る。周辺は、7、8月になると、食事もできない。こういう問題についてどう考えておるのか。
- 産業衛生部次長（山本俊兼君） ご承知の通り、ため池も河川管理条例に該当することになっておるわけでございます。40年当時、市が許可してこの養鶏場が設置されたのですが、私のほうの農林課では、当時、ため池に汚水等を流すことは許可いたしておりません。私の推察では、当時、建築基準法等の関係で処理がなされたのではないかと。かりに、ため池にそれを入れるとしても、地元の関係の方々のご同意を当然、取らなければならないと考えるものでございます。
- 7番（田中包治君） ごまかしたら困りますよ。河川管理条例というのは、条例ですよ。盗人したらつかまえますというのと一緒ですよ。この条例をなぜ守らないのかと聞いているんです。はっきりして下さい。
- 建設部長（中塚 白君） 私から代りましてお答え申し上げます。  
許可時点のことは私も記憶がございませんので、詳細ないきさつはご勘弁願うといたしまして、少なくとも、ため池なり、水路なりに放流する場合、水利権者あるいは関係権利者の権利のある分については、同意を取って許可しているのが現状の姿でございます。ご指摘のため池あるいは水路に対する放流に対していかなる措置がなされているかについては、私もそのときのいきさつを存じかねますので、後日、調査をしてご報告申し上げたいと存じます。
- 7番（田中包治君） この問題は、今日初めて言うたん迷います。昨年の3月定例会市会で私から質問してるはずですよ。それから1年たって、同じような答弁をしている。  
私はそれよりも建設部長に聞きたいんですが、内田・中村線を開通しないのは、公害を岸和田市まで広げたくないという考え方からやってるんでしょう。
- 建設部長（中塚 白君） まあ、結果としてはそういうことになっておるかと思えますけれども、道路管理者としては、そういうことであれを断念したのではございません。用地買収が至難であるとか、その他、いろいろの問題がございまして、開通は不可能だということで中止したわけでございます。
- 7番（田中包治君） いまなら坪3万か4万するかしらんが、当時、1,000円か2,000円だったと思うんです。あれは合併条件ですよ。だから、状況はどうあろうとも、付けるように努力するのが原則じゃないんですか。至難だからというんやったら、同和対策も至難だから

全部やめるという考え方ですか。

○ 建設部長（中塚 白君） 私の説明が誤解を招いたようですが、至難な事業はすべてやめてしまうんだという考え方は持っていません。10数年前、合併条件として内田・中村線の築造計画があったことは事実で、私も引き継いでおります。現実に、町会長あるいは役員さんともお話しして、磨国・箕形線の、泉北水系の隣の道路を付けたといういきさつもございます。当時、われわれも最大の努力を払ったわけですが、結果としては内田・中村線が貫通しなかった。それ以降、岸和田市からも、地元からも、あれを何とか貫通してもらいたいという要望も聞いてはございます。しかしながら、養鶏団地の建設と相俟って、現在まで貫通しておられないのも事実でございます。私、いまあえて過去のいきさつは申し上げませんけれども、少なくとも、むずかしいからやめたんだという単純な考えではないことだけはご承知おき願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君） この問題については、私が町内会長してた時分やから、わからんことではないんですよ。あのときの話は、内田の西側に線を付けるからということで、それならあの線は中止してもええやろうということだったと思うんです。ここの話の食い違いがどうなっておるのかは別として、どっちにしたところで町内会は任意団体ですから、市が法的な根拠に基づいて決めたことはやはりしなくてはならないというのが原則だと私は考えるわけです。

そこで、一体、養鶏団地をどうしてくれるんですか。これをはっきりして下さい。去年、衛生課長は、120万か、130万金入れたから、絶対問題ありませんと言ったでしょう。ところが、6月になったとたん、村中ハエで困るようになった。これを一体どないしてくれますねん。畜産が大事だから、何ぼ公害出してもかまわないという考え方で行政指導してるのか。その点ははっきりして下さい。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 公害問題については、以前からわれわれのほうで強力に指導しておりますが、養鶏場では、昨年度から消毒を特定の業者に委託しておるのが現状でございます。ところが、昨年10月ごろから、一部住民の方にご迷惑をかけた。そこで、あの養鶏の方を呼んで話をいたしました結果、今年は業者も変えて、消毒を徹底し、ハエ等絶対わかないよう、公害の起こらないようやっていくという確約も取ったわけでございます。われわれも公害を決して発生させないよう、十分指導して参る考えですので、ご了解願いたいと思います。

○ 7番（田中包治君） もし公害が起こった場合、だれが責任とるんですか。管理責任者はだれですか。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君） 大阪府の公害防止条例がありますが、これも即養鶏場その



ものの施設がどうだ、こうだということではございません。公害防止の立場からいえば、当然、企業者の責任で、われわれもそのことを十分伝え、指導していきたいと考えます。

○ 7番(田中包治君) 企業者の責任だというなら、管理条例なんか、全部企業者の責任でやるんですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私からお答え申し上げます。

田中議員さんのおっしゃった、ハエが発生した、あるいは汚水を流す等の問題は、私のほうが一切責任を持って指導行政をやっております。ただ、企業活動における公害については、公害防止条例を大阪府が出しており、その責任は企業管理者が負わなければならないことになっております。われわれとしても、放置するということではなくて、企業責任を取るように十分指導したいという考え方で進んでおるわけです。

○ 7番(田中包治君) それでは管理条例は企業の責任ですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 管理の責任は、管理条例ということよりも、企業自らの責任において行なわなくてはいけないということになっているわけですね。ところがそれを怠る。それに対して、行政は責任を持って指導するというところでございます。

○ 7番(田中包治君) あんた、管理条例読んだことありますか。罰則規定があるんですよ。してはいけないだけでなく、罰金刑、その他ちゃんと決まってるんですよ。それを、指導です、だけで終わりますの。あんた、河川管理条例読んでないでしょう。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私は衛生問題を所管する立場から、ハエあるいは悪臭の問題を申し上げております。汚水については、河川管理条例には、そういうぐあいに謳っていると思います。

○ 7番(田中包治君) 問題は、流さなんだからいいんでしょう。流してはならないと書いてあるんです。上で流したら、下へ流れますよ。水は下から上へは行かへんから。流してはならないということは、水をどこへ浄化さすかということですよ。流さなかったら、ハエはそう出ない。流すから、池から水路へ流れて、ハエが発生する。だから、流さんようにしなさいと私は言ってる。条例でその点しぼってあるんやから、その条例をなぜ発動せんのかということですよ。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 現在までの指導といたしましては、先ほど次長が説明した通り、トーコールの設置はいたしております。今後は、田中議員のご指摘の通り、河川管理条例も合わせ、強力に指導していきたいという考え方でおります。

○ 7番(田中包治君) 何ほ言ってもだめですから、これ以上言いませんけどね、条例を守らないのは、議会を無視しているということです。議会で作った条例が守られていない。それでは困るわけです。市会議員がここで審議する必要もない。高い金出して審議して、一生懸命

になってこしらえた条例が守られていない。それなら条例なんかつくる必要ない。市議員もいない。国の法律だけでよろしいんですよ。国の法律に基づいて市が実施するために条例をつくり、そのために罰則があるわけでしょう。産衛部長だけでなくして、あんた方、一体市会に対してどういう考え方持ってますの。この点、総務か、誰か、はっきりして下さい。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

市会と理事者との関係は、地方自治法上でも全く対等の立場で、相互に理解し、議論しながら、正しい和泉市の発展に尽くしていく。そういう基本的な立場で、われわれ理事者は執行機関であり、議会は和泉市の意思を決定していただく議決機関であり、議会で議決された事項を忠実に実現していく責任はわれわれ執行者にある、このように受けとめてございます。

田中議員さんのご指摘は、河川管理条例では汚水を流してはならないと明確に規定されておるにもかかわらず、その観点に立っての指導が行なわれておらない。また、その指導が行なわれてなおかつ聞かない場合は、罰則規定を適用し、告発するだけの気持ちを持ってやるべきだが、その姿勢が欠けておるんじゃないかということだと思います。その点はまことに遺憾に思いますので、私たちが十分この実態を調査し、どうしても企業者が聞かない場合は強い姿勢で対処していくよう、関係部局とも協議して参りたいと思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

- 7番（田中包治君） 不満ですけど、時間の関係で次に進みます。
- 議長（坂上国治君） 理事者、答弁。
- 助役（辻 忠夫君） 2点目の、管理職が本来の自分の努めを全うしておらないというご指摘ですが、そういうことになってはならないということで、管理者が市長を補佐し、市長の方針通り行政ができますようにということで、月に2回の定例部長会を持っております。なお、臨時の部長会も再々開いており、できるだけ意思の疎通を図り、全管理者の意見を統合いたしまして、市長の方針通りの行政ができますよう努力を続けておりますが、なお一そう反省いたしまして、そういうことのないよう努める考えでございます。

なお、役所はガラス張りの行政でなければならない。また、政争の場であってはならないとお説、全くその通りで、どこの職場でやっておることもすべて市民にガラス張りで行なければならないし、政争の場であってはならない。この点も十分現状を反省し、今後、そういうことのないように努めて参ります。

- 7番（田中包治君） それでは私が言った4項目は確認されたということでよろしいですね。そこで、時間の関係で簡単に聞きますが、まず管理の問題で、部課長の机の上に政党新聞や民主団体等のものがはらんしている。物品管理のあり方はこれでいいのか。私は、私物は更

衣箱に入れ、机は業務上の用に使うものだとして解釈しているわけです。ところが、部課長の接待の場所にもそういう新聞がはらんしておる。政治闘争の一つの牙城となっておる。これについて部課長はどう思っているんですか。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ご指摘の点、確かにわれわれの目にもとまりますし、私自身もそのようなものを不用意に机に置かれたまま放置しておったこともございます。われわれのいただいておる机なり、椅子は全く公器で、その上に私的なものを放置しておる。しかも特定な新聞等をあからさまに置いておるといことにつきましては、政争の場に供せられておるんじゃないかというご指摘につながる点もあると理解されます。今後、各部課長等につきましても、こうした点についてもっと厳密な考え方のもとに、日常の自らの姿勢あるいは仕事上の管理等を厳しく点検していくようにやって参りたいと思います。

○ 7番（田中包治君） 管理職は組合員じゃないんですからね、市長なり部長の命令でとめられるはずですよ。命令を聞かん人は罷免すべきですよ。これが管理一体の原則なんですよ。こころを十分理解してもらいたいと思います。

それから、時間がないので飛ばしますが、私はこの間、いわゆる同和の対市交渉というものに参加して、同和对策について感じたことは、ガラス張りでないのじゃないかなということですよ。というのは、その場で相手が団体交渉だと言ってるわけですね。地方自治体に団体交渉する団体があったら言って下さい。

○ 助役（藤田 利君） 役所において団体交渉を受けるのは、職員組合だけでございます。

○ 7番（田中包治君） あんた、ようそんなこと言いましたな。地方自治体に団体交渉する職員組合ありませんよ。これは交渉ですよ。いわゆる話し合いだ。それであんた、よう助役が動いたなあ。職員団体に団体交渉権があると仮定するならば、それは国鉄等の3公社5現業には認められているわけですね。ただし、資金の問題については国会の承認を得るとなっているわけですよ。地方自治体にそんなものがありますか。誰かわかってる人返事して下さい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 恐れ入ります。地方公務員法上における交渉は、いわゆる団体交渉ではございません。交渉権はございますけれども、団体交渉という形での交渉権は認められてございません。従いまして、地方公共団体における団体交渉を受けなければならない義務は、法律上はないと解釈いたしております。

○ 7番（田中包治君） そうでしょう。地方自治体に団体交渉権はない。団体交渉というのは、書面をもって労使を拘束するわけです。あんたら、それでメシ食うてるんやからね、もう少し勉強して下さい。

私が言いたいのはね、解放同盟との交渉で、団体交渉、団体交渉と言ってるのが耳ざわりで

かなわんわけです。あれはあくまでも話し合いか、陳情なんです。窓口一本についてはいろいろ論議があると思いますが、あそこで決まったから必ず市会で通さなくちゃならないという義務もないわけです。そうでしょう。

もう一つ、ガラス張りの問題ですけれども、広報には、いつも同和施策はすべて補助金であると書いてありますが、これ本当ですか。広報課長ご答弁願います。

- 庶務課参事（竹田明郎君） 広報「いずみ」で毎月掲載しておりますが、ほとんどのものが国からおりるというふうな文字を使った記憶はございません。議場でも各理事者から議員さんにご説明しております通り、国、府あるいは市から出ているわけでございます。
- 7番（田中包治君） 広報を見ると、同和措置法がある。300年の庄政の償いであるということばも使っていたと思うんです。そこで私は専門家に聞きたいんですが、同和措置法に対する施行令があると思うんですが、これをなぜ公表しないのか。3分の2という法律だけですか。施行令はないんですか。
- 議長（坂上国治君） 田中議員、管理運営事項の中で発言されているんだと思うんですけど、同和問題はここに出ておりませんので、次の機会にでもお願いしたいと思います。
- 7番（田中包治君） それではこれはやめまして、昨年4月、鶴山台で7時に開園して新聞紙上をにぎわした、あの問題の調査と処置の報告を願いたいと思います。
- 助役（藤田 利君） あれにつきましては、長時間保育を要求されましたが、長時間保育は現状では至難であるという回答したために……………。
- 7番（田中包治君） いや、それと違います。7時から開園した、あれは業務命令違反ですよ。その点についてどういう調査をし、どういう処置をしたのかと聞いているんです。
- 助役（藤田 利君） そのことについては、当日から7時45分に開始するんだという通達を開所の日ですでに出しておったんですが、当初にまずいことをいたしましたので、早くなつた。これは管理上非常に手抜かりがあったと思っております。
- 7番（田中包治君） はっきりして下さいよ。1日か、何かしらんが、7時に開園したんですよね。これは業務命令でやったのか、誰かが勝手にやったのかと聞いてるんです。
- 助役（藤田 利君） 2日間、7時から始めよと、私が命令しました。
- 7番（田中包治君） 職員の勤務時間は何時から何時になってますか。どの条例を適用して7時開業を許可したんですか。これは責任を取ってもらいますよ。
- 助役（藤田 利君） 交渉の過程で問題がございましたので、市民にご迷惑をかけたらいかんということで、最初はわからないんだから、市の方針が徹底するまで、2日間だけこれを認めました。

- 7番(田中包治君) 質問にはっきり答えて下さいな。あんたがえろうても、市長がえろうても、条例違反はできないんですよ。だから、7時というのは条例のどこに書いてあるのかと聞いているんです。
- 助役(藤田 利君) 条例には載っておりません。
- 7番(田中包治君) そしたら責任を取ってくれまっか。条例違反ということは、罪人と一緒ですよ。これは問題ですよ。条例無視、議会無視、法律無視のことを助役はやっているんですよ。一体どうするつもりですか。そやから、私は初めから、あんた方、よってたかって市長の足を引っ張ってると言っているんです。条例違反を、しかも承知ですとはもってのほかや。まあ、言うてもしかたないから、これはほかの議員さんの良識にまかせるとして、これでやめますけど、最後に会計監査委員に質問したい。条例違反の行為による会計支出をやった場合、不正支出として認めなくてはならないと思いますが、その点はどうですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 前段でちょっと恐れ入りますが、こんなこと私から申し上げて申しわけないんですが、7時から仕事に従事せよと助役が命令された。これは、正常な形の通常勤務時間は午前8時から午後5時までと規則等で決められてございますが、その時間外については、時間外勤務命令が出せるわけで、必ずしも、即違法とは解しかねる面がございます。その点をひとつご理解願いたいと思います。
- 7番(田中包治君) いや、それでは違う。それやったらはっきり言いますわ。条例においても、8時30分から5時15分まで、週48時間、増務は4時間しかできない。それ以上すると、労働基準法違反なんですね。前の市会で市民部長が、1カ月80時間、40時間の増務は出しておりますと言っておったんですけれども、これは明らかに条例あるいは基準法違反なんです。この点はどうなんですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 正常な形の勤務時間は、1週44時間ないし48時間内と規定されておることは事実でございます。しかし、それ以上の業務を命じてはならないということではない。これは労働基準法にも抵触しないと私は解釈しております。
- 7番(田中包治君) 基準法は最低の法律ですわね。三三適用ということがありますが、災害以外にはできないはずですよ。あんた方はっきり読んでごらんなさい。私が言うてることが違うてかどうか、一ぺん一緒に基準局へ行きますか。あんた、責任取りますか。7時45分から6時となると、完全に条例違反ですよ。そして30時間、40時間の増務に対して支給しておるとなると、これは不正支出であると考えます。この点、会計監査委員の意見を聞きたい。
- 議長(坂上国治君) 田中議員、時間も相当経過しておりますので、この問題は後日話し合うことにして、ひとつ今日はこれでとどめてほしいと思います。

○ 7番(田中包治君) はい。

○ 議長(坂上国治君) では、引き続いて3番金沢 勝君。

○ 3番(金沢 勝君) 同和事業について、財政問題と解放会館についてお尋ねを申し上げます。

市長、助役に冒頭に申し上げておきたいんですがございますけれども、ほかならぬ同和事業でございますので、熱と誠意のある回答を願いたいと存じます。

初めに財政問題でございますけれども、市長は施政方針演説の中で、「市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、積極的に行なうよう措置いたしました」云々と明言されております。しかしながら、これに先立つものは財源の確保であろうと私は考えるのであります。

特別措置法が時限立法として制定されましたはや5年を経過しようといたしておるわけでございますけれども、いままでの理事者の説明の中では、議員さんもびっくりされると思うんですが、国の補助プラス府の補助が8割だ、あとの2割が起債、自己財源でやることだと、こういうふうにわれわれは聞かされて参りました。概算500億の仕事であろうという計画の中で発足しなければならないわけでございますけれども、それですら、100億の市の負担がかかるんじゃないかということで案じて参ったわけでございますけれども、過日からの団体交渉——これは田中さんに怒られるわけですけど——で明らかになって参ったことは、驚くなかれ、7割補助しかないわけです。国庫補助と申しますと、査定価格と実価格、いわゆる超過負担分がかかるわけです。概算いたしました、アンバラはございますけれども、半分しか国・府の補助がない。

こういう中で、和泉市で策定されました(書類を見せながら)こういうものがあるわけでございます。これは特別委員会にしか渡しておりませんが、404億、これは査定価格でございます、実価格は500億以上かかると私は推定をいたしております。その推定の中で考えますと、大体250億の半分の負担をしなければならない。2割ですら心配されて参った和泉市の財源の中で、今回発表された中では、半額を和泉市が起債あるいは自己負担の中で負担しなければならないということが明らかになって参ったんであります。

これは理事者の不勉強か、われわれの勉強も足らなんだわけでございますけれども、その当時、人の好まない仕事を積極的に進んで部長になった一部の者にだまされて参ったというのが現在の実情でございます。国も、時限法として制定された限り、やはり、これに対する裏付けというものがあってしかるべきであろうと私は考えるのであります。

全体計画を見ましても、道路建設事業費とか、下水道・上水道工事費、保育所、身体障害者会館、葬祭会館、消防施設等につきましては、国庫補助はゼロなんです。また、保育所、小学校建設も一般並みであります。府の貸付金は、一部、財源に見合わしまして、交付税で肩替りするということは聞いておりますが、あくまでも借金として残り、国の補助も、過去5年間の補助予算を合計いたしましても1.400億。和泉市で全部ちょうだいいたしてもあまり多くない財源措置しか組まれておられないわけでございます。

和泉市のような貧弱財政で、ギャンプルとか、他会計からの収入がない中で、市長は今後、施政方針演説の中でやっていかなければならない、また、法律上やらなければいけない中で、今後財源の確保とか、事業の裏付けとしての財源措置をどのように考えているのか。この点について、今後の市長の働きあるいは動きあるいは努力に対して、熱と誠意を表わしていただきたい。そうでなければできないと、私はここで断言したいんです。

財源問題はいろいろございますけれども、措置法によって、財源がないからということで事業の推進をやめるわけにはいかない。市長は常に同和問題については熱と誠意を持って完遂すると言われている中で、49年度予算は、昨日、47億49億ともめておりましたけれども、47億であります。これについては、慎重審議のうえ可決決定していただきたいというのが理事者の常のあいさつですが、われわれが慎重審議させていただきまして、議決された予算ですら完全に執行されていないというのが、前年度48年度の同和事業予算であります。はっきり申し上げまして、わずか30%しか執行されておらない中で、49年度もやがて議決されようとしておるわけでございます。この47億につきましては、あと残すところ5年しかございません。これを完全に消化すべく、予算執行すべく、その決意をこの場において表明願いたいと存するのであります。

その内容につきましては、あとで質問を申し上げたいと存じます。

それから解放会館でございますけれども、過日の和泉市環境改善整備事業計画書によりますと、昭和50年度に建設予定されておるわけでございますが、事業費20億6千万円という巨額が見込まれて建設されようとしております。建設されますと、半永久的な建物となり、施設になると思いますが、支部とも十分なる協議をされるであろうと思いますが、理事者としては、どの場所に、端的にいったんどんな構想のもとで建設されようとしているのか、構想についてご回答をいただきたいと存するのであります。

私は私なりに考えておるわけでございますけれども、解放センターというものは、1日も早く差別のない民主国家実現のための用に供する場でございます。また、約20億の巨費を投じて建設されるものでありますから、あとに悔いを残さないような計画を慎重になされなければ

ならないと思いますし、やがて、近い将来完全解放されれば、必要のないものとして、市民会館に、和泉市民全般の福祉施設として使用できる施設であり、当を得た場所でなければならぬと存じます。私は解放会館というものはできるだけ早く解消したい。解放会館が永続されるということは、完全解放が遅くなりますし、解放に逆行するものと考えております。

そういう中におきまして、冒頭にも申し上げました通り、熱と誠意のある回答をいただきましたならば、12時までにはでも終わりたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

- 助役(辻 忠夫君) それでは私から回答申し上げます。

最初、財政問題についてご指摘がございましたが、全くご指摘の通りでございますので、いままでの遅れをなるべく早く取り戻すという市長の方針に則りまして、何と申しまして、国の予算は少のうございますので、少ない中から和泉市がより多く補助、起債をいただこうという気持ちでおります。そのために、中央へたびたび足を運んでお願いをし、計画事業が完遂できるよう万策を考え、最大の努力をいたすつもりでございます。

次の解放会館につきましても、ご指摘の通り、大変大事な建物でございます。それだけに、慎重に位置の決定付けをしなきゃならない。現在、候補地もございしますが、なお新しい町づくりの計画もいたしておりますので、それと合わせて、よりいい場所に決定し、市民の永久的な集いの場に供したいと考えております。全く金沢議員さんご指摘の通りで、いつまでも市民の集いの場として供せるように、全力をあげて努力いたします。

- 議長(坂上国治君) 助役、あんた、いまの質問聞いてましたか。私、一般質問の冒頭に言うたでしょう。議会を無視しないように答弁しなさいと。そんな筋違いの答弁をしなさんな。いま、金沢議員の質問したことは、国・府が80%、20%が市の持ち出しだといままで聞かされておった。ところが、市から出てきた文書を見たら、そうではない。一体、これはどういうことか、ということでしょう。答弁し直しなさい。

- 8番(金沢 勝君) われわれは5年間理事者にだまされてきたんですよ。国・府が8割で、市が2割持ったらいいんだと思ってる人が、理事者の中にもある。われわれ議員もそう教えられてきた。しかし、この間の計画書では、8割はおろか7割足らず。さらに、査定価格と実価格とのサヤで、平均50%しかないんですよ。2割ですらしんどい和泉市が、半分持たされてどうするんだ。時限立法によってやらなければいけない事業であるけれども、銭がなかったら、何ほええこと言うてもできない。この財源措置をどうするんだ、われわれをいままでだましてきた責任をどうするんだと聞いているわけです。



○ 助役（辻 忠夫君） 大変要領を得ない答弁で失礼をいたしました。私、過去はこうであったが、今後はどうするかというご質問だと思ひまして、先ほどのような答弁をしたわけですが、ただ今申されました補助率のことにつきましては、国だけで8割のものもあり、足りない分を府に出してもらって8割になるものもございます。これは基準価額による8割ですので、当然超過負担がかなり出ております。そのうえ、同和事業だと考えていた事業の中にも一般事業がかなりあり、それらは同和補助としての加算がございませんので、平均しますと、金沢議員さんご指摘のように、半分ぐらいになるわけでございます。

そこで今後、そういうことも事前によく検討したうえで、府・国へ強く要望したいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○ 3番（金沢 勝君） 基本計画策定で、査定価格404億。それに対して国はわずか83億しか出さんのですよ。府が207億で、これで7割です。いままでの理事者の説明では、地域指定された中は全部8割ということだったでしょう。保育所とか、学校は一般並みですよ。それらを平均すると、起債のワクはつくってあるけれども、実際は50%ですよ。50%では、市長が施政方針演説の中で何ほええこと言うたかてできん。中央へ盛り込んででもやるんか。借金するだけして、よう返さん事態がきてもやむをえん、そこまでの腹をくくるんかということをおし上げたい。昨日も助役が3億何ほ借ってきましたと言っておりましたけれども、私は何ほ国と市であつても、詐欺的なことはできないと思ひます。国は5年間にわずか1,400億しか組んでない。小さな和泉市の条例ですら、予算の裏付けは完全でなければならぬ。国が法律をつくっておきながら、500億以上かかるものに83億しか出さない。法律ができてるといふことで支部から責められる、国へ行ってもあかん、財源ない。これでは誠意がないでしょう。その点ひとつ、同和事業の最高責任者としてどうするのか、市長の熱意表明をここで願ひたい。

それと、特別措置法は時限立法でやっておるわけですよ。永続的な法律ではない。10年間で解放しなさいよということも含めて時限立法がつくられたと私は判断している。だから、国民的課題として、国・府自体が責任を持って10年間で完全解放しなければいけない。完全解放されれば、以後、解放センターは必要ないと思ひます。20億6千万円の巨費を投ずる際にわずか5年間で大切か、100年近く市民会館として市民福祉施設として使われる期間が大切か。100年の大計から解放センターをつくり、解放された暁には市民会館として使われるような、豊かな構想で場所を設定し、設計しなさいというのが私の考え方なんです。そういう熱と誠意のある回答をいただかない限り、引き下がるわけにいきませんので、よろしく願ひ致します。

- 議長（坂上国治君） ただ今金沢議員の発言中ですが、ちょうどお昼でございますので、暫時休憩いたしまして、午後、引き続いて答弁をしていただきます。

（午前12時15分休憩）

（午後1時15分再開）

- 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
午前中の金沢議員の質問に対し、答弁願います。
- 市長（藤木秀夫君） ご質問いただきました財源措置につきましては、午前中、助役からも答弁申し上げましたように、補助金の内容につきましても、事業内容によってそれぞれ違っておりますが、いずれにいたしましても、この事業は法の趣旨に則り実施いたして参らねばならないものであり、また、事業におきましても期限付きであって、その期限も半ば過ぎた今日、期限も限られております関係上、財源につきましては、同対審の答申に基づく立法に立ってこれを背景として各省庁に働きかける所存であり、なお、これにつきましては、特別委員の皆さん方にもお力添えを願って、国・府にへたり込んで、これを確保して、そしてこのためにいったところの費用は、必ず11万市民にかかるようなことのないよう、あくまでも努力いたす覚悟でございますので、その点どうかご協力のほど特にお願ひ申し上げます。
- 3番（金沢 勝君） 特別委員会もできておりますので、市をあげて、市長も座り込むならわれわれも座り込みましょう。支部もやっていたでしょう。そういう中で努力するということで、一応、これで終わりたいと思います。
- 第2点目の解放会館につきましては、まだ、お答えをいただけてないんで、簡単にお答えをいただきたいと思います。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 助役（藤田 利君） 解放会館につきましては、金沢議員さんが言われましたように、なるべく急いで、しかも、市民に喜ばれるようなものを建設する必要があると存じます現在、候補地もございますが、よりいい場所があるかどうか検討して、支部とも相談して、なるべく早い時期に位置を決定し、将来、市民の集いの場所であり、憩いの場所であり、学習の場所であるような立派なものを建設する所存でございますので、よろしくご賢察を願います。
- 3番（金沢 勝君） 理想論からいきますと、時限立法ができてすぐに解放会館ができる。もろもろの審議等もその会館の中でやられるべきだと私は判断しているわけです。いつ解放されてもかまわんのだということであれば、永久立法としてつくられる。時限立法ということは10年間に解放しようじゃないかという趣旨でやらんてるんですから、今年建てられても早く

ないと思うんです。ですから、遅ればせながら、少なくとも、次年度中に完成し、使用できるよう、確約をしていただきたい。

○ 助役（藤田 利君） できるだけ早くと申しましたのは、ご趣旨に沿うためでございます。この期限内に必ずやり遂げますように努力を致します。

○ 3番（金沢 勝君） 市長は座り込んでやると言われたから、ひとつたすきがけしても、はち巻き締めてもやるという気持ちで財源獲得の努力をしていただくよう要望して、終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次に16番、横田憲治郎君。

○ 16番（横田憲治郎君） 当初予算の具体的なことは、私も予算委員でありますので、予算委員会で具体的におうかがいして参りたいと思いますが、きわめて概括的に、通告順に従いまして何点が質問をしたいと思います。

まず、最初に教育行政についてでありますけれども、昨日の質問にも出ておりましたが、学校給食における問題点を幾つか質したいと思います。

まず、過日來、わが党が行ないました学校給食の総点検の内容から幾つかの問題がわかったわけでありまして、まず第1点として、今回の当初予算で、給食費のうち、燃料費を公費で負担をしているわけでありまして、これらによって、保護者に対する給食費がどの程度削減できるのかどうか。諸物価高騰の値上げ傾向の中で、給食費の負担が保護者の教育費のすべての負担の中で増大する傾向にあるわけでありまして、これらについて、賢明な前向きな取り組み方が要請されるわけでありまして、まず、燃料費の計上によってどのように給食費に還元されるのかどうか。還元されないとするならば、昨日來の冷淡な答弁にうかがわれるわけでありまして、今後の給食をどのように教育委員会としてとらえ、対処しようとしていくのか。その基本的な態度、あり方をおうかがいしたいと思います。

2点目に、給食内容が著しく昨年度より質量ともに低下しているわけでありまして、これらの実態を教育委員会はどのように掌握承知しているかどうか、まず、おうかがいしておきたいと思います。

3点目に、この学校給食という問題を教育課程のうえでどのように現在位置付け、また今後位置付けをしていこうとするのか。過日來のわが党のアンケート調査に教育委員会幹部の学校給食に対する無認識はなほだしい現状が露呈されたわけでありまして、教育長の所見をおうかがいしておきたいと思います。

さらに、全小中学校児童1万7千有余名の給食をまかなうための栄養士が全市で2名しか存

在しないという現実において、発育盛りのこれら児童生徒に対する栄養カルテ等が十分にチェックできているのかどうか。その内容についておうかがいをしておきたいと思います。

さらに、就学前教育を強く叫ぶ中で、本年度も3幼稚園が発足するわけでありますが保育所19カ所、公立幼稚園7カ所、あるいは私立も含め、あるいはそれらの乳幼児さらに児童生徒等を含めて、実に11万有余の市民の中で2万有余名のこれら発育盛りの人たちの給食の体制について、体系的な合理的な栄養補給、カロリー供給をチェックする抜本的な体制が必要であろうと思いますけれども、これらについてもおうかがいをしたいと思います。

さらに7点目としては、公立幼稚園における給食の実施でございますけれども、PTAが主体となって行なっている園もあれば、そうでない園もあります。就学前教育、幼児教育の必要を強く主張する教育長、教育委員会のあり方として、これらを公費でもって不自由なく実施できるような体制を早急に考えなければならない、そのように思うわけでありますけれども、49年度当初においては、どのような体制で公立幼稚園の幼稚園給食について取り組もうとされているのかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

次いで、同じく教育行政の問題の大きな2点として、8割以上の狂乱物価ともいわれる物価高騰の中で、父兄負担が増大しているのが事実でございます。ちなみに、本年度新入学児童、小学校、中学校ともに、平均、学用品、洋服等々含めますと、5万5千円から6万円が必要だというふうにいわれておりますけれども、これらへの教育委員会、市当局としての予算上では、数年来より新入学生税い品というような徴々たる制度が設けられているようでありますけれども、これを大幅に改善して、そして、健やかに、教育の場に保護者が安心して送れるような、あるいはまた零細家庭、特に生活保護家庭における新入学生に対する暖い援助、そのような措置が取られないかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

さらに、南池田、南松尾、横山に新しい新設幼稚園が4月から発足するわけでありますけれども、保育園入所とのからみの問題でおうかがいをしておきます。

新設される幼稚園園児確保のために、5才児はほとんど強制的に幼稚園に入園措置をさしておるという現実があるわけでありますけれども、措置児として、児童福祉法の精神から、また趣旨からいっても、これらやみくもの扱いは断じて見すごすわけにいきません。このような措置をどのようにして、取られたのか。5才児でも、措置児は保育所で措置しなければならないんじゃないかと思いたすけれども、ここらあたりの社会児童課、教育委員会等々の連携がどのようになっているのかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

さらに、幼稚園を含めまして、小中学校の脱外負担が昨年度半ばより増大の一途をたどっているわけでありますけれども、今回の予算を見る限り、それらへの抜本的な施策が予算計上の

うえにも乏しいと思うのでありますけれども、現状税外負担をどの程度掌握し、それら解消への具体策を年次計画的に公表すべきであるということをかねがね主張しておりますけれども、これらに対処する基本的な考え方、取り組み方をおうかがいしておきたいと思ひます。

次に、福祉行政についてですが、まず第1点として、昨年来からの石油危機に始まる狂乱物価あるいは大企業の横暴な暴利等々、大きな社会問題となってセンセーションを巻き起こしている中で、市民生活を守る立場から、昨日の質問、答弁にもあったようであります。生活防衛対策本部でございますか、その具体的な動きは実績としてどのようにされたのか。今後、どのような内容をもって、市民さんに対して生活防衛の対策を処置されようとするのか、具体的な事案でお示し願ひたいと思ひます。

さらに、予算計上のうえで、生活防衛予算なるような予算計上は何ら見るべきものがないわけでありまして、市長はじめ理事者は、この現時点の経済情勢を予算作成のうえでどのようにとらえたのか、その点についても存念をおうかがいしておきたいと思ひます。

さらに、福祉事務所内の各セクションの人的配置の問題でありますけれども、人口増大の中で、要保護世帯あるいは身障、精薄、そのような方々を扱う福祉事務所あるいは1万有余名の保育園児童・乳幼児を扱う社会児童課等々の事務量あるいはその他執行していくうえで、人的配置は完全を期せられているのかどうか。ケースワーカーの不足あるいは職員の不足が常に現場から聞く話題としてあるわけでありまして、4月を中心とした一部機構の手直し等もあるやにうかがっておりますけれども、市民の直接生活をあずかる市民部、民生部の人的配置ははなはだおろそかにされていると断せざるをえないんでありますけれども、これらの民生部の市民サービス部門について、基本的に洗い直す考えはないかどうか、おうかがいしておきたいと思ひます。

さらに、保育所関係では、園府第2、緑ヶ丘等々、新設保育園ができたわけでありまして、それらに対する保母の確保、保母補助員の大衆採用というような話をうかがっているわけでありまして、それらに伴う身分保障あるいは厚生省におけるところの保母員の基準にそれら保母補助員を含めて適當するのか、その点の見通し等についておうかがいしておきたいと思ひます。

さらに最後に、保育園の円滑運営のためにもあるいは内容充実のためにも、確たる基本的な資料の策定をすべきであろうとかねがね主張し、申し上げているわけでありまして、乳幼児の掌握を考えないかどうか、この点についてもお考えをうかがっておきたいと思ひます。

衛生問題として、下水清掃の現状ははなはだ場当たり的です。特に夏季にかけては、業者に委託をして行なうというような形でありまして、これを定期的に、清掃箇所

を掌握して清掃できないかどうか。この点についておうかがいをしておきたいと思います。

さらに、不燃焼物の回収場所は、質問が重複しますので避けますけれども、昨日来の登弁では、町会からの積極的な協力がなければ解決できないというような、はなはだ遺憾な、あなた任せ的な解決案を部長は答弁されておったようでありまして、それでは町会から具体的な協力体制があれば、少々難問であったとしても対処する用意があるのかどうか、基本的な態度について、ここではおうかがいをしておきたいと思います。

さらに、日本脳炎あるいはインフルエンザの予防接種等は有料でありますけれども、これらを半額あるいは無料化していく方向性を指向しないのかどうか。これは無料にすべきである、このように思うのであります。

また、週日来、市広報あるいは特別な予告表等々で市民には周知されているやうかかってはおりますけれども、特に種痘ワクチンの不足等々、日程変更にもいろんな問題点があるそうでありまして、これら基本的な市民の健康を守る立場から、地味ではありますけれどもなおざりにできない問題でありますけれども、種痘ワクチンの確保がどのようになっているのかどうか。これを含めて、予防接種等々、各校区にある開業医を窓口として接種している現状でありますけれども、これらを各校区単位ぐらいに巡回して、インフルエンザあるいは日本脳炎等々の接種はできないかどうか、その方向を旨ささないかどうか、おうかがいをしておきたいと思います。

最後に、医療問題についてでありますけれども、救急医療体制の問題でありますけれども、これもはなはだその日、その場の明け暮らしてありまして、医師会に積極的に働きかける中でこれらの対策を具体的により積極的に展開すべきであろうと思っております。従いまして、救急医療体制を月間的に公表できないかどうか、これをおうかがいをしておきたいと思っております。

さらに、市民病院における産科、婦人科の設置の問題であります。昨日、山田議員からの質問でも申し上げたわけでありまして、この産科・婦人科の設置の具体策と長期総合計画との兼ね合いをおうかがいをしておきたいと思っております。

以上、簡単に質問の要旨のみを申し上げました。あと、具体的なことは委員会の席に譲るといたしまして、答弁のいかんによっては再質問させていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 教育長（馬城宗一君） ご指摘いただきました点についてお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点の燃料費削減によって給食費がどれほど軽減されるかですが、年間160万食と計算致しまして、1食1円80銭の燃料費ということで予算措置をいたしました。総額につきましては、474万1千でございます。児童1人当たり年額1,980円に相なると考える

んでございます。

次の今後、給食にどのように対処していくかですが、学校給食につきましては給食法によって規定され、その目標、目的等が明らかなどころでございまして、これらの完全な実施のために、本市に限らず各市共通の課題として、その安定と改善を旨として努めるところでございます。今後、これについては大いに努力して参りたいと考えているんでございます。

現在の質量についてのご指摘でございますが、物価の上昇に伴って、量質ともに落ちたのではないかというお説だと思っております。これらの問題につきましても、その対策について協議を重ね、上級官庁にも要望してまいりました。物資の統一的購入あるいは価格の安定をめぐって要望して参りました過程で、幸いにも流通機関の整備を行なって、給食物資を一括購入できるようなセンターをつくってもらおうということで、本年度、府において3億円の予算措置を講じられまして、50年、51年完成を旨として取り組んでいただき、合わせて購入手法としては、一括購入の手法によって給食物資の安定と確保を図って参りたい、かよう考えるんでございます。

栄養士の問題でございますが、現在、2名をもって栄養上あるいは衛生上の指導に当たっております。われわれ、協議会の名において、上級官庁にも絶えず呼びかけて参りまして、49年度から年次計画的に、学校教職員の一人として、国費、府費負担で位置付けてもらえるというきざしが見えます。差し当たって、本年度1名、府費負担の栄養士が本市へも派遣されることになって参りました。今後、さらに各校に位置付けられるように努めて参りたいと考えているんでございます。

次に、幼稚園の給食等の問題でございますが、当然、就学前教育の必要性から、幼稚園においても給食をすることが望ましいと考えられます。しかし、現段階におきましては、就学前5才児全員収容の教育の機会の保障もまだできていない中で、非常にむずかしい問題もあろうかと存じますが、一校区一幼稚園設置を合わせて、その対策を考えて参りたい。

なお、就学前の指導主事等の問題でございますが、これらにつきましても、保育所を含めました幼稚園の保母等に対しまして指導主事を位置付けまして、幼児教育のあり方、“教える者はまず学ぶべきだ”という考え方のうえに立って、その指導要領等について指導するところでございます。

続いて、物価の上昇と重なって、新入生の父兄負担が重くなっている。市において大幅な助成を考えられないかというお説でございます。きわめてごもっともなお説と存じますが、現在の制度上においては、市費単独で助成するということはきわめて困難な問題であろうと考えます。しかし、理想としては、負担すべきが基本であろうと考えられます。今後、現行制度の改

正を強く上級官庁等にも要望し、努めて参りたい。かように考えるのでございます。

次に、幼稚園と保育所との競合的な問題で、5才児をすべて就学前教育として幼稚園に収容するという考え方は持っておりません。福祉法に基づきます幼稚園においては、その措置にかける児童の保育、育成を図るというねらいと、就学前教育として行なう幼稚園との趣旨に沿うように、絶えず保育所とも連携を密にしまして、今回も指導に当たってきた実情でございまして、この点ご賢察いただきたいと思うのでございます。

最後の税外負担の予算上の事項でございますけれども、この問題につきましてはかねがねご指摘いただき、本年度も積極的に対処いたしました。P.T.A.の負担にかかっておる、当然、公費で負担すべき性質のものと考えられるものにつきましては、教育費の実態調査等の統計数字を分析しまして対処した所存でございまして、しかし、一朝一夕にしてこれを解消することはできません。年次計画的に計画を示して今後、解消を図ってまいる所存で、今年度、差し当たっては、図書費については全額、当然、市費で持つべきだと考えます。今回、書架と合わせまして、小学校には216万円、中学校では211万2千円の図書費を新しく予算計上いたしました。なお消耗品につきましても、一般管理費の中で当然、需用費として公費で負担すべき性質のもの、この分析は、P.T.A.決算を分析するうえにおいてもむずかしい点もございまして、計画的に解消を図るべく、本年度は大幅に措置いたしました次第でございまして、一般消耗品では、小学校におきまして、48年度650万3千円であったものを49年度は1,671万4千円に、中学校におきましては、同等の比率の上昇率で522万5千円を、当然、公費負担として計上いたしました。また校用備品についても、予算を通じて詳しくご説明申し上げますが、対処いたしました。さらに、備品等の修繕費等につきましても、積極的に対処した次第でございまして、いずれ予算のご審議をいただく折に詳細にご説明申し上げます。かつまた事後、これらの分析、決算等合わせて、具体的な計画についてもご審議をわずらわしい、かように考えるのでございます。

簡単でございまして、以上の通りお答え申し上げます。

- 16番(横田憲治郎君) 給食の燃料費公費負担によって一人当たり1,980円の軽減になるという答弁ですが、年間で給食費を1,980円削減できるというふうに認識してよろしいんですね。
- 教育長(葛城宗一君) そうでございまして。
- 16番(横田憲治郎君) 改善に努力するという教育長のそのつない言い分ですけど、教育長、教育委員会の幹部の人たちに一ペソ小中学校へ行ってもらって、子供の給食食べていただいたらわかるんですね。児童生徒のアンケートに対する答弁によると7割以上の人が食べら



れないと言っていますよ。高い給食代を払っても、食べ盛りの子供が一食学校ですましてきて、助かるんだったら、まあまあいい面もあるけれども、給食代は高いわ、食べられないわ、おなかすかした子供たちが帰ってきてごはんを食べ直さなければならぬというのが現状です。パンなんか、全然と言っていいほど食べてませんよ。

このような実態を教育委員会は十分把握してほしいし、過日、教育委員会幹部の皆さんにおうかがいしたのによると、給食費だって、現場で徴収している額と、掌握している額と全然違う。教育長は口をぬぐって美しく、安定改善とかなんとか美辞麗句で述べられますけど、学校給食について、全く放置されているも同然だと断言してはばからんと思いますよ。具体的には委員会で申し上げるとして、この場では総括的な質問にとどめますけれども。

再質問として申し上げたいのは、5才児の新設幼稚園への入園措置です。措置児であり、当然、保育に欠ける子供であるけれども、5才児はみな幼稚園へ行ってもらわなければ定員に満たない、かっこうがつかんからということで、時間は短いけれども、働いているけれども、仕事を変わって収入が減るけれども、行かさなければお連れがなくなるということで、泣く泣く幼稚園へ行かさざるをえない家庭があるわけです。教育長はそういう措置までいちいち現場でしている方じゃないから認識がないんだと思いますけど、そういう現状もあるんです。これは一べんよく調査して、予算委員会で再度おうかがいし、ご答弁いただくことにします。

税外負担の問題について、一定の努力はされていると認識しておりますけれども、計画的にこれらへの対処をして、さらに善処するというご答弁ですが、PTAの学校援護会というような性格じゃなしに、本来のPTA活動ができるように、ひとつ前向きで取り組んでいただきたい。この点確認をしておきたいと思います。これはお願いできますな。

○ 議長（坂上国治君） 次に福祉行政。

○ 市民部長（小林一三君） それでは福祉関係についてお答え申し上げます。

第1点の市民生活を守るための対策本部ですが、過般、対策本部が設置されましたけれども現在のところ具体的な活動はございません。今後、関係部局とも協議のうえ、諸施策等の行動に入る段階でございます。

第2点の福祉事務所の人員の件ですが、最近の事務量急増に対して、質量等勘案した試算を関係部局に提示して、現在、検討を願っており、できれば、本年4月1日からということで上司にもお願いしている段階でございます。

第3点の新園への保育の確保ですが、本年も、絶対的な確保は現在のところ至難でございます。数回にわたる募集によりまして、昨年度よりは補助保育依存率を低下できる見通しで進んでおります。

なお、補助保母の身分保障につきましては高校卒業して、保母の資格を受けるべく、保育しながら勉強しているこれらの方たちが、資格を取りましたならば、人事当局に所定の任用手続等をお願いしておるのが実態でございます。

乳幼児の把握ですが、流動的な現在の社会情勢の中で、常に毎月末とか、毎月初めとかいう把握は現在のところいたしておりません。本年度より考えております事務のコンピュータ化によりまして、地域別あるいは年令別の乳幼児実態把握をいたしまして、将来の保育所構想等の資料としていきたい考えでございますので、ご了承のほどお願いしたいと存じます。

○ 16番(横田憲治郎君) 生活対策本部は具体的な活動をしていない。おざなりにつくってあるだけだという解釈をせざるをえない。実際問題として、むずかしい問題があることはわかりますけれども、具体的に能動的な活動が何らできないのかどうか。たとえば商品低下のチェックであるとか、品不足のときにはその状況を把握して市民に周知するとか、能動的な活動が主体的にできないことはないと思うんです。看板かけて形だけはつくってるけれども、何もしとれへん。これじゃ何のための対策本部かわからんのじゃないですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 昨日、直村議員さんにお答え申し上げた通り、昨年の暮れから、和泉市内にある製造業者に積極的に呼びかけまして、しょうゆ、メリケン粉等の緊急配給をやりました。現在、物は多少余って、値段のほうが問題になっておりますので、商工課を窓口として府とも十分連携をとりながら、物価安定について積極的な行政指導を行なっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 18番(横田憲治郎君) それだけでなく、定期的な消費モニターといいますが、消費生活に資する資料の提供等、能動的で中身のある活動を要望して終わります。

次、お願いいたします。

○ 議長(坂上国治君) 衛生問題。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 5点についてご説明申し上げます。

第1点の下水汚濁は場当たり施策じゃないかというご指摘は、前回は受けたわけでございますが、定期的な処理となると、土木課との関連もでございます。現在、市民の要望があれば出している現状ですが、今後、土木課との連携を密にして、定期的処理体制を整えたいと思っておりますので、しばらくご猶予を願いたいと思います。

第2点の不燃焼物処理場所確保については、現在、町会長さんにご依頼申し上げまして、民家の密集しているところをお借りしております。間に合わなかった場合、付近から苦情が出ていることも事実でございます。今後、町会長のご協力を得、処理場所の確保について前向きに考えたいと思っております次第です。

第3点、日脳、インフルエンザ予防接種無料化でございますが、市によりましては、無料化の方向付けをしておるところもあることは事実でございます。和泉市といたしましては、無料化となりますと相当な資金が必要ですので、財政当局でも十分検討いただき、今後、その方向に前進したいという考えを持っておりますので、いましばらくご猶予願いたいと思っております。

それから巡回ができないかということですが、予防接種年間日程表という桃色の用紙を各家庭に配布しております。われわれは、医師居宅でなくて、巡回できるようにしたいんですけども、いまのところどうしてもインフルエンザだけは医師居宅にしなければいけないような日程表になっております。これは和泉市の医師の不足もあるわけで、この点ご了解願いたいと思っております。

5点目は種痘ワクチン確保の問題ですが、昨年、病原体の関係でインフルエンザのほうも立ち遅れ、種痘のほうも品不足で一カ月ほど遅れましたのは事実でございます。現在、種痘につきましては、ワクチンが確保できましたので、2月25日から実施いたしておる現状でございます。

以上、簡単でございますが、回答とさせていただきます。

- 16番(横田憲治郎君) 1点だけ市長、助役に確認しておきたいんですが、福祉事務所の機能ですけれども、部長から、4月1日から充実した状態で発足したいという希望的な答えがありました。その裏付けとしての人的配置が保障されるのかどうか、確認をいただいております。

それと、下水清掃ですが、衛生、建設の縄張りといいますか、セクションがあることはよくわかりますけれども、市民から見れば同じ行政ですし、市役所の仕事に違いないんですから、いつまでも場当たりの措置じゃなしに、定期的措置をお願いしたい。建設部長もいるわけですから、おうかがいをしておきたいと思っております。

それと、医師会とのタイアップがはなはだ弱体であると指摘申し上げたいわけですが、この点は予算委員会で具体的に申し上げます。

それから、インフルエンザ、日脳の無料化に積極的に取り組む用意があるかどうか、確認の意味を含めて市長、助役におうかがいしておきます。

細かいことですが、予防接種の日程表、間違ってますよ。間違わんようにしてやって下さい。種痘ワクチンが不足で、変更するやもしれん。また日程も間違っているということで二重で混乱をしておった市民さんがいる。大げさなようですけども、大事な問題ですので、申し上げておきます。

いまの点、市長と部長から答弁願います。

- 助役(辻 忠夫君) 私から人員等のことにつきまして回答申し上げます。

社会児童課、福祉関係の人員が少ないということですが、各部各課の実情を調べますと、人口増による行政需要増で、どこも満足な人員配置ではございません。4月から新職員が若干入って参りますので、それをできるだけ公平に配分をいたしたいと存じております。特に社会児童課では、これだけ保育所の数がふえ、保母がふえ、園児がふえておりますので、現状の機構

ではいけない。社会児童課のうち、保育所関係を何とか機構改革して、もう少しなめらかに運営できるように改善をしていきたいと考えております。

インフルエンザ、その他、乳幼児に対する注射を無料で行うことはまことに結構ですが、やはり財源が必要でございますので、関係部課長とも十分検討し、他市の状況も十分調査のうえ方途を考えていきたいと存じております。

- 16番（横田憲治郎君） 意見だけ言っておきます。

財源確保の問題は、昨日来、各議員から出ておりますので、私から質問しませんけれども、これといって前向きな事業のできない貧弱財政の中で、せめて市民部、衛生部等、市民サービス窓口部門の充実に取り組んでいただきたい。それをすればあとはどうでもええというわけではないし、市民部だけが不足していてあとは余っておるとも言っておりません。各部とも不足していることはよく認識しております。担当助役として現場の状況を的確に把握していただいて、できるだけよい方向に対処されますことを強く望んでおきます。

下水について答弁願います。

- 建設部長（中塚 白君） 下水清掃の件ですが、先ほど産衛部長から答弁申し上げましたように、私のほうとの協議は十分にたしておるつもりでございます。しかし、たまさか誤解を招く点もあるやに私も感じておりますので、なお一そう両部で協議し、縄張り争いのないような措置を講じたいと存じております。現在までも協議してやっておるのですが、ときたま、小さい問題をめぐってそういうこともあるかと思っておりますので、今後、なお一そう協議を綿密にいたしまして、支障のないようにしたいと存じております。

以上です。

- 議長（坂上国治君） 次は医療問題の答弁。
- 病院事務局長次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

産婦人科の設置の具体策と長期総会計画との兼ね合いを明らかにせよというご質問でございます。

私どもの基本的な考え方といたしましては、この際、昭和60年、人口20万人の和泉市を見越しました基本整備構想をまず確立しなければならないと考えております。その第一次整備計画の中に、産婦人科の設置を最優先事項として取り上げたいと考えておるわけでございます。

現在のところ、マスタープランの作成を鋭意急いでいるわけでございますが、この進行いかんによっては、場合によっては、緊急な対策も必要になるかと存じます。やはり、かなりの大きな工事量でございますから、努めて計画的な問題処理を図りたいと存じておるわけでございます。

いずれにしましても、近い時期にどうしても着手しなければならないと考えておりますが、産婦人科のみを取り上げてもお産の施設、育児の施設、そういった入院施設が中心になるわけでございます。それと合わせまして、現在の120床を、当面昭和50年度まで持ちこたえうる規模にしなければならないと考えておりますが、工事あるいは看護婦や産婆さん等の看

設要員確保にどうしてもある一定の期間を要することになりますので、相なるべくは計画的な進行を図っていきたくて考えておるわけでございます。

いずれにしましても、今後、努めて積極的に病院委員会に具体案を提示申し上げまして、実質的なご審議をわずらわしいと考えておるわけでございます。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) お答え申し上げます。

緊急医療対策につきましていろいろと市民さんからのご要望があることは事実でございます。適日も医師会の会長さんが見えられましたので、市長、助役から、休日診療の問題でのご要望申し上げたんですが、いま、病院の次長が申し上げた通り、この緊急医療体制につきましては、市立病院が果してそれだけできるかという問題もございます。医師会では、第1次診療よりも第2次診療の問題を取り上げておりますので、十分協議しましたうえで、前向きに検討したいということでございますので、ご了承願いたいと思います。

- 16番(横田憲治郎君) 12月市会であったと記憶しているんですが、竹内事務局長からの答弁では、長期総合計画における緊急課題としての産科、婦人科の設置は、49年度積極的に取り組んで、当初に間に合わないかしらなけれども、年度途中において何とか確保したいあるいはその機能を設置したいと、本会議場で明確にお答えいただいております。いまの平野次長の答弁はそれと相反する。この点についての見解を明確にさせていただきたいと思えます。

救急医療体制については、いろいろむづかしい問題があることは理解しておりますので、鋭意前向きに努力され、早急に具体的に解決されるよう、あるいはまた充実されるように要望しておきます。

- 病院事務局次長(平野誠蔵君) 12月市会での局長の答弁とただ今の私の答弁と、結果的に意思としては同様に、49年度の早期に、なるべくはマスタープランの一環としての計画的な第1次整備で行ないたいと申し上げておるわけでございます。万一、このプランの進行が現実的な解決に役に立たないというはめになりますれば、もちろん、緊急課題としての現実的な処理を講じなければならぬというご説明を申し上げたつもりでございます。原則的な考え方は、大きな投資になりますので、あとから継ぎ足し継ぎ足しというふうなご批判をこうむらないよう、緊急的な課題も含めて、この際計画的な整備をしたい。万一、それがテンポに合わないとなりましたら、お説のような緊急対策も考えなきゃならないと考えているわけでございまして、結論的には同じことになろうかと私は存ずるわけでございます。

- 16番(横田憲治郎君) ごまかしだと思ふんですよ。それじゃ、平野次長のことばを信じるならば、いつを起点としてテンポが合う、合わないということを判断するんですか。いつまで

に長期総合計画を実施に移せるということであればその中に組み込む、いつからであれば、それまで待っておられるので緊急措置としてやる、その具体的な起点をいつに置くんですか。

○ 病院事務局長次長（平野誠蔵君） 私が具体的な論議を避けておりますのは、病院委員会もあらせられますし、議会もいらっしゃいますので、われわれの目標としては、まず6月までにマスタープランの全容と第1次の整備構想を病院特別委員会のご審議の中でご判断願うべきじゃないかと考えておるわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 私はね、医療行政を預る立場の理事者の皆さん方が、主体性を持って本市の医療行政の充実を期すために、医療需要増大の中で、まずは産婦人科を早期に設置しなければならない。それに向かって熱烈なる努力をしたいという背景なり、土台の中で、竹内事務局長の答弁も掌握しているわけです。その論理を後退させるような、理論をもて遊ぶような話は私、いつまでもしたくありませんので、百歩譲っても結構ですけれども、やはり、執行権者としての理事者皆さん方の主体性を発揮してもらわなければならない。委員会があるといっても、委員会よりも本会議のほうが上位です。本会議の附属機関なんですからね。委員会にかけてないから、本会議で言えないというようなことはないと思うんです。

最後に市長、助役から答弁いただきたいんですが、理事者としては、議員さんの意向で、ほんなら確て増します、いや、もうこれはマスタープランに組み込んで、遅れてもかめへん、やったらよらしいというふうな判断に委ねようという形をとるのか。あくまでも、産科、婦人科は緊急の措置として何とかしなければならないという、いままでの要望あるいは理事者の態度から、本年度途中でほしいという努力目標を設定しているのかどうか。また、してないとするならば、しないのかどうか。その辺の決意のほどをうかがって、この問題はケリつけておきたいと思います。あとはまた、予算委員会の場に委ねたいと思いますから。

○ 助役（辻 忠夫君） 産婦人科の設置につきましては、厚生省は49年度新築増設等のヒアリングを6月にやりますので、その時点では、当和泉市の病院についていかほどのものが建設許可になるかという目途がつくわけです。それで、先ほど次長は6月と申し上げたんですが、市長としては、前にも直接言われましたように、何はともあれ産婦人科をなるべく早い時期に増設したいという考えを現時点でも何ら変えておられません。院長も適当な産婦人科医を折衝し続けてくれておりますので、担当医ができた時点で、年度中途でも、改築をしてでも急いで産婦人科を設置したいという考えでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） さらに確認になりますけれども、それは医療行政の抜本的措置としての病院設立へのマスタープランという中で消化しようとするのか。すりかえられたらいいませんので、バカ念でしょうけど、やっぱり確認するところではとかなといかんでさしても

らうんですけども、救急の措置として、マスタープランはマスタープランとして、その中で医療需要にこたえるために対処する。そのように確認してもらいましょう。よろしくお願いします。

- 助役(辻 忠夫君) もちろんマスタープランには産婦人科を入れております。この間菊地教授をお願いした中にも、内科、外科と同様、産婦人科も入れております。6月に、和泉市はこういうふうにしたらどうかという話が厚生省との間で煮詰まりましても、その病院を活用するのは、早くて3年後でないか。3年間、産婦人科なしではいけませんので、人ができましたら、年度途中でも産婦人科を新設いたしたいと思っております。

- 16番(横田憲治郎君) わかりました。最後に市長に意見と要望だけして終わります。産業医科大学をあてにして、本腰入れとらなんだとはっきり言える。かりに、自治体行政の中で100%を負うということでないにしても、やはり公立病院への依存度が高いわけです。医療費の値上げ、悪化する経済事情の中で、健康を守っていくためには、早期治療が必要です。そのためには、気やすく安心して診てもらえるところを切望している。これが市民の偽らざる心情でありますので、これに向かって本気で熱を入れて取り組んでいただくことを期待しお願いして、終わります。

議長、ありがとうございました。

- 議長(坂上国治君) 以上をもちまして、一般並びに総括質問は全部終了いたしました。この際お諮りいたします。日程第1「青年学級開設についてより日程第17「昭和49年度和泉市病院事業会計予算」までを、予算特別委員会を設置し、同委員会に付託のうえ、十分ご審議を賜りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

特別委員の選任については、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようですので、昭和49年度予算特別委員の氏名を次長をして報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) それでは予算特別委員の氏名をご報告申し上げます。敬称は略させていただきます。

竹下義章議員	柏 青三郎議員	田中包治議員
吉川伊与一議員	三井正光議員	中塚辰之助議員

藤原利一議員

横田憲治郎議員

松尾千代一議員

寺田 茂議員

貝淵博治議員

勝部津喜枝議員

竹内修一議員

以上13名です。

- 議長（坂上國治君） 以上、特別委員の皆さんには、お疲れのところ、また、ご多忙中まことにご苦勞でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

○

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決めます。

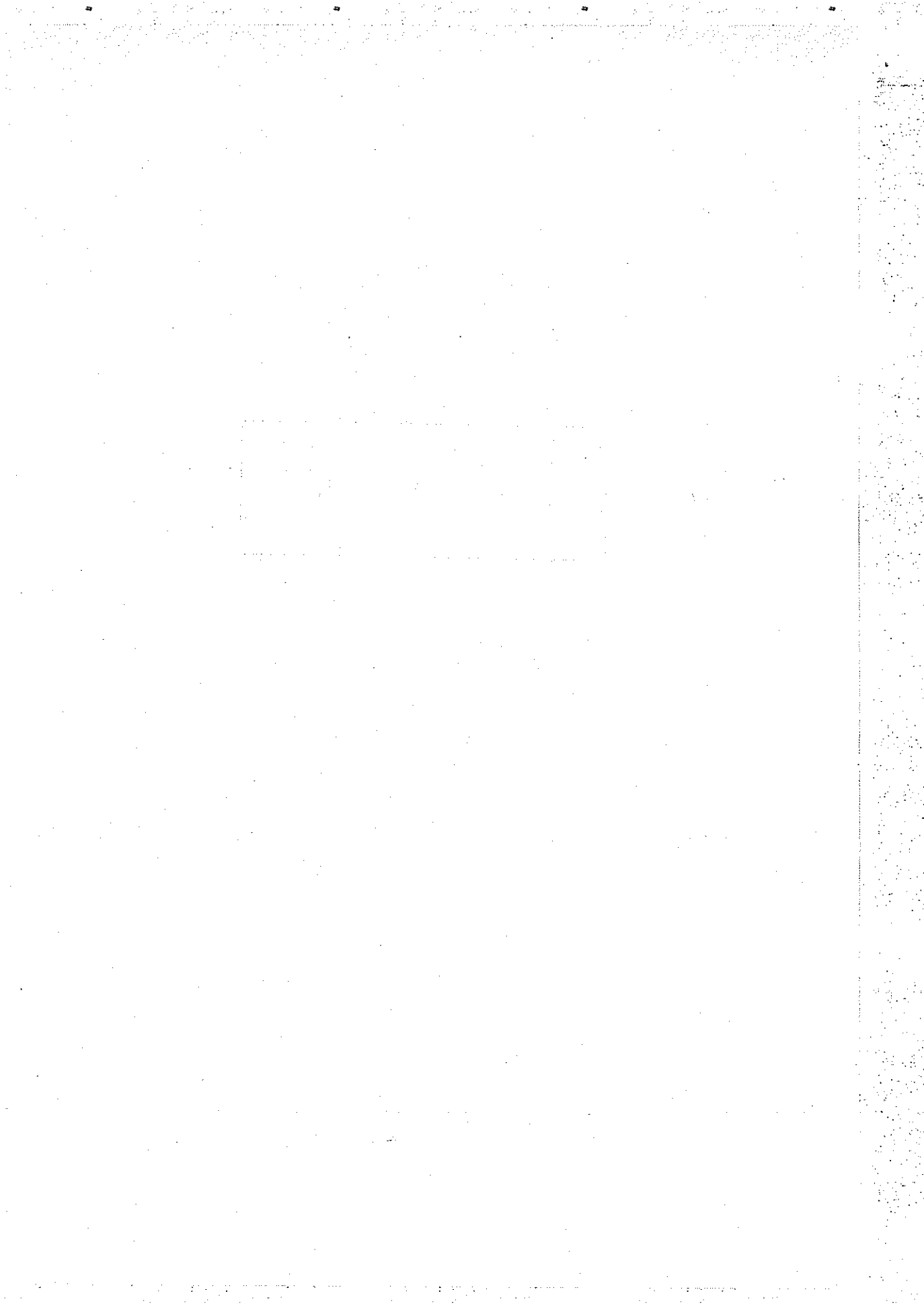
なお、明日から17日までを休会とし、18日は47年度決算の認定及び議案の審議を行ないますので、定刻にご参集賜りますようお願い申し上げます。

連日にわたり長時間まことにありがとうございました。

（午後2時45分散会）



第 4 日



昭和49年3月18日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	粕音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

9番 出原武司君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	保健衛生課長	大宅清臣
助役 兼水道部長事務取扱	辻忠夫	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
助役	藤田利	交通公署課長	吉田利秀
収入役	橋本炳	計画課長	大浦行雄
総務部長	坂口礼之助	土木課長	中尾宏

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 民 部 長	小 林 一 三	建 築 課 参 事	中 上 好 美
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	区 画 整 理 事 務 所 長	中 西 淳 富
建 築 部 長	中 塚 白	開 発 課 長	白 川 保
病 院 長	岩 崎 峭	地 区 改 良 事 務 所 長	逢 野 一 郎
病 院 事 務 局 長	竹 内 潔	会 計 課 長	片 桐 武 雄
消 防 長	和 田 増 義	營 養 課 長	高 橋 新 平
総 務 部 理 事 ( 財 務 担 当 )	庄 司 清	工 務 課 長	福 本 喬 久
総 務 部 次 長 兼 市 民 税 課 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	浄 水 課 長	岸 田 孝 二
同 和 対 策 部 次 長 兼 推 進 調 整 課 長 事 務 取 扱	森 保	経 理 課 長	守 田 勇
市 民 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長 事 務 取 扱	山 本 武 雄	業 務 課 長	藤 原 光 夫
福 祉 事 務 所 長 兼 社 会 児 童 課 長	内 田 繁	消 防 次 長 兼 署 長	南 口 主 雄
産 業 衛 生 部 次 長 兼 農 林 課 長 事 務 取 扱	山 本 俊 兼	監 査 委 員	堀 田 徳 治
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	林 徳 次	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
水 道 部 次 長	田 中 稔	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 蔵	選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	教 育 長	葛 城 宗 一
人 事 課 長	門 林 六 男	教 育 次 長	阪 東 重 信
財 政 課 長	北 野 敦 雄	"	乾 武 俊

職 名	氏 名	職 名	氏 名
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	総 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂
納 税 課 長	吉 田 種 義	学 校 教 育 課 長	坂 口 雄 一
庶 務 課 参 事 ( 広 報 担 当 )	竹 田 明 郎	指 導 課 長	吉 美 豊
隣 保 館 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎
推 進 調 整 課 長	生 田 稔	学 校 教 育 課 参 事	角 谷 泰 夫
"	浅 井 隆 介	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 村 吉 麿
"	富 田 宏 之	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長 兼 用 地 担 当 理 事	西 川 武 雄
市 民 課 長 補 佐	北 野 喜 平	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長 兼 用 地 第 1 課 長	吉 岡 昭 男
福 祉 課 長	山 村 昇	土 地 開 発 公 社 総 務 課 長 兼 用 地 担 当 参 事	藤 原 永 一
商 工 課 長	岩 井 益 一	土 地 開 発 公 社 用 地 第 2 課 長	宮 本 福 秀
農 林 課 参 事	青 木 太 郎		

○  
 本会の議事を速記法により、速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	井 谷 義 雄
事 務 局 次 長	北 野 丈 夫
調 査 係 長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月18日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	認定第3号	昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について(決算特別委員長報告)	
2	監査報告第1号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年11月分)	1頁
3	監査報告第2号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年11月分)	6
4	監査報告第3号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和48年11月分)	12
5	監査報告第4号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和48年12月分)	17
6	監査報告第5号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和48年12月分)	22
7	監査報告第6号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和48年12月分)	28
8	監査報告第7号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和49年1月分)	33
9	監査報告第8号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和49年1月分)	38
10	監査報告第9号	例月出納検査の結果報告について (市立病院企業出納員扱昭和49年1月分)	44
11	議案第18号	財産取得について(市立鶴山台南小学校校舎)	別冊
12	議案第19号	教育委員会委員の任命について	//
13	議案第22号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第6号)	33
14	議案第23号	昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第2号)	103
15	議案第20号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算 (第4号)	1
16	議案第21号	昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算 (第2号)	17

(午前10時44分開議)

○ 議長(坂上國治君) おはようございます。議員の皆さん方には公私何かと多忙の中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは15名でございます。出原議員さんから欠席の届け出が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、15名でございます。

開 議

○ 議長(坂上國治君) まだ今の報告通り、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(坂上國治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、ご了承を賜りたく存じます。

それではこれより議案審議に入ります。日程第1「昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会付託となっておりますので、審査の結果報告を藤原要馬委員長にお願いをいたします。

(決算特別委員長報告)

○ 決算特別委員長(藤原要馬君)

昭和48年12月、第4回定例会におきまして、昭和47年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算特別委員会に付託となり、熱心かつ慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要をとりまとめ、ご報告いたします。

第1日目の委員会は、2月4日に招集され、正副委員長の互選が行われ、委員長に不肖私、副委員長に金沢勝氏が選任されまして、審査の日程を決め、その日は終わりました。

第2日目は、翌5日に午前10時、時間厳守で市長以下、全課長以上の出席を求め、一般会計の歳出より歳入を追って審査に入ったのであります。

まず議会費よりその内容を申し上げます。

職員手当ですが、49,000円を流用して1,154,000円の不用額が出ている。こういうケースは各課においても共通することであるが、当初予算を査定し、3回ないし4回追加予算

を組み、最終に更正をしながら不用額を出すのはおかしいではないか、会計法規上の問題ですので答弁願いたい。これに対して流用しながら、流用した以上の不用額が生じているということは、予算執行上適正な流用ではなく、特に予備費の流用については、慎重を期して参りない旨の回答があり、終わりました。

次に総務費の第1点は、非常勤嘱託報酬というのが各所に出てくるが、嘱託員は何課に何名か、隣保館の分も含めて説明願いたい。

また、交通傷害保険料の不用額が、かなり大きな額が黒字となっているが、これはもうけ過ぎではないかという気もするので説明願いたい旨の質問があり、これに対しましては、非常勤嘱託の人数につきましては、再々、議会でも申し上げているわけですが、総務部関係で出ているのは、同対部と隣保館だけで8名と、衛生課1名、市民税課1名、庶務課で1名、市民課で1名あるとの回答がありました。

交通傷害保険料の不用額については、昭和47年度当初に保険加入者を人口の1割と見て予算計上したのであるが、いろいろな事情で、実質加入は、5.7パーセントで6,129人の加入となり、加入率の少ない点申し訳なく思っているが、この会計では黒字、赤字ということではなく、3,210,000円の保険料を払っているわけで、保険会社に支払ったのは、17,544円を保険料として支払い、件数で54件となり、1,456,000円の赤字となっているが、この中に保険会社としては、印刷物、事務費、保険料というものを出しているので、もう少し減額となるという回答がありました。

第2点目は、同和対策費の中で、和泉支部の運営費と助成金について、具体的に違いはどのようになっているのか。支部の助成金が1,890,000余円であって、その他運営費5,260,000円は、市同対部職員の給料及び運営費ということなのか、との質問がありました。

これについては、同和対策費の中で17,159,373円とあるのは、1,891,800円が支部助成金で、それ以外の金5,260,000円というのは、同対部の主管する経費であり、職員の給与は人事課で一括して組んでおりますが、それ以外の報酬、共済関係あるいは旅費、需用費等である旨の回答がありましたが、再度、支部助成金の中で事務費は幾らで、事務員は何人いるのか、との質問に対し、人数云々ということではなく、事務経費として使った事務費であり、事務員の給料は含んでなく、支部の事務局費と活動費というのが入っており、職員につきましては、同和部管轄で地域対策としての市の責任において行なう分野で、非常勤嘱託がかり活用している。支部助成の中で、人件費は支部活動の中で支払っているわけで、非常勤嘱託は、市職員として部落解放のため地域でやっていたであり、その報酬として非常勤嘱託費を計上している。事務員の給料というよりも、支部活動で各種大会に参加する費用である旨の回答が



ありましたが、本件について、長時間質疑が交されたが、各委員からも、予算ではなく決算であり、使ったことがはっきりしているのであるから、49年度予算では、明解にさせていただくよう強く意見、要望がありました。

そのほか2～3質問がありましたが、それぞれ回答を得て総務費を終わりました。

次に民生費の第1点は、老人福祉負担金5,548,000円と、同和地区老人見舞金5,752,000円、同和地区入浴補助1,515,000円出しており、それぞれ老人関係補助あるいは対策だと思いが、これは何歳からで、何名に出されているのか、との質問があり、これに対しては、老人福祉負担金は、同和対策として、老人に対する日帰り及び1泊研修に要した費用の総額であり、市が観光会社に支払っている。

同和地区老人入浴扶助で1人1ヶ月20枚、1枚15円で、府の助成もあり、47年から実施している。

同和地区老人見舞金については、市の要綱に基づき、60才以上の老人に対し夏は5,000円、年末は8,000円支払っており、対象者は夏は429人、年末は385人と減っておりますのは、生活保護家庭、身体障害者というようにダブル場合は、片方を6掛けすることになっているので、操作の関係で約30数名の差が出るということになるとの回答でありました。

第2点目は、幸保育園警備委託料7,440,000円出ているが、これほどの保育園でもこういう委託料が組まれているのか、との質問がありました。

本件につきましては、住み込みの用務員が急病で亡くなったので、その後任者を探す間、警備会社に夜間警備を委託した臨時措置である旨の回答がありました。

そのほか数点質問がありましたが、それぞれ回答を得て、民生費を終わりました。

次に衛生費につきましては、塵芥処理業者委託料と、同和地区清掃特別対策し尿処理委託料の相違と関係性並びにし尿処理という中にごみ処理も含まれているのかどうか。また、水道事業高料金対策補助金というのは、どういう形でどこへ出しているのか、との質問に対しまして、同和地区の清掃特別対策し尿処理委託料については、し尿関係のみをあげており、塵芥処理委託料については、全地域をあげている。このように区分したのは、府の同促等の貸付金あるいは起債の問題等もありまして、予算上明確にしるものである。

水道事業高料金対策の補助金2,000万円は、水道事業会計へ繰出金として支出している旨回答がありました。

第2点は、し尿汲み取りをいつの時点で全市を実施するのか見解をお聞かせ願いたい。

また観音寺の旧火葬場跡の処理について、非常に高い金で渡しているそうであるか、喜んでもらっている人と、悪いところが当たって困っている人があるが、その点どのようにあと始末を

やっているのか。

駅前の公衆便所について、その後の報告はないが、どういうふうに進めていくのか。

泉北環境の分担金ですが、27,400,000円の和泉市の未納金ということで、過日の泉北環境議会で不名誉なことを知った。鶴山台関係で公団からもらうべきものを、そのまま泉北環境整備組合に入っている点について明解に願いたいとの質問がありました。

全地域の月2回の汲み取りの要望は、再三再四、議会でご指摘を受けているわけであるが、予算的な問題があり検討中で、直ちに実施することには、まだ踏み切れないが、その方向に努力したい。

観音寺の旧火葬場跡地の分譲については、最近の地価の高騰で付近地の売買実例を参考にしたいわけではないが、造成費、今後の維持管理費等を合わせ、大体の地価の70%から80%の価額で分譲した。

なお、分譲地の悪い場所というのは、煙突跡と思うが、市の方で処理するようにしており、時間的に間に合わないということであれば、まだ、えい地も残っているので、話し合って交換するというような方向に持っていきたい。

駅前公衆便所につきましては進展せずまことに申し訳ないが、過半、管理局の部長と会い、実情をみる説明をし、公衆便所をつくることに協力をお願いした結果、部長も実情はよくわかったから、できるように最善の努力をするという答えをもらっているので、国鉄のほうから協力してもらうことによってできるものであると考えている旨答弁がありました。

泉北環境の分担金の問題について、高石市長に会って、決算書の作成そのものが、和泉市が支払いをせず未納となっているということを強く申し上げ、これの是正方を要請しており、そのとき高石市長は、この処置について、事務的に事務局のほうで検討しますということであったので、早急に処理をしてくれるよう申し入れ、強力で折衝しているので、その点ご心配かけないよういたしますから、今しばらくお待ち願いたい旨の回答がありました。本件については、特に重要な問題であり、長時間にわたり質疑が交されたのでありますが、出向の議員さんもおられますので、理事者ともども阪本局長を呼び、この問題を質し、早急に交渉に当たってもらい、善処していただくこととして、終わりました。

次に、労働費、農林水産業費、商工費については、別になく、終わりました。

次に、土木費の第1点目は、改良住宅は、地区改良のための住宅だという規定付けから312戸建設されているのであるが、当然、この住宅に入る方は、道路、施設用地にかかると入居するということであるが、入る方が少なく空室ができた場合どういふ措置をとるのが、との質問があり、これについては、改良住宅の入居者は、現時点で対象者はありませんが、まだ1号

線の着工をしていないので、事業の進展にあると考えており、200名以上の方を対象に説明会を行なっている。入居希望があるならば、入居を図っていきたい。空室のできた場合の対策については、これはあくまでも全地域を改良していく中で、対象者を徐々に入居させていきたい旨の回答がありました。

第2点は、黒石山の計画、測定の委託料が出ているが、黒石山をどのように測定したのか、目的等を説明願いたい。また、現場監督委託料というのは、一体どういう性格のものか、との質問があり、これについては、黒石山の開発基本計画を立てた目的は、当初、近畿大学の医学部が新設されるという話を聞き、その受け入れ体制として、当然、基本計画を策定しておくほうが、より誘致によい条件になるだろうという判断で執行させていただきその後、48年2月に労働省のほうから産業医科大学の設立の構想があるということで、同じ医科大学の規模であったので、そのまま計画を準用して労働省のほうに提出したが、産業医大については、いろいろ議員さん各位のお力添えをいただいたが、力及ばず、北九州市のほうに決定した。非常に残念に思うが、今後とも市民の喜ばれる誘致施設について、市長以下全力を上げて行ないたい旨の回答があり、現場監督委託料については、現在、建設中の住宅10階建の監督であり、膨大な、また、技術を要する事業で、市の職員では十分な管理監督ができないという観点から、設計事務所へ委託をし、専門的な指導に当たっており、この管理委託料である。との回答があり、土木費を終わりました。

次の消防費については別になく、教育費について申し上げます。

第1点は、幸小学校の林間学校補助金137,700余円出ているが、この人数と、どのように支出されたのか。

また、高校誘致についての現在の状況をお聞きしたい。

これについては、林間学校の補助金は、幸小学校が高野山で林間学校を開設しており、その際の要保護家庭、準保護家庭について、同時に参加できるようにという措置から、約50名に対し補助したもので、同和対策の関連で処置したものである、との回答がありましたが、再度、和泉市の施策からいくと、必ず解放同盟もしくは、教育を守る会に入っている人に補助する立て前になっていると思うが、そういう措置の仕方をしているか、との質問があり、これについては、林間学会あるいは体育祭とか、そういうふうなものは、学習活動の一環としての学校行事というふうに考えており、就学金等については、一人一人の児童生徒が学習するうえでの必要を経費と性格が若干違うというふうに解釈しており、学校に対する助成という形をとっている旨の回答がありました。

高校誘致については、ご承知の和泉警察の裏に、公簿面積約8,000坪で買収の計画を進め、

あと権利者1人だけ現在交渉中という状況で、普通高校である旨の回答があり、教育費を終わりました。

次の公債費、予備費、災害復旧費、諸支出金については別になく歳出を終わり、引き続き歳入を一括して審査いたしました。

第1点目は、市税で7,156,000余円不納欠損額として落とされているが、48年度において徴収している額は幾らか。正直者はバカを見ないように落とし方をしてほしい。督促状を出したら時効中断にならんのかという旨の質問があり、これについては、滞納額80,000,000円の中で収入済額41,000,000円で、その中の7,156,000余円であり、古い分から徴収していくように指導している。

督促状を出しても時効中断にはならないと考えており、地方税法18条の場合、5年で消滅時効になるわけであるが、時効中断をする場合は、差し押さえするか、あるいは分納誓約によって時効中断ができるかと解釈している旨の回答がありました。

第2点目は、国庫支出金の収入未済額約60,000,000,000円と、府支出金で約420,000,000,000円出ているが、その理由と、国庫支出金が各項目で出ているが、児童福祉法に基づくもので、施行令で決められた補助率により完全にもらえるのか。保育所での時間外保育については、補助の対象とならないと思っているがどうか。同和地区に対する費用は施行令で3分の2ということになっているが、和泉市の実態はどのようになっているのか、という質問があり、これについては、国庫支出金、府支出金の収入未済額は大きく出ているが、47年度から48年度に約1,500,000,000,000余りの予算繰り越しをしている関係で、国庫、府補助あるいは起債等に大きく出ているわけで了承願いたい。

各種補助金については、建設費の場合は2分の1、ただし、補助基本額という基準があって、実際の建設単価と相違が生じ、超過負担の解消を申し入れているのであるが、その補てんのために府の補助金が特別に交付されている。管理運営費は十分の8もっている。

時間外保育に対する国庫補助はなく、府から時間外保育あるいは同和地域に対する長時間保育ということについての補助はもっている旨の回答がありました。

第3点目は、先にも質問があった国、府の支出金の収入未済額は、48年度に繰り越しとなった説明を受けたが、これは確実に入るのか。また、国、府の支出金の中で各費目が出ているが、国、府の補助金は何割くらい入っているのか。

国有地の施設提供助成金は他市より少ないのではないかと、市の考え方を聞きたい、などの質問がありました。国、府補助金の多額に上る歳入欠陥については、48年度に入るよう努力したい。現在、国、府から補助金はどのくらいもっているのか、との質問については、大体50

%から55%程度である。

国有地提共施設の助成金については、面積約700,000坪で、47年度は1坪当たり17円程度の交付金となっており、48年度は1坪当たり約21円程度と確定しているが、非常に低いことから、過日も関係省庁にも陳情しており、増額に力を入れていきたい旨の回答がありました。

次に、第4点目は、地方交付税の当初予算額から見て約5,900,000,000円が増加となり、この中味は特別交付税約100,000,000円ということであるが、この中に同和関係分として幾ら含まれているか。

固定資産税の未収額が20,000,000円、都市計画税の未収19,000,000円あがっているが、固定資産税のほうが都市計画税よりもっと金額が大きいというのは常識であるが、どういう理由なのか。

また、ガス管、電柱敷占用料及び道路占用料についてですが、電柱何本で幾らになるのか、との質問がありました。

これについては、固定資産税の徴収率は96.3%、都市計画税については79.9%となっており、調整区域には納税組合が多く、未調整区域には、組合が少ないというのが原因である、との回答がありました。

ガス管、電柱の占用料については、電柱は2,900本で、料金は現行360円徴収しているが、安いということで、阪南7市の関係者が寄り協議をかさね、500円を目途に条例改正し、近く議会に改正案を上程したい。ガスの占用については、昭和30年に旧和泉町当時、ガス占用について協定しており、昭和50年12月に契約が切れる。これについては、阪南各市が、年度は少し変わるが、協定してやっていく旨の回答がありました。

その他か数点にわたり質疑が繰り返されたのであるが、それぞれ回答を得て了とし、一般会計の歳入、歳出の審査が終わりましたので、本決算を認定すべく諮りましたところ、次のような反対意見がありました。

全般を通じて、吊り合いの取れた予算執行にはなっていない。例えば泉北環境関係についても、決算日まですべて解決すべき市の理事者が、責任を回避し相談中という点。また、和泉市の財政危機に歯止めがなく、実際問題として住宅費が繰り越され、当初の計画が実情に合わない状態。さらに将来に対する財政圧迫に対する財源確保の努力が足りない点などがあげられ、本決算については賛成できない。

以上のような反対意見がありましたので、採決をいたしました結果、賛成多数で昭和47年度の一般会計決算を認定することに決した次第であります。

引き続きまして、国保特別会計決算について申し上げます。

第1点は、保険料は2年前の所得により割り当てられるため、2年後の収入状況、生活が変わり払いきれない者が相当数あったり、入院することによって保険に入り、退院すれば掛け切れず行く方不明になったり、生活保護を受けるというような状態ができ、不納欠損が出るはずなのに1つもなく、未収入として残っている。この点何らかの形で収入される見通しがあるのか、不納欠損のない理由を聞きたい旨の質問に対し、本会計は、昭和40年度から徴収不能と思われる分は確かに残っており、現在、徴収担当のほうで厳密に滞納繰り越しの中から、転出あるいは住所不明、生活保護世帯等、徴収不能であるという細かな実態を分析しており、現在、745件程捨上げており、48年度において、そういった徴収報告、実態資料を添付し、決裁が得られたならば不納欠損処分を致したい旨の回答がありました。

第2点目は、国保会計は非常に圧迫されてきていると思うが、未済額5,251,000.00円出ているが、48年度はどの程度解消されているか。

現在、保険料金の最高8,000.00円でかなり大きな額であるが、それでもやっていけないという場合には、市としては、値上げをしようとする腹なのか。という質問があり、これについては、収入未済額については、現年度で15,900,000.00円で徴収率94.2%滞納繰越額で、36,590,000.00円の収入未済額で、わずか10%弱の徴収率で悪いのであるが、総計して、83.2%となり、48年度は滞納繰越分については、先ほど申し上げた整理と相俟って90%台の徴収を目標として努力している。

次の保険料限度額の引き上げについては、本市の場合は、地方税法を準用しているので、法の改正等がない限り現時点では考えていない。

第3点目は、ご存知の徴収専務員当時、1カ月の徴収率により120,000円ぐらいから多い人で160,000円という手数料をもらっておったが、48年4月から組合の要請によって常勤職員になったため月収5~60,000円と減額なり、不平不満を聞いているわけですが、議員としても、市理事者にしても、市民サービス向上あるいは徴収率向上のために常勤職員にし、身分保障して成績を上げるべくしたのであると思うが、しかし、徴収のうえでは逆行されていることは事実であり、徴収率の向上にどのような態度で望むのかお聞きしたい。

これにつきましては、徴収専務員を常勤嘱託員にしたために、徴収の低下を来すということですが、納付組合の組織の育成と、各層協あるいは銀行振り込み可能な制度化をしており、昭和48年度は90%台を目標に取り組んでいる旨の回答がありました。

そのほか数点にわたり質問がありましたが、それぞれ回答を得て審査を終わり、本決算を認定すべく諮りましたところ、反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で、昭和47年度国民

健康保険事業特別会計決算を認定することに決しました。

引き続きまして、土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

この事業はいまだに進んでいない。地元住民の声を聞いて、少なくとも用買方式でいかに限りむずかしいのではないか。区画整理の予算を組んでから何年になるのか。その間の人件費等で幾ら使ったのか、との質問があり、これについては、本特別会計予算を組んだのは、昭和40年度からで、使用した額については、29,275,000円である旨の回答があり、終わりましたが、本件についても反対があり、採決をした結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

以上の通り、決算特別委員会に付託され、審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いをしまして、私の報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君） をだ今委員長より詳細なる報告が終わりました。

お諮りをいたします。本件につきましては、委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入りたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは討論に入ります。反対の方からお願いをします。

○ 20番（寺田茂君） 共産党議員団を代表いたします。47年度決算認定の委員長報告に對しまして反対し、その理由を述べます。

1点目といたしまして、歳入面で国庫支出金590,000,000円、また、府の支出金も、420,000,000円が未収となっており、これが最初に出ております。この未収入金は、事業ができなかったことが非常に大きな理由だと思っております。特にこの理由の中には、本市といたしますと、同和事業に係るものが大半であり、また、地元住民全体の一致が得られなかったというもので、ずさんな計画であったと思われる。

2点目といたしまして、国有提供施設所在の交付金が依然として低いわけです。特に自衛隊基地の存在は、市民にとって迷惑である。また、中でも、市長のこの和泉市にとって発展を阻害しているという言葉も聞きました。このような自衛隊問題について、交付金が低いことは絶対に認めるわけにはいかないということを中心とする主張するわけです。

3点目といたしまして、同和对策促進費の不用額7,500,000円となっております。これは決算書の63ページに載っております協議会の設置が謳われているが、46年度に組まれましたが、47年度については不執行に終わっている。また、その協議会はいまだにつくられていないという面で、民主的な措置がとられていないということをお申し上げます。

また、解放同盟に対する国庫補助及び事務費についても、不明瞭な扱いがされております。

また、先般の一般質問の中でも、今年の予算に対していろんな不十分な点が出ており、非常勤嘱託員の公私混同が見られるのは、適正に改めるべきであると思います。

また、福祉については、十分な手当がされてない。和泉市は、問題になっている生活保護2級地の中で、保育所の増設もなかなか進んでおられない。また、衛生行政についても、市民の期待になかなか応えられないという点が明白になっております。

それから、先ほどの委員長報告に出ておりましたが、泉北環境施設組合の分担金について、和泉市が27,400,000円の未納金の問題になったとき、市として、損害について、決算委員会の審議まで解決していなくて放置しているという、大きな理事者側の責任があります。この点について、理事者側は深く反省すべきであるということをおし上げます。

また、特別会計につきましては、水道、国、土地区画の整理について、市民本位の立場に立っていないということで、反対いたします。

以上、委員長報告に対する共産党の反対意見といたしまして、賛否の採決をお願いしたいというふうに思います。

○ 議長（坂上国治君） 次に、賛成の方のご意見をお願いいたします。

○ 1番（田中幸一君） 認定第3号、昭和47年度一般会計及び特別会計の決算の認定について、私は賛成の意見を表明したいと思います。

最近における行政に対する住民の要請は増加の一途をたどり、道路等の生活関連社会資本の整備を促進するとともに、教育、社会福祉、公害対策等、住民福祉の向上を図るための施策を推進することが強く期待されております。昭和47年度の財政の環境状態は、その前年の6月までは景気回復のまざしを示しておりましたが、8月には、米国の新経済政策の発表と、これに伴う円の変動相場制への移行により、経済環境の動揺の中であって、自主財源の乏しい本市にとって、常に厳しい情勢にあったことが推察されるわけであり、幸いにして、金融政策の緩和がなされ、依存財源等には若干有利になったものの、これに相関連して公共事業の増大を来し、必ずしも、財政運営が好転したとは言えないと思います。

しかしながら、このような財政環境の中であって、一般会計において約50,000,000円の黒字決算を見たことは、喜ばしいことと思います。

内容について簡単に触れて見ますと、歳出総額は6,690,000,000円、市民生活と最も関係の深い建設事業費には約3,000,000,000円を執行しており、これは歳出総額の40%を占めたもので、端的に申し上げまして、歳出の大半は投資的な経費に充当していると言えます。

予算の目的別に見ても、民生費及び教育費には2,600,000,000円を投入しており、住



民福祉、教育の振興に常に意を配し、財源の効率的な配分に努められたというところが認められます。

次に、歳入については、総額7,080,000,000円であり、これらのうち、市税等の自主財源は2,640,000,000円で全体の37%。これに対し国庫補助金等の依存財源は4,440,000,000円で、これは全体の63%を占めるものであります。この数字からしても、財源が乏しく、国、府の補助金、地方交付税及び起債等の導入について努力されたことが認められます。今後とも依存財源の確保については、理事者の一その努力を要請するものであります。

以上、一般会計の歳入歳出差し引き390,000,000円の形式上の黒字となり、諸般の事情により翌年度へ繰り越した事業費の財源346,000,000円を差し引き、純繰越額として約50,000,000円を見たことは、結構なことだと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げますと、最近の政府等における医療行政からして医療費が増嵩し、保険会計を圧迫していることは事実であります。一般会計からの繰入金4,000,000円をもって収支相償えたことは結構だと思います。しかしながら、今後の国保財政を思うときその悪化が予想されるので、適切な措置を講ぜられるようお願いいたします。

最後に、土地区画整理事業特別会計は、11,000,000円の赤字となっておりますが、この事業の進捗については、特に意を用いることを要望しておきます。

以上、各会計の決算について意見を申し述べましたが、理事者においてはますます研さんされ、健全均衡財政の維持に一段の努力をなされるようお願いし、昭和47年度の一般会計並びに特別会計の認定について賛成いたします。

○ 議長（坂上国治君） 以上で討論を終わります。

ただ今の通り、反対賛成のご意見がありましたので、採決を行ないたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようです。採決に入ります。それでは昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには、ご審議まことに苦勞さんでございました。

○ 議長（坂上国治君） 日程第2より日程第10までは、例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告が多数でございますので、表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

## 例月出納検査結果報告書

監査報告第1号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 堀田 徳 治

同 粕 音三郎

### 記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日
2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	3,313,574,924	△2,530,792 549,613,562	3,860,657,694	3,721,894,268	△393,615 634,451,696	
才 入 才 出 外 現 金	140,110,149	20,404,964	160,515,113	128,761,668	10,173,304	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	1,048,409,198	165,889,546	1,214,298,744	1,017,783,223	159,112,844	
府 税	250,379,264	36,779,362	287,158,626	206,793,875	43,533,838	
特 別 会 計	国民健康保険	472,371,664	△236,965 25,740,574	498,881,273	357,869,670	△120,989 70,945,718
	土地区画整理事業	1,036	0	1,036	11,960,224	20,780
合 計	5,224,846,235	△2,761,757 799,428,008	6,021,512,486	5,445,062,928	△514,604 918,238,180	
基 金	用品調達	6,944,608	975,092	7,919,700	6,485,991	1,000,000
	同資和金更貸生付	31,760,955	951,815	32,712,770	2,550,000	3,800
	財政調整					
	土地開発	71,880,676	0	71,880,676	6,610,333	0
合 計	110,586,239	1,926,907	112,513,146	15,646,324	1,008,800	

算 書

昭和48年11月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
4,355,952,349	△495,294,655	450,000,000	127,959,776	82,665,121	郵政より 350,000,000 泉州より 100,000,000
138,934,972	21,580,141			21,580,141	
1,176,896,067	37,402,677			37,402,677	
250,327,713	36,830,913			36,830,913	
428,694,399	70,186,874		△50,000,000	20,186,874	一般会計へ
11,981,004	△ 11,979,968		12,040,224	60,256	一般会計より
6,362,786,504	△341,274,018	450,000,000	90,000,000	198,725,982	
7,485,991	433,709			433,709	
2,558,800	30,153,970		△ 30,000,000	153,970	
6,610,333	65,270,343		△ 60,000,000	5,270,343	
16,655,124	95,858,022		△ 90,000,000	5,858,022	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	82,665,121	65,815,121		
特 別 会 計	国 保 事 業	20,186,874	19,586,874	
	土 地 区 画 事 業	6,0256	6,0256	
基 金	用 品 調 達	488,709	49,851	383,858
	同 資 和 更 生 付 金 貸 付	153,970	153,970	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	5,270,343	5,270,343	
特別才入才出外現金	840,90559	374,02677		
才入才出外現金	21,580,141	21,580,141		
府 税	368,30913	368,30913		
住 宅 敷 金	4,798,441	579,475		4,218,966
合 計	256,070,327	187,329,621	383,858	4,218,966

管 方 法

昭和48年11月30日現在(単位円)

記				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭	
			自動払(電話)	
	15,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
46,507,988	179,894			大阪公137 179,538 大阪24,223 361
46,507,988	15,179,894		2,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,031,082,000	1,224,163,321	△ 857,082 1,211,576,550
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地 方 交 付 税	1,221,343,000	903,656,000	304,246,000
分 担 金 及 負 担 金	231,956,000	244,384,006	7,037,600
使 用 料 及 手 数 料	63,103,000	30,760,907	△ 720,180 45,765,553
国 庫 支 出 金	2,304,914,000	255,238,365	29,741,000
府 支 出 金	1,358,202,000	57,555,654	340,926,87
財 産 収 入	247,704,000	36,191,268	8300
寄 附 金	220,949,000	61,119,437	13,960,000
繰 入 金	70,400,000	0	0
繰 越 金	394,619,000	395,074,733	0
諸 収 入	726,363,000	283,620,827	△ 953,530 34,693,267
市 債	1,992,889,000	1,900,000	0
自動車取得税交付金	70,950,000	23,066,000	0
交通安全対策特別交付金	11,611,000	11,611,000	0
地 方 譲 与 税	25,500,000	5,179,000	0
合 計	10,983,363,000	3,313,574,924	△ 2,530,792 5,496,135,62



調 査

昭和48年11月30日現在

額	収入済額の子算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,344,463,889		686,618,111	66.19
0		11,778,000	
120,800,200.0		13,341,000	98.90
3,147,600.6		200,479,994	13.56
34,617,285		28,485,715	54.85
284,979,365		2,019,934,635	12.36
9,164,834.1		1,266,553,659	6.74
36,200,068		211,503,932	14.61
75,079,437		145,869,563	33.98
0		70,400,000	
395,074,739	45,573.9		100.11
31,736,056.4		409,002,436	43.69
1,900,000		1,990,989,000	0.09
23,066,000		47,884,000	32.51
11,611,000		0	100.00
5,179,000		203,210,000	20.30
3,860,657,694		7,122,705,306	35.15

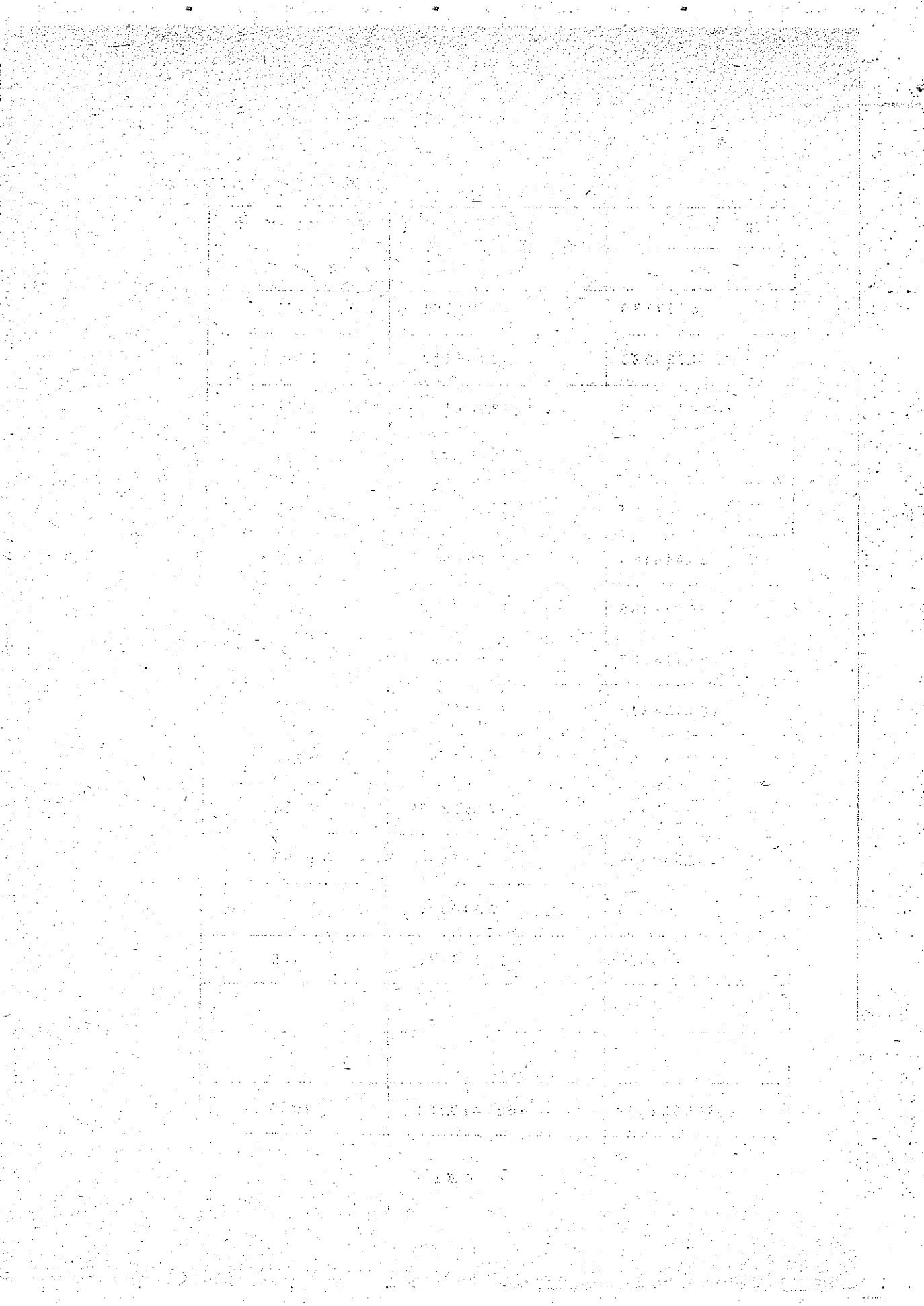
歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	99,029,000	49,384,398	5,942,741
総 務 費	1,023,333,000	481,494,938	記△10,210,923 △1,0986 49,962,594
民 生 費	2,234,124,000	897,348,806	記△11,368,923 △265,080 202,169,757
衛 生 費	589,805,000	356,711,540	△10,000 22,979,084
労 働 費	48,821,000	23,353,013	△66,930 1,753,770
農 林 水 産 業 費	177,110,000	22,059,175	6,888,940
商 工 費	79,810,000	53,791,763	1,829,295
土 木 費	3,321,669,000	335,756,744	記△1,158,000 △20 88,414,983
消 防 費	276,879,000	93,128,534	11,824,662
教 育 費	2,472,155,000	1,203,322,799	△414,99 179,645,237
公 債 費	547,241,000	206,563,226	63,020,531
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	19,487,000	126,422	20,102
合 計	10,983,363,000	3,721,894,268	△393,615 634,451,895

調 書

昭和48年11月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
553,271,39	43,701,361	55.86
521,236,523	502,096,477	50.93
1,020,622,406	1,213,501,594	45.68
379,680,624	210,124,376	64.37
250,39,853	23,781,147	5 1.28
28,948,115	148,161,885	16.34
55,621,058	24,183,942	69.69
423,013,707	2,898,655,293	12.73
104,953,246	171,925,754	37.90
1,382,926,537	1,089,228,463	55.94
269,583,757	277,657,243	49.20
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
146,524	19,340,476	0.75
4,355,952,349	6,627,410,651	39.65



監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年11月分本市水道部企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 堀田 徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日
2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係  
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

1 1 1 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和48年11月30日現在

借 方		貸 方		勘 定 科 目	本 月 計	合 計	残 高
残 高	合 計	本 月 計	合 計				
65464783	65464783			資 産 の 部			
95750469	95750469			地 物			
1696052308	1696052308			機 械 及 装 置	577000		
123407574	183407574			水 器			
48854385	48854385	805450		車 輛 及 運 搬 機 具			
7068753	7068753			工 具 器 具 及 備 品			
16456407	16456407			建 設 仮 計 定 権	138553794		
360667262	499221056	10898627		水 電 話 加 入 権			
560000	560000			理 金			
41200	41200			普 通 預 金	54436642	799223855	
210000	210000			当 座 預 金	54436642	729462397	
22367491	821591246	60521440		未 収 賦 金	39959289	365743502	
85967605	451711107	43066618		貯 蓄 金	6632451	57323282	
47835914	105259196	3009290		投 資 有 価 証 券		200000	
219000	419000			借 地 権			
300000	300000			保 管 有 価 証 券			
1300000	1300000			短 期 貸 付 金	50000000		
	50000000			負 債 の 部			
	104574325	8559142		未 払 金	3009290	105594885	1020560
				未 払 費 用			
				一 時 借 入 金			
	37723960	3154000		前 払 借 入 金	3344000	72163800	34439820
	25236180	2760169		預 り 担 保 有 価 証 券	2347169	37447830	12211650
				減 価 償 却 引 当 金		1300000	1300000
						207744914	207744914

				退職給与引当金				2,628,960	2,628,960
				資本の部					
				自己資本					
				借入金	918,860			1,187,032,335	1,187,032,335
				資本利益	20,104,683			1,432,358,611	1,412,253,928
				資本利益	30,000		1,200,000	741,663,583	741,633,583
				資本利益				563,17	563,17
				費用の部					
				原水及浄水費	151,240,936			101,79	
				配水及給水費	41,742,758			16,749	
				受託工事費	17,320,460				
				業務費	319,711,45		3,500	362,42	
				総務費	290,822,227			9,751	
				減価償却費					
				資産減耗費					
				支払利益及企業権取諸費	44,728,234	8,209,2			
				雑支出	42,703,638	47,566,651		121,550	
				その他の営業費用	169,950				
				過年度損益修正					
				収益の部					
				給水	94,420	34,440	4,296,382,3	361,128,780	361,034,360
				補償					
				受託工事収益			58,000	208,502,40	208,502,40
				その他の営業収益			5,923,645	47,250,450	47,250,450
				受取利息			45,982,1	2,809,329	2,809,329
				雑収益	470,000		451,500	3,491,052	3,021,052
				固定資産売却益					
				過年度損益修正					
2,966,958,398	5,296,470,287	2,152,757,72	2,152,757,72	合計			215,275,772	5,296,470,287	2,966,695,839

① 資本的収入	339,500,000	1,200,000	234,674,200	104,825,800
1. 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
1. 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	160,000,000	1,200,000	148,674,200	11,325,800
1. 工事負担金	160,000,000	1,200,000	148,674,200	11,325,800
収入合計	973,294,000	510,223,49	869,639,631	303,654,369



2. 殘 支 出	1,000,000	0	0	1,000,000
3. 子 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	470,595,804	12,622,937	283,474,232	187,121,572
1. 建 設 改 良 費	431,870,804	11,704,077	263,369,549	168,501,255
1. 事 務 費	9,400,000	520,010	5,141,382	4,258,618
2. 擴 張 工 事 費	284,670,804	0	1,669,820,000	117,638,804
3. 改 良 工 事 費	95,000,000	10,378,617	65,897,607	29,102,393
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	32,400,000	0	17,305,000	15,095,000
5. 營 業 設 備 費	10,400,000	805,450	8,043,560	2,356,440
2. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	918,860	20,104,683	18,620,317
1. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	918,860	20,104,683	18,620,317
支 出 合 計	1,102,337,804	49,730,531	617,639,029	484,698,775

資 産 予 算 表

昭和48年12月10日

科 目	月 次	11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
前 月 繰 越 金		26,492,693 <sup>円</sup>	22,577 <sup>千円</sup>	18,650 <sup>千円</sup>	17,780 <sup>千円</sup>
收 入	營 業 収 益	44,930,329	69,000	68,000	68,000
	營 業 外 収 益	911,321	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	97,850	3,460	2,300	1,163
	企 業 債	0	180,000	0	0
	工 事 負 担 金	1200,000	13,500	10,000	15,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	0	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	3,344,000	500	500	500
	計	50,483,500	272,160	81,500	85,363
支 出	營 業 費 用	31,148,501	74,000	49,000	49,000
	營 業 外 費 用	220,92	0	0	9,630
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	10,898,627	137,000	22,000	14,500
	貯 蔵 品	8,559,142	64,087	10,370	7,073
	企 業 債 償 還 金	918,860	0	0	5,400
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	0
	預 り 金 返 還	338,000	500	500	500
	前 受 金	2,453,480	500	500	500
	計	54,398,702	276,087	82,370	86,603
收 支 差 引 額		22,577,491	18,650	17,780	16,540

監査報告第3号

例月出納検査報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年12月26日

監査委員 堀田 徳治  
同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和48年12月26日
2. 検査の対象 昭和48年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であると認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

二 減 備 償 却 費	16,412,000				16,412,000
本 資 產 減 耗 費	1,000				1,000
一 研 究 研 修 費	4,709,000	372,300		2,347,935	2,361,065
2. 醫 業 外 費 用	45,234,000	1,008,631		20,732,048	24,501,952
イ 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	40,243,000	658,904		17,807,523	22,435,477
ロ 患 者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	349,727		2,924,525	2,066,475
3. 予 備 費	300,000				300,000
資 本 的 収 入					
他 會 計 出 資 金	22,189,000			22,139,000	0
資 本 的 支 出					
1. 建 設 改 良 費	22,189,000	731,180		6,342,366	15,846,634
イ 建 設 費	12,000,000	731,180		3,097,930	8,902,070
ロ 機 械 備 品 購 入 費	4,000,000	492,700		1,756,400	2,243,600
2. 企 業 償 還 金	8,000,000	238,480		1,341,530	6,658,470
3. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	3,956,000			1,946,328	2,009,672
4. 病 院 建 設 調 査 費	1,233,000			616,068	616,932
	5,000,000			632,040	4,317,960

受取利息配当金	41,362		690,788	
他会計補助金			45,719,075	
患者外給食収益	242,680		1,737,160	
その他医業外収益	62,240		591,110	
計		346,282		48,738,133
4. 医業外費用				
支払利息及び企業債取扱諸費	658,904		17,807,523	
患者外給食材料費	349,727		2,924,525	
雑損				
失				
計		1,008,631		20,732,048
当月分純利益		△10,372,141		
当月迄の純利益				△50,809,814
上記当月分収益中	健康未収金	26,680,182円		
上記当月分費用中	未払金	13,795,350円		

				預り共済基金				3,100,000	3,100,000
				資本の部					
				自己資本金				1,363,333.71	1,363,333.71
		194,632.8		借入資本金				202,602.40	200,656.072
238,926,714		238,926,714		繰越欠損金					
				収益の部					
				入院収益		15,109,724		13,402,976.7	13,402,976.7
				外来収益		15,284,337		12,785,625.0	12,785,625.0
				その他医療収益		1,131,944		891,785.3	891,785.3
				受取利息配当金		41,362		690,788	690,788
				他会計補助金				457,190.75	457,190.75
				患者外給食収益		242,680		1,737,160	1,737,160
				その他医療外収益		62,240		591,110	591,110
				費用の部					
				給与料		20,911,502			
199,445,580		199,447,580		材料		14,777,870			
116,028,364		116,028,364		経費		5,174,125			
31,795,890		31,795,890		減価償却費					
				資産減耗費					
2,347,935		2,347,935		研究修費		372,300			
1,780,752.3		1,780,752.3		支払利息及び企業債取扱諸費		658,904			
2,924,525		2,924,525		患者外給食材料費		349,727			
				建設仮勘定					
682,040		682,040							
1,143,686.148		1,354,652.414		合計		458,644,488		285,465,241.4	1,143,686.148

支	事業費用	28,285,026.	9,000,000	30,000,000
	建設改良費	731,180	4,000,000	
	企業債償還金		308,000	
	貯蔵品購入費	15,400,100	15,000,000	5,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返済	115,000,000	10,000,000	
	預り金還付	5,517,048	4,000,000	6,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付	165,000	200,000	200,000
	仮受金還付			
	合計	165,048,354	123,508,000	41,200,000
差	収支差引	74,062,846	△4,308,000	△4,300,000
引	前年度又は前月より繰越	15,867,404	89,930,250	5,622,250
	翌年度又は翌月へ繰越	89,930,250	5,622,250	1,822,250

監査報告第4号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田 徳 治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。



算 審

昭和48年12月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
5,749,532,685	△1,086,563,770	1,000,000,000	77,959,776	41,369,006	郵政省 550,000,000 財務局 400,000,000 住友銀行 50,000,000
241,095,206	30,190,455			30,190,455	
1,342,690,382	60,050,652			60,050,652	
237,113,813	23,071,999			23,071,999	
509,694,743	20,027,913		△10,000,000	10,027,913	一般会計へ
11,981,004	△11,979,968		12,040,224	60,256	一般会計より
8,142,112,333	△910,202,719	1,000,000,000	80,000,000	169,797,281	
3,946,725	114,313			114,313	
5,508,800	27,203,970		△20,000,000	7,203,970	一般会計へ
6,610,333	65,270,343		△60,000,000	5,270,343	一般会計へ
21,065,858	92,588,626		△80,000,000	12,588,626	

管 方 法

昭和48年12月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵便局	追加信託	釣 銭	
		証 券	自動払(電話)	
	15,000,000	9,825,000	1,050,000 800,000	
			600,000	
33,673,387	5,420,789			大阪公137 5,420,586 大阪 24,223 203
33,673,387	20,420,789	9,825,000	2,450,000	

調

書

昭和48年12月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,465,573,058		615,571,942	70.42
145,710,000	2,793,000		123.71
1,209,002,000		88,841,000	93.18
88,809,568		193,646,432	16.51
40,271,088		22,881,912	63.81
518,037,464		1,808,981,536	22.26
123,366,991		1,248,219,009	8.99
239,565,113		8,138,887	98.71
116,448,487		105,895,563	52.87
70,000,000		400,000	99.43
395,074,789	455,789		100.11
376,722,457		854,840,548	51.49
47,200,000		1,957,745,000	2.35
43,037,000		27,913,000	60.65
11,611,000		0	100.00
5,179,000		20,321,000	20.30
4,712,968,915		6,449,597,085	42.22

調

書

昭和48年12月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
82439,325	25,310,675	76.50
676,113,890	378,766,110	64.09
1,281,529,328	1,001,860,672	56.12
498,123,513	125,907,487	79.82
35,822,030	14,033,970	71.85
59,936,499	117,173,501	33.84
62,416,694	17,393,306	78.20
778,259,257	2,556,600,743	23.33
198,142,299	78,894,701	71.52
1,699,208,430	814,005,570	67.61
288,088,014	259,152,986	52.64
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
600,546	18,886,454	3.08
5,749,532,685	5,413,033,315	51.50

監査報告第5号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分本市水道部企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田 徳 治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係  
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

	927,000	927,000	減価償却引当金	207,744,914	207,744,914
			退職給与引当金	262,8960	1,701,960
			資本の部		
			自己資本		
	201,046,88		借入金	118,703,235	118,703,235
	30,000		資本剰余金	1,458,358,611	1,439,253,928
			利益剰余金	773,805,583	773,775,583
				56,317	56,317
			費用の部		
	15,283,0679	26,056,602	原水及浄水	10,179	
	530,089,28	112,666,170	配水及給水	16,749	
	207,925,70	3,472,110	受託工事		
	427,793,20	108,444,17	業務	86,242	
	372,33,094	31,508,67	総務	9,751	
			減価償却		
			資産減耗		
	44,728,234		支払利息及企業債取償		
	10,000,00	10,000,00	雑支		
	526,522,73	100,70,135	その他の営業費用	121,550	
	169,950		過年度損益修正		
			収益の部		
	94,420		給水	37,751,347	398,830,127
			補償		
			受託工事	610,110	214,60,350
			その他の営業収益	13,309,645	60,560,095
			受取利息	55,1310	3,360,639
	470,000		雑収益	7,2210	3,563,262
			固定資産売却		
			過年度損益修正		
3,228,775,074	6,004,350,744	7,078,804,57	合計	6,004,350,744	3,228,775,074

① 資本的収入	359,500,000	58,144,200	292,816,200	66,683,800
1. 企業債	175,000,000	26,000,000	112,000,000	63,000,000
1. 企業債	175,000,000	26,000,000	112,000,000	63,000,000
2. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3. 工事負担金	180,000,000	32,142,000	180,816,200	△816,200
1. 工事負担金	180,000,000	32,142,000	180,816,200	△816,200
収入合計	993,294,000	110,486,622	780,076,258	213,217,747

2. 維 支 出	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
3. 子 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	490,595,804	107,643,408	391,117,640	99,478,164
1. 建 設 改 良 費	451,870,804	107,643,408	371,012,957	80,857,847
1. 事 務 費	9,400,000	1,844,008	6,985,390	2,414,610
2. 擴 張 工 事 費	284,670,804	76,275,000	243,257,000	41,413,804
3. 改 良 工 事 費	115,000,000	19,486,700	85,384,307	29,615,693
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	32,400,000	9,267,000	26,572,000	5,828,000
5. 營 業 設 備 費	10,400,000	770,700	8,814,260	1,585,740
2. 企 業 債 償 還 金	33,725,000	0	20,104,683	18,620,317
1. 企 業 債 償 還 金	33,725,000	0	20,104,683	18,620,317
支 出 合 計	1,122,337,804	178,503,709	796,142,738	326,195,066



資 金 予 算 表

昭和49年1月10日

科 目	月 次	12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
前 月 繰 越 金		22,577,491 <sup>円</sup>	113,108 <sup>千円</sup>	19,780 <sup>千円</sup>	18,770 <sup>千円</sup>
入	営 業 収 益	57,475,730	68,000	68,000	69,000
	営 業 外 収 益	623,520	200	200	200
	前 年 度 未 収 金	7,440	3,160	2,100	1,051
	企 業 債	26,000,000	0	0	175,000
	工 率 負 担 金	32,142,000	10,000	12,000	20,000
	一 時 借 入 金	154,000,000	0	0	0
	預 り 金	98,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,753,000	500	500	500
	計	272,099,690	82,360	83,500	266,251
出	営 業 費 用	58,935,244	49,000	49,000	50,000
	営 業 外 費 用	1,000,000	0	9,630	35,346
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	106,519,552	83,300	12,850	15,000
	貯 蔵 品	11,097,030	41,288	6,430	7,555
	企 業 債 償 還 金	0	0	5,400	13,220
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	0	154,000
	預 り 金 返 還	563,000	500	500	500
	前 受 金	2,522,400	500	500	500
	退 職 給 与 引 当 金	927,000	0	0	0
計	181,569,226	175,688	84,310	277,121	
収 支 差 引 額	113,107,955	19,780	18,770	7,900	

監査報告第6号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年12月分和泉市立病院企業出納員の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年1月30日

監査委員 堀田 徳治  
同 柏 香三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年 1月29日
2. 検査の対象 昭和48年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

				預り共済基金			3,100,000	3,100,000
				資本の部				
				自己資本			1,363,333.71	1,363,333.71
		1,946,328		借入資本			202,602.40	200,656.072
		238,926.714	238,926.714	繰越欠損金				
				収益の部				
				入院収益	140,241.13		148,053.880	148,053.880
				外来収益	16,628.733		14,448.4983	14,448.4983
				その他医療収益	12,118.82		10,129.735	10,129.735
				受取利息配当金			690.788	690.788
				他会計補助金			45,719.075	45,719.075
				患者外給食収益	240.290		1,977.450	1,977.450
				その他医療外収益	60.963		652.073	652.073
				費用の部				
				給与				
		268,586.882	691,393.302	与料				
		184,722.777	18,694.413	材料				
		37,589.128	5,793.238	経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
		2,391.105	43.170	研究費				
		235,487.86	5,741.263	支払利息及び企業債取諸費				
		3,271.252	84,672.7	患者外給食材料費				
		70,222.0	20,180	建設仮勘定				
		1,173,095.302	3,074,088.381	合計	219,435.967	3,074,088.381	1,173,095.302	

二 減 價 扣 費	16,412,000				16,412,000
本 資 產 減 耗 費	1,000				1,000
八 研 究 研 修 費	4,709,000	43,170	2,391,105		2,317,895
2. 醫 藥 外 費 用	45,234,000	6,087,990	26,820,038		18,413,962
支 私 利 息 及 公 司 費 用	40,243,000	5,741,263	23,548,736		16,694,214
口 患 者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	346,727	3,271,252		1,719,748
3. 予 備 費	300,000				300,000
資 本 的 收 入					
他 會 計 出 資 金	22,189,000		22,189,000		0
資 本 的 支 出	22,189,000	2,730,214	9,072,580		13,116,420
1. 建 設 改 良 費	12,000,000	2,402,000	5,499,930		6,500,070
口 建 設 費	4,000,000	790,000	3,546,400		453,600
口 織 械 備 品 購 入 費	8,000,000	612,000	1,953,530		6,046,470
2. 企 業 價 值 選 金	3,956,000		1,946,328		2,009,672
3. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,233,000	308,034	924,102		308,898
4. 病 院 建 設 調 查 費	5,000,000	20,180	702,220		4,297,780

3. 医業外収益	受取利息配当金			690,788	
	他会計補助金			45,719,075	
計	患者外給食収益	240,290		1,977,450	
	その他医業外収益	60,963	301,253	652,073	49,039,386
4. 医業外費用	支払利息及び雑損	5,741,263		23,548,786	
	企業外給食材料費	845,727		3,271,252	
計	雑損		6,087,990		26,820,038
	当月分純利益		△67,592,132		
当月迄の純利益					△118,401,946
上記当月分収益中		26,473,084円			
上記当月分費用中		16,814,785円			

事業費	82,828,091	30,000,000	30,000,000
建設改良費	2,422,180		5,000,000
企業債等償還金	308,034	1,303,000	707,000
貯蔵品購入費	14,902,160	14,000,000	16,000,000
過年度未払金			
一時借入金返還	10,000,000		
預り金還付	3,772,440	9,250,000	3,700,000
前払金	749,400		
期間外費用			
予納金還付	260,000	200,000	200,000
仮受金還付			
合計	115,242,305	54,753,000	55,607,000
収支差引	△71,271,534	△17,853,000	21,493,000
前年度又は前月より繰越	89,930,250	18,658,716	805,716
翌年度又は翌月へ繰越	13,653,716	805,716	2,298,716

支

出

差引

監査報告第7号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分収入役扱の出納について  
検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀田徳治

同 桔 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日
2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した  
ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

算 書

昭和49年1月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
6,139,820,228	△1,111,888,864	1,100,000,000	62,959,776	51,070,912	郵政省 550,000,000 財務局 400,000,000 住友銀行 50,000,000 泉州銀行 100,000,000
292,809,697	21,763,554			21,763,554	
1,568,638,183	33,969,130			33,969,130	
315,020,708	26,526,256			26,526,256	
580,442,563	3,091,570		5,000,000	3,091,570	一般会計より
11,981,004	△1,979,968		12,040,224	60,256	一般会計より
8,908,712,883	△1,038,518,322	1,100,000,000	80,000,000	141,481,678	
8,946,725	318,084			318,084	
5,503,800	27,203,970		△20,000,000	7,203,970	一般会計へ
6,610,333	65,270,243		△60,000,000	5,270,343	一般会計へ
21,065,858	92,792,397		△80,000,000	12,792,397	



管 方 法

昭和49年1月31日現在(単位円)

訳				備 考
繰 協	郵便局	追加信託	釣 銭	
		証 券	自動払(電話)	
	15000000	9825000	1000000 800000	
			600000	
20188575	425884			大阪公 137 425,436円 大阪 24223 448円
20188575	15,425,884	9,825,000	2,400,000	

調

査

昭和49年1月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,683,516,863		417,626,137	79.93
14,571,000	27,930,000		123.71
1,202,002,000		88,841,000	93.18
40,873,468		19,108,258	17.62
43,448,488		19,654,512	68.85
60,450,143		1,722,517,567	25.97
126,925,011		12,446,609,89	9.25
246,779,428		92,457,2	99.62
117,843,437		10,450,056,3	53.00
70,000,000		400,000	99.43
895,074,739	455,739		100.11
882,559,497		349,003,503	52.29
47,200,000		1,957,745,000	2.35
43,037,000		27,913,000	60.65
11,611,000		0	100.00
11,986,000		13,514,000	47.00
5,027,931,364		6,134,634,636	45.04

調 査

昭和49年1月31日現在

縮	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
89267770	18482230	8284
728880820	325999180	6909
1399331420	884058580	6128
508682123	115348877	8151
38664825	11191175	7755
68149454	108960546	3847
64332085	15477915	8060
908979130	2425880870	2725
213790239	63246761	7717
1742200942	771013058	6932
282088014	259152986	5264
83852860	47140	9994
0	5000000	
600546	18886454	308
6139820228	5022745772	5500

監査報告第8号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀 田 徳 治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日
2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

	927,000			退職給与引当金		262,8960	1,701,960
				資本の部			
				自己資本			
				借入金		118,703,235	1,870,3235
	20,104,583			資本剰余金		14,583,58611	14,882,53928
	30,000			資本剰余金		77,330,5583	77,377,5583
				利益剰余金		56,317	56,317
				費用の部			
				原水及浄水費		10,179	
166,667,628	166,677,307	132,369,49		配水及給水費		16,749	
56,569,124	56,585,373	35,601,96		受託工事費			
208,438,70	208,387,0	51,300		業務費		362,42	
466,147,43	466,509,85	383,3423		総係保費		9,751	
40,199,187	40,203,933	29,660,93		減価償却費			
				資産減耗費			
44,728,234	44,728,234			支払利息及企業債取扱諸費			
100,000	1,000,000			雑支			
535,939,18	537,154,68	941,645		その他の営業費用		12,1550	
169,950	169,950			過年度損益修正			
				収出の部			
				給水		406,398,61	439,519,988
	100,580	6,160		補償			
				受託工事収益		51,300	215,11,650
				その他の営業収益		59,920	60,620,015
				支取利息		21,132	338,771
	470,000			雑収益		77,900	43,422,62
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
326,898,5163	621,917,1937	214,821,193		合計		621,917,1937	326,898,5163

① 資 本 的 收 入	359,500,000	0	292,816,200	66,683,800
1. 企 業 債	175,000,000	0	112,000,000	63,000,000
1. 企 業 債	175,000,000	0	112,000,000	63,000,000
2. 負 担 金	450,000,000	0	0	450,000,000
1. 他 會 計 負 担 金	450,000,000	0	0	450,000,000
3. 工 事 負 担 金	180,000,000	0	180,816,200	△816,200
1. 工 事 負 担 金	180,000,000	0	180,816,200	△816,200
收 入 合 計	993,294,000	415,450,53	821,621,306	171,672,694

2. 雜 支 出	1,000,000	0	1,000,000	0
3. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	4,905,958,804	15,009,404	4,061,270,444	8,446,8760
1. 建 設 改 良 費	451,870,804	15,009,404	386,022,361	65,848,448
1. 事 務 費	9,400,000	5,266,662	7,512,052	1,887,948
2. 擴 張 工 事 費	284,670,804	9,585,000	252,842,000	31,828,804
3. 改 良 工 事 費	115,000,000	2,074,042	87,458,349	27,541,651
4. 配水管整備事業費	32,400,000	0	26,572,000	5,828,000
5. 營業設備費	10,400,000	2,823,700	11,637,960	△1,237,960
2. 企業償債還金	33,725,000	0	20,104,683	13,620,317
1. 企業償債還金	33,725,000	0	20,104,683	13,620,317
支 出 合 計	1,122,337,804	40,201,010	886,343,748	285,994,056

資 金 予 算 表

昭和49年2月10日

科 目	月 次	1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
前 月 繰 越 金		113,107,955 <sup>円</sup>	113,105 <sup>千円</sup>	19,326 <sup>千円</sup>	9 <sup>千円</sup>
入	營 業 收 益	41,003,611	68,000	69,000	0
	營 業 外 收 益	800,132	200	200	200
	前 年 度 未 收 金	47,080	4,176	2,088	70,000
	企 業 債	0	0	175,000	0
	工 事 負 担 金	0	10,000	12,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	0	0	0
	預 り 金	916,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	8,200
	前 受 金	1,597,000	500	500	500
	貸 付 金	10,000,000	0	0	0
	計	54,363,823	83,376	259,288	89,400
出	營 業 費 用	23,485,126	49,000	50,000	50,000
	營 業 外 費 用	0	9,630	35,346	0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	13,565,704	74,000	10,500	15,000
	貯 蔵 品	5,507,624	38,125	5,348	10,600
	企 業 債 償 還 金	0	5,400	13,220	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	154,000	0
	預 り 金 返 還	0	500	500	500
	前 受 金	1,808,220	500	500	500
	貸 付 金	10,000,000	0	0	0
	計	54,366,674	177,155	270,414	76,600
收 支 差 引 額	113,105,104	19,326	8,200	12,800	



監査報告第9号

列月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和49年2月28日

監査委員 堀田 徳治

同 柏 音三郎

記

1. 検査実施日 昭和49年2月28日
2. 検査の対象 昭和49年1月分の出納状況
3. 検査の結果

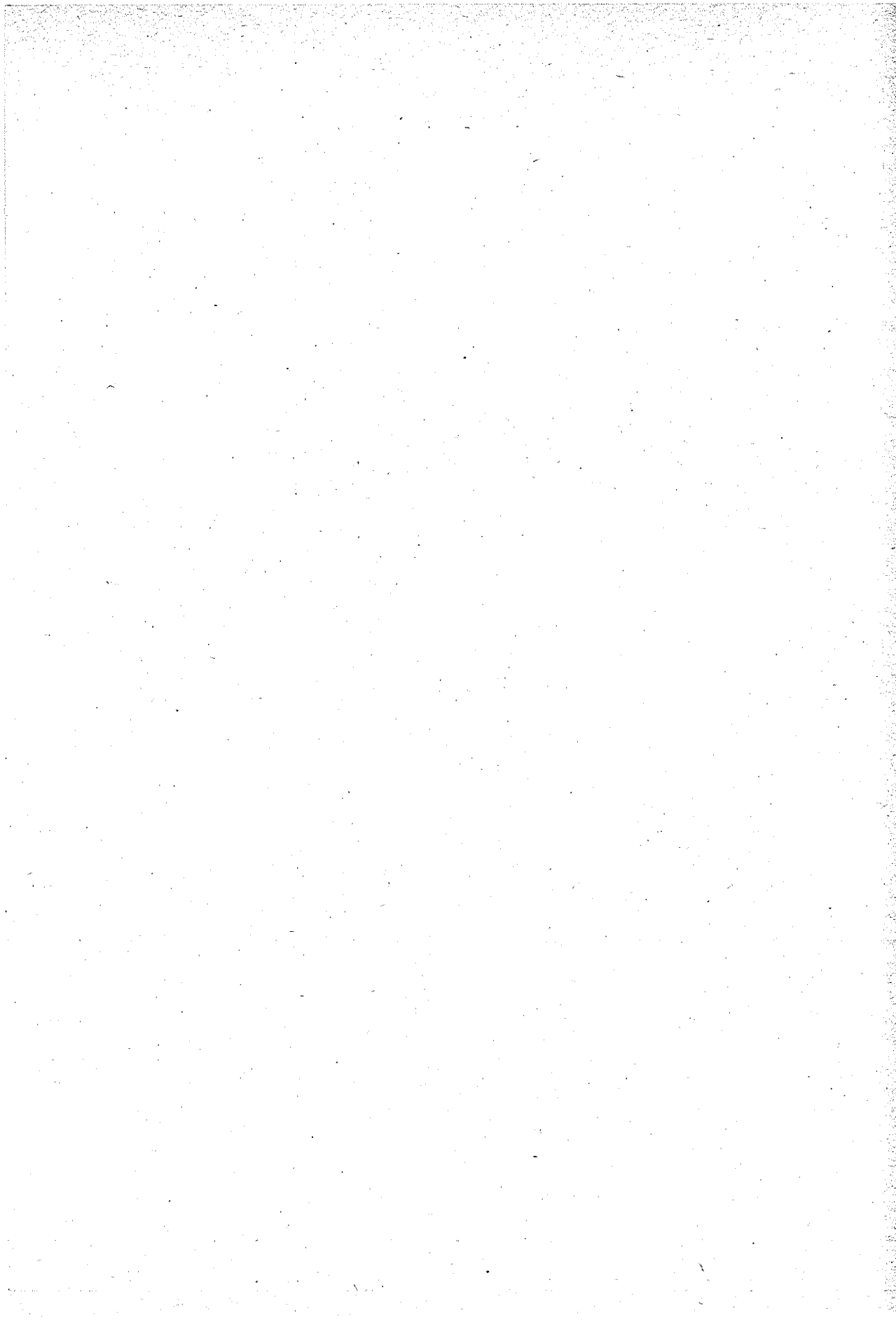
地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

				預り共済基金				3,100,000	3,100,000
				資本の部					
				自己資本				136,333,371	136,333,371
				借入資本				202,602,400	199,353,678
				繰越欠損金					
				収益の部					
				入院収益			16,843,361	16,490,324	16,490,324
				外来収益			146,193,16	159,104,299	159,104,299
				その他医療収益			128,447,2	114,142,07	114,142,07
				受取利息配当金				690,788	690,788
				他会計補助金				457,190,75	457,190,75
				患者外給食収益			219,720	2,197,170	2,197,170
				その他医療外収益			65,431	717,504	717,504
				費用の部					
				給与					
				材料					
				経費					
				減価償却費					
				資産減耗費					
				研究費					
				支払利息及び企業債取諸費					
				患者外給食材料費					
				建設仮勘定					
				合計			158,980,319	323,307,870	1,196,874,882
2,389,267,14	2,389,267,14	3,248,722	1,302,394						
291,126,837	145,561,343	291,126,837	22,539,955						
39,774,255	39,774,255		2,185,127						
368,6475		368,6475	1,295,370						
265,150,98	265,150,98		2,966,312						
363,7239	363,7239		365,987						
702,220		702,220							
1,196,874,882	3,233,078,700		158,980,319						

八 經 費	53,803,000	2,185,127	3,977,425	1,402,874
二 減 價 償 却 費	16,412,000			16,412,000
本 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
八 研 究 研 修 費	4,709,000	1,295,370	3,686,475	1,022,525
2. 醫 業 外 資 用	45,234,000	3,332,299	30,152,337	15,081,663
1 支 私 利 息 及 公 司 債 權 取 費 諸 費	40,243,000	2,966,312	26,515,098	13,727,902
口 患 者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	365,987	3,637,239	1,353,761
3. 予 備 費	300,000			300,000
資 本 的 收 入				
他 會 計 出 資 金	22,189,000		22,189,000	0
資 本 的 支 出				
1. 建 設 改 良 費	22,189,000	1,302,394	10,374,974	11,814,026
1 建 設 費	12,000,000		5,499,930	6,500,070
口 機 械 備 品 購 入 費	4,000,000		3,546,400	453,600
2. 企 業 債 償 還 金	8,000,000		1,953,530	6,046,470
3. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	3,956,000	1,302,394	3,248,722	707,278
4. 病 院 建 設 調 查 費	1,233,000		924,102	308,898
5. 病 院 建 設 調 查 費	5,000,000		70,222	4,297,780

3. 医 業 外 収 益					
受取利息配当金				690,788	
他会計補助金				457,190,75	
患者外給食収益	219,720			2,197,170	
その他医業外収益	65,431			717,504	
計			285,151		49,824,537
4. 医 業 外 費 用					
支払利息及び				26,515,098	
企業債取扱諸費	2,966,312			3,637,239	
患者外給食材料費	365,987				
雑損					
失					
計			3,332,299		30,152,337
当月分純利益			△7,153,017		
当月迄の純利益					△12,555,4963
上記当月分収益中	健康未収金	28,185,607円			
上記当月分費用中	未払金	11,152,650円			



- 議長（坂上国治君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第1号より第9号までの報告を終わります。

- 議長（坂上国治君） 日程表11「財産取得について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 議案第18号

#### 財産取得について

市立鶴山台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和49年3月11日提出

和泉市長 藤木秀夫

- |           |  |
|-----------|--|
| 1. 場 所    | 和泉市鶴山台四丁目1番1号  |
| 2. 構造及び面積 | 鉄筋コンクリート3階建 延床面積1,641㎡   |
| 3. 取得予定価額 | 70,733,640円  |
| 4. 契約の相手方 | 東京都千代田区九段一丁目14番6号<br>日本住宅公団<br>大阪市城東区森之宮一丁目6番85号<br>日本住宅公団大阪支所<br>支所長連事 扇谷弘一 |

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

- 教育次長（阪東重信君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第18号、財産取得についての提案理由、内容のご説明を申し上げます。

日本住宅公団の鶴山台南地開発に伴い建設いたしました鶴山台南小学校の建物を、住宅公団の立て替え施工から市の財産として取得することについて、「和泉市議会の議案に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定、すなわち20,000,000円以上の財産取得に伴い、議会の議案を賜りたくご提案申し上げるものでございます。

内容といたしましては、鶴山台南小学校は昭和46年度、信太小学校を母体校として、和泉

生年月日 明治44年1月3日

職 業 農 業

議案第19号参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条をだし審の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に所属することとなってはならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。をだし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

○ 議長（坂上園治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（森木秀夫君） ただ今ご上程をいただきました議案第19号、教育委員会委員の任命について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本市教育行政について格段のご協力をいただいております山本泰三氏が、本月2日をもって任期満了と相成り、後任について人選を進めて参りましたところ、今般、山本泰三氏は過去2年有余の経験に加えてご熱心な方であり、要請を続けて参りましたところ、幸い内諾を得ましたので、教育委員に選任いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

山本泰三氏はご承知の通り、昭和46年10月、議会の同意を得て、中尾忠雄氏の残任期間、

昭和49年

和泉市議会第1回定例会(第4日)

3月18日

(午後の部)

(午後1時45分再開)

○ 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第22号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ37,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ9,561,023千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表、地方債の補正」による。

昭和49年3月18日

和泉市長 藤木秀夫



2. 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		107,750	1,087	108,837
	1. 議 会 費	107,750	1,087	108,837
2. 総 務 費		1,054,880	19,639	1,074,519
	1. 総 務 管 理 費	627,648	15,009	642,657
	2. 徴 税 費	189,091	△ 690	188,401
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	76,273	2,724	78,997
	4. 選 挙 費	22,741	△ 265	22,476
	5. 統 計 調 査 費	5,210	329	5,539
	6. 監 査 委 員 費	7,966	126	8,092
	7. 同 和 対 策 費	125,951	2,406	128,357
3. 民 生 費		2,090,776	39,551	2,130,327
	1. 社 会 福 祉 費	852,761	△ 3,833	848,928
	2. 児 童 福 祉 費	765,282	30,840	796,122
	3. 生 活 保 護 費	471,530	12,544	484,074
4. 衛 生 費		624,031	153,838	777,869
	1. 保 健 衛 生 費	264,229	27,252	291,481
	2. 清 掃 費	322,450	102,366	424,816
	4. 上 水 道 費	22,594	24,220	46,814
5. 労 働 費		49,856	307	50,163
	1. 失 業 対 策 費	49,856	307	50,163
6. 農 林 水 産 業 費		177,110	△ 2,661	145,559
	1. 農 業 費	151,511	△ 5,952	175,559
	2. 林 業 費	25,599	3,291	28,890
7. 商 工 費		79,810	△ 4,108	75,702
	1. 商 工 費	79,810	△ 4,108	75,702
8. 土 木 費		2,120,977	32,340	2,153,317
	1. 土 木 管 理 費	109,603	5,423	115,026
	2. 道 路 橋 梁 費	506,103	85	506,188
	4. 都 市 計 画 費	685,610	25,902	711,512
	5. 住 宅 費	799,173	930	800,103
9. 消 防 費		277,037	4,101	281,138
	1. 消 防 費	277,037	4,101	281,138
10. 教 育 費		2,355,901	△ 325,784	2,030,117

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合文化センター 用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	千円 300,000		千円 0
池上遺跡取得事業	昭和48年度 } 昭和51年度	438,900	昭和48年度 } 昭和51年度	15,301
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 3,055,000 及びその利子	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 1,037,781 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(損失補償)	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 1,500,000 及びその利子	昭和48年度 } 昭和53年度	元金 2,450,000 及びその利子

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
民生費	老人福祉費	老人福祉センター建設事業	76,366千円
土木費	都市計画費	環巖改善整備地区内浸水対策事業	7,500
		南大阪湾岸流域下水道事業	5,288
		甲斐田川公共下水道事業	63,900
	住宅費	公営住宅唐園団地建設事業	65,766





老人醫療費補助金更正減	老人醫療費補助金更正減	△	6,908	老人醫療費補助金更正減	△	6,908	老人醫療費補助金更正減
	共同浴場整備事業補助金追加	1,228		共同浴場整備事業補助金追加	1,228		共同浴場整備事業補助金追加
3.衛生費府補助金	病院事業補助金追加	960,000	687	病院事業補助金追加	960,000	687	病院事業補助金追加
	母子栄養補助金更正減	△ 273,000		母子栄養補助金更正減	△ 273,000		母子栄養補助金更正減
4.農林水産費府補助金	診療所施設事業補助金追加	1,9269	372	診療所施設事業補助金追加	1,9269	372	診療所施設事業補助金追加
	農業者委員會設置費補助金追加			農業者委員會設置費補助金追加			農業者委員會設置費補助金追加
5.商工費府補助金	農道整備事業補助金減	△ 9,014,000		農道整備事業補助金減	△ 9,014,000		農道整備事業補助金減
	水路	"	△ 6,633	水路	"	△ 6,633	水路
6.土木費府補助金	灌池整備事業補助金追加			灌池整備事業補助金追加			灌池整備事業補助金追加
	農業振興費補助金追加	4,402		農業振興費補助金追加	4,402		農業振興費補助金追加
7.教育費府補助金	林業費補助金追加	4,340		林業費補助金追加	4,340		林業費補助金追加
	技能取得補助金更正減	△ 1,533		技能取得補助金更正減	△ 1,533		技能取得補助金更正減
9.消防費府補助金	街路和京府中北通線補助金追加			街路和京府中北通線補助金追加			街路和京府中北通線補助金追加
	環境改善整備地区内浸水対策事業補助金追加	4,000,000	13,200	環境改善整備地区内浸水対策事業補助金追加	4,000,000	13,200	環境改善整備地区内浸水対策事業補助金追加
9.消防費府補助金	同和関係校図書館購入費補助金	50		同和関係校図書館購入費補助金	50		同和関係校図書館購入費補助金
	池上遺跡取得事業補助金更正減	△ 2,2110		池上遺跡取得事業補助金更正減	△ 2,2110		池上遺跡取得事業補助金更正減
9.消防費府補助金	消防施設整備補助金追加	1,279		消防施設整備補助金追加	1,279		消防施設整備補助金追加
		4,979			4,979		

1. 雑入	543,564	2,659	546,223	4. 雑入	2,659	自動車事故保険金 220,000 畜産振興事業収入 960,000 農業公害調査収入 60,000 鶴山台南小学校プール新設工事 327,000 現場管理委託料 " " 鶴山台北小学校新築 " " 1,062,000 消防団員公務災害補償費追加 30,000
⑤市	1,811,782	△147,967	1,663,815			
(1)市	1,811,782	△147,967	1,663,815			
1. 総務債	145,000	△10,000	135,000	同和对策促進事業債 3. 延事業債	△10,000	総合文化センター建設事業債更正減
2. 民生債	388,980	△3,000	385,980	2. 児童福祉債	△3,000	信太第一保育園増築事業債追加 6,700,000 ひまわり保育園外柵等整備事業 債更正減 △2,800,000 旭保育園建設事業債更正減 △6,900,000
3. 衛生債	79,446	△17,711	61,735	診療所建設費 1. 事業	△17,711	診療所建設事業債更正減
4. 農業債	25,500	△4,800	20,700	1. 農業道路整備債	△4,800	農業整備事業債更正減
5. 土木債	517,600	9,100	526,700	2. 都市計画事業債	9,100	大阪湾岸流域下水道事業債追加 3,100,000 環境改善整備地区内浸水対策事業債 3,000,000 和泉府中北通線整備事業債追加 3,000,000
7. 消防債	55,900	△8,600	47,300	1. 消防施設事業債	△8,600	消防施設整備事業債更正減

(1) 総務管理費	627,648	15,009	642,657	17			14,892			
1. 一般管理費	431,597	11,470	443,067	17			11,453			
(1) 給与費	350,159	5,331	355,490	17			5,314	2. 給料	1,269	給料追加
								3. 職員手当	2,650	期末勤勉手当等追加
								4. 共済費	701	職員共済費追加
								7. 賃金	711	採用予定者研修による賃金
(4) 人事管理費	3,048	338	3,386				338	9. 旅費	132	府外旅費追加
								11. 需用費	206	○ 消耗品費 206,000 ○ 消耗器材費追加
(5) 職員福利厚生費	11,361	5,801	17,162				5,801	13. 委託料	256	採用予定者健康診断委託料
								18. 備品購入費	240	職員福利厚生備品購入費
								19. 負担金補助及交付金	5,305	職員厚生会補助金追加 2,265,000 職員研修補助金 3,040,000
2. 文書管理費	4,310	1,442	5,752				1,442			
(2) 文書管理費	1,141	1,442	2,583				1,442	11. 需用費	1,442	○ 消耗品費 1,442,000 ○ 消耗器材費追加
5. 財産管理費	15,680	1,935	17,615				1,935			
(1) 財産管理費	15,230	1,935	17,165				1,935	使用料	1,935	施設敷地借上料追加
13. 諸費	105,968	162	106,130				162	14. 及賃借料		
(4) 償還費	14,331	162	14,493				162	23. 債選金	162	過年度国及府補助金精算による返還金





老人医療 6 助成費	170,714	△8,635	162,079	△6,908		△1,727			
(1) 老人医療 助成費	170,714	△8,635	162,079	△6,908		△1,727	20. 扶助費	△8,635	老人医療扶助費更正減
8. 共同浴場	10,370	1,800	12,170	1,228		572			
(1) 共同浴場 運営費	10,370	1,800	12,170	1,228		572	15. 事業 請負費	1,800	丸笠浴場増改築工事費
(2) 児童 福祉費	765,282	30,840	796,122	13,113	△3,000	20,727			
2. 児童 措置費	74,842	3,456	78,298	3,348		108			
(1) 児童 措置費	74,842	3,456	78,298	3,348		108	20. 扶助費	3,456	児童手当扶助費追加
3. 保育所費	676,939	27,276	704,215	9,765	△3,000	20,576			
(1) 給与 費	349,110	5,826	354,936			5,826	2. 給料	980	給料追加
							3. 職手 手当	4,744	期末勤続手当等追加
							4. 共済費	102	職員共済費追加
(2) 保育所 管理費	93,858	7,250	101,108			7,250	8. 報償費	280	解放教育研究会講師謝礼
							11. 需用費	3,470	燃料費 500,000 園舎暖房用燃料費追加 印刷製本費 1,470,000 諸用紙印刷費追加 光熱水費 1,500,000 電気及ガス使用料追加
							18. 備品 購入費	3,500	園用備品購入費追加
(5) 維持 修費	31,720	14,200	45,920	6,700		7,500	15. 工事 請負費	14,200	信太第一保育園増築工事費 追加 5,060,000 各保育園整備工事費 9,140,000

(3) 保健衛生 事務費	33,331	21,475	104,806	960			20,515	115	父鬼 診療所整備工事費 救急医療機関補助金 400,000 病院事業補助金 20,960,000
	17,438	450	17,888			450		21,360	
2. 予防費	14,108	450	14,558			450		450	インフルエンザ予防接種医 師委託料
(3) 接種費	109,193	1,757	110,950	19,269	△17,711	199			
5. 施設費	109,193	1,757	110,950	19,269	△17,711	199		142	自動車保険料
(1) 診療所 建設費								1,600	自動車購入費
								15	自動車重量税
(2) 清掃費	322,450	102,366	424,816			102,366			
1. 総務費	182,751	110,623	293,374			110,623			
(1) 給与費	58,348	4,623	62,971			4,623		2,031	給料追加
								2,118	期末勤勉手当等追加
								474	職員共済費追加
(2) 庶務費	124,403	106,000	230,403			106,000		106,000	泉北環境整備施設組合負担 金追加
2. 庶務費	139,699	△ 8,257	131,442			△8,257			
(1) 処理費	79,911	△ 4,564	75,347			△4,564		△4,564	更正減
(2) 処理費	59,788	△ 3,693	56,095			△3,693		△3,693	"
(4) 上水道費	22,594	24,220	46,814			24,220			

(1) 給与費	30,009	797	30,806						2. 給料	70	給料追加	
									3. 職員手当	624	期末勤勉手当等追加	
									4. 共济費	103	職員共济費追加	
3. 振興費	20,685	7,104	27,789	4,725	60	2,319						
(1) 振興費	17,690	7,104	24,794	4,725	60	2,319		8. 報償費	200		米生産調整確認事務報償金	
								11. 需用費	749		○ 消耗品費 417,000 ○ 旅行組合長事務協力記念品費等 ○ 食糧費 171,000 ○ 印刷製本費 161,000 ○ 会議用費 ○ 農業振興計画製作成費	
												○ 團芸団地整備事業補助金追加 6,535,000 ○ 近郊農業近代化施設設置補助金更正減 △ 2,064,000 ○ 團芸集團産地育成事業補助金 139,000 ○ 高能率集團の生産組織育成補助金 319,000 ○ 市街化区域内登錄農地補助金 1,226,000
4. 畜産業費	7,702	220	7,922		△ 95	315						
(1) 衛生費	1,350	△ 740	610		△ 1,055	315		11. 需用費	△ 740		○ 医薬材料費 △ 740,000 ○ 医療用薬品代更正減	
(2) 畜産費	6,352	960	7,312		960					960	畜産振興事業補助金追加	
5. 農地費	81,053	△ 14,247	66,806	△ 6,473	△ 2,027	△ 947						
(1) 事業費	37,199	△ 18,153	19,046	△ 9,014	△ 2,705	△ 1,634		13. 委託料	△ 6,320		別所農道等更正減	

(6) 水事業費	8,199	△	386	7,813	△	235			△	151	13.委託料 工事請負費	△	100	設計委託料更正減
											15.補助金 19.補助交付金	△	279	伯太北排水路等更正減
(2) 林業費	25,559		3,291	28,890		4,340		△1,544		495				
林業費	25,479		3,291	28,770		4,340		△1,544		495				
(1) 林事業費	14,118		4,550	18,668		4,340		△	245	455	15.工事請負費	4,550	410	宮の谷林道整備工事費追加
(2) 振興費	11,361	△	1,259	10,102				△1,299		40	13.委託料	△	410	測量設計委託料更正減
											15.工事請負費	△	3,880	宮の谷林道等工事費更正減
											負担金 19.補助交付金		3,031	林業振興事業補助金追加
① 商工費	79,810	△	4,108	75,702		△1,533				△2,575				
(1) 商工費	79,810	△	4,108	75,702		△1,533				△2,575				
1. 商工総務費	28,651	△	3,208	25,443		△1,533				△1,675				
(1) 給与費	20,673		372	21,045						372	2.給料	△	29	給料更正減
											職手		390	期末勸奨手当等追加
											4.共済費		11	職員共済費追加
(3) 技能取得費	6,291	△	3,580	2,711		△1,533				△2,047	8.報償費	△	1,300	技能取得生活保障費更正減
											13.委託料	△	2,280	技能取得委託料更正減
2. 商工振興費	13,122	△	900	12,222						△	900			

										4.共済費 負担金 補助及 交付金	△	58	職員共済費更正減
(3)都市計画 総務費	14,175	5,288	19,463	3,100		2,188	5,288	2,188	19,463	負担金 補助及 交付金	△	5,288	南大阪湾岸流域下水道事業 負担金
3.事業費	227,835	8,100	235,935	3,000		1,100	8,100	1,100	235,935				
和泉府中 北通線街 (2)路整備事業費	20,114	8,100	28,214	3,000		1,100	8,100	1,100	28,214	公有 財産 購入費	△	8,100	用地購入費追加
4.浸水 対策費	13,594	12,250	25,844	3,000		50	12,250	50	25,844				
環境改善 整備地区 (3)1号水路 整備費		12,250	12,250	3,000		50	12,250	50	12,250	11.需用費	△	32	○消耗品費 22,000 ○消耗器材費 ○印刷製本費 10,000 陽画費付代
(6)住宅費	799,173	930	800,103			930		930	800,103	15.工事 請負費	△	11,468	築造工事費
2.建設費	783,386	930	784,316			930		930	784,316	22.補償及 賠償金	△	750	水道管等移設補償費
(2)泉第2団 地建設費	462,692	930	463,622			930		930	463,622	2.給料	△	7	給料更正減
										3.職員 手当	△	946	期末勤劬手当等追加
										4.共済費	△	9	職員共済費更正減

消防施設 3.整備費	88,714	△	7,313	81,401	184	△8,600	1.103						
(1)常備消防 施設費	59,294		2,487	61,781	260		2.227	15.請負費	工事費	2,600			防火水槽新設工事費追加 3,200,000 ブラインド設置工事費更正 減 △600,000
(2)非常備消 防施設費	29,420	△	9,800	19,620	△76	△8,600	△1.124	18.購入費	品	△113			更正減
								15.請負費	工事費	△1,307			器具庫新設工事費等更正減
								17.財	有	△8,200			消防団詰所用地購入費更正 減
								18.購入費	品	△293			更正減
⑩教育費	2,355,901	△	325,784	2,030,117	△202,909	△112,956	△9,919						
(1)教育 総務費	216,145		3,600	219,745			3,600						
2.事務局費	100,424		3,600	104,024			3,600						
(1)給与 費	97,733		3,600	101,333			3,600	2.給料	料	907			給料追加
								3.手	職	2,488			期末勤勉手当等追加
								4.共	職	205			職員共済費追加
(2)小学校費	1,241,394	△	126,355	1,115,039	△4,801	△96,456	△25,098						
1.学 校管理 費	372,899		12,228	385,127	482		11,746						
(1)給与 費	133,229		2,348	135,577	482		1,866	2.給料	料	311			給料追加
								3.職	員	2,105			期末勤勉手当等追加
								4.共	職	△68			職員共済費更正減

4. 学 校 設 置 費	803,698	△ 139,856	663,842	△ 5,333	△ 96,456	△ 38,067				
(4) 幸 小 学 校 增 改 築 費	129,212	△ 100,000	29,212		△ 67,740	△ 32,260	工 事 費	△ 100,000	校 舍 增 改 築 工 事 費 更 正 減	
(6) 鶴 山 台 南 小 学 校 增 改 築 費	33,829	5,911	39,740	903	300	4,708	公 有 財 產 購 入 費	1,203	校 舍 買 取 費 追 加	
(9) 鶴 山 台 北 小 学 校 新 設 費	46,609	3,960	50,569			3,960	備 品 購 入 費	4,708	体 育 備 品 購 入 費	
(1) 信 六 小 学 校 屋 内 運 動 場 新 設 費	51,460	△ 49,727	1,733	△ 6,236	△ 29,016	△ 14,475	9. 旅 費	△ 20	府 内 旅 費 更 正 減	
(3) 中 学 校 費	469,367	3,157	472,524	482		2,675	11. 需 用 費	△ 12	食 糧 費 上 棟 式 脩 更 正 減 屋 内 運 動 場 建 設 工 事 費 更 正 減	△ 12,000
学 校 管 理 費	119,276	2,764	122,040	482		2,282	15. 請 負 費	△ 49,695		
(1) 給 与 費	60,405	737	61,142	482		255	2. 給 料	△ 4	給 料 更 正 減	
(2) 一 般 管 理 費	20,043	1,777	21,820			1,777	3. 職 員 手 当 4. 共 濟 費 11. 需 用 費	795 △ 54 277	期 末 勤 勉 手 当 等 職 員 共 濟 費 更 正 減 印 刷 製 本 費 諸 用 紙 印 刷 費 追 加	277,000

3. 幼稚園 建設費	58,313	7,540	65,853	400		7,140				
(2) 稚園新設 事業費	40,784	3,416	44,200	400		3,016	備品 購入費	3,416	園用備品購入費	
(仮) 横山 幼稚園 建設費	6,095	2,756	88,510			2,756	工事 請負費	2,756	園舎整備工事費追加	
(仮) 南松 (5) 尾幼稚園 建設費	5,713	1,368	7,081			1,368	工事 請負費	1,368	園舎整備工事費追加	
社 会 (5) 教育費	287,575	△ 215,403	52,172	△ 198,990	△ 16,500	87				
1 社会教育 総務費	17,576	131	17,707			131				
(1) 給与費	10,874	131	11,005			131	2 給 料	119	給料追加	
5 市民 会館費	3,296	248	3,544			248	4 共済費	12	期末勤劬手当等追加	
(1) 市民 会館費	3,296	248	3,544			248	11 需用費	248	○ 光熱水費 電氣使用料追加	248,000
8 和 同教育費	8,094	4,938	13,032			4,938				
(1) 和 同教育費	8,094	4,938	13,032			4,938	1 報酬	3,967	非常勤嘱託青少年指導員報酬	
							4 共済費	91	非常勤嘱託青少年指導員共 済費	
							18 備品 購入費	880	備品購入費追加	
9 文化財 保護費	224,486	△ 220,720	3,766	△ 198,990	△ 16,500	△ 5,230				
(1) 文化財 保護費	2,386	380	2,766			380	15 工事 請負費	350	文化財保護関係工事費	



土木施設 1. 災 復旧費	13,318	532	13,850	515			1715	河川災害復旧工事費追加
(1) 諸支出金	88,900	41,951	130,851			41,951		
(2) 諸支出金		41,951	41,951			41,951		
1. 諸支出金		41,951	41,951			41,951		
(1) 諸支出金		41,951	41,951			41,951	負担金 補助及 交付金	41,951 地方交付税配分金
歳出合計	9,598,756	△ 37,733	9,561,023	△ 139,919	△ 147,967	252,373		

農林業	1.失業対策費				△	22	310	288	120	307
6.水産業						79	772	851	120	971
	1.農業費					79	772	851	120	971
7.商工費					△	29	390	361	11	372
	1.商工費				△	29	390	361	11	372
8.土木費				2		1,063	3,826	4,889	1,813	6,702
	1.土木管理費			2		1,020	2,563	3,583	1,840	5,423
	2.道路橋梁費					13	32	45	40	85
	3.都市計画費					37	285	322	△	264
	5.住宅費				△	7	946	939	△	930
9.消防費						19	9,169	9,188	67	9,255
	1.消防費					19	9,169	9,188	67	9,255
10.教育費				1		1,679	6,616	8,295	93	8,388
	1.教育総務費					907	2,488	3,395	205	3,600
	2.小学校費					311	2,105	2,416	△	2,348
	3.中学校費				△	4	795	791	△	737
	4.幼稚園費					346	1,228	1,574	△	1,572
	5.社会教育費			1		119	0	119	12	131
	補正予算額計			14		8,374	37,647	46,021	4,346	50,367
	補正前額	5	850			9,593,86	744,684	1,704,070	16,8910	1,872,980

債務負担行為で翌年度以降のものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	
住宅改良地区内道路 用地取得事業	千円 250,000		千円 250,000	昭和48年度 昭和52年度	千円 185,416	千円 64,448	千円 136		
旭公園用地取得事業	199,442		199,442	昭和48年度 昭和53年度	132,000	67,400	42		
都市計画街路用地取 得事業	73,038		73,038	昭和48年度 昭和51年度	36,500	27,400	9,138		
池 上 遺 跡 取 得 事 業	15,301		15,301	昭和48年度 昭和51年度	12,200	1,580	1,511		
和泉市土地開発公社 に委託し先行取得す る上記用地取得事業 資金の元金及びその 利子（損失補償）	元金 1,037,781 及びその利子		元金 1,037,781 及びその利子	昭和48年度 昭和53年度			元金 1,037,781 及びその利子		
和泉市土地開発公社 が取得する用地の事 業資金の元金及びそ の利子（損失補償）	元金 2,450,000 及びその利子		元金 2,450,000 及びその利子	昭和48年度 昭和53年度			元金 2,450,000 及びその利子		

- 議長（坂上國治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、議案第22号、昭和48年度一般会計補正予算第6号について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

昭和48年度の年度末を控えまして、各種事務事業及びこれに伴う特定財源の見直し等勘案いたし、補正予算をご提案いたしました次第でございます。

今回の補正は、議案書の33ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算を追加更正減額をし、差し引き3,773,300,000円減額いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ95億6,102万3千円とするものでございます。予算の補正の款、項の区分及び区分ごとの金額は第1表の通りでございます。第2条は、債務負担行為の補正でございまして、学校建設事業費の一部及び用地取得事業費の一部を更正減し、開発公社に対する損失補償を増額するものでありまして、事業ごとの限度額は第2表の通りでございます。

次に、第3条につきましては、繰越明許費を定めさせていただくもので、第3表にございますように、老人福祉センター、浸水対策、南大阪湾岸流域下水道、甲斐田川公共下水道及び公営住宅建設事業の5件について、工事見直し等勘案いたしまして、翌年度へ事業費を繰越して執行できるよう定めるものでございます。

第4条につきましては、地方債の補正でございまして、建設事業の見直し等により一部追加しましたほかは、更正減額いたしましたもので、借入条件及び償還の方法等は、第4表の通りでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容についてご説明申し上げます。

議案書の61ページ、歳出予算から始めさせていただきます。

今回の補正予算には、職員の年度中途採用並びに期末勤廻手当等の給与費5,036万7千円をそれぞれの科目に補正いたしてございます。個々の科目についての給与費は、すべてこの理由による補正でございますので、その都度の説明は省かせていただきますので、よろしくご了承下さるようお願いいたします。

それでは初めに議会費でございますが、これは全額職員の給与費でございまして、108万7千円を追加計上いたしました。

次に、総務費でございますが、総務管理につきましては、職員の給与費のほか、職員福利厚生関係費等として、1,500万9千円を追加いたしました。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費及び監査委員費につきましては、統計調査費の一部を除き、それぞれ職員給与費を計上いたしました。

商工振興費につきましても更正減額でございまして、以上、商工費といたしまして、410万8千円を更正減額いたしましたものでございます。

次に、土木費でございまして、土木管理費及び道路橋梁費につきましては、職員の給与費としてそれぞれ追加いたしました。

都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員の給与費として26万4千円を追加しましたほか、南大阪湾岸流域下水道事業施行に伴う負担金として、528万8千円を計上いたしました。街路事業費につきましては、補助対象額増額により、用地購入費を810万円追加いたしました。浸水対策費につきましては、環境改善整備地区内の水路整備費として1,225万円を計上したもので、これは泉北環境整備施設組合の施行工事業と相関連いたすものでございます。

住宅費につきましては、給与費として93万円計上いたしましたものでございます。

以上が土木費でございまして、追加3,234万円となっております。

次に、消防費でございまして、常備消防費につきましては、職員の給与費のほか、庁舎管理経費、並びに職員研修補助金として、1,138万4千円を追加いたしました。

消防施設費につきましては、常備及び非常備消防関係の水利施設並びに機械器具等の整備事業の補助対象、事業見通し等勘案いたし、731万3千円を更正減額いたしました。

以上が消防費でございます。

次に、教育費でございまして、教育総務費につきましては、職員の給与費のみでございまして、360万円追加いたしました。

小学校費の学校管理費につきましては、給与費のほか、児童増加等に伴う備品購入費及び信太小学校の用地購入費等として、1,222万8千円を計上いたしました。

学校建設費につきましては、体育館の備品購入費のほかは、事業見通し等勘案しまして、更正減額いたしました次第でございます。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、職員の給与費のほか、備品購入費等として、276万4千円を追加計上いたしました。

学校保健費につきましては、校医報酬の追加等として、39万3千円追加いたしました。

幼稚園費につきましては、職員給与費のほか、新設3幼稚園の整備費の追加として、921万7千円計上いたしました。

次に、社会教育費につきましては、職員の給与費はじめ市民会館運営費24万8千円、同和教育関係費として、493万8千円等をそれぞれ追加しましたほか、池上遺跡取得事業について、見通し等勘案いたしまして、2億2,110万円を更正減額いたしました。

最後に、市債につきましては、補助金と同様に歳出予算の事業見通し等を勘案いたしまして、1億4,796万7千円を更正減額し、補正後の市債の総額を1億6,381万5千円とするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞよろしくご審議、ご可決をお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑・ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 事業費で更正減されたものはどうなるのか、この点先に。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 総務部理事（庄司清君） 私から説明させていただきます。  
その事業の内容によりまして、一概には申し上げられませんが。
- 17番（山田清二君） 個々に言うてもらうても結構です。そうようけないやもん。
- 総務部理事（庄司清君） そうしますと、各主管課長からご説明させていただきたいと思えます。
- 17番（山田清二君） 更正減したのは、それで終わったんか、やめたんか。
- 総務部理事（庄司清君） そういう事情はいろいろ含んでございます。取り止めたもの、あるいは事業の縮小なったもの等、個々の状況によって更正しております。
- 教育次長（阪東重信君） 学校関係についてお答えいたします。  
現在、更正減したすべての工事は、49年度の債務負担行為で再計をお願いしておるわけでございます。
- 17番（山田清二君） 債務負担ということで、新年度の予算には載っておらないということ。
- 教育次長（阪東重信君） いえ、載っております。
- 17番（山田清二君） これをもろうたのは土曜日なんですよ。定例会だから、追加議案を会期中に出してもらうのは結構ですが、少なくとも予算です。総額の追加は知れてますが、更正減されただけでも相当あるでしょう。更正減の合計は10億近くになる。これがほとんど新年度予算にいったるが、新年度の予算はもっと早くにできてははずです。それがまだ全然審議されないのに、すでに新年度の予算に載せたる。少なくとも、一緒には出せたはずでしょう。この間も言ったんですが、つくるほうは、長い間かかってついたらええけど、審議するほうは、土曜日にもらうて今日、早速やらないかん。たまたま、土曜日に手に入らなんだ人、僕は今朝もらうた。こんなもん、どうせ更正予算やから、すうっと通るやろうと思うてつったんと違いまっか。もう少し議会で審議するもんは、審議のしやすいように、しかも、もう少し

ります。

- 17番(山田清二君) それで午前中にあった47年度の決算のときにも、47年度のことであるとはいえ、予備費を導入しながら相当の黒を出しておる。補正して、そのときに予備費を導入し決算では残額を余計出してるんだ。決算委員会では、そういうことをしてはいけないんだと言われたわけです。決算委員会では大ていの人知ったはずや。にもかかわらず、いまごろ新年度の予算が明日から特別委員会で審議されようという時分にひょこんと出てきて、総額3千何ぼ、総合計だから、増減額は相当ごつい金額ですよ。それだけのものをやるのに、新年度の予算と全然無関係にされるということはないはずだ。場合によったら、このほうが先に出さなければならない。一緒に出すというが、先に出すべきだ。それがこんだけあとに出てきて、しかも、本予算のどこに載ってるか調べる間もないんや。それで聞いたら、「個々に違います」と言ってる。もう少し予算にしろ、何にしろ、決められたときにはさっと答えられる状況でなければならない。学校関係減額してます。しかし、今年予算に載ってます、別に担当でなくてもわかるやろう。予算は各課でつくってボンと出すものと違い、一カ所で検討するんでしょう。そのぐらいは返事できるようにしといてもらわんといかん。

そうかといって、いまさら今年中にやれと言うたってやれんでしょうし、費用にしても追加の分はすでに払ってしまつた分がほとんどだろうと思いますので、こいつはあかんというわけにもいかんと思いますが、これからは補正にしろ、予算については慎重に考えてほしい。いままであんまりわいわい言わなだったので、とにかく出しておけばとおるんやという気持ちになるから、今年みたいに施政方針と全く逆行したような予算を出さなければならない。何ぼわいわい言うたって、それぞれ頼んで歩けば何とかなるといふ気持は今後改めなければならない。そのためには、口で言うたってわからなければ、現実にダメだという方法で示さなければならない。こんな手が出てくると、もう一べん49年度の予算について考え直さないかん。今年の仕事、何にもないやないかということです。一種のごまかしですよ。そんな予算はつくらんといてほしい。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 20番(寺田茂君) 総務費の中の同和対策費について、若干お聞きしたい。

同和対策費の中で、もちろん、240万円弱の補正というふうに、金額としては割合小さい数字が並べてある。ところが、各項を見ていくと、かっこええというか、そんな金額と説明書が並んである。66ページの委託料のところに総合文化センター設計委託料1,000万円の減、その下に隣保館の非常勤嘱託員の報酬費の減ということで割合目立つような書き方をしている。

ところが次にある同和対策促進施設の設備工事費の追加、その下の同和対策促進設備の備品

で、むしろ、私のほうから跡地利用について、そういう方法でつくりたいという要望をかねがね申し上げております。そういった中で、同対部からお答えが出たというふうにご理解願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) そうすると、何店舗ぐらい予定してるんですか。たとえば、10店舗ぐらいなら、年次計画で100軒ぐらいまでいけるといふ。
- 建設部次長(林徳次君) この事務所跡地の利用計画は、完全に何店舗の何平方程度ということは、現実に1号線がそのような状況でございますので、具体的にご説明できる段階にはきておりません。たまたま地区外建設用地の中に数店舗、それから1号線事業の中で4店舗の下駄ばきの、仮設ではなく、本建築を予定しておりますが、それぞれの権利者が1号線の中に十数店舗ございますが、それらの権利者と具体的な折衝の中での見込みから、必要な仮設店舗を建設し、改良事業のスムーズな進行を図るといふ考え方をお示ししたいということでご理解願いたいと思います。
- 18番(直村静二君) それはそれでいいんですが、先ほど質問したように、2,000万円の予定でどうして補正をしたか、それで一切いけると思っていた。それがまた、1,100万円出てきた。しかも、森次長の答弁では冷暖房だということですね。さすれば、これは一つの民間の団体の事務所なんですね。それを同対事業だからということで、これを拡大解釈してこれに補助金なり、市費を供おうとしている。そうすると、ここもいずれまた、移転するんじゃないんですか。いま、問題になってる解放センターが49年度予算案に出てますが、ここへ移転する。3回ぐらい移転するのなら、もう少し合理的な、最低限の事務ができるようにすべきではないか。二言目には金がない、金がないと言いながら、これやったら言い放題、この前の2,000万円から1,000万円ふえ、また移転するということについてははずさんなやり方ではないか。あなた、冷暖房と言いますが、もう少し明細を言うて下さい。同和対策施設のほうか、備品購入が冷暖房なのか。数字の根拠があるはずですが分けて出るのでね。内訳がありませんね。
- 同対部次長(森保君) お答え申し上げます。  
工事請負費のほうは冷暖房関係でございます。備品とは別個のものでございます。
- 18番(直村静二君) 備品は新しくどんなものがあるんですか。478万円の内訳。
- 同和対策部次長(森保君) 備品についての明細は、いまちょっと持ち合わせてございません。
- 18番(直村静二君) 大きいから聞くんです。すでにいま、使ってるんでしょ。あとは仮設店舗だから置いとく必要がない。明細はあるはずですよ。それとも、市のほうから計算し



- 議長（坂上国治君） 日程等14「昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第23号

昭和48年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

昭和48年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ27,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ90,522千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	部		説 明
				区 分	金 額	
④ 国庫支出金	509712 千円	26920 千円	536632 千円			円
(1) 国庫負担金	474783	21613	496396			
1. 事務費負担金	20910	5115	26025	1. 現年度分	4757	現年度分事務費負担金追加
				2. 過年度分	358	過年度分事務費負担金追加
2. 療養給付費負担金	453873	16498	470371	1. 現年度分	15425	現年度分療養給付費負担金追加
				2. 過年度分	1073	過年度分療養給付費負担金追加
(2) 国庫補助金	34929	5307	40236			
2. 財政調整交付金	31729	5307	37036	1. 調整交付金	5307	調整交付金追加
⑤ 府支出金	15115	132	15247			
(1) 府補助金	15115	132	15247			
3. 障害者医療費波及分補助金		132	132	障害者医療費波及分補助金	132	障害者医療費波及分補助金
⑥ 繰越金		145	145			
(1) 繰越金		145	145			
1. 繰越金		145	145	1. 前年度繰越金	145	前年度繰越金
歳入合計	873325	27197	900522			

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） 議案第23号、昭和48年度国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げたいと存じます。

議案書の103ページの第1条でございますように、今回、歳入、歳出ともそれぞれ27,197千円を追加いたしまして、補正後の予算額を9億522千円と定めるものでございます。関係科目への計上額と補正後の予算額は、第1表の通りでございます。事項別明細書によりまして、歳出予算から個々の内容についてご説明いたします。

まず初めに総務費につきましては、納付組合の扱が高増加等に伴い、265万円追加いたしました。

保険給付費につきましては、医療費19%の改正及び身体障害者医療費無料化並びに老人医療費無料の対象年齢引き下げによる波及増加分等として、24,347千円を追加計上いたしました。

保険施設費につきましては、優良家庭表彰記念品費の追加として20万円計上いたしました。

以上が歳出予算でございます、追加総額27,197千円と相なっております。

次にこれら歳出予算に充当する財源といたしましては、医療費増高に伴い国庫支出金及び府支出金を追加計上いたしましたほか、前年度の繰越金145千円を一般財源相当分として計上いたしました。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞよろしくご審議、ご可決のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 健康優良家庭というのは何軒ぐらいありますか。
- 議長（坂上国治君） 市民部長。
- 市民部長（小林一三君） 本年度、この48年度で対象にしております世帯は、約300世帯でございます。
- 17番（山田清二君） 1戸200円程度ですか。
- 市民部長（小林一三君） その家族構成によりまして、たとえば3人以下の場合は何ぼ、4人以上の場合は何ぼということで、上司の決済を得て執行しております。例年、やっております。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認めこれを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議案第20号

昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第4号)

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	633,794千円	△ 6,394千円	627,400千円
第1項 営業収益	627,794千円	△ 18,494千円	609,300千円
第2項 営業外収益	6,000千円	12,100千円	18,100千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	631,742千円	△ 5,500千円	626,242千円
第1項 営業費用	534,621千円	△ 5,500千円	529,121千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額6,625千円は、過年度分損益剰留保資金6,625千円で補てんするものとする。)

第7条 予算第10条に定めた継続費の年度及び年割額を次のとおり改める。

変		更		前		変		更		後	
総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1573000000円	昭和41年度	470000000円	1573000000円	昭和41年度	470000000円	1573000000円	昭和41年度	470000000円	1573000000円	昭和41年度	470000000円
	昭和42年度	1130000000円		昭和42年度	1130000000円		昭和42年度	1130000000円			
	昭和43年度	2660000000円		昭和43年度	2660000000円		昭和43年度	2660000000円			
	昭和44年度	1100000000円		昭和44年度	1100000000円		昭和44年度	1100000000円			
	昭和45年度	1566000000円		昭和45年度	1566000000円		昭和45年度	1566000000円			
	昭和46年度	1438000000円		昭和46年度	1438000000円		昭和46年度	1438000000円			
1573000000円	昭和47年度	2230000000円	1573000000円	昭和47年度	2230000000円	1573000000円	昭和47年度	2230000000円	1573000000円	昭和47年度	2230000000円
	昭和48年度	1900000000円		昭和48年度	1900000000円		昭和48年度	1900000000円			
	昭和49年度	5630000000円		昭和49年度	5630000000円		昭和49年度	5630000000円			
	昭和50年度	1710000000円		昭和50年度	1710000000円		昭和50年度	1710000000円			

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1 水道事業費用				
	1 営業費用		62,624.2	
		1 原水及浄水費	21,504.6	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2 配水及給水費	7,157.5	配水給水に要する費用
		3 受託工事費	2,150.0	受託工事に要する費用
		4 業務費	5,595.9	検針・調定・集金その他業務の運営に要する費用
		5 総係費	4,783.9	事業活動全般に要する費用
		6 減価償却費	5,414.2	固定資産の減価償却費
		7 資産減耗費	60	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費
		8 その他の営業費用	6,300.0	材料売却原価
	2 営業外費用		97,021	
		1 支払利息及企業債取扱諸費	9,602.1	企業債利息並びに一時借入金利息及び企業債取扱手数料
		2 雑支出	1,000	雑支払
	3 予備費		100	
		1 予備費	100	予備費

昭和48年度水道事業会計資金計画

区	分	当年度	予定額
	受入資金		1,062,474千円
1	事業収益		560,233
2	前年度未収金		89,855
3	企業業債		175,000
4	負債金		4,500
5	工事負担金		182,000
6	前受金		10,000
7	預り金		7,000
8	繰越金		33,881
	支払資金		987,702
1	事業費用		570,040
2	前年度未払金		32,537
3	建設改良金		329,400
4	企業債償還金		38,725
5	前受金払出		10,000
6	預り金返済		7,000
	差引		74,772

子. 建設仮勘定		551,178	
有形固定資産合計			2,407,724
(2) 無形固定資産			
1. 水利権	510		
2. 借地権	270		
3. 電話加入権	41		
無形固定資産合計		821	
(3) 投資			
1. 投資有価証券	219		
投資合計		219	
固定資産合計			2,408,764
2. 流動資産			
(1) 現金預金	74,772		
(2) 未収金	67,182		
(3) 保管有価証券	1,300		
(4) 貯蔵品	13,676		
流動資産合計		156,910	
資産合計			2,565,674



6. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金	3,948
ロ 府補助金	6,778
ハ 工事負担金	734,316
ニ 受贈財産評価額	34,417
	<u>779,459</u>

資本剰余金合計

(2) 利益剰余金

当年度未処分利益剰余金

繰越利益剰余金年度末残高  $\Delta$  114

当年度純利益 1,158

1,044

利益剰余金合計

780,503

剰余金合計

2,493,840

資本合計

2,565,674

負債資本合計

支 出

款 項	目	前回までの 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1 水道事業費用		63,174.2	△ 5,500	62,624.2			
1 営業費用		53,462.1	△ 5,500	52,912.1			
	3 受託工事費	27,000	△ 5,500	21,500	請負工事費	△ 5,500	請負工事費更正減
	4 業務費	58,959	△ 3,000	55,959	報 酬	△ 3,000	報酬更正減
	5 その他の 営業費用	60,000	3,000	63,000	材料売却原価	3,000	材料売却原価追加

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部次長(田中稔君) それではただ今上程されました昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算第4号について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

今回、補正いたしますおもな理由は、決算見込みに基づいての給水収益更正減と、一般会計よりの補助金収入並びにその他、資本収支についても、若干補正の必要が生じたので、それぞれについて補正せんとするものでございます。

まず、その内容について申し上げますと、第2条は、予算第3条に定めております営業収益について、追加更正減するものでございます。

まず、追加するものとして、営業収益中、その他の営業収益において1,030万円。内訳は、材料売却収益1,000万円と、手数料30万円であります。

次に、更正減いたすものとして、給水収益及び受託工事収益でございます。給水収益につきましては、過去の実績に基づき通常の年間収収を見込んでおったのでありますが、今冬期の異常な冷え込みに加え、石油危機、さらには節電に伴う工場等の節水と悪条件がかさなり、12月分料金で約520万円ダウンし、以後あまり回復のきざしがなく、いわゆる収入額を大きく割る結果となり、やむなく23,294千円の減額補正と相なったわけであります。

また、受託工事収益につきましても、政府の金融引き締め政策が響いたのか、予定通りの工事申し込み件数がなく、550万円更正減とするものでございます。

次に、営業外収益であります。財政の好転による受取利息110万円、給配水管等の破損弁償金の雑収益100万円並びに高料金対策として一般会計からの補助金1,000万円を追加するものであります。

以上の結果、営業収益18,494千円の更正減と、営業外収益で1,210万円の追加、差し引き水道事業収益6,394千円の更正減となり、補正後の水道事業収益は6億2,740万円と相なるものであります。

一方、支出につきましては、受託工事費で収入面と同様550万円の更正減。業務費については、年度当初、非常勤に予定しておりました委託集金人3名が契約を辞退したため、これらの報酬300万円更正減。その他の営業費用で材料売却原価として300万円追加し、差し引き水道事業費用550万円更正減し、補正後の水道事業費用を62,624,200千円といたす次第でございます。

次に、第3条であります。これは予算第4条に定めております資本的収入及び支出でございます。収入において工事負担金200万円を追加し、資本的収入を3億6,150万円といたすものでございます。

ご異議ないものと認めます。よって議案第20号は原案通り可決されました。

---

○ 議長（坂上国治君） 日程第16「昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」  
を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 期間外収益	0千円	20,000千円	20,000千円
第1項 期間外収益	0千円	20,000千円	20,000千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,2189千円	0千円	2,2189千円
第1項 建設改良費	1,2000千円	1,297千円	1,3,297千円
第4項 病院建設調査費	5,000千円	△ 1,297千円	3,703千円

- 第5条 予算第7条中職員給与費「352,128千円」を「343,686千円」に改める。  
 第6条 予算第8条中一般会社からの会計へ補助する金額「45,720千円」を「66,680千円」に改める。  
 第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「15,888千円」を「18,493.2千円」に改める。

昭和49年3月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 病院事業費用	1 医業費用		634,838		
			593,213		
		1 給 与 費	343,686		
		2 材 料 費	174,602		
		3 経 費	53,803		
		4 減価償却費	16,412		
			1		
			4,709		
	2 医業外費用			41,325	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費		36,934	
3 予 備 費	2 患者外給食材料費		4,391		
			300		
		1 予 備 費	300		

昭和48年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位千円)

受 入		支 払	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 医 業 収 益	355,335	1 医 業 費 用	518,300
2 医 業 外 収 益	4,704	2 医 業 外 費 用	40,825
3 出 資	22,189	3 建 設 改 良 費	11,000
4 他 会 計 補 助 金	46,680	4 企 業 債 償 還 金	3,956
5 一 時 借 入 金	422,000	5 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233
6 預 り 金	2,000	6 一 時 借 入 金	295,000
7 繰 越 未 収 金	52,998	7 預 り 金	2,000
8 前 期 繰 越 収 益	34,287	8 繰 越 未 払 金	52,171
9 合 計	20,000	合 計	924,485
合 計	960,193	差 引	35,708

(2) 投	資		
1	投資有価証券	138	
2	長期貸付金	1,308	
	投資合計		1,446
	固定資産合計		337,976
2	流動資産		
(1)	現金預金	35,708	
(2)	未収金	78,982	
(3)	貯蔵品	5,634	
(4)	前払金	907	
	流動資産合計		121,231
	資産合計		459,207
	負債の部		
3	固定負債		
(1)	固定負債	21,562	
	固定負債合計		21,562



(1) 利益剰余金

1 繰越欠損金 218,927  
2 当年度欠損金 171,869

△ 390,796

△ 390,796

△ 55,816

459,207

利益剰余金合計

剰余金合計

資本合計

負債資本合計

昭和48年度和泉市病院事業会計予算実施計画明細書

1 収益的収入及び支出

収 入 (単位千円)

款 項	目 目	既決予定額	修正予定額	計	各 目 明 細	
					金 額	備 考
1 病院事業収益		407,714	552,555	462,969		
	1 医業収益	357,425	539,100	411,335		
	1 入院収益	179,888	24,850	204,738		
					入院収益	患者増加による増収 168,066 診療報酬改定増収 80,444
	2 外来収益	165,350	27,371	192,721		
					外来収益	患者増加による増収 25,748 診療報酬改定増収 16,233
	3 その他の医業収益	12,187	1,689	13,876		
					その他の医業収益	健康診断料等追加 1,689
2 医業外収益		502,890	1,345	516,340		
	1 受取利息当金	900	200	1,100		
					預金利息	200
	2 他会計補助金	45,720	960	46,680		

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
						給	△ 1119	医師給料更正減
						報	△ 7323	嘱託医師・看護婦報酬更正減
		2 材料費	147958	26644	174602			
						薬品費	22337	薬品費追加
						診療材料費	4147	診療材料費追加
						給食材料費	160	患者給食材料費追加
2 医業外費用			45234	△ 3909	41325			
	1 支払利息及び取扱諸費		40243	△ 3309	36934			
						一時借入金利息	3309	一借利息更正減
	2 患者外給食費		4991	△ 600	4391			
						患者外給食費	△ 600	患者外給食材料費更正減

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第21号、昭和48年度和泉市病院事業会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、経常的収支の補正でございますが、去る2月1日に診療報酬の改定が行われ、2月、3月の医療収益は、入院で25%、外来で5%、平均15%の増収が見込まれます。また診療患者は、年間で延べ4600人程度当初の予定を上回りました結果、収益増加を見込みうるに至りました。

これらの診療増加に伴いまして、薬、診療材料、給食材料等の購入、使用量も増加いたしました。また、片や、パート医師の報酬、一時借入金の利息に残額が生じまして、費用の追加更正が必要となりました。

以上の補正額は、収入で5,525,500千円、支出で1,429,300千円のそれぞれ追加でございます。

次の第3条は、期間外収入として、一般会計から2,000万円を繰り入れていただく予算措置でございます。昨年11月に府の地方課の指導があり、また、起債を獲得するうえからも必要でございますので、自主再建計画に入っておりますが、自力による再建はきわめて困難でございます。今回、貴重な一般財源を割いていただきまして、再建計画にチェックを入れた次第でございます。

第4条の資本的収支の補正は、工事費において一部不足を来しましたので、調査費の残額を充当すべく、項の間の組み替え補正をお願いするものでございます。

第5条から第7条までは、以上の補正に関連いたしまして、流用の制限額、一般会計の補助額並びにたな卸資産の購入限度額をそれぞれ変更するものであります。

補正後の病院事業会計予算は、収入4,851,500千円、支出は6,570,200千円となりまして、48年度収支は、1,718,600千円の赤字でございます。また、昭和48年度末の累積赤字は、期間外収入を差し引きましてのち、約3億9千万円に達する見込みでございます。今後一そう心を引き締めまして運営に努めることを期しておる次第でございます。予算の詳細につきましては、28ページに予算実施計画明細書を添付いたしておりますので、ご参照いただきたく存じます。よろしくご審議のうえ原案を可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 17番（山田清二君） 貸借対照表（24ページ）の未収金7,898,200千円の内容の概略を説明いただきたい。

ことではないかと思えます。47年度ですが、48年度ですか、分離後に発生した問題の処理でございます。その分につきましては、現在のところ、まだ債務が残っておるわけでございます。私のほうでは、病院には払ってございません。今回、2千万円計上させてもらっております分は、別のものがございます。

- 17番(山田清二君) そうすると、病院のほうはくれくれと言うてるはずなのに、こっちは払わへんわけや。病院というのは別物と違って、市の市立病院なんです。ただ、運営だけが独立採算制という形でやってるから未収金として残っておる。これはいつごろ払えますか。今年払う意思がないから予算に載せないんだろうが、市独自で出さなければならんものか、入ってくる場所がないのか、その点、一ぺん教えてほしいし、解決すべきものならば、今年度に解決しておかなければならない。46年の3月のときの状態なんです。4月1日から和泉市立病院になってる。その最初の予算書、査定書からずっと未収金で載っている。ときどき聞いたときには、大津からもらわんだら払われへんねと、聞き違いか、カン違いか知りませんが、いずれにしても、病院の清算がまだできてないということで払ってなかったが、もう清算はできてるはずでしょう。一体、いつ払うのかとなるんですが、この点、この際、はっきりしておきましょうや。そうせんと、病院が可哀そうですよ。こんだけ、いつも赤字を出してる。赤字でもかまいまへんよ。払わんねんやったら払わんではっきりしたら、病院のほうで未収金やなく、徴収不能というか、欠損で落さな生がない。和泉市は払いが悪いというてね。

- 総務部理事(庄司清君) この分については、他から収入があるとかいうものではございません。和泉市が払うべき性質のものでございます。病院会計に繰り出ししなければならない金でございます。われわれといたしましては、病院会計のほうから督促を受け取るわけでございます。何を申しまして、あまり芳しくない一般会計でございますので、何とかころがしていただきたいということでやってございます。

なお今回、2千万円追加しておりますが、これによって会計の緩和を一部でも図っていただき、そして、低利の府の金を借っていただくために、このほうを優先して取り上げたわけでございます。この点できうる限り、近い将来に支払いたい、かように考えてるわけでございますので、病院当局と十分打ち合わせをしていきたいと思えます。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 18番(直村静二君) 数字の確認だけしておきたいと思えます。いま、平野事務局長の説明では、赤字が1億7,186万円と聞きましたが、これは48年度の一般会計からの繰入金、補助金を差し引いた額ということ。さすれば、2億何ぼになると解釈しますが、それに間違いないかどうか。

第 5 日



本会の議事を速記法により、速記したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 滴 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井 谷 義 雄  
事務局次長 北 野 丈 夫  
調査係長 大 塚 俊 昭  
競争係 西 垣 宏 高

昭和49年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月29日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第 6号	青年学級開設について	1 頁
2	議案第 7号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
3	議案第 8号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
4	議案第 9号	和泉市消防団員の定員、任充、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
5	議案第10号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	15
6	議案第11号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	18
7	議案第12号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	21
8	議案第15号	和泉市民交通傷害善補償条例の一部を改正する条例制定について	25



23	議案第28号	工事請負契約変更について(仮称)横尾川橋梁新設工事)	27頁
24	議案第29号	工事請負契約変更について(市立(仮称)緑ヶ丘保育園新築工事)	28
25	議案第30号	工事請負契約変更について(市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事)	29
26	議案第31号	工事請負契約変更について(市立(仮称)南池田幼稚園新築工事)	30
27	議案第32号	工事請負契約変更について(市立(仮称)旭保育園新築工事)	31
28	議案第33号	工事請負契約変更について(市立(仮称)老人福祉センター新築工事)	32
29	議案第34号	工事請負契約変更について(昭和48年度市営住宅唐園団地建設工事)	33
30	議案第35号	工事請負契約変更について(市立(仮称)第二国府保育園新築工事)	34
31	議案第36号	工事請負契約変更について((仮称)和泉第一団地第1期建設工事)	35
32	議案第38号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第7号)	41
33	議案第37号	和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例制定について	36
34	決議第1号	自治体の超過負担解消に関する要望決議	別紙
35	決議第2号	屋外労働者福祉法早期制定に関する要望決議	〃

(午前10時28分開議)

○ 議長(坂上治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かとお忙しいところ、多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

円増で、議員の視察旅費は4万円が5万円になり、委員会活動旅費が80万が100万円に増額されている。また、議会報については、詳細にはつかんでいないが、今後の問題として十分検討させていただく旨の回答があり、議会費を終わりました。

続いて、総務費について質疑に入りました。

まず、全国基地協議会のはか、各協議会の性格、活動内容、代表者はだれか。職員厚生施設工事費はどのような工事をなされているのか等の質問があり、これに対し、全国基地協議会は国有地提供施設等所在する全国地方団体をもって組織され、実態調査、研究あるいは国有地提供施設の所在に伴う税収の欠かん等に関する対策を推進し、会長は浜松市長である。このほか、人口急増都市協議会、阪南経済開発協議会についても当を得た答弁があり、了といたしました。職員厚生施設工事費については、厚生施設の電気及び冷暖房工事費である旨の答弁がありました。

次に、広報費については、盲人広報用備品が計上されているが、どのようにして広報するかとの質問があり、盲人広報としては点字によるものとテープレコーダーを利用した方法がある。本市の実態から、テープレコーダーを使って、市の姿やお知らせ事項などを広報したい。なお、運営に当たっては、社会福祉協議会の身障部会とよく話し合って計画して参りたい旨の回答があった。

行政境界の適正化の見直し及び職員増加に伴う庁舎レイアウトについての質問に対し、行政境界については、第2阪和国道関連区画整理事業の進捗度と深い関係があり、抜本的な修正は相当な問題があるので、4月上旬にはトップ会議で基本事項を確認する予定である。また、庁舎については、会議室の事務室への転用、不要な備品の排除を行なって、できるだけ窓口部門へのシワ寄せを避け、早急に恒久的な対策を立てる旨の回答があった。

また、防犯灯設置手続と管理運営及び町会活動補助金等について質問があり、これに対し、防犯灯については、町会長を通じ設置申請をしていただき、現状を確認して設置している。設置費については市が負担し、維持管理については町会にお願いしている。

町会活動補助金についても的確な答弁があり、終わりました。

選挙費については、人口増に伴い、投票所を増設する考えはないかとの質問があり、これについては是正の必要を痛感しており、徐々に考えていきたい旨、回答があった。

予算全般に関連して、ガソリンの単価と購入する方法について、また、施設用地の借上げ料の算出方法について及び自動車保険料は強制、任意保険が含まれている、との質問がありましたが、それぞれ回答がありました。

次に、交通安全対策費の交通安全活動委託料150万円は、どこに委託し、その内容は、と

ている。

第3点は、解放会館建設であるが、措置法の適用があるとするれば、同和対策事業として国の用地補助があるのかとの質問に対し、用地補助があるのは改良住宅のみで、他に府単独で保育所について2分の1補助があるだけである旨の回答があり、終わりました。

次に、民生費について申し上げます。

まず、社会福祉協議会補助金と社会福祉協議会活動基金特別交付金について、その内容について質問があり、社会福祉協議会補助金については、市民福祉の向上のため、各福祉部会の円滑な運営と市民に密着した諸施策を執行する事務事業に対する補助金であり、各地区社協に対する予算措置については、社会福祉協議会の総予算の中で計上されており、補助金として交付されている旨の回答がありました。

また、社会福祉協議会活動基金特別交付金については、社協本来の目的達成のために市から臨時経費として支出するものである。行路死亡人取り扱い経費が少ないではないかとの質問がありましたが、需用費、役員費及び委託料等にそれぞれ計上されており、対処できる旨の回答がありました。

また、前の社会事務総務費と本科目にそれぞれ「各種団体補助金」が計上されているが、その違いと内容についての質問に対し、社会事務総務費は社会児童課所管で、保護司会、母子福祉会手をつなぐ親の会等の補助金であり、この科目は福祉課の所管で、老人クラブ連合会、身障福祉会等への補助金である。

また、民生委員活動委託料の支出方法については、民生委員1人年額1万円で委託してある旨の回答がありました。

身体障害者福祉の手引き印刷費の内容等について質問がありましたが、第1点は、府から交付される部数が少ないため、市単独制度等も加え、内容の充実と相俟って、関係者に配分できるように部数も確保したい。また第2点については、法令に基づき、浴槽、便器及び湯沸かし等であり、これが事務の取り扱いは福祉課福祉係が窓口である旨の回答がありました。

老人福祉費については、敬老祝い金給付扶助費について、対象者及び給付内容等の質問があり、対象者は80才以上で、年額5千円である旨の回答がありました。

次に、老人福祉センター運営費について、その要員確保の問題及び臨時保母等の賃金並びに人員等について質問がありましたが、それぞれ回答がありました。

保育について、昭和49年度の入所状況、給食費について、同和保育所入園支度金の内容及び同和保育研修についてそれぞれ質問がありましたが、担当部課長から回答がありました。

また、民間保育所建設補助金について、その制度の目的について質問がありましたが、現在、

については、医師会ともスムーズにあり、また、自動車の強制保険はもちろん、任意保険も加入しており、借り上げについては、一切営業借り上げで予算計上しており、集中管理についてもそういう方向で検討中である。インフルエンザの予防接種無料化については、来年度、余裕ができましたならばその方向で努力したい。野犬については、今の現状ではむづかしいので、ご辛抱願いたい。いずみ霊園の植樹の予算については、できるだけ経費のかからない、また包出できるような木を考えて植樹する旨の回答がありまして、衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産費については、別に異議なく終わりました。

次に、商工費については、まず第1点として、最近の産地救済の労働力確保困難の状況に照らして、来年度求人对策の方向並びに関係事業主の意見を徴する必要があるか。また、勤労青少年ホームの建設位置、規模、完成時期についてはどうか、との質問に対し、求人对策については、本市の産業構造から需要される女子中卒者は、最近の進学率の向上、過疎化の進行、スーパー、観光ホテル従業員志望者とのせり合い、現地企業の立地等の事情により、雇用情勢はますます厳しいが、永年つちかわれてきた給源地の維持確保のためには、今後とも求人キャラバン対策は必要であり、現地関係者並びに統計上からも裏付けされているので、本年度においても継続実施する。また、事業主の意見を徴する機会は、例年、実施直前に懇談会開催を実施しているが、なお、市独自の求人对策協議会設置について前向きな姿勢で検討をする。勤労青少年ホームの建設、位置、規模、完成時期については、労働会館としてではなく、働く青少年の憩いの場所として考えている。また、土地の高度利用を配慮して、用地については総合会館建設予定地を充てるべく、目下関係筋と折衝中であり、さらに、財政事情との関連と相俟って将来、総合会館を完成すべく計画し、補助起債の折衝により、年度内完成を目標にしたい旨回答がありました。

次に、観光行政として、本市の恵まれた観光資源を温存するための施策としては、本年度予算では不十分ではないかとの質問に対し、観光開発か、自然環境温存か、議論の分かれるところであるが、この両者の調和を図っていくべきだとの考え方に立って、市としては、前年度に継続して、桜、モミジの植樹計画を中心に整備していくが、いわゆる観光公害に対する荒廃防止に留意する旨回答がありました。

また、中小企業従業員福祉共済対策費の予算計上があるが、その具体的内容についてはどうか、との質問に対しては、本市の小規模事業所に働く従業員の比重の高い実態に照らして、大阪府の未組織労働者の福祉施策に協調して、財団法人勤労者信用基金協会に出損を行なって、本年度の普及に協力するとともに、市の施策としても積極的に取り入れていくものである。さらに、永年要望されている給付制度を中心とした互助的な中小企業従業員福祉共済制度の創設

し指導する。映画フィルムは、府教委では定期的に「現代を生きる」という社会同和啓蒙映画を製作しており、本市はこれを同和教育の振興普及に資するために購入するものであり、進路補償協議会委託料は、和泉市内の小・中・幼・保・高校・職安等の団体が集まり、進路に関する差別の実態への科学的認識に基づき、これらの差別を除去し、青少年に豊かな未来への進路を保障する目的で結成されたもので、就職の機会均等につながる教育内容の研究、就職差別をなくする企業との懇談、追跡調査等に取り組み、その解決に協力願うべく、委託料として計上した。同和教育推進委託料については、昨年11月21日、町会連合会、婦人会、青年団、PTA等、12団体の参加を得て、差別をなくするため、和泉市同和教育推進協議会が結成され本年に入り、2月から8月にかけて、13校区で相次いで校区同推協が結成されており、これら協議会に対する年間活動の委託料として措置した。乳幼児を守る会、教育を守る会、高校・大学友の会の負担金については、種類が多く、学年によっても額が違っており、一口にお答えしにくい旨答弁がありました。

第2点は、社会教育関係の留守家庭学級の設置場所及び鶴山台についてはどう考えているのか。また、池上遺跡の保存については今後どのようにしていくのかとの質問に対し、「カギッ子」対策として、信太、国府、伯太の3校区に開設しているが、鶴山台地区においては、現在校舎も建築途中で危険でもあり、実施していないが、実情を調査し、善処してまいりたい。池上遺跡の保存に対する基本的姿勢は変わっていない。本年度も債務負担をもって措置しており地区指定と相まって、先行取得用地は国の補助と結びつけるようにする旨の答弁があったわけであります。

第3点は、子供会活動に対し、90万円以上も予算措置しているのに、青年団、婦人会に対する予算はどうなっているのかとの質問に対し、各種行事費の中に委託料として、婦人会60万円、青年団48万円計上している旨回答があったが、これらの委託料をもって国防婦人会のような指導をしていないかとの質問に対し、これらの団体は会費、寄附金、市委託料をもって年間行事計画を策定しており、市は団体育成の指導をしているが、決して国防婦人会のようなあり方でない旨答弁がありました。

そのほか、伯太幼稚園は将来立ち退きを要すが、用地買取予算は、市民グラウンドの使用と学校校庭の開放について、及び学校補修等の當務、青少年会館の利用、図書館の建設計画があるのか等の質問がありましたが、それぞれ回答を得て了とし、教育費を終わったのであります。

次に、公債費、諸支出金、災害復旧費、予備費については、質疑なく、第1日目の審議を終わった次第であります。

第2日目は、一般会計予算の歳入より一括して審議に入りました。

る。

市民1人当たりの税負担については、2万2千200円で、固定資産税では約8千円、市民税で約1万円となっている。

教材費の国庫負担金については、義務教育費国庫負担法に基づく補助率は2分の1で、48年度小学校で5万5千560円が、49年度は3万6千690円で3%アップ、中学校は5万2千750円が5万5千820円である旨の回答があった。

父兄負担の解消については、義務教育無償という1つの理解により、法律によって補助制度が年々充実しており、さらに加えて市としては、予算書にも出ているように、父兄負担の軽減を図るべく、需用費の中で増強し、年次的に計画し、解決を図っていくという考えである旨の回答がありました。

第3点目は、計上収支が90%、財政指数からいっても、財政構造は最大の問題点であり、ただ苦しい中でのやりくりだけで過ごしていくとするのか、財政運営の姿勢を伺いたい。また、超過負担の問題で、毎年度比5.04%となっているが、特に事業関係で基準単価との差異がどのくらい見込まれているのか。地方交付税は前年度実績に基づいての計上であると思うが、現在の情勢を踏まえてどのような目標設定をしていくとするのか。手数料の問題ですが、事務費の増大という理由を説明されたが、市民負担を今の時点で考えねばならないのか、根拠を聞きたい旨の質問がありました。

これに対して、総合的な財政基盤の定着性についての取り組み姿勢であるが、非常に体質の弱い基盤に立っており、開発計画あるいは産業構造などの改善も含めて、市自身の体質改善も考えていかねばならないと思っており、合わせて上級官庁に対し、地方自治体の財源の弱さを積極的に取り組み、強めていかなければならない。

1番大きな目標は、超過負担の解消で全地方自治体の悩みであり、全国市長会あるいは議長会等の組織的な活動のもとに陳情を続けており、順次改善されつつあることは事実であるが、国の補助基準等が引き上がるのに比較して、現実の物価上昇はさらにそれを追い越してきているのが現状で、超過負担を完全に解消することは49年度においても望み薄であり、個々のケースを1つ1つ追究し、上部機関へ突き上げていく姿勢をとっていきたい。

現在の地方交付税は普通交付税と特別交付税との2つの種類に分けられており、その大半は普通交付税で、その積算は一定の努力目標を掲げて交渉をするという性質を持っていない。地方交付税は非常に細かく規定されており、基準財政需用額というもの定められ、人口・面積であるとか、学級数あるいはクラス数であるとか、一定のルールでもって積算されるもので、これに対する努力目標というもの、法律の改正をまたない限りできないというのが現状で、

第3点の繰入金については、当初計上額1千万円で本会計が運営されるよう最善の努力したい旨、回答がありました。

第4点の保険料率につきましては、昭和49年度予算については一切改正は見込んでおられない旨の回答がありました。

第5点の納付組合関係については、現在約60%が組織化されており、収納成績もよい旨の回答がありました。

その他、1、2の質問、要望があり、質問についてはそれぞれ回答を得て、審議を終わりました。

審議終了後、本会計予算の可決について賛否を諮ったところ、「異議あり」の声もありましたので、採決の結果、賛成多数で本予算案を原案通り可決決定いたしました。

続きまして、土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

土地区画整理の中で、第2阪和国道及び松原・泉大津線の全長は幾らか。また、すでに用地買収した部分及びそのパーセンテージは幾らか。地元の要望があって、話し合いが進んでいるか、との質問に対し、土地区画整理事業区域内の第2阪和国道延長は約647メートル、松原・泉大津線延長は約361メートルであり、区画整理事業区域であるので、用地買収は行なっていないこと、及び、現在議会第2阪和国道対策委員会のご尽力により、地元との話し合いを行なっているとの回答がありました。

そのほか、地元との話し合いを十分してほしいとの要望があり、これを終わりました。

本予算について諮りましたところ、異議があり、採決を行ないました結果、賛成多数で土地区画整理特別会計予算を原案通り可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益について基本的にどのように計上したのか。また、公団答の分担金の実例はどうか。基本水量を5立米に下げる意思はないかとの質問に対し、収益については、過去の実績により、順調な給水を見込んで計上している。分担金については、公団等、宅造地にかかるすべての費用について過去全額負担させており、今後も負担させる方針である。また、基本水量については現在のところその考えはない旨の回答があり、さらに今後生活保護家庭等を考え、基本水量を下げることを検討するようにとの要望がありました。

また、現在光明池より相当の水量を受水しているが、水量が減ったときの対策はどうかとの質問に対し、本市は水源として府営水47%、光明池水10%、泉北水道29%、自己水14%によって給水しており、昨年のはずみでも光明池より直接相当量受水しているの、よほどの干ばつでもない限り、水量は確保できるものと思われるとの答弁がありました。

委員会の定数増は、社会教育指導主事を定数内に組み入れている。今までは先生職の席に置いていた。

第2点目は、機構に関連するが、人口増に伴い、市民課の需要が増えているやに聞いているが、拡充されるのか。また、衛生課も市民の環境保持の立場から清掃課あるいは衛生課というような拡充策を考えていないのかとの質問に対し、具体的な機構の改善に伴う措置については検討中である旨の回答があり、全員異議なく原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第8号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第9号和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、いずれも全員異議なく原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第10号和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定については、第1点として、南松尾幼稚園の運動場であるが、どのように確保していくのかとの質問に、南松尾幼稚園は、福祉との関連において、昨年度収容できない状態の中で、せめて入学前1年を収容しようということで、その抜本的な対策として、新設幼稚園の計画は当然考えなければならぬと思っているが、財政事情もあり、旧役場跡を利用する形になっており、接続している土地を借りるよう努力しているのが現状であり、いずれにしても、新しい新設幼稚園という基本的な考えは持っている旨の回答がありました。

第2点は、南池田幼稚園については、工事が遅れないか。また、定員に満ちているかとの質問に対し、工場については建設課からこの5日完成し、引き渡したいと聞いており、定員については120名であるが、現在入園希望者は80名不足であるとの回答があり、これを終わり、本件についても全員異議なく可決決定いたしました。

次に、議案第10号和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定については、第1点として、市民の憩いの場の少ない和泉市で、市民会館を使用するのに非常に高い費用がある。今の時代に冷暖房を使わないというのはないのであるが、現行1日1万円であったものが、1日8時間使用するとして、冷暖房料が1万6千円加算される。市民会館としての性質からして高過ぎるのではないかと、との質問に対し、現行条例は36年8月に制定したままであり、実際に1時間2千円以下としているが、各部屋ごとと違い、最高ホールを2千円としており、ホールで暖房1時間使用した場合は実際2千300円の都市ガスを使用している。余分にもらうという考えは毛頭持っていない。

第2点目は、1時間で2千円以下加算するというふうに確認せざるをえないのであるが、これは別に市長が定めるというふうに了解してよいのか、との質問については、ここに規定して



あり、これを終わり、おはかり致しましたところ、「異議あり」の声があり、採決の結果、賛成多数で原案通り可決決定した次第であります。

次に、議案第16号和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、第1点は、ごみの週2回取りの予算計上はしていないが、7月目途にがんばるということであったが、この値上げは4月1日実施ということと提案されているわけであるが、廃棄物の処理は市民すべてにわたっての施策であり、値上げについては賛成できない。この条例を撤回する気はないかとの質問があり、これに対しては、現行清掃行政については、住民に関心のあることをいつも理解しているが、これを全部市が負担するということになると、相当額負担となり、現行清掃行政だけで住民1人当たり約4千円という市が持ち出しをしているという現況の中で、ごみは市全般にわたり収集をしているが、し尿については、浄化槽等の関係上現在7万4千人の対象であり、負担の原則から、ある程度の市民負担を願いたいと思うとの回答がありました。

第2点は、現状し尿処理収集についての苦情がどの程度掌握し、苦情に対する処理の体制、また大阪湾岸の下水計画、一部自家下水等を含めて、今後のくみ取り行政のあり方、設備あるいは人権費の高騰によって、毎年と言ってよいほど料金改正されている状況をどのように考えているのかとの質問がありました。

これについては、ご指摘の通り苦情のあることは事実で、把握している苦情は約15件から20件ぐらいあり、清掃環境指導員1名が絶えず苦情処理に当たっており、昨年、山間地域に苦情が相当数出たが、中継処理という形をとり、徐々に苦情がなくなっている。本年度は、し尿の貯蔵槽の準備と処理体制の迅速ということで業者との話し合いもできている。公共下水の問題については、着々とその方向に向かっているが、現在の市の下水が不完備であるので、今後も努力したい旨の回答があり、終わりました。

本件については反対の意見もあり、採決の結果、賛成多数で原案通り可決決定いたしました。

次に、議案第17号和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定については、別に質問がなく、意見と反対の態度表明があり、採決の結果、賛成多数により原案通り可決決定いたしました。

以上の通り、2日間にわたり付託された議案の審議が全部終了した次第であります。

何とぞ速やかに全議案を可決決定下さるようお願いいたしまして、報告を終わります。

○ 議長（坂上國治君） ただ今委員長より詳細なる報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、討論に移りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

の考え方は全部消え去っていると言わざるをえない。したがって、このような予算に賛成することはとうていできない。

施政方針と予算とは一体不二のものである。私たちはこのように考えてきたけれども、和泉市に限ってはそういう考え方は誤りである。予算は予算、施政方針は施政方針、このように、その2つは別のものであるということを、この予算と施政方針とで市長は教えてくれた。このことについては、今後、また、臨時会あるいは定例会等を通じてもう少し検討していったらいいと思います。

市民の中で、「市長は映画やテレビに出てくる総代官の再来ではないか」というようなうわさもちらほら聞こえるような昨今でございますが、この施政方針と予算とを見比べてみると、あながちそうではないんだと言い切れない。なるほどそういう面もあるんだなと考えざるをえないような予算でしかない。

また、特別会計、事業会計等についてもいろいろ意見はございますが、そのうちほんの1、2点だけ申し上げておきます。

国民健康保険会計については、料金引き上げを示唆した予算である。水道会計については、未給水地域の解消が明示されておられない。また、将来への受水計画も考えられておられない。病院会計については、市民病院としての性格が度外視されている。対市未収金というようなことが予算のうえにあげられておる。このような要点だけをあげまして、細部は省略して反対意見としたいと思います。

以上、昭和49年度の一般会計、特別会計、事業会計及びこれらに関連する議案に対して反対をいたします。

以上です。

- 議長（坂上国治君） 次の賛成の方、お願いいたします。
- 1. 3 番（藤原利一君） それでは賛成の立場から私のご意見を申し上げます。

昭和49年度の一般会計ほか各会計予算並びに関連する諸議案について、賛成の立場から意見を表明いたしたいと思います。

坑下の地方財政は、昨年末の急激な経済変動により、国における金融の引き締め等一連の厳しい経済施策の実施により、昭和47年度において一たん好転が見られたものの、またもや厳しい情勢となりました。

49年度の国家予算を見ますと、未曾有の石油危機により、根強い物価の騰勢の続く中で、早急な物価安定を期するため、総需要抑制に最大限の努力を払うという基本方針のもとに予算を編成され、前年度と比較し、20%以内に抑えていることは周知の通りであります。財政基

この点は、理事者は十分頭に入れて聞いてもらいたいと思うわけですが、まず、同和問題につきましては、公正で民主的な市政運営が行なわれておられない。和泉市の再重要施策といわれておるこの同和事業予算につきましては、国の補助が大変少ない。また、執行面では実際の市債負担が超過負担と重に重なり合って市財政を圧迫していることは明白でございます。

たとえば和泉団地につきましても、312戸分。これは、国の補助が11億円で、市の負担が起債、単費合わせて8億3千810万、約7.8%という状態。これに対して、国がなすべき施策、国が逃げていく、このやり方に厳しい批判を加えていくという姿勢が見られない。

さらに、同和行政の基本につきましては、依然として窓口一本化行政である。特定団体の私物化行政と言われてもいたし方のない同和施策が、団体の加入者に限って行なわれる。それ以外は、同じ地区住民であっても、同和施策が受けられない。団体加入者でなければ、公金による助成が受けられない。こういう憲法14条と地方自治法10条2項に違反する行政が依然として改められておられない。このようなことは絶対に認めるわけにはいきません。

さらにまた、地方公共団体である自治体が、同和行政にこと寄せて、自治体の住民自治の精神を踏みにじり、共産党に対する誹謗中傷を行なっている。こういう、まさしく地方自治を破壊する、このことに市当局が手をかしている。これは絶対認めることができない。2月15日付の文書がそうありますが、この点は直ちに撤回し、反省すべきである。そのことを申し上げたい。

次に、債務関係でございますが、昭和48年度末の地方債残額は約61億円。ところが、49年度の地方債25億追加しまして、予算書の計上を見ますと84億円という膨大な起債が地方債残として残りますが、今日でも7億9千万円の元金利子償還金が、来年度は10億円に上ることが必定でございます。

さらに、債務負担行為につきましても、公社関係の48年度末で89億円の借入金、固定負債。今度また、当然、債務負担、純債務負担46億、損失補償36億、合わせて82億にもなる。内容といたしましても、用地だけでも60億を買う。こういうことになれば、当然、膨大な借金をかかえてくるという点で、いやしくも、今日の和泉市財政の基盤の弱さからいっても先行き不安、市民の将来を考えないという予算で、これも認めるわけにはいきません。

だから今日、一般会計予算の117億中47億5千万以上、約40.6%以上という同和予算の比重の高さについて、絶対に市の財政に圧迫をささないという基本的な方針がなくてはなりません。それは何はともございません。この点を改めて指摘したいと思っております。

さらに、財源確保の問題につきましても、何ら誠意のある財源確保についての手だてがなさ

関連議案につきまして賛成するものでございますので、賛成の意見を申し述べたいと思います。

わが国の経済は昨年来から著しい変動を来しました。そのため、住民生活に多大の影響を及ぼしているところでございます。国はその解消策として、49年度は物価安定短期決戦を基本として緊縮予算を編成したことは周知の通りでございます。これがため、財政基盤の弱い本市は、国の経済政策の影響を受け、財政運営が一段と厳しいものとなっております。

市は行政の総合的な実施主体として、常に住民の福祉を念頭に置いた財政運営に意を用いなければならぬことは言を待たないところでございます。本市の昭和49年度各会計予算は、厳しい国の制約を受けながら、財源の効率的配分に努め、限られた財源で住民福祉の向上に積極的に取り組み、予算を編成したものと考えます。

まず、一般会計において、総額117億でありまして、昨年既当初に比較し46%の伸びになっており、このうち約半数に近い55億円を住民生活関連の投資的な事業費に当てられていることは、複雑化する住民の要望にこたえるものであると考えます。

一方、歳入面では、政府等の一般財源の伸びはかなり増大していると考えますが、税源の乏しい本市において、調和のある依存財源を求めることは得策であろうと思います。今後とも鋭意工夫をこらし、依存財源導入に努められ、地方財政の基本理念とされる、いわゆる最少の経費で最大の効果をあげ、健全財政を維持せられんことを望むものでございます。

次に、国保会計では、保険料の改定を行わず、少額とはいえ、一般会計から繰入金で処置できえたことは、ご同慶に存じます。しかしながら、最近の医療費の増高からして、その悪化も予想されますので、適宜適切な処置により、保険会計の総合経営の理念に徹して、健全運営を強く要望するものでございます。

次に、土地区画整理事業会計予算につきましては、事業施行の促進を強く望むものでございまして、一般会計からの繰り入れもやむをえないと思いか、事業の性格からしまして、でき得る限り、国の負担で施行せられるよう努力されんことを要望いたします。

病院事業会計につきましては、現行医療制度上問題もあり、経営の困難性もあろうかと思いますが、事業の拡大と財政再建になお一そうの努力を払われるよう強く望むものでございます。

水道事業会計につきましては、不良債務も一応解消されており、一定の評価をするものでございますが、今後も健全財政運営に格段の努力を払われ、未給水地区の解消についても強く要望いたす次第でございます。

最後に、これら予算に関連する議案につきましても、本市の現状から見て相応の処置と考えます。

以上、各会計予算並びに関連議案について賛成の意見を申し述べましたが、執行に当たって

にあって、常に住民の要望するところの施策を最重点的に取り上げ、住民福祉の向上に努めておると思います。これは公共団体として長い間の使命であり、この昭和49年度の各会計の予算を見るときに、現下の厳しい財政環境の中において、思い切った積極的な予算の編成を行なっているものと見受けられます。

まず、一般会計について見ると、前年度に非較し、37億円の増加であり、総額117億円を計上しており、本市の少ない自主財源の配分について、効率的に計上しているものと思われます。各事業ごとの依存財源の導入について常に意を用い、都市基盤整備につき、住みよい町づくりに邁進しているものと考えられます。

そのほか、国保関係並びに水道、病院の企業会計予算についても、現行の制度上、健全財政を進めることは至難と思いますが、できる限り住民負担に転嫁しないで、企業努力により、かつまた、一般会計の財政需要等勘案しながら、繰り入れ処置について慎重を期し、財政運営の秩序の確立を図られるよう望むものであります。

予算に関連した議案もありますが、一部住民負担の引き上げについては、現下の経済情勢を考えると、若干の負担もやむをえないものと思われます。

しかし、ごみ、し尿処理等の環境衛生問題について一部、苦情もあるやに聞いておりますので、この際、理争者一丸となって、住民利益の向上に努められるよう、強く望むものであります。

最後に、理事者各位はますます切磋琢磨せられ、この厳しい財政状況を克服し、新年度予算の執行に当たっては特に慎重を期し、健全財政の維持について要望するものであります。

以上をもって私の賛成意見といたします。

○ 議長（坂上国治君） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。日程第1より日程第17までを原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、日程第1より日程第17までは原案通り可決されました。

予算特別委員の皆さんには、慎重ご審議賜り、まことにありがとうございました。

それではお昼でございますので暫時休憩をいたします。

○  
(午前12時30分休憩)

金若しくは利子の支払の保証又は損失補償を行うこと等)を負担して  
いる民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

II 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜すい

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明  
する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

別紙 和泉市土地開発公社の昭和49事業年度の事業計画に関する書類

1 昭和49事業年度和泉市土地開発公社予算

(総則)

第1条 昭和49事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第2条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ8,111,789千円と定める。

2 収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表収入支出予算」による。

(借入金)

第3条 借入金の限度額は、5,216,000千円と定める。

支出

款	項	金	額
1. 學業費		6,027,720	冊
	1. 土地取得費	5,819,420	
	2. 土地造成費	208,300	
2. 管理費		81,069	
	1. 財產管理費	38,620	
	2. 事務管理費	42,449	
3. 借入金償還金		2,000,000	
	1. 借入金償還金	2,000,000	
4. 予備費		3,000	
	1. 予備費	3,000	
合	計	8,111,789	

(支出)

款	項	目	本年度予算額	節		明
				区分	金額	
1. 學業費	1. 土地取得費		6,027,720			
			5,819,420			
		1. 土地取得費	5,819,420			
				1. 委託料	5,000	鑑定委託料
				2. 公有財産購入費	5,881,420	土地建物購入費
				3. 補償費及賠償金	433,000	物件等移転補償費
	2. 土地造成費		208,300			
		1. 土地造成費	208,300			
				1. 委託料	8,000	設計等委託料
				2. 工事請負費	200,000	造成工事請負費
				3. 役務費	300	開発行為許可申請手数料証紙代
2. 管理費			81,069			
	1. 財産管理費		38,620			
		1. 財産管理費	38,620			
				1. 工事請負費	38,000	建物除却等工事請負費
				2. 賃金	120	人夫賃金



			事務費	27,000
5.旅費	400		府外旅費 府内旅費	200,000 200,000
6.交際費	300		公社交際費	
7.需用費	1,589		○消耗品費 共通消耗品費 その他消耗品費 ○食糧費 会費 来客用 ○燃料費 自動車燃料 暖房用燃料 ○印刷製本費 登記関係諸用紙印刷代 議案等印刷代 その他諸用紙印刷代 ○修繕料 自動車修繕料 備品修繕料	289,000 54,000 235,000 150,000 50,000 100,000 300,000 280,000 20,000 600,000 100,000 100,000 400,000 200,000 180,000 20,000
8.役員費	130		自動車保険料 電話使用料	70,000 60,000
9.使用料及賃借料	37		有料道路通行料 自動車借上料	25,000 12,000

合 計	8,111,789.		
-----	------------	--	--

昭 和 4 9 事 業 年 度 和 泉 市 土 地 開 発 公 社 資 金 計 画

区 分	金 額	備 考
受 入 資 金	8,111,789	刑
1. 事 業 収 入	2,891,889	
2. 借 入 金	5,216,000	
3. 事 業 外 収 入	3,900	

支 払 負 金	8,111,789	
1. 事 業 費	6,108,789	
2. 借 入 金 償 還 金	2,000,000	
3. 予 備 費	3,000	

差 引	0	
-----	---	--

2. 和泉市公共事業に充当する目的をもって当公社にて先行取得した用地を下記に依り譲渡するものとする。

事業名	計画面積	譲渡価格	備考
幸小学校用地	8,500㎡	704,000円	
山手中学校用地	1,878	52,540	
和泉第二団地用地	1,870	263,274	
和泉第三団地用地	5,767	762,925	
地区内道路1号線用地	2,810	354,800	
解放センター用地	10,000	650,000	
和泉第二保育園用地	1,650	64,350	
肥子池公園用地	1,200	60,000	
合 計	32,475	2,891,889	

3. 和泉市の公共事業に充当する目的をもって当公社にて先行取得した用地を下記に依り造成するものとする。

事業名	計画面積	事業費	備考
換地对策事業	20,159㎡	200,000円	

5 昭和48事業年度和泉市土地開発公社予定貸借対照表

(昭和49年3月31日)

資 産 の 部

冊 冊

I	固 定 資 産		
1	有 形 固 定 資 産		
	(1) 土 地	6,953,251	
	(2) 建 物	1,377,186	
	(3) 補 償	640,225	
	(4) 備 品	3,298	
	有 形 固 定 資 産 合 計		8,973,955
2	無 形 固 定 資 産		
	(1) 電 話 加 入 権	100	
	無 形 固 定 資 産 合 計		100
3	投 資		
	(1) 貸 付 金	16,000	
	投 資 合 計		16,000
	固 定 資 産 合 計		8,990,055

6 昭和49事業年度和泉市土地開発公社予定損益計算書

(昭和49年4月1日～昭和50年3月31日)

	利	損	益
I 事業収益			2,891,889
II 事業費用			
1 土地取得原価	2,847,285		
2 財産管理費	620		
3 事務管理費	41,989		
4 予備費	3,000		
5 減価償却費	715		
III 事業損失		1,718	
IV 事業外収益			
1 利息収入		3,500	
2 雑収入		400	
当年純利益			3,900
			2,182

II	流動資産	4,926	
I	現金預金		4,926
	流動資産合計		
	固定資産		13,213,163
	資産合計		13,218,163

	負債の部		
III	固定負債	13,199,858	
I	借入金		13,199,858
	固定負債合計		
	負債合計		13,199,858

IV	基本金	5,000	
V	剰余金		
	繰越利益剰余金	6,128	
	当期純利益	2,182	
	剰余金合計		8,310
	資本		13,805
	負債資本合計		13,213,163

○ 議長（坂上国治君）本件についてご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君）この予定貸借でいくと、固定負債が13億と大変膨大なもので、事業収入の中で28億9千188万円を市が買い取ると出てますが、これと関連して、一般会計予算が先ほど可決されたわけでございますが、関連して、公社へ委託し先行取得するものはいとして、和泉市学校建設協会の建設事業資金の元金が具体的には、公社関係がどういうふうタッチするのか、いまのところ、財団法人としては公社だけしかないと思う。その点について、理事者のほうから委託されて買うものはともかくとして、学校関係の債務負担行為は公社関係に入るか、入らないか、お答え願いたい。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） お答え申し上げたいと思います。

人口急増都市である本市といたしましては、年々、急増する児童生徒を収容するための義務教育施設の整備が急務となっております現状でございます。これらの実施には多額の財源を必要とし、市単独の財源では不十分なため、広く民間資金を活用して義務教育施設の整備を行なって和泉市の教育環境の改善を図ろうということで、先ほど議決いただきました予算の中で、出資金として200万円予算計上をお願いしたわけでございます。

この協会の設立につきましては、直接のご質問にかかる問題でございますが、開発公社の中では、言わば、和泉市の開発協会から公社に切り替えの時点で若干の疑義がありました。はっきり申し上げまして、公社の業務内容の範囲は、学校等を含めて土地の先行取得を行なうが、建物はどうかという問題がありまして、各種の疑義の中で、各市が協会と公社の本建てによって事業を施工してあるのが実態でございます。

本市としては、学校関係の土地については開発公社のほうで先行取得していただき、債務負担に計上する予算等については当然、公社のほうで執行していただきますが、学校の建物につきましては、学校建設協会を設立し、その中で民間資金等を導入して先行取得して整備をしていきたいと思っております。

したがって、これらの設立の趣旨に則り、大阪府教育委員会あるいは直接、財政のご指導をいただく地方課等のご指導を得て、近くこの事務を選びたいと考えておりまして、設立に対するいろいろの問題について、府の全面的な指導と協力をいただくということでございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、このへんでちょっと市の明確な基本姿勢についてお尋ねしたい。

公社の設立について若干疑義があったので、今回、公社については、学校関係の用地だけを委託し、建物については別口だ。新たに財団法人ですか、そういうものを設立するんだという

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

仰せのご趣旨につきましては、全く私たちも同じ考えを持っております。やはり市の執行等につきましては、議会の議決を得てやっていくのは本来の姿でございます。決してそれを逸脱するような考えのもとに公社の運営をしたり、あるいは設立しようとしております学校建設協会の運営をしようという考えは毛頭ございません。学校建設協会等についても当然、補助金あるいは国の起債等を前提とした事業以外は一切やらないという健全な財政運営の考え方に立って設立を許可していただくということで進めてまいりますので、議会を全く形骸化するような形は絶対いたしませんので、その点はお約束できると思います。

○ 議長（坂上国治君） 他にご意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 日程第19「工事請負契約変更について」より日程第32「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第7号）」までは同種のもので予算と関連いたしますので、これを一括議題といたします。

該案の助読につきましては、表題のみ助読したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第24号

工事請負契約変更について

昭和48年5月19日議決を経た市立（仮称）和泉台小学校新築（第1期）工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年8月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 15 1,600,000円」とあるのを「契約金額 15 2,600,000円」に改める。



議案第 27 号

工事請負契約変更について、

昭和 48 年 6 月 23 日議決を経た市立郷荘中学校体育館新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和 49 年 5 月 29 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 5,800,000,000 円」とあるのを「契約金額 63,000,000,000 円」に改める。

議案第 28 号

工事請負契約変更について

昭和 48 年 7 月 26 日議決を経た(仮称)槇尾川橋梁新設工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和 49 年 5 月 29 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 58,500,000,000 円」とあるのを「契約金額 40,000,000,000 円」に改める。

議案第 31 号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日議決を経た市立(仮称)南池田幼稚園新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 40,000,000円」とあるのを「契約金額 42,200,000円」に改める。

議案第 32 号

工事請負契約変更について

昭和48年11月2日議決を経た市立(仮称)旭保育園新築工事請負契約締結の件の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 165,000,000円」とあるのを「契約金額 182,500,000円」に改める。

議案第 35 号

工事請負契約変更について

昭和48年12月18日議決を経た市立(仮称)第二區府保育園新築工事請負契約締結の件  
の一部を次のとおり改める。

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「契約金額 80,000,000円」とあるのを「契約金額 84,000,000円」に改め  
る。

議案第 36 号

工事請負契約変更について

昭和48年2月26日議決を経た(仮称)和泉第一団地第1期建設工事請負契約締結の件  
の一部を次のとおり改める

昭和49年3月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

「工期 自 昭和48年2月26日(議決の日) 』とあるのを  
至 昭和49年3月31日

「工期 自 昭和48年2月26日(議決の日) 』に改める。  
至 昭和49年5月25日

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		1,561,550	7,851	1,569,401
	2. 国庫補助金	924,675	7,851	932,524
10. 府支出金		972,460	74,004	1,046,514
	2. 府補助金	892,621	71,061	963,682
11. 財産収入	3. 府委託金	51,500	2,995	54,295
		240,494	15,604	256,098
15. 市債	2. 財産売却収入	225,500	15,604	241,104
		1,653,815	△ 37,606	1,626,209
歳入合計	1. 市債	1,668,815	△ 37,606	1,626,209
		9,561,023	59,903	9,620,926

第2表 地方債の補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
		資金区分	償還期限	償還期間	資金区分	償還期限	償還期間	償還の方法	その他
老人福祉センター建設	510,989	普通貸借又は証券発行	年以内	半年、年賦元均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	政府その他	年以内	半年以内	普通貸借又は証券発行	補正前と同じ
(仮称)旭保育園建設事業	6,918	同上	年以内	同上	同上	年以内	2	同上	同上
合計	1,663,815								

2. 民生費 補助金	230,119	71,061	301,180	1. 社会福祉 補助金	71,061	老人福祉センター新築事業補助金追加
(8) 府委託金	31,300	2,993	34,293			
6. 災害復旧 府委託金		2,993	2,993	1. 災害復旧 委託金	2,993	昭和48年度 山地保全強化事業委託金
(9) 財産 収入	240,494	15,604	256,098			
(2) 売却 収入	225,500	15,604	241,104			
2. 不動産 収入	221,450	15,604	237,054	1. 土地 建物 売却 収入	15,604	土地売却収入追加
(10) 市 債	1,663,815	△ 37,606	1,626,209			
(1) 市 債	1,663,815	△ 37,606	1,626,209			
2. 民生 費	585,980	△ 37,606	348,374	1. 老人福祉 施設 整備 事業 債	△ 52,606	老人福祉センター建設事業債更正減
				2. 児童福祉 債	15,000	旭保育園建設事業債追加
歳入 合計	9,561,023	59,903	9,620,926			

④ 土 木 費	2,153,317	5,500	2,158,817	1,927			8,575				
(1) 土木管理費	115,025	△ 2,500	112,526				△ 2,500				
1. 土木総務費	115,026	△ 2,500	112,526				△ 2,500				
[4] 用地対策費	4,955	△ 2,500	2,455				△ 2,500	11. 需用費	△ 500	○ 消耗品費 △ 300,000 更正減 ○ 燃料費 △ 100,000 更正減 ○ 修繕料 △ 100,000 更正減	
								13. 委託料	△ 2,000	更正減	
(5) 住宅費	800,103	8,000	808,103	1,927			6,075				
2. 住宅建設費	792,516	8,000	792,516	1,927			6,075				
(8) 唐園団地建設費	83,555	8,000	91,555	1,927			6,075	15. 工事請負費	8,000	建設資材等急騰による工 事費追加	
⑩ 教育費	2,080,117	7,710	2,037,827	5,924			1,786				
(2) 小学校費	1,115,059	4,600	1,119,659	4,225			575				
4. 学校建設費	668,842	4,600	668,442	4,225			575				
[1] 柏木小学校 増改築事業費	21,901	900	22,801	520			580	15. 工事請負費	900	"	





一般会計補正予算（第7号）について、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

本定例会中の去る18日に一般会計の補正予算第6号をご議決賜り、短期間中に本日、第7号の補正予算をご提案させていただき、まことに恐縮に存しております。

ご承知の通り、近時における建設資材の高騰は異常なものがございまして、昭和48年7月31日以前に請負契約を締結した工事のうち、8月1日現在施行中のもの、同日現在の残工事について、労務費を含む63品目及び9月1日現在施工中のもの並びにそれ以降に施工する工事で、本年1月31日までに契約を締結した工事の基準日における残工事の仮設資材を除く全品目について、契約条項第17条に基づいて単価補正のやむなきに至ったものでございます。これらの単価の補正方法につきましては、大阪府が実施した基準に基づきまして、府下各市の実施状況を勘案し、それぞれの工事費を再算定し、その不況額を今回、補正しようとするものでございます。事情ご賢察をいただきまして、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

今回の補正は、先般ど建設部長が提案理由の説明を申し上げましたように、いずれも工事請負関係と関連するものでございまして、議案書の41ページに内容を記載いたしてございます。議案書の第1条にございまして、歳入歳出ともそれぞれ5千990万3千円を追加し、補正後の予算総額を9億2千92万6千円とするもので、関係科目への計上額と補正後の予算額は第1表の通りでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございまして、老人福祉センター及び旭保育園建設事業債の補正でございまして、借入条件及び償還の方法等は第2表の通りでございます。

次に、事項別明細書によりまして、歳入歳出予算の個々の内容についてご説明申し上げます。議案書の49ページ、歳出予算からご説明をいたします。

初めに民生費につきましては、老人憩の家、老人福祉センター、（仮称）緑ヶ丘保育園及び（仮称）旭保育園の建設事業費でございまして、建設資材の急騰による工事費をそれぞれの費目へ合計4千370万円を追加計上してございます。

次に、土木費につきましては、用地対策の事務費の更正減額250万円及び市営住宅団地16戸建設工事費800万円の追加でございまして、差し引き土木費として550万円を追加いたしてございます。

教育費につきましては、伯太小学校校舎増改築、北池田小学校体育館、緑ヶ丘小学校新設、郷荘中学校新設及び南池田幼稚園新設の事業費でございまして、いずれも建設資材急騰による工事費をそれぞれの費目へ追加計上し、合計771万円を追加いたしてございます。

災害復旧費につきましては、山地災害復旧事業費299万3千円は、大阪府の全額負担事業

議案第 37 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議  
に関する条例制定について

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例を次のように  
制定する。

昭和 49 年 3 月 29 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議  
に関する条例(案)

(目的)

第 1 条 この条例は、和泉市域内において行われる宅地開発地域における良好な生活環境を確保  
するため、市長と宅地開発を行おうとする者との事前協議について定めることにより、市  
の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって人間回復のまちづくりに寄与することを目的と  
する。

(適用範囲)

第 2 条 この条例は、和泉市の市街化区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条  
に規定する市街化区域をいう。)内において、居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべ  
き人数が 10 人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。

- (1) 開発区域の面積が 500 平方メートル以上のもの
- (2) 同一の者又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに接続して当  
該申請の日から 2 年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積  
の合計が 500 平方メートル以上となるもの
- (3) 開発区域の面積が 500 平方メートルに満たないもののうち、当該開発により良好な生  
活環境を確保するため、開運公共施設等を整備する必要があると市長が認めるもの
- (4) 地上高が 10 メートル以上の建築物を建築するもの

10人以上である宅地開発事業で、次の各号の一に該当するものに適用する。

- (1) 開発区域の面積が500㎡以上のもの
- (2) 同一の者、又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに接続して当該既申請日から2年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500㎡以上となるもの
- (3) 開発区域の面積が500㎡に満たないもののうち、当該開発により関連公共公益施設等を整備する必要があると市長が認めるもの
- (4) 地上高が10m以上の建築物を建築するもの

(総括事項)

第3条 宅地開発事業は市の都市計画に適合しなければならない。

- 2 宅地開発事業を行おうとする事業者(以下「開発事業者」という)は宅地開発事業の施行にあたり、市長の指示に従って施行しなければならない。
- 3 特別指定地区(信太東地区、王子地区、国府地区)を開発する場合、開発事業者は、別定開発計画にそうように努めなければならない。
- 4 開発事業者は当該開発区域が和泉市総合計画の基本土地利用構想の上で、土地区画整理事業と併用して施行することが望ましいと市長が認めた場合は、それに従わなければならない。
- 6 市長は条例第3条の規定により申し出た開発事業者に対し、本要綱を提示し、関連事項について協議するものとする。

(人口密度及び戸数)

第4条 開発事業者は自己の開発する開発区域内に独立低層住宅、連棟式住宅及び中高層住宅を建設しようとする時は、別定開発基準に基づく人口密度の範囲において計画施行しなければならない。

- 2 住宅敷地の区画最小面積は次表の面積以上としなければならない。

種 類 地 域	独立低層住宅 (1~2階建)	連 棟 式 住 宅	
		1~2階建	3階建
北 部	90㎡	80㎡	70㎡
南 部	120	90	80

しなければならない。

2 前項の公園、緑地は有益な位置に設定し、開発事業者の責において整備しなければならない。

3 第1項に規定する公園、緑地の面積は次の各号に定めるところによる。

- (1) 1 ha 未満の宅地開発事業については、開発面積の5%以上の公園を確保する。
- (2) 1 ha 以上の宅地開発事業については、開発面積の5%以上の公園と5%以上の緑地を確保する。
- (3) 前各号の公園、緑地が300㎡に満たない場合は負担金をもって当該用地にかえることができる。
- (4) 第4条に規定する人口密度をやむをえず越えた場合、越えた分につき、1人当り6㎡を加算しなければならない。

4 中高層住宅を建設する場合は、前各条の公園、緑地の外に、建物敷地内に建物敷地面積の20%以上の緑地を設け、開発事業者の責において維持管理しなければならない。但し、近隣商業及び商業地域にあつては10%以上とする。

(雨水排水施設)

第9条 開発事業者は雨水排水にあたり、別定開発基準に基づき自己の負担で施行しなければならない。

2 流末水路に放流するにあたり、あらかじめ、管理権者と協議し、水利権者の同意を得なければならない。

(污水排水施設)

第10条 開発事業者は開発区域内の污水排水施設については、別定開発基準に基づき、自己の負担で施行しなければならない。

2 処理対象戸数が100戸以上の場合、污水処理場を設け、高級処理をしなければならない。

3 污水処理場の管理は、開発事業者、又は入居者の組合等で行うものとする。

4 設置された污水処理場が不必要になった場合、施設、用地共に市に無償で譲渡しなければならない。

5 公共下水道、大阪府管理河川等、及び流末水路に放流するにあたり、あらかじめ管理権者と協議し、水利権者の同意を得なければならない。

(上水道施設)

第11条 開発事業者は和泉市水道部と給水の時期、施設負担等について協議成立しなければならない。

2 幅員2m以上の歩道は、並木を植樹しなければならない。

(消防水利施設)

第19条 開発区域内における消防水利施設は当該地域の自然的条件、開発区域の開発状況及び本市の消防水利施設計画等に適合するよう事前に充分消防本部と協議して計画しなければならない。

2 消防水利施設は別定開発基準に基づき、開発事業者の負担でこれを整備しなければならない。

3 消防水利施設の配置及び規模等については開発区域の開発状況によるので、消防本部と協議の上決定し、消防長は消防水利届出書の提出を求めることができる。

(施設の検査)

第20条 開発事業者は市長と協議により、施行した施設について、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は前項の検査の結果、不備な箇所がある場合は開発事業者の負担において、その箇所を整備させることができる。

(建築協定の締結)

第21条 開発事業者は、一定規模以上の開発については建築協定を締結しなければならない。

(被害の補償)

第22条 開発事業者は開発行為の施行にあたり、災害の防止に万全の措置を講じなければならない。なお、開発事業者の責により生じた被害並びに第三者との紛争は、開発事業者がその責を負うとともに、紛争を解決しなければならない。

(覚書の交換)

第23条 本要綱の協議を行った結果、合意に達した場合は覚書を交換するものとする。

(この要綱に従わない者に対する措置)

第24条 この要綱に従わない開発事業者に対しては、開発にあたって市はあらゆる協力をしない。

(その他)

第25条 この要綱に定めない事項で、市長が必要と認めるものについては、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 年 月 日から施行する。

表 3

開発規模	運動公園	体育館
戸以上 800 ~ 1600	1カ所(1ha程度)	
1600 ~	1カ所以上(同上)	1カ所以上(1000㎡程度)

- (1) 公園とは30,0㎡以上かつ都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第2条第2項でいう「公園施設」を有するものをいう。

4 教育施設

- (1) 整備基準

表 4

開発規模(戸)	小学校	中学校	幼稚園
~1000未満	0~1校	0~1校	0~1園
1000~2000	1	1	1
2000~4000	2	1	1~2
4000~	2~	1~	2~

- (2) 児童生徒発生率

幼稚園児 0.075人/戸

小学生 0.45 "

中学生 0.22 "

## 5 公益施設

### (1) 整備基準

表 6

低層住宅(戸)	中高層住宅(戸)	保育所	集会所
以上～400未満	以上～200未満	カ所	0～1カ所
400～800	200～400		1
800～1,000	400～800	0～1	1～2
1,000～2,000	800～1,600	1	2
2,000～	1,600～	2～	3～

表 7

保育所規模(人)	90	120	150	180
保育所面積(m <sup>2</sup> )	1,600	2,000	2,400	2,800

(2) その他の公益施設については関係諸機関と事前協議の上、市長と協議しなければならない。

## 6 街路灯

表 8

道路の種類	光源の高さ(m)	灯間隔(m)
幹線道路	5.5～9	(5～10)×光源の高さ
商店街道路	4.5～8	(4～8)× "
住宅緑地各地域内道路	3.5 以上	(5～20)× "

定についての提案理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

ご承知の通り、本市の市街化区域における宅地開発につきましては近年、急激な増加を示し日本住宅公団等の大規模開発を除く中小規模の開発に関しては、開発施設の整備等について一定の歯止めがなく、道路、その他の社会資本の集積なしに無秩序に進行している現状でございます。

これらの防止につきましては、各地方自治体もそれぞれの立場で対策を講じておるものですが、本市におきましても、遅ればせながらも、これら宅地開発行為に対し、生活環境の目標基準を定め、良好な町づくりを促進するため、その行為に先立って、宅地開発を行なおうとする者と協議を行ないたく、本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

続きまして、内容のご説明を申し上げます。

条例第1条は、目的を規定させていただいたものでございます。

第2条では、事前協議を必要とする行為の範囲を定めたものでございます。市街化区域内において居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発行為のうち、宅地開発区域の面積が500平方メートル以上のもの、その他、2号から4号までの行為でございます。特に5号では、500平方メートル未満の場合でも適用するよう規定いたしましたのは、浸水多発地域、急傾斜地等では防災上の配慮が不可欠でございますので、特別に対象といたしたものでございます。

第3条は、事前協議の時期を規定するもので、関係法令等に基づく監督官庁等の許可、認可、確認等の申請以前にあらかじめ市長と協議するものとしてございます。

第4条は、本条例に違反した者に対する措置を定めるもので、議案参考資料、宅地開発指導要綱案第24条でも規定しておりますように、上水道等の供給等、公益上のサービス提供を拒否するものでございます。

第5条は、環境基準の目標値等の細目を要綱で規定すべく市長が定めるものとし、本条例の施行期日を、附則において昭和49年4月1日と定めたく存じます。

以上、簡単ですが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りたくお願い申し上げます。

なお、参考のために別途、開発指導要綱案をお配りしておりますので、ご参考に供したいと思っております。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) これはいまの説明にもありましたように和泉市としては非常に遅れておった案であるという点で私も了といたしますし、また、いままでに昭和土地などの民間業



○ 17番(山田清二君) 参考資料として要綱を出してもらっていますが、要綱については、従来の行き方というか、あり方から見て、多少の意見はありますけれども、これは条例の審議であると同時に市長が定めるということですので、このことについては申し上げます。ただ、第4条の罰則規定ですが、便宜の供与をしないというのは、一体、どういうことになるのか、説明をしていただきたい。たとえば、この条例に違反して開発を行なって、これを知らずに建て売り住宅を購入した人たちについてはどうするのか、住民登録を受け付けない、市民税の賦課も行なわないという便宜を供与しないようにいくのか。それとも、いま言うように、水道を引かせないとか、市のサービスを拒否するという一方的なものか。これをまず先に答えていただきたい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

この開発要綱を適用していく対象者は、たまたま、建て売り住宅を買い玉というお話がございましたが、われわれが想定しておりますのは、宅地開発して人が居住する、いわゆる住宅を建設していく開発業者を対象に考えております。したがって、お買いになる方々に直接ご迷惑のかからないように、その前段の業者との関係を付けていくという考え方でございます。

それと、便宜を供与しないと申しますのは、いわゆる和泉市民としての扱いを一切しない、そういうことはできないと思います。居住して、住民登録基本台帳法に基づいて住民登録をしてきた場合、それを受け付けないということは、ちょっとできかねるのではないかと思います。先ほど、提案理由に述べましたように、市が市民にサービスを提供している、上水道とか、ごみ等の回収を行なうとか、そうした便宜は提供しないんだという意味でございます。

○ 17番(山田清二君) そうすると、市民税を徴収し、市民としての義務は全部履行させるが、サービスは全部シャットアウトする。そういうことは到底、ありえないと思うんですが、いかなる法令に従ってそれをやるうとするのか、まず、それを答えていただきたい。

と同時に、いまの総務部長の説明で、これは開発、建築の過程でそういうものが全部解決されるんだと言われておりますが、それならば、この案項はいらない。無届けでやってしまいかいり恐れがあるから、こういう条文があるんだと思う。最初から市へ何でも相談してやっていけば、この罰則はいらんわけです。相談せんと、ヤミでやるやつがあるかもわからないから罰則があるわけでしょう。ところが、その過程でそういうことはないようになるから、そこへ居住する市民には何ら迷惑はかからんという考え方でしょうけれども、これは成り立たないと思う。現に、いままでだって余計ある。非常に難儀をしております。金も払い、登記もすんだけれども、建築許可というか、何とかの許可すら下りておらないということで困っている人も

○ 17番(山田清二君) 役所の机の前ではわかりません。現実にもいままでも、そういう問題が幾つもあったわけです。僕たちは現実に、将来、こういうことが起こるであろうと予測して言っているのではなく、いままでに幾つも起こって、その解決に非常に難儀をしたんです。こういう規定がないにもかかわらず難儀してきた。こういうことが規定されれば、そういう問題がひんぱんに起こってくるであろうと思うからこそ、いま言うわけです。しかも、総務部長の説明を聞けば、この規定は必要ないことになる。いりませんよ。全部捕捉して事前協議をしていく。もし、応じなければ事業を差し止めるんだという。そこまではするんだしたら、従わない云々は必要ないと思う。にも関わらず、従わない者が出るならば、今度はそれを利用する人たちにはっきりそのことを告げるべきです。知らせることをやるのかということ。やる必要があるということ。違法かどうか、素人にわかる道理がおまへん。いろいろ市で言うてる問題が起こってくる。市には専門の係りがあるが、自分の知識で一切の市民が自分と同じだけの知識を持っていると考えて処理している。建築なんかについて、相当の知識を持っている人なんてほとんどおりませんよ。それがなけなしの頭金を出して、あとローンか何かで月賦で払っていく。気が付いたときには、ローンが成立して自分の負債として残っているわけです。業者にもう1回交渉する余地がない状態で気が付く。水道にしても建築時に全部するんだと言いますが、開栓は居住してからでなければしない。開栓のときに止められるんですよ。工事は幾らでもやりまんがな。

○ 総務部長(坂口礼之助君) どうも論議が合わんようで恐縮なんです。現在、そういう非常に迷惑を被っている方々というのは、現在、千平方メートル未満の開発については、何ら許可もいらなかったわけです。したがって、行政指導面でも十分に目を張ってやっていくこともない、あるいは山田議員さんがおっしゃるような点で、不法建築物は、この要綱なり、条例を制定することによって、そのようなものをなくしていこう、行政指導を厳重にやっていきたいと考えてございますので、それだけども、現実にあるじゃないかと言われるのですが、あるのはわかっていますので、こういう要綱をつくってできるだけなくしていこうという考え方なんです。

○ 17番(山田清二君) わかります。そういうことを防止するためにつくって、全部適用できるんだしたら、この第4条は必要ないというんです。それでもこの綱の目をくぐってやる者が予測されるから4条をつくった、4条は、条例等の形式上つくってあるんですか、そうじゃないでしょう、実行するわけでしょう。そのときに被害者というか、その罰則を受けていくのは、業者じゃなく、市民が受けていくんだということです。だから、そういう市民をつくらないための措置をしなければならんというんです。売買が行なわれる前に、買い手がこれを不法

んや、手落ちやと言ひけれども、そこまで調べて買う人はなかなかない。いま、藤原議員が出された例は、たまたま、水道が敷設されてなくて買うのをやめた。もし、買うであつたらどうするんだ。

- 25番(藤原要馬君) 買うであつて、入るのが半年遅れたんです。
- 17番(山田清二君) 業者がしつかりしておればよろしいが、売ると同時に解散してしまうのがほとんど、社長が変わってしまうとかで交渉する場所もない。買った本人が府や市へ日参したつて、規定に合致しておらないということで許可にもならない。そういうのが幾つもある。それを防ぐためということはいくわかります。また、買う人は、それぐらい気を付けなさいということもわかります。けれども、理論通りいかない、だから、買って入った人は市民になるんですから、ちゃんと警告もし、そのために団地ならその入り口に、あるいはよくわかるところに、「ここは不法だ。したがって、ここへ入っても水道とか、ごみ、し尿の収集はしません」と、そして、「それを承知なら入って下さい」ということを明示すべきだと言っている。
- 総務部長(坂口礼之助君) いわゆる違反建築に対する措置の問題でございますが、山田議員さんがご提案されておるように、その団地なり、1区画について、これは不法建築だからということを示すことができるか、ちょっと私、いま判断ができませんが、実際に欺されて建て売り住宅等を買って非常に迷惑を被っておるという実例がたくさんあるようでございます。私は実務をやつてないのでわからないのですが、こうした開発指導等に基づき行政指導を強化すると同時に、そうした住宅よろず相談室的な機能というか、そういうものも同じセクションに設けることも考えております。住民の方々が分譲住宅を買う場合、それが果して許可になってるものか、どういう整備がされておるか、そういうことについて、相談室へきていただければわかるような機能を備えたものをひとつ整備して参りたいと思ひます。この開発要綱がご議決いただき、施行されましたならば、詳しく広報等にも詳細に掲載し、こういう要綱によって今後の和泉市内の住宅開発を行なっていくんだ。これをくぐつてやるような不法建築等にはかからないように、また、そういうご相談があれば、役所にきていただきたいということも合わせて掲載いたしまして、できるだけ市民に迷惑がかからないように強力にやっていきたいと思ひます。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議ないものと認め、議案第37号を原案通り可決いたします。

かりでなく、自治体本来の任務である福祉行政が完遂出来ない状態であり、とくに、昨今の超過負担問題は従来と様相を異にし、急速に深刻の度を深め、石油パニック以後の物不足と、これに相まっての物価高騰は、公共事業の遅れを生じせしめ、自治体に及ぼす影響は非常に大なるものがある。

超過負担を生ずる根本原因は、ひとえに国庫補助金、負担金の算定額がまったく適正を欠いており、政府の決める補助単価、補助対象の範囲及び数量が著るしく低く、実際の事業にくらべて、はなはだしい格差がある。

今こそ政府は、「補助金行政に超過負担はつきものである。」という中央集権的な発想は転換すべき時である。したがって、国と地方の正しい財政秩序の確立と、健全な地方財政運営のためにも、早急に超過負担を全面解消するため、抜本的な財政措置を講ずるよう要望する。

以上決議する。

昭和49年5月29日

大 阪 府 和 泉 市 議 会

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 10番（池辺秀夫君） それでは私から、ただ今提案いたしました自治体の超過負担解消に関する要望決議の提案理由を申し上げます。

いま、議員の皆さんのお手元に配布してある通りでございますので、ひとつよろしくご決議賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本決議案についてご意見ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
ご異議ないものと認めます。よって決議第1号を決定いたします。

- 
- 議長（坂上国治君） 日程第35「屋外労働者福祉法早期制定に関する要望決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

従って、屋外労働に従事する者の労働条件を、具体的に改善する基準を鮮明にすると共に、屋外労働者福祉法の早期制定を強く要望する。

以上決議する。

昭和49年5月29日

大 阪 府 和 泉 市 議 会

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 17番（山田清二君） これも書いてある通りでございますが、いま、労働者の権利を守り条件を向上していくというか、これの法令は幾つかございますが、ほとんど屋内労働者に適用されることであって、適用の可否は別として、屋外労働者の立場はほとんど無視された中で行なわれてきたと言っても過言でない。したがって、これは国に対する要望になりますが、屋外労働者の健康の維持あるいは労働条件の維持改善等の法制化をすべきではないかという考え方から決議案を提案させていただいたわけでございますので、よろしくご賛同をお願いいたします。
- 議長（坂上国治君） 本決議案についてご意見ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
ご異議ないものと認めます。よって決議第2号を決定いたします。

- 
- 議長（坂上国治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。
  - 23番（貝淵博治君） ここで議長さんをお願いするんですが、開会の当日、お手元に配布してある出席選挙者であります。いつ見ても、一番前列で3つか、4つの席が空いてるわけです。そこで出席していただく、いただかないは別として、何とか席順を変える意思がないのかどうか、その点だけ、この機会にお聞かせ願いたいと思うんです。出席する必要のない者は戻って生がないという中で、一番ええ席を取って、答弁の多い人がうしろに座ってる状態というのはちょっとおかしいと思うんです。最初の日、また最終日で、たとい1時間でもとればやむをえないとして、私の個人的な意見なんですが、前列でどうしてもええ人が、よかったら

上げます。

(市会事務局長あいさつ)

- 市会事務局長(井谷義雄君) お疲れのところ大変恐縮でございますけれども、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

私、いよいよこの3月末をもちまして和泉市を退職することになりました。顧みますれば、昭和25年に旧南池田村に奉職いたしましてから今日まで何らなすところなく、23年有余の歳月が経過したわけでございます。ことに、一昨年の4月に議会事務局長として過分の重責を拝命いたしましてから今日まで2年間たちますけれども、至らぬことばかりで議員の皆さんに大変ご迷惑をかけ、ご期待の万分の1にもお応えできなかったことを大変申し訳なく思っております。にもかかわらず今日、こうして大過なく退職の日を迎えることができましたのも、ひとえに議員皆様方の深いご理解と心からなるご指導、ごべんたんの賜でございまして、ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

退職後は、皆様方からお寄せいただきましたご厚情に対しまして頑張ってお参りたいと考えておりますので、どうかひとつ今後ともお見捨てなく、倍旧のお力添えを切にお願い申し上げます。なお、議員皆様方におかれましては、今後、何かとご心労の多いことと存じますが、本市発展のために格段のご努力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単に意を遣いませませんが、これもちまして、退職に当たってのごあいさつに代えさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。(拍手)

(議長あいさつ)

- 議長(坂上國治君) 一言、御礼を申し上げます。

本定例会は去る11日開会以来、20日間の長期にわたり、昭和49年度当初予算並びに関連議案など、多数の重要議案の審議に当たりまして、議員の皆様方には公私きわめてご多用にもかわりませず、連日にわたり慎重ご審議を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、予算特別委員の皆さん方にはお疲れのところ、当初予算をはじめ、関連の全議案を慎重ご審議のうえ日程内に終了していただきまして、まことにありがとうございます。

ここで埋挙者に一言、申し上げておきますが、議会の都度私からもたびたび注意し、各議員さんからも指摘のあったような答弁は、この期限りにははしいと思います。提案する限りはどんな質問にも満足に答えられるように、十分研究したうえで自信を持った議案を提案してい

ただきたい。

なお、答弁については、再三指摘されているようにまだまだ不十分であり、答弁のいかんは円滑な議会運営の成否にかかる重要な問題でありますので、今後は、答弁の基本についてもしっかり勉強していただくよう強く要望いたします。

議長として不手際な点多々あったことと思いますが、ご協力のおかげをもちまして本日、閉会の運びに至りましたことを感謝申し上げます、ごあいさつに代える次第でございます。長期間をことにありがとうございました。

(午後2時56分閉会)

---

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員